

令和 2 年

第 1 回臨時会

会 議 録

第 4 回定例会

奄美市議会

第 1 回臨時会

会議録目次

第 4 回定例会

○第 1 回臨時会	1
議事日程・付議事件	1

11 月 25 日（水）

出席議員及び欠席議員	3
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	3
職務のため出席した事務局職員	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
報告第 11 号～第 13 号（3 件） 上程	5
議案第 81 号，第 82 号（2 件） 上程	12



○第 4 回定例会	15
議事日程・付議事件	15
第 4 回定例会一般質問通告	19

12 月 8 日（火）（第 1 日目）

出席議員及び欠席議員	29
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	29
職務のため出席した事務局職員	30
会議録署名議員の指名	31
会期の決定	31
議案第 83 号～第 108 号（26 件） 上程	31
議案第 67 号（1 件）（一般会計決算認定） 上程	34
議案第 68 号～第 78 号（11 件）（特別会計決算認定） 上程	40

12 月 9 日（水）（第 2 日目）

出席議員及び欠席議員	47
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	47
職務のため出席した事務局職員	48
一般質問	49

竹山 耕平 君（自民党奄美）	49
多田 義一 君（自民党奄美）	60
川口 幸義 君（自由民主党）	71
荒田 幸司 君（日本共産党）	80
弓削 洋平 君（チャレンジ奄美）	91

12月10日（木）（第3日目）

出席議員及び欠席議員	99
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	99
職務のため出席した事務局職員	100
一般質問	101
林山 克巳 君（自民党奄美）	101
関 誠之 君（社会民主党）	111
奥 輝人 君（自由民主党）	121
栄 ヤスエ 君（公明党）	132
正野 卓矢 君（チャレンジ奄美）	143

12月11日（金）（第4日目）

出席議員及び欠席議員	153
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	153
職務のため出席した事務局職員	154
一般質問	155
伊東 隆吉 君（自由民主党）	155
橋口 耕太郎君（公明党）	166
崎田 信正 君（日本共産党）	177
安田 壮平 君（チャレンジ奄美）	187

12月15日（火）（第5日目）

出席議員及び欠席議員	199
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	199
職務のため出席した事務局職員	200
議案第83号～第108号（26件）上程	201
議案付託	209
陳情付託	209

12月24日（木）（第6日目）

出席議員及び欠席議員	211
------------------	-----

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	211
職務のため出席した事務局職員	212
議案第 83 号～108 号（26 件）上程	213
陳情第 7 号（1 件）上程	220
発議第 8 号（1 件）上程	226
議員辞職について 上程	228
議員派遣について	228
閉会中の継続審査について	228

別紙

決算等審査特別委員会審査報告書	229
各常任委員会審査報告書	230
議員派遣について	234
閉会中の継続審査の申出について	235
参考資料（意見書等）	236

会期・議事日程 付 議 事 件

令和２年第１回奄美市議会臨時会議事日程及び付議事件

○令和２年１１月１８日 奄美市議会第１回臨時会を招集した。

○会 期 １日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
11 月 25 日	水	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定（１日間） 3 報告第 11 号～13 号（専決） 上程 説明 質疑 討論 採決 4 議案第 81 号, 82 号 上程 説明 質疑 討論 採決 （奄美市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について） （奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

○ 付議事件は、次のとおりである。

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		専決処分の報告について （専決第 23 号 市営住宅明渡し等請求に関する訴訟の提起について）			
		専決処分の報告について （専決第 24 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて）			
(1)	報告第 11 号	専決処分の承認を求めることについて （専決第 20 号 令和２年度奄美市一般会計補正予算（第 8 号）について）	R2. 11. 25	承認	本会議
(2)	報告第 12 号	専決処分の承認を求めることについて （専決第 21 号 令和２年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 2 号）について）	R2. 11. 25	承認	本会議
(3)	報告第 13 号	専決処分の承認を求めることについて （専決第 22 号 令和２年度奄美市訪問看護特別会計補正予算（第 1 号）について）	R2. 11. 25	承認	本会議
(4)	議案第 81 号	奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	R2. 11. 25	原案可決	本会議
(5)	議案第 82 号	奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R2. 11. 25	原案可決	本会議

第 1 回 臨 時 会
令和 2 年 11 月 25 日
(第 1 日 目)

11月25日(臨時会1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 正 野 卓 矢 君
 3 番 永 田 清 裕 君
 5 番 荒 田 幸 司 君
 7 番 安 田 壮 平 君
 9 番 栄 ヤ ス エ 君
 12 番 林 山 克 巳 君
 14 番 関 誠 之 君
 16 番 川 口 幸 義 君
 19 番 与 勝 広 君
 21 番 橋 口 和 仁 君

2 番 弓 削 洋 平 君
 4 番 奥 晃 郎 君
 6 番 崎 田 信 正 君
 8 番 橋 口 耕 太 郎 君
 10 番 大 迫 勝 史 君
 13 番 西 公 郎 君
 15 番 奥 輝 人 君
 17 番 伊 東 隆 吉 君
 20 番 竹 山 耕 平 君
 22 番 多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

11 番 松 山 さ お り 君

18 番 元 野 景 一 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長 朝 山 毅 君

副 市 長 東 美 佐 夫 君

教 育 長 要 田 憲 雄 君

住用総合支所事務長 弓 削 洋 一 君

笠利総合支所事務長 濱 田 洋 一 郎 君

総 務 部 長 三 原 裕 樹 君

企画調整課長 國 分 正 大 君

財 政 課 長 永 田 公 洋 君

プロジェクト推進課 當 田 栄 仁 君

市 民 部 長 満 永 亮 一 君

保健福祉部長 山 下 能 久 君

福祉事務所長 永 田 孝 一 君

福祉政策課長 寿 山 一 昭 君

健康増進課長 徳 永 明 子 君

商工観光部長 武 下 義 広 君

紬観光課長 島 袋 修 君

農林水産部長 栄 広 久 君

建 設 部 長 保 浦 正 博 君

上下水道部長 藤 山 浩 俊 君

教 育 部 長 福 長 敏 文 君

教育委員会総務課長 徳 永 恵 三 君

11月25日(臨時会1日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田 賢一郎 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	重 信 竜 昇 君
--------	----------	----------------------	-----------

主幹兼議事係長	伊 集 院 正 君	議 事 係 主 査	堀 健 太 郎 君
---------	-----------	-----------	-----------

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人であります。会議は成立いたしました。

これから、令和2年第1回奄美市議会臨時会を開会いたします。（午前9時30分）

○

議長（与 勝広君） 直ちに、本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

市長から、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分2件の報告がありました。その内容はお手元に配付いたしました文書のとおりであります。

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に崎田信正君、西 公郎君、多田義一君の3名を指名いたします。

○

議長（与 勝広君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は別紙配付の議事日程表のとおり、本日1日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

○

議長（与 勝広君） 日程第3、報告第11号 専決第20号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第8号）についてから、報告第13号 専決第22号 令和2年度奄美市訪問看護特別会計補正予算（第1号）についてまでの専決処分の承認を求めることについての3件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。ただいま上程されました報告第11号から報告第13号までの専決につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まず、報告第11号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第8号）の専決につきまして、主な内容を御説明申し上げます。

新型コロナ緊急対策事業の第4弾として、10月29日に専決処分いたしました予算につきまして、歳出の主な内容を申し上げます。総務費の総務管理費におきまして、感染防止対策といたしまして店舗感染防止対策支援金5,000万円を、生活支援といたしまして新生児特別給付金3,000万円や学生応援支援金4,270万円などを新たに計上いたしております。また、経済対策といたしまして島民向け宿泊・体験プログラム助成事業負担金4,200万円を追加計上いたしております。

次に、歳入の主な内容につきまして申し上げます。国庫支出金におきまして、PCR検査委託料の財源といたしまして150万円を計上いたしております。また、繰入金におきまして、今回の事業に要する財源といたしまして財政調整基金繰入金2億5,680万円を計上いたしております。

以上が主な内容であります。今回の補正で2億5,830万円を追加することにより、令和2年度奄美市一般会計予算の総額は401億3,103万6,000円となります。

次に、報告第12号 令和2年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正（第2号）の専決につきまして、主な内容を御説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の施設管理費において、診療所に勤務する医療従事者や職員に慰労金を支給するため、新型コロナ感染症対応従事者慰労金を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出に要する財源といたしまして、県支出金を計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ165万円の増額となり、令和2年度奄美市国民健康保

陰直営診療施設勘定特別会計予算の総額は2億6,452万6,000円となります。

次に、報告第13号、令和2年度奄美市訪問看護特別会計補正予算（第1号）の専決につきまして、主な内容を御説明いたします。

歳出につきましては、総務費の施設管理費において、診療所などに勤務する医療従事者や職員に慰労金を支給するため、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出に要する財源といたしまして、県支出金を計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ20万円の増額となり、令和2年度奄美市訪問介護特別会計予算の総額は3,479万8,000円となります。

以上、報告第11号から報告第13号までの提案理由を申し上げましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決をいたし、同条第3項の規定により報告を行い、承認をお願いする次第でございます。

何とぞ御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（与 勝広君） ただいまの報告3件に対する質疑に入ります。

なお、専決に対する質疑でありますので、所見等は述べないようお願いいたします。

通告がありましたので、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。

さっそく報告11号、令和2年度奄美市一般会計補正予算（第8号）について、質疑をいたします。

まず、最初に。8ページから9ページ、2款1項17目新型コロナウイルス感染症緊急対策事業について、お伺いをいたします。

まず最初に、7節新型コロナ対策官民連携協議会謝金44万9,000円が計上しておりますけれども、協議会の構成と関係機関との情報共有と連携強化の在り方をお示してください。

二つ目、12節健康検診・検査業務2,974万7,000円、PCR検査委託料420万円について。まず、具体的に説明をお願いをいたします。

次に、インフルエンザ予防接種助成事業が委託料と負担金等に分けられている理由をお示してください。

次に、感染が確認された老人福祉施設等について、行政検査の対象とならない希望する者が対象者、65歳以上等となっておりますけれども、具体的に想定している事例をお示しをいただきたいと思っております。

3番目、14節緊急避難住宅整備事業1,305万円の進捗状況と事業内容について、お示しをいただきたいと思っております。

4番目、18節島民向け宿泊・体験プログラム助成事業負担金について。第2号補正で市民向け宿泊・体験プログラム利用支援事業負担金の事業内訳として、観光業者向け1,000万、市民向け1,000万であったと思いますが、予算の計上は2,000万円を一括して計上しておったと思います。その理由と、それぞれ事業ごとの実績等について、お示しをいただきたいと思っております。それと、前回の実施から反省すべき点、さらに、推進すべき点を示すとともに、奄美大島5市町村が連携して取り組む理由と事業内容の具体的な説明と進捗状況をお示しをいただきたいと思っております。

5番目に、新生児特別給付金と未就学児世帯応援事業の対象者に対する給付の方法について、具体的な説明をいただきたいと思っております。特に対象者がすべきこと、事務的になるべく簡素のほうがよろしい訳でございまして、そういうことすべきことは何かを示していただきたいと思っております。

6番目、学生応援支援金4,270万円の対象者の要件で、令和2年11月1日現在、奄美市の住民基本台帳に記録されている保護者がいること。そして、申請期間が令和3年3月5日とした理由等があ

れば、お聞かせをいただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いをいたします。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

企画調整課長（國分正大君） おはようございます。それでは、通告書１の（１）①につきまして、答弁いたします。

御質問の「新型コロナ対策官民連携協議会」につきましては、感染防止対策と経済回復対策の両面を基軸にした官民連携による協議会を設置し、現状における問題点、求められる施策に関する対応等について、意見交換・情報の共有を行う体制を整備しようとするものであります。まず、協議会の構成についての御質問ですが、新型コロナの影響は市民生活から経済活動まで、ほぼ全てと言えるほどの分野に影響を及ぼしておりますが、大きく区分すると、保健福祉分野を中心とする「感染防止対策」。産業分野を中心とする「経済対策」。学校教育や生涯学習、文化活動等も含めた「教育関係」。そして、地域活動や市民の日常生活も含めた「地域関係」の四つの分野からの参画による構成が必要であると認識しております。

次に、官民関係機関との情報共有と連携強化の在り方についての御質問ですが、新型コロナ対策につきましては、未だ収束の目途が見えない中、中長期的な視点も必要であろうかと存じます。そのためには、官民それぞれの視点から時宜を得た対策事業の効果検証や在り方の見直しを図ることが求められてくるものと考えております。そのため、本市が実施する対策事業の状況や現在の感染対策等の状況についての情報を共有し、それらを踏まえ、問題点・改善点を整理し、忌憚のない意見交換を行いながら、各分野が同じ認識をもった取組を推進することが肝要であると考えております。以上です。

健康増進課長（徳永明子君） おはようございます。健康増進課から１の１の②にございます、三つの御質問についてお答えいたします。

まず、１２節健康検診・検査業務２，９７４万７，０００円，ＰＣＲ検査委託料４２０万円についてお答えいたします。１２節委託料のうち、健康検診・検査業務２，９７４万７，０００円につきましては、インフルエンザ予防接種助成事業に係る費用のうち、委託料として計上いたしました。これまで本事業は６５歳以上の高齢者及び６０歳から６５歳未満の身体障害者手帳１級を所持されている方等を対象に実施しており、３，７２０円の委託料のうち、２，２２０円を市が助成し、１，５００円を市民の自己負担として実施している事業でございます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備え、罹患すると重症化しやすい高齢者につきましては、予防接種の接種率を向上させ、重症化を防ぐとともに、医療機関のひっ迫を防止する目的で、今年度に限り無料とするものです。実施方法としましては、１０月１日から既に予防接種が始まっていることから、１０月に予防接種が済んでいらっしゃる方に対しましては、自己負担１，５００円のほーらしゃ券を送付し、１１月以降の接種者につきましては、窓口での負担をなくし、自己負担なしで接種ができることとなります。委託料の内訳としましては、当初予算において委託料を７，０２５人分を確保していることから、追加の接種委託料として６，５７５人分の１，４５９万６，５００円、加えて１１月１日から１月３１日までの接種人数を想定し、今回、市が助成することになる自己負担分の１，５００円を委託料として１，５１５万円。合わせて２，９７４万７，０００円を計上いたしております。

次に、同じく１２節ＰＣＲ検査委託料４２０万円についてお答えいたします。この事業は国が示す「新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業」を活用して実施する事業となります。県立大島病院へ委託し、現在、県立大島病院が自由診療として行っている検査体制の中で実施することとしており、対象者１５０人に対し、１回当たりの検査費用２万８，０００円を委託料として計上しております。対象者１５０人については、市内で一番大きい老人福祉施設の入所者、通所系サービス、訪問系サービスの利用者を基に算出しております。

続きまして、インフルエンザ予防接種助成事業が委託料と負担金等に分けられている理由についてお答えいたします。インフルエンザ予防接種助成事業につきましては、先ほどと少し重なりますが、11月以降の接種は全額市の助成として委託料で計上しておりますが、10月に接種した方につきましては、1,500円を既に支払っていらっしゃるため、医療機関へ支払う委託料と接種者へ送付する1,500円のほーらしゃ券の予算が発生することになり、ほーらしゃ券に係る予算につきまして、負担金として525万円を計上しております。ほーらしゃ券につきましては、負担金として「プレミアム商品券発行事業実行委員会」へ使用枚数分の金額を支出することとしております。

続きまして、PCR検査についての具体的な想定事例について、お答えいたします。今回、計上いたしました新型コロナウイルス検査助成事業は、議員御案内のとおり、対象者として老人福祉施設等において感染者が発生した場合に、当該施設に入所、もしくは利用している65歳以上の高齢者のうち、県により行政検査の対象とされなかった方で、検査を希望する方としております。万が一、施設において感染者が確認された場合、まず、県により行政検査の対象者について検査が行われ、感染拡大を防ぐため、広く検査対象とすることとしております。本事業における具体的な想定としましては、行政検査の対象とされなかった65歳以上の方のうち、例えばその施設で行われているデイサービスを利用している方が感染の不安から検査を希望している場合、本事業の対象となります。また、デイサービスだけではなく、当該施設のデイケアや訪問介護などの利用者、もしくは入所者においても行政検査の対象外とされた方については、本事業の対象となり、感染拡大を防ぎ、安心してサービスが利用できるよう検査を行うことを想定しております。以上となります。

プロジェクト推進課長（當田栄仁君） おはようございます。私のほうからは1,（1）③の緊急避難住宅整備事業についてお答えいたします。新型コロナ対策として整備いたします緊急避難住宅につきましては、現在、業者との現場確認等を行っているところでございます。近日中には作業に入る見込みとなっております。事業内容といたしましては、1階部分、3DK3部屋、2階部分、3DK2部屋に1DK2部屋、計7部屋を整備いたします。できるだけ早急に入居可能な緊急避難住宅として確保できるよう整備を進めてまいります。以上です。

総観光課長（島袋 修君） おはようございます。それでは、質問の1,（1）④につきまして、お答えいたします。島民向け宿泊・体験プログラム利用支援事業第1弾につきまして、一括計上した理由とそれぞれの事業ごとの実績につきまして、お答えいたします。これは、コロナ禍による大きな影響を受けている観光業の事業継続を着実に支援するための取組であり、その当時、島外からの人の流れが制限される状況であった中、事業者向け・市民向けの各事業の執行状況に応じ、柔軟に対応するため、それぞれ1,000万円ずつをその時点での概ねの目安として2,000万円を総事業費として一括して計上したものでございます。

次に、11月20日時点の事業者への支払い実績といたしまして、事業者向けが1,914万円。市民向けが1,614万3,000円の合計3,528万3,000円。利用者数につきましては、事業者向けが1,708人分、市民向けが1,710人分の合計3,418人分となっております。

次に、第1弾の実施から反省すべき点等につきまして、お答えいたします。前回の第1弾につきましては、来島自粛を呼び掛ける中において、島内での観光需要喚起、経済循環を促進する観点から、すぐに実行できる内容での実施となったため、想像以上の需要の中、それを止める術をしっかりと確保できなかったことは大変反省すべき点があったものと考えております。一方で、本事業については事業者から事業継続への後押し効果やサービス向上、また、市民の皆様からも大変好評であり、第2弾の事業化への要望と、併せて奄美大島全体での実施についての声をいただいたことから、5市町村での実施に向けて、他4町村と協議を行った結果、対象施設及び対象者を島内に拡げて実施することとなりました。観光受入に関しては、奄美大島を一つの圏域と捉えておりますので、これによりしっかりとした事業所に

対する支援と、改めて行政レベルでの意識共有が図られたものと考えております。

次に、第2弾の事業内容といたしましては、1人1泊当たり宿泊費、または、1人1回当たり体験プログラム利用費の50パーセント、上限額を2万円として助成するものであります。第1弾においては、利用方法を先着順としており、御利用いただけなかった方もいたことから、第2弾でははがきでの応募による抽選方式としております。最後に、進捗状況につきましては、事業所の事前登録期間を10月26日から11月4日の10日間設け、宿泊が63事業者、体験プログラムが39事業者85プログラムの登録をいただいております。現在、11月15日から11月30日までの間を応募はがきの受付期間としております。奄美大島の魅力を再発見する機会であり、また、御利用いただき、貴重な御意見をいただくことで、今後の奄美観光の充実にもつながる取組でもありますので、是非とも島民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じております。以上です。

福祉政策課長（寿山一昭君） おはようございます。それでは、⑤新生児特別給付金と未就学児世帯応援事業の対象者に対する給付について、お答えいたします。新生児特別給付金は国の特別定額給付金の給付対象とならない新生児と同居する、同世帯に属する父・母等を対象として、家計への支援を行うために、奄美市独自の給付金として、新生児1人につき10万円を給付するものでございます。対象者は令和2年4月27日において本市に住所を有し、かつ、申請日においても本市に住所を有している者で、令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生し、申請日において本市に住所を有する新生児と同世帯に属する父・母などのうち、いずれか1人となっております。手続きについては、対象世帯には郵送で申請書類を送付し、同封の返信用封筒を用いて郵送で申請受付を開始しております。令和2年4月28日から10月29日までに出生した世帯149件には、11月19日までに申請書類を郵送し、今後も随時、月2回、申請書類を対象者へ郵送していく予定でございます。議員お尋ねの対象者において、していただきたいことは、申請書が届きましたら、申請手続きの仕方は、先の定額給付金と同様で、申請書と同時に申請者の本人確認ができるものと、振込口座が確認できる通帳などの写しを同封の返信用封筒で、申請期限の令和3年4月30日までに郵送していただくことでございます。既に、昨日11月24日現在では80件の申請を受け付けております。

次に、未就学児世帯応援事業、「奄美市応援券」の給付の方法についてお答えいたします。新型コロナウイルスにより自宅保育や、保育のための休職等で経済的負担の影響を受けた小学校就学前の未就学児童のいる世帯に対し、児童1人当たり5,000円の応援券を配布いたします。対象は令和2年10月29日において、奄美市に住所を有する方で、かつ、平成16年4月2日から令和2年10月29日までに出生し、10月29日において奄美市に住所を有する未就学児童がいる世帯の方が対象となっております。この条件で住民基本台帳から抽出した対象者に、簡易書留方式で応援券を郵送いたしますので、対象者においては特に手続きなどはございません。12月上旬には発送完了の予定です。対象児童数は2,314人。対象世帯は1,666世帯となっております。以上です。

教育委員会総務課長（徳永恵三君） おはようございます。それでは、⑥についてお答えいたします。奄美市島外で頑張る学生応援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で世帯収入の減少やアルバイト収入の減少などによって、「学びの継続」が困難となっている島外の学生に経済的な支援を行うとともに、本支援を通してふるさと奄美への郷土愛を感じてもらうことなども目的に実施しております。議員御質問の1点目、「対象者の要件で、令和2年11月1日現在、奄美市の住民基本台帳に記録されている保護者がいること」につきましては、令和2年10月29日付の一般会計補正予算（第8号）専決処分による予算成立後の11月1日を保護者が奄美市に居住している基準日として、速やかに事業を開始しております。2点目の、「申請期間が令和3年3月5日とした理由」につきましては、学生が島外に居住しているに伴う書類不備時の再手続きや、申請多数による書類審査から交付決定までにある程度の期間を要することが予想されることから、令和3年3月31日までの交付決定に

間に合うように、申請の期限を令和3年3月5日としております。以上です。

議長（与 勝広君） 答弁漏れはありませんね。はい。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。若干、再質をさせていただきます。

最初の協議会の件でありますけれども、新聞紙上等によれば、奄美大島介護サービスの提供継続検討支援チームの発足をということで報道されておりましたけれども、やはりこういった方々も、組織の代表者ですね、構成の一員として加入させて、させたらどうであるかということが1点。

二つ目は、健康診査のPCR検査の関係でありますけれども、先ほど回答がありました施設のデイサービスの利用者、デイケア、訪問介護等々の利用者が対象になるということでもありますけれども、この辺の対象者について、希望する方は全員というふうに理解をしているのか、確認をしたいと思います。

それと、今、県立病院でPCRの検査、できているようでありますけれども、1日当たりの検査能力、また、一般の希望する者への助成はできないのかどうか。その辺の希望等について、どのように当局は考えておられるか。特に市長、私もでありますけれども、業務により島外等へ多く出張をせざるを得ない方々がいらっしゃる訳でありまして、そういった方々の水際も含めてですね、大変重要なことになるのではないのかというふうに思いますので、もしも見解があれば、お聞かせをいただきたいと思います。

それと、どの部門が答えるか分かりませんが、今回の事業について、情報の対象者に確実に伝わるように、広報・宣伝をもっと周知徹底することが、事業の実施率を高めることだというふうに考えますけれども、今後、どのような広報・宣伝を展開していくのか、お答えをいただきたいと思います。もちろん、徹底している事業も、新聞等で現地に赴いてですね、いろんな説明もしているようでもありますけれども、今後の実施率を高めるために、どのような広報・宣伝をなされるか、お伺いをしたいと思います。

あと、3番目の14節緊急避難住宅整備事業の、今、進捗状況含めてお話いただきましたが、対象者、この緊急避難住宅に入れる対象者と言いますか、例えば先ほど言いました福祉施設等で感染が発生した時に、その職員が家に帰れないような状況になると思います。そういった方々も含めて、緊急避難住宅というようなことで、文言を使っておられるのか、確認をしておきたいと思います。以上です。よろしくをお願いします。

議長（与 勝広君） それでは、答弁を求めます。

企画調整課長（國分正大君） それでは、お答えいたします。私のほうから2点ほど、お答えさせていただきます。

まず1点目ですが、先ほど議員から御案内のありました、団体等を含め、各分野における、に携わる民間の皆様の声を聞く中で、会議の構成や意見交換の在り方も含めて、丁寧な設立準備が必要と考えております。現時点では、これらのことを踏まえまして、庁内関係部署を含めて、今、検討しているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

次に2点目です。全庁的な話になりますので、広報・宣伝、周知につきましてはですね、このコロナが発生した段階からホームページ、新聞等、ラジオ等含めですね、その度ごとにですね、対応させてもらっています。これからも、情報の提供というのは非常に重要なことと考えておりますので、これからもですね、徹底してやっていって参りたいと思います。以上です。

健康増進課長（徳永明子君） お尋ねの3点について、お答えいたします。

まず1点目、PCR検査について、万が一老人福祉施設等で感染者が出た場合、その当該施設に通わ

れている、利用されているデイサービスであったり、デイケアの利用者の方で、行政検査の対象外となられた方で感染の負担があり、希望をする方については、全員、この65歳以上の方については対象とする予定としております。

次に2番目ですけれども、委託先である県病院については、自由診療として、現在、毎日1日3名の枠で検査をしております。県病院と調整の結果、まずは行政検査を優先するため、通常検査は行政検査を優先しますが、この希望者につきましては、この3名の枠の中で順番を決めて実施をしていくということで、調整を進めております。

3番目に、一般の希望者に対するPCR検査についてでございますけれども、今回の事業では優先順位を勘案し、万が一感染が拡大した場合に大きな影響があると考えられる介護施設等の利用者や入居者としております。したがって、市内で発生した場合も、不安を持つ方はいらっしゃると思いますけれども、自費での検査を受けていただくことになります。以上です。

プロジェクト推進課長（當田栄仁君） 私のほうからは、緊急避難住宅の対象者という点についてお答えさせていただきたいと思います。緊急避難住宅を整備後、どのような形で運用するかという点につきましては、市中で感染が拡大し、療養施設が不足する場合、都市部の感染が拡大したために、一時隔離施設が必要となる場合など、新型コロナの感染状況によって、様々なケースが想定されます。運用の詳細につきましては、今後、各担当部署と連携して詰めてまいります。感染状況が落ち着くまでの期間は、緊急の場合を除きまして、一定数の居室を確保し、不測の事態に備えつつ柔軟に対応していく必要があると考えております。以上です。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。緊急避難住宅の、今、答弁ありましたけれども、それぞれの立場と言いますか、県がホテルを指定をして、一時退避的な方々はそこに行く訳ですから、市としてせっかくこの緊急避難住宅整備事業を1,300万円もかけてやる訳ですからね、これが効果的に運用されるように、効果的に運用されるようにというのは、先ほど言いました、介護、福祉等々施設で感染が発生した場合に、家庭に帰ると家庭感染が起こりますから、そういった人たちが入れられるような緊急避難住宅であってほしいというふうに思いますけれども、これからということではですね、少し遅い気がいたしますので、これはもう、整備事業始める前に要項を作って、始まったらそれを確実に確定をして、実施をしてくというようなことをやっていただきたいなというふうに思います。それで、そこに書いてありますが、令和2年10月29日、専決処分をしておる訳でありますから、是非、この専決処分の意義をですね、少し考えていただいて、しっかりと住民に安心・安全を与えていただきたいなというふうに感じたところでございます。見解があれば、是非、お聞かせをいただきたいと思います。

最後になりますけれども、第4までに新型コロナ関連予算、累計で62億5,042万3,000円となっておりますけれども、新型コロナ対応の地方創生臨時交付金、歳入済みの一次配分である2億2,839万6,000円は予算が計上されておりますけれども、2次配分交付金の限度額ということで7億4,804万4,000円が確定をしておる訳でありますけれども、今後の予算編成の時期及び予算編成のこの2次配分、交付限度額についての予算編成の時期及び予算編成の基本的考え方があれば、是非、お示しをいただきたいと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

プロジェクト推進課長（當田栄仁君） 緊急避難住宅の整備並びに運用につきましては、専決補正をお願いいたしました緊急的な事業でございますので、議員の御意見を踏まえまして、庁内で急ぎ検討を進めて参りたいと思います。以上です。

財政課長（永田公洋君） 地方創生臨時交付金の2次配分につきましては、本日11月25日付で交付決

定日の予定となっております。つきましては、先の１２月の定例会に補正予算として計上を予定しております。以上です。

議長（与 勝広君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この報告３件は会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、報告第１１号から報告第１３号までの３件についてを一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの報告３件は、これを承認することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、報告第１１号から報告第１３号までの専決処分の承認を求めることについての３件は、いずれも承認することに決定いたしました。

○

議長（与 勝広君） 日程第４，議案第８１号 奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について及び議案第８２号，奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの２件を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま上程されました議案第８１号，議案第８２号の提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第８１号 奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について及び議案第８２号 奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和２年，人事院勧告が公表されたことに伴い、期末手当の率を改正するため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

以上をもちまして、議案第８１号及び議案第８２号の提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（与 勝広君） これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この本案は、委員会付託を省略したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これから、討論に入ります。

討論の際は、件名を明らかにした上で討論するよう、お願いいたします。

討論はありませんか。

（発言する者あり）

日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

6 番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は議案第 8 1 号、奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、今回は賛成の立場での討論とし、会派としての態度表明をしておきたいと思います。人事院勧告に基づくこの種の条例改正案は毎年のように提出をされております。私は、職員の給与に関する条例の改正については、過去に人事院勧告によらない職員給与の引き下げには反対の態度を示してまいりました。一方、人事院勧告はこれまでも繰り返し述べてきたように、スト権などの本来労働者に与えられるべき労働基本権を制約した代表措置としての機能を持っており、公務員の給与水準を社会情勢に適応した適正な給与を確保するため、民間企業従業員の給与水準に合わせる、いわゆる民間準拠を基本としております。よって、人事院勧告を尊重し、職員分については反対をしております。しかし、市長、副市長、教育長及び議員については、職員給与の増減とは性格上、区別することが必要だとし、昨年の第 4 回定例会でもこのことを指摘をして反対をしております。しかし、今回、私たちが経験したことのない新型コロナウイルスの全国的な感染拡大の下、コロナ対策で日夜奮闘している職員の一時金引き下げには、これ若干の抵抗はありますけれども、これまでどおり、人事院勧告を尊重いたします。そして、今回は特別職についても、人事院勧告の準拠については、こちらは明確に反対を表明いたしますけれども、コロナ禍の社会情勢を鑑みたとき、今回、引き下げの内容となる条例の改正については、やむを得ないものとして反対しないことを申し上げ、討論といたします。

議長（与 勝広君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、議案第 8 1 号、議案第 8 2 号の 2 件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案 2 件は、原案のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 8 1 号、議案第 8 2 号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和 2 年第 1 回奄美市議会臨時会を閉会いたします。（午前 10 時 20 分）

以上，本会議の次第を記載し，相違なかったことを認め，ここに署名する。

奄美市議会議長 与 勝広

奄美市議会議員 崎田 信正

奄美市議会議員 西 公郎

奄美市議会議員 多田 義一

会期・議事日程 付 議 事 件

令和 2 年 第 4 回 奄美市議会定例会 議事日程

○令和2年11月27日 奄美市議会第4回定例会を招集した。

○会 期 17日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
12月8日	火	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定（17日間） 3 議案第83号～108号（26件） 上程 説明 4 議案第67号（1件）（一般会計決算認定） 上程 報告 質疑 討論 採決 5 議案第68号～78号（11件）（特別会計決算認定） 上程 報告 質疑 討論 採決 ※ 会派代表者会（本会議終了後）
12月9日	水	本会議	1 一般質問 - 竹山議員，多田議員，川口議員，荒田議員，弓削議員（質問順）
12月10日	木	本会議	1 一般質問 - 林山議員，関議員，奥（輝）議員，栄議員，正野議員（質問順）
12月11日	金	本会議	1 一般質問 - 伊東議員，橋口（耕）議員，崎田議員，安田議員（質問順）
12月12日	土	休 会	
12月13日	日	休 会	
12月14日	月	休 会	
12月15日	火	本会議	1 議案第83号～108号（26件） 上程 質疑 付託 ☆ 付託 区分 { 総務企画－議案第91号，95号（2件） 文教厚生－議案第84号～88号，97号～101号、106号（11件） 産業建設－議案第89号、90号，92号～94号，96号、102～105号、107号、108号（12件） 全委員会－議案第83号 令和2年度一般会計補正予算（第9号）は，所管する各常任委員会に付託 ※ 請願・陳情付託報告 総務企画－陳情第7号（1件） ※ 全員協議会（本会議終了後）
12月16日	水	休 会	※ 午前9時30分から各常任委員会審査（文教厚生）
12月17日	木	休 会	※ 午前9時30分から各常任委員会審査（産業建設）
12月18日	金	休 会	※ 午前9時30分から各常任委員会審査（総務企画）
12月19日	土	休 会	
12月20日	日	休 会	
12月21日	月	休 会	報告書整理・議案等調査
12月22日	火	休 会	報告書整理・議案等調査
12月23日	水	休 会	報告書整理・議案等調査
12月24日	木	本会議	1 議案第83号～108号（26件） 上程 報告 質疑 討論 採決 2 陳情第7号（1件） 上程 報告 質疑 討論 採決 3 発議第8号（1件） 上程 説明 質疑 討論 採決 4 議員辞職について 上程 採決 5 議員派遣について 6 閉会中の継続審査について ☆ 紬着用

○ 付議事件は、次のとおりである。

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(1)	議案第 83 号	令和 2 年度奄美市一般会計補正予算（第 9 号）について	R2. 12. 24	原案可決	全委員会
(2)	議案第 84 号	令和 2 年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について	R2. 12. 24	原案可決	文教厚生
(3)	議案第 85 号	令和 2 年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 2 号）について	R2. 12. 24	原案可決	文教厚生
(4)	議案第 86 号	令和 2 年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	R2. 12. 24	原案可決	文教厚生
(5)	議案第 87 号	令和 2 年度奄美市訪問看護特別会計補正予算（第 2 号）について	R2. 12. 24	原案可決	文教厚生
(6)	議案第 88 号	令和 2 年度奄美市と畜場特別会計補正予算（第 2 号）について	R2. 12. 24	原案可決	文教厚生
(7)	議案第 89 号	令和 2 年度奄美市水道事業会計補正予算（第 2 号）について	R2. 12. 24	原案可決	産業建設
(8)	議案第 90 号	令和 2 年度奄美市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について	R2. 12. 24	原案可決	産業建設
(9)	議案第 91 号	名瀬市、大島郡住用村及び同郡笠利町の廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例の制定について	R2. 12. 24	原案可決	総務企画
(10)	議案第 92 号	奄美市観光公園条例の一部を改正する条例の制定について	R2. 12. 24	原案可決	産業建設
(11)	議案第 93 号	奄美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	R2. 12. 24	原案可決	産業建設
(12)	議案第 94 号	奄美市公共下水道施設条例の一部を改正する条例の制定について	R2. 12. 24	原案可決	産業建設
(13)	議案第 95 号	奄美市市町村建設計画の変更について	R2. 12. 24	原案可決	総務企画
(14)	議案第 96 号	奄美市道路線の廃止及び認定について	R2. 12. 24	原案可決	産業建設
(15)	議案第 97 号	財産の取得について	R2. 12. 24	原案可決	文教厚生
(16)	議案第 98 号	奄美市立母子生活支援施設ひまわり寮の指定管理者の指定の期間の変更について	R2. 12. 24	原案可決	文教厚生
(17)	議案第 99 号	奄美市軽費老人ホーム奄美市立たかもり寮の指定管理者の指定の期間の変更について	R2. 12. 24	原案可決	文教厚生
(18)	議案第 100 号	奄美市名瀬運動公園、奄美市名瀬総合体育館及び奄美市名瀬古見方多目的広場の指定管理者の指定の期間の変更について	R2. 12. 24	原案可決	文教厚生

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(19)	議案第 101 号	太陽が丘総合運動公園，奄美市笠利 B & G 海洋センター及び奄美市笠利農村環境改善センターの指定管理者の指定の期間の変更について	R2. 12. 24	原案可決	文教厚生
(20)	議案第 102 号	奄美市ひと・もの交流プラザの指定管理者の指定の期間の変更について	R2. 12. 24	原案可決	産業建設
(21)	議案第 103 号	奄美市健康体験交流施設の指定管理者の指定の期間の変更について	R2. 12. 24	原案可決	産業建設
(22)	議案第 104 号	奄美市奄美大島選果場の指定管理者の指定の期間の変更について	R2. 12. 24	原案可決	産業建設
(23)	議案第 105 号	奄美市都市公園の指定管理者の指定の期間の変更について	R2. 12. 24	原案可決	産業建設
(24)	議案第 106 号	奄美市名瀬公民館及び分館の指定管理者の指定の期間の変更について	R2. 12. 24	原案可決	文教厚生
(25)	議案第 107 号	あやまる岬観光公園の指定管理者の指定の期間の変更について	R2. 12. 24	原案可決	産業建設
(26)	議案第 108 号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について	R2. 12. 24	原案可決	産業建設
(27)	陳情第 7 号	奄美駐屯地への電子部隊配備に反対する決議を求める陳情	R2. 12. 24	不採択	総務企画
(28)	議案第 109 号	令和 2 年度奄美市一般会計補正予算（第 10 号）について	R2. 12. 24	原案可決	本会議
(29)	発議第 8 号	不妊治療への保険適用拡大を求める意見書の提出について	R2. 12. 24	原案可決	本会議

※前議会からの継続審査事件

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(30)	議案第 67 号	令和元年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について	R2. 12. 8	認定	一般会計決算等審査特別委
(31)	議案第 68 号	令和元年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R2. 12. 8	認定	特別会計決算等審査特別委
(32)	議案第 69 号	令和元年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について	R2. 12. 8	認定	特別会計決算等審査特別委
(33)	議案第 70 号	令和元年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	R2. 12. 8	認定	特別会計決算等審査特別委
(34)	議案第 71 号	令和元年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R2. 12. 8	認定	特別会計決算等審査特別委
(35)	議案第 72 号	令和元年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について	R2. 12. 8	認定	特別会計決算等審査特別委

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(36)	議案第 73 号	令和元年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	R2. 12. 8	認定	特別会計決算等審査特別委
(37)	議案第 74 号	令和元年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	R2. 12. 8	認定	特別会計決算等審査特別委
(38)	議案第 75 号	令和元年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について	R2. 12. 8	認定	特別会計決算等審査特別委
(39)	議案第 76 号	令和元年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	R2. 12. 8	認定	特別会計決算等審査特別委
(40)	議案第 77 号	令和元年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	R2. 12. 8	認定	特別会計決算等審査特別委
(41)	議案第 78 号	令和元年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	R2. 12. 8	原案可決及び認定	特別会計決算等審査特別委

第4回定例会一般質問通告

1 2月9日（水）

◎自民党奄美 竹山 耕平

1 市長の政治姿勢について

（1）世界自然遺産登録に向けて

①登録実現に向けた取組み、課題等や今後の対応について

ア 延期後の国・県・地元・関係機関（団体）や希少動植物対策事業への取組みと成果（効果）と課題について

イ 今後のスケジュールについて

ウ 世界遺産センター（ビジターセンター）（仮）について
（概要・目的・規模・スケジュール）

（2）本港マリンタウン事業の進捗状況

①工事及び第二次公募開始への進捗状況について

（3）市内 Wi-Fi 設備の設置状況と今後の計画

①現在の設置状況（公共施設・地域）と考え方（利用者やその他）

②今後、新たに核となる公共施設（市民交流センター・総合福祉施設及びその周辺・マリンタウン・遺産センター等）が計画されている。今後の Wi-Fi 環境の在り方も検討すべき

（4）大浜海浜公園リニューアル改修事業（砂浜・海洋展示館リニューアル事業含め）について

①進捗状況について

②魅力ある施設の在り方について（規模・予算等含めた魅力ある空間の構築）

③養浜対策事業について（砂浜回復）

（5）笠利地区保育施設等あり方検討委員会の現状と今後（用安へき地保育所）

（6）住用畜保育施設等あり方検討委員会の現状と今後

2 教育行政について

（1）新年の成人式の開催状況について

①開催への有無について、また、今後のコロナ関係の状況に対する方針等について

②コロナ禍における新成人者及び関係機関や業界との意思疎通（共通理解）への状況（取組み）

◎自民党奄美 多田 義一

1 コロナ対策について

- (1) 事業所支援給付金について
 - ①申請期間延長以降の件数は
 - ②事業内容と経済の分析をどの様にしているのか。
 - (2) 緊急対策プレミアム商品券事業について
 - ①利用状況の把握は。
 - (3) 納税の猶予について
 - ①件数と業種比率、及び金額は。
 - ②その後の返済計画等は。
 - ③コロナ関連貸付制度などとの関係性と救済措置は。
 - (4) コロナにより深刻な影響がでている分野において人材不足となり、大変苦勞をしていますが、現状把握と対策は。
- 2 奄振事業計画について
- (1) 次期奄振での目指すビジョンは。
 - (2) 関係団体や、今後想定できる分野における意見交換、調査などいつからはじめるのか。
- 3 世界自然遺産登録について
- (1) 今後の予定と、それまでにすべき事は。

◎自由民主党 川口 幸義

- 1 市長の政治姿勢について
- (1) 奄美のひきこもり件数と対応について
- 2 福祉行政について
- (1) 発達障害者とコロナ禍での対策について
 - (2) 生活保護の減額について
 - (3) 母子家庭の食生活の変化について
 - (4) 保育士の慰労金について
 - (5) 介護事業所へ本市独自補助金制度について
 - (6) 高齢者の検査半額補助について
- 3 環境行政について
- (1) 新と畜場の建設について

◎日本共産党 荒田 幸司

- 1 安全保障に関連して
- (1) 10月2日地元紙に「電子戦部隊新設へ」の見出しで、防衛省が2021年度概算要求で、陸自奄美駐屯地に「電子戦」の専門部隊を新設する関連経費を計上した、の記事が掲載されていました。奄美市は、その事に対しどこまで承知して

いるのかお示してください。

- (2) 「電子戦」部隊の新設に対し、奄美市民の安心・安全を守る立場からどのように感じているのかお示してください。
- (3) 陸自駐屯地が開設されて以降、日米共同演習など徐々に軍事色が色濃くなっていることに不安を持つ市民も少なくないと考えられます。この機会に、駐屯地の現状と今後について市民への説明会を開催する用意はありますか。お示してください。

2 環境問題について

- (1) 2015 年 4 月 12 日奄美市住用町市集落の採石場で崩落事故が発生し、市集落の海岸線や海底に大量の土砂が堆積しました。堆積した土砂の撤去は、採石業者が行うとの約束であったと認識していますが、現状についてお示してください。
- (2) 上記、崩落事故のあった現場に隣接する場所の岩石採取変更計画が事業者より提出されたと聞いています。その件についてどのようにお考えかお示してください。

3 新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) 事業所支援給付金の支給実績についてどのように分析しているのか。また、今後の対応についてお示してください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策で、今後大きなポイントとなる一つにPCR検査体制が上げられると思います。今後の対応についてお示してください。

4 教育問題について

- (1) 2015 年 11 月奄美市立中学校生徒の死亡事案に関する第三者委員会報告が、2018 年 12 月 9 日付けで出されています。報告書の内容についてどのように受け止めているのかお示してください。
- (2) この事案に遭遇した当時の中学一年生は、来年の 3 月には高校を卒業し新たな旅立ちが待っています。しかし、この事案を引きずっている生徒もいると伺っています。その対応は、どのように考えているのかお示してください。
- (3) また、自殺の原因として「いじめた側の子が責任を感じて自殺した」ということが市民の間では独り歩きしているように感じられます。対応することが必要と思いますがいかがでしょうか。お示してください。

◎チャレンジ奄美 弓削 洋平

1 コロナ対策について

- (1) バス通学する学生の満員状況について

- ①現状について

- ②混雑時の解決策について

2 市民生活について

(1) 第3日曜日の市民清掃について

①市民の意識向上について

②住用町における集落清掃で発生した雑木、雑草の仮置き場設置について

3 景観対策について

(1) 本市管理の漁港における放置船について

①奄美市3地区における放置船数について

②指導内容と処理できない原因について

③今後の解決策について

④ホームページ記載について

4 防災対策について

(1) 台風時に備えた防災対策について

①避難所における窓ガラスの強度について

②ガラス飛散防止フィルムの活用について

③段ボールベッドの進捗状況について

④避難所への配分個数について

12月10日(木)

◎自民党奄美 林山 克巳

1 コロナ禍のなかでの財政運営・感染予防対策・経済活動について

(1) 2021年の方向性について

①国からの雇用調整助成金(2021年2月末)や家賃補助特例措置解除以降の市の支援策について

②医療(通常診療)・介護業界の現状について

・75歳以上の人口(後期高齢者原則1割負担)

・生活保護者の実態とその扶助費(医療費)の推移

・「介護サービス提供継続支援チーム」について

③イベント開催について

2 フリーランス事業について

(1) コロナ禍における実態について

①フリーランス事業者の推移(令和元年～令和2年)

・人数と売り上げ推移

②業種別動向と島内企業の活用事例など

③フリーランス事業の展望について

3 デジタル化にむけた取り組みについて

(1) 行政手続きの簡素化について

①脱ハンコについて

②マイナンバーカードについて

- ・2021年度3月末スタート健康保険証兼用

③教育現場のオンライン化について

- ・全教員にデジタル指導(専門家最大9000人)
ICT関連企業OB派遣(2021年度スタート)

4 SDGs取り組みについて

(1) 世界自然遺産登録にむけて(自然環境)

①再生エネルギー(脱炭素)について

- ・電気自動車(日産)2019年3月(3年間)その後
何台保有、奄美市に充電スタンドは何か所

5 自衛隊奄美駐屯地について

(1) 警備隊員の家族構成について

①大熊・佐大熊・浜里宿舎について

園児・小学生・中学生・高校生(学校ごとの編入数)

②島出身来年度自衛隊入隊者数(男女別)

◎社会民主党 関 誠之

1 市長の政治姿勢について

(1) 朝山市長の3期目・最後の予算編成について

(2) 陸自西部方面隊の実動演習が奄美で常態化していることに対する見解を

(3) 奄美駐屯地に電子戦部隊が新設されることに対する見解と防衛省からどのような説明があったのか。

2 教育行政のあり方について

(1) 教育長の再発防止対策検討委員会終了後の対応について

(2) フッ化物洗口の実施状況と実施における問題点について、お示してください。

3 新型コロナウイルス感染症対策強化について

(1) 新型コロナウイルス感染症患者等の移送に係る大島地区消防組合と保健所との協定状況について

4 農業振興について

(1) 奄美市におけるミカンコミバエ発生状況について

5 その他の施策について

(1) 大島地区消防組合庁舎・名瀬クリーンセンターの建て替えについて

(2) 紬組合と販売組合の統合問題について

◎自由民主党 奥 輝人

1 新型コロナウイルスの対応について

- (1) コロナ対策と経済対策の両立について
- (2) 地域行事、公の行事・イベント等の再開に向けて
- (3) 無症状者・軽症者のリスクについて
- (4) 後遺症のリスクについて
- (5) 抗体検査について
- 2 担い手、後継者農家の支援について
 - (1) 担い手農家の支援について
 - ①次世代人材育成事業の現状について
 - ②高収益性農業について
 - ③次世代施設の支援について
 - (2) 後継者の支援について
 - ①支援について
- 3 たんかんの振興
 - (1) 台風 14 号による塩害被害について
 - (2) 今期の収穫見込みについて
 - (3) 選果場の稼働率向上について

◎公明党 栄 ヤスエ

1 市民生活について

- (1) 令和 2 年 10 月 9 日付厚生労働省は「ヒトパピローマウイルス感染症）に係る定期接種の対象者等への周知について」を自治体に通知し、対象者への情報提供を求めており、リーフレットも改訂された。
 - ①本市における、定期接種となった平成 25 年度と直近のワクチン接種者数について伺う。
 - ②本市における対象者について（令和 2 年度）伺う。（小学校 6 年から高校 1 年相当年齢の女子）
 - ③対象者へのリーフレット等個別送付による情報提供ができないかを伺う
- (2) 住用地区保育施設等環境整備について
- (3) 笠利地区の保育施設等環境整備について
- (4) 子ども家庭総合支援拠点の設置について
- (5) 重層的支援体制整備事業について（断らない相談支援）

◎チャレンジ奄美 正野 卓矢

1 危険な空き家について

- (1) 空き家はどれ位あって・種類はあるのか
所有者の確認できていないもの

子供達を通る通学路に隣接している箇所はありますか？

- (2) 危険な空き家に対して市として今現在何か出来ることはありますか
- (3) 所有者が、放置している場合何か手段はありますか
- (4) 将来 空き家は増加が見込まれるが、対策はありますか
- (5) 『空き家対策協議会』進んでいない理由はありますか？
- (6) 所有者による解体を後押しするような施策はありますか？

2 市税等のクレジット決済導入について

- (1) 市税等のコンビニ・スマホ決済の比率と年間合計何件位ありますか
- (2) 市税等へのクレジットカード決済導入の見通しはいかがですか？
- (3) クレジット決済を取り入れる事によるメリットがあればお示し下さい

3 指定避難所の見直しと整備について

- (1) 避難所として開設できなかった箇所は何か所ありますか？その理由は
- (2) 新しくできるハザードマップ等を活用して現状の指定避難所を見直す予定は？
- (3) 指定避難所を管理している町内会長などから、台風10号の避難所の対応として色々声が出ているとお聞きしましたがどんな声が出ていますか？それに対するの見解をお示し下さい。

4 学校作業療法士導入について

- (1) 現在、特別教育支援員の配員や資格の状況、学校側のニーズはどうですか？
- (2) 沖縄などの事例で成果を発揮している学校に作業療法士導入。奄美市でも調査・研究をできませんか？

12月11日（金）

◎自由民主党 伊東 隆吉

1 コロナウイルス関連について

- (1) 奄美本島5市町村におけるコロナウイルス感染に関し医療機関を含む現況及び対策を尋ねる。
- (2) 政府による Go To キャンペーン（トラベル、イート）の実施で観光入込客が増えた感があるが、キャンペーンによる入込客数、及び開始来の経済効果を尋ねる。
- (3) コロナ禍による影響で経営に関する相談件数はどのような状況か、又、閉めた店舗等発生していないか問う。

2 おがみやまトンネルについて

- (1) 国道58号おがみやまトンネル事業の再着工は来年度と考えて良いか現状を尋ねる。

3 国道整備について

- (1) 国道58号和瀬バイパス城道路について

①城地区の字図混乱地域の解消及びルートの可能性等に関し県において話し合い

が持たれた様だが結論は如何に。

4 マリントウンについて

- (1) 整備完了への進捗状況について尋ねる。
- (2) 再分譲に関し応募条件の見直しは検討されたのか、又再分譲はいつか。

5 観光行政について

- (1) あまみ大島観光物産連盟と奄美大島観光協会の一元化へ向けて話し合いは進んでいるのか問う。

◎公明党 橋口 耕太郎

1 移住・定住支援に関する施策について

- (1) 本市の人口増減について、自然増減、社会増減の直近の推移はいかがか。
- (2) 移住・定住人口を増やすための各種支援策について、件数、金額の状況はいかがか。
- (3) 移住・定住人口の計画目標に対する推移は。
- (4) 移住推進課（仮称）の新設の可能性について。

2 農業施策について

- (1) イノシシ被害が委員会等でも報告されているが、直近の被害状況はいかがか。
- (2) 猟友会会員の高齢化が課題として取り上げられているが、今後の方向性をどう考えているか。
- (3) 新型コロナ関連の農家に対する交付金「次期作支援交付金」の支給要件が厳格化され混乱したが、その後の状況はいかがか。

3 介護保険制度について

- (1) 要支援、要介護認定者数の推移について、第7期介護保険事業計画中の推移はいかがか。
- (2) 要介護認定の際、判定会において一次判定、二次判定と段階を踏んで決定されるが、介護度が改善された被保険者数はいかがか。
- (3) 介護保険における住宅改修費の申請件数と支払い実績について、どのように推移しているか。

4 市民サービスについて

- (1) 幹線道路のセンターラインや路側帯、また横断歩道などが消えて見えない箇所が多く見受けられるが県への要望はできないか。
- (2) 和光バイパス有屋町交差点信号を「時差式」へ変更できないか。
- (3) 城トンネル（城側）の出口表示（危険）をもっと強い表現、表示にすることはできないか。

◎日本共産党 崎田 信正

1 市長の政治姿勢について

(1) 令和3年度の予算編成にあたって

- ①令和2年は新型コロナウイルスが市民生活、経済活動は、大きな影響を受けている。まだ収束が見通せないなか、新年度の予算編成の留意点は。

2 環境問題について

(1) 住用町戸玉集落周辺の採石場関連について

- ①11月16日付で戸玉集落の区長より、業者に対して「公害防止協定書に基づく質問書」も提出されているようだが、奄美市も交えた、業者と住民との話し合い場の設定はどうなっているか。
- ②4月21日付で市長名で大島支庁長あてに「岩石採取計画の認可申請に対する意見について」の回答書が提出されているが、採石法第33条の4の各事項について「特になし」と回答した根拠はなにか。

3 社会保障制度と福祉政策について

(1) 国民健康保険制度について

- ①都道府県単位に移行して来年の3月で3年を経過するが課題はなにか。

(2) 後期高齢者医療保険制度について

- ①保険料や、負担金の改悪が続くが、奄美市の意見・実情はどのように反映されているのか。

(3) 第8期介護保険事業計画について

- ①「保険あって介護なし」とならないように、保険料の引き下げ、利用者の負担軽減、職員の処遇改善が必要だと思うが、どうなるのか。

(4) 特別障害者手当の活用状況について

(5) 障害者医療費の助成拡充について

- ①精神障害
- ②障害手帳の3級

4 教育問題について

(1) 国会(国政)でうそ、隠蔽、改ざんなどという言葉が日常化していることは、教育上大問題だと思うが見解は。

(2) 就学援助制度の完全実施を

(3) 少人数学級が子どもたちの教育上有効だと思うが見解は

◎チャレンジ奄美 安田 壮平

1 本市のビジョン

(1) 今年度策定予定の「新総合計画」について

- ①現行の総合計画における「まちづくりの将来目標」の達成 状況はいかがか。
- ②現行の後期基本計画においては子育て支援分野への取組が厚みを増したと認識

しているが、今後もこの方向性を維持 すると考えてよいのか。

③上記分野の一環として、県が来年度より子どもの医療費の窓口無料化（住民税非課税世帯が対象）を高校生まで拡充するが、本市において「子ども医療費助成事業」の高校生への拡充についての見解は。

④上記分野の一環として、内閣府が進める「結婚新生活支援事業」を導入することについての見解は。

2 with コロナにおける新常態

（1）市税の収入状況について

①市民税（個人分・法人分）と固定資産税について、前年度 同時期と比較した際の、調定額・収入済額・徴収率の状況は。

②市税の徴収猶予・減免についての相談・申請状況は。

③来年度の中小企業等への固定資産税軽減措置について、概要はいかがか。

（2）農林水産物等輸送コスト支援事業（加工品・原材料）について

①食品加工業（特に黒糖焼酎）の原材料への輸送コスト支援 実現に向けて本市として取り組めることは何か。

（3）ワーケーションについて

①地方やリゾート地などで仕事をしながら休暇を過ごす「ワーケーション」について、これにつながるこれまでの本市の取組や今後の方向性について見解は。

3 交通政策

（1）名瀬港新旅客ターミナルビル整備について

①県が進める事業の進捗状況は。また、マリンタウンと連動したまちづくりのための本市としての関わり方はいかがか。

第 4 回 定 例 会
令和 2 年 12 月 8 日
(第 1 日 目)

12月8日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 正 野 卓 矢 君
3 番 永 田 清 裕 君
5 番 荒 田 幸 司 君
7 番 安 田 壮 平 君
9 番 栄 ヤ ス エ 君
11 番 松 山 さ お り 君
13 番 西 公 郎 君
15 番 奥 輝 人 君
17 番 伊 東 隆 吉 君
20 番 竹 山 耕 平 君

2 番 弓 削 洋 平 君
4 番 奥 晃 郎 君
6 番 崎 田 信 正 君
8 番 橋 口 耕 太 郎 君
10 番 大 迫 勝 史 君
12 番 林 山 克 巳 君
14 番 関 誠 之 君
16 番 川 口 幸 義 君
19 番 与 勝 広 君
22 番 多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

18 番 元 野 景 一 君

21 番 橋 口 和 仁 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長 朝 山 毅 君

副 市 長 東 美 佐 夫 君

教 育 長 要 田 憲 雄 君

住用総合支所事務
所 長 弓 削 洋 一 君

笠利総合支所事務
所 長 濱 田 洋 一 郎 君

総 務 部 長 三 原 裕 樹 君

市 民 部 長 満 永 亮 一 君

保 健 福 祉 部 長 山 下 能 久 君

福 祉 事 務 所 長 永 田 孝 一 君

商 工 観 光 部 長 武 下 義 広 君

農 林 水 産 部 長 栄 広 久 君

建 設 部 長 保 浦 正 博 君

上 下 水 道 部 長 藤 山 浩 俊 君

教 育 部 長 福 長 敏 文 君

12月8日(1日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田 賢一郎 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	重 信 竜 昇 君
主幹兼議事係長	伊 集 院 正 君	議 事 係 主 査	堀 健 太 郎 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人であります。会議は成立いたしました。

これから、令和2年第4回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前9時30分）

○

議長（与 勝広君） 直ちに、本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

去る第3回定例会において可決されました、地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書について、ほか1件につきましては、内閣総理大臣はじめ関係方面に提出いたしましたので、御了承お願いいたします。

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、安田壮平君、関 誠之君、奥 輝人君の3名を指名いたします。

○

議長（与 勝広君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期をお手元に配付いたしました議事日程表のとおり、本日から12月24日までの17日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月24日までの17日間とすることに決定いたしました。

○

議長（与 勝広君） 日程第3、議案第83号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第9号）についてから、議案第108号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてまでの26件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。コロナ禍の中で、定例会を迎えることになりました。大変緊張した議会ではありますが、どうか皆様方、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案第83号から議案第108号までの提案理由を御説明いたします。

議案第83号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第9号）の内容につきまして、御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正について、まず、歳出の主な内容を申し上げます。今回の補正におきまして、関係する費目に人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費を計上いたしております。また、新型コロナウイルスの影響により中止となる事業について、関係する費目において減額計上いたしております。総務費の総務管理費におきましては、庁舎建設事業の設計変更に伴い、1億823万1,000円を追加するほか、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業として892万9,000円を追加計上いたしております。民生費の社会福祉費におきまして、介護給付等事業費などの障害者福祉に要する経費として、5億4,618万6,000円を追加計上いたしております。衛生費の水道事業費におきましては、東部地区再編推進事業への水道事業会計出資金として、4,700万円を新たに計上いたしております。土木費の道路橋梁費におきましては、緊急地方道路整備事業の補助事業費の確定に伴い、1億673万1,000円を減額計上いたしております。災害復旧費の公共土木施設災害復旧費におきましては、大笠利港防波堤の災害復旧に係る経費8,000万円を新たに計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について申し上げます。市税につきましては、今年度の見込み額に対する所要

額をそれぞれ計上いたしております。また、国庫支出金におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第2次配分7億4,804万4,000円を追加計上するとともに、繰入金におきまして、財政調整基金繰入金7億4,395万5,000円を減額計上いたしております。財産収入におきましては、末広・港土地区画整理事業区域内の土地の売却に伴う土地売却収入5,015万5,000円を計上いたしております。

以上が、歳入歳出予算の主な内容でございますが、今回の補正で8億7,204万5,000円を追加することにより、令和2年度奄美市一般会計予算の総額は410億308万1,000円となります。

次に、第2表、債務負担行為の補正につきましては、奄美市市民交流センター建設事業及び各指定管理施設の期間並びに限度額を設定するものでございます。

また、第3表、地方債補正につきましては、事業費の追加や変更に伴う起債限度額の追加及び変更を行うものでございます。

議案第84号 令和2年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の主な内容につきまして、御説明いたします。

歳出につきましては、人事院勧告等に伴う人件費を関係する費目に計上するほか、総務費におきまして、弁護士の移動に要する費用として、普通旅費を追加計上いたしております。

歳入につきましては、歳出に要する財源として、一般会計繰入金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ55万9,000円の増額となり、令和2年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は51億5,088万8,000円となります。

次に、議案第85号 令和2年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして、御説明いたします。

歳出につきましては、総務費の施設管理費におきまして、マイナンバーカードを活用したオンライン資格確認のシステム導入に伴う経費を計上するほか、医療機関等における感染拡大防止等支援事業補助金を新たに計上いたしております。

歳入につきましては、歳出に要する財源として、県支出金や一般会計繰入金などを増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ647万7,000円の増額となり、令和2年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は2億7,100万3,000円となります。

議案第86号 令和2年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして、御説明いたします。

歳出につきましては、人事院勧告等に伴い、各費目の人件費を減額計上するほか、総務費におきまして、システム改修に係る負担金を増額計上いたしております。また、地域支援事業費におきまして、高齢者元気度アップポイント事業に係る費用を、諸支出金におきましては、被保険者過年度分還付金をそれぞれ増額計上いたしております。

歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金におきまして、歳出の補正相当額を負担割合にて計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ194万2,000円の減額となり、令和2年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は50億4,610万3,000円となります。

議案第87号 令和2年度奄美市訪問看護特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費におきまして、医療機関における感染拡大防止等支援事業補助金を計上するとともに、歳入におきましては、歳出に要する財源として、県支出金を追加計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ70万円の増額となり、令和2年度奄美市訪問看護特別会計予算の総額は3,549万8,000円となります。

次に、議案第88号 令和2年度奄美市と畜場特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして、御説明いたします。

歳出につきましては、総務費におきまして、人事院勧告に伴う人件費を減額計上するとともに、歳入におきましては、人件費に係る一般会計繰入金を減額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ5万円の減額となり、令和2年度奄美市と畜場特別会計予算の総額は3,976万7,000円となります。

議案第89号 令和2年度奄美市水道事業会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして、御説明いたします。

収益的収入につきましては、クレジット収納システム構築に係る一般会計補助金104万1,000円を増額計上いたしております。

収益的支出につきましては、人事院勧告等に伴う人件費を関係する費目に計上するほか、システム構築等に係る委託料等を追加し、併せて675万8,000円を増額計上いたしております。

また、資本的支出につきましては、人事院勧告等に伴う人件費を関係する費目に計上するとともに、東部地区再編推進事業に係る経費を減額計上し、合せまして、1億5,422万円の減額となっております。そのほか、事業の追加や変更に伴い、補正予算第4条におきまして、企業債の限度額を補正するとともに、第6条におきまして、債務負担行為を追加いたしております。

今回の補正によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する5億9,044万6,000円は、損益勘定留保資金等で補填いたします。

議案第90号 令和2年度奄美市下水道事業会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして、御説明いたします。

収益的支出につきましては、支出科目の変更に伴い、人件費を減額するほか、前年度分消費税の確定等により、1,166万7,000円を増額計上いたしております。

また、資本的支出につきましては、建設改良費において1,125万7,000円を増額計上いたしております。

そのほか、資本的収入におきまして、企業債と補助金を増額し、合せまして、420万円を増額計上するほか、補正予算第4条におきまして、事業の追加や変更に伴い、企業債の限度額を補正いたしております。

今回の補正によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する6億4,097万1,000円は損益勘定留保資金等で補填いたします。

議案第91号 名瀬市、大島郡住用村及び同郡笠利町の廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例の制定につきましては、今年度末となっている地域自治区の設置期間を5年間延長するため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

次に、議案第92号 奄美市観光公園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、あやまる岬公園内において老朽化しているパターゴルフ場施設を撤去し、新たに遊具広場等を整備するため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

次に、議案第93号 奄美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新たに「笠利町大字笠利」に整備される市営住宅を追加するため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第94号 奄美市公共下水道施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特定環境保全公共下水道事業赤木名処理区の一部供用開始に伴い、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第95号 奄美市市町村建設計画の変更につきましては、合併特例債を発行できる期間が5年間延長されたことに伴い、引き続き合併特例債を活用するため、所要の変更をしようとするものでございます。

議案第96号 奄美市道路線の廃止及び認定につきましては、市道浦上・屋万田線道路改良工事に伴

い、路線の終点に変更が生じたため、本市道路線を廃止し、再度、認定しようとするものでございます。

議案第97号財産の取得につきましては、GIGAスクール構想の実現に向け、奄美市小・中学校情報機器を購入するため、地方自治法第96条第1項、第8号等の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第98号 奄美市立母子生活支援施設ひまわり寮の指定管理者の指定の期間の変更についてから、議案第107号 あやまる岬観光公園の指定管理者の指定の期間の変更についてまでの10件につきましては、当該各「公の施設」の指定管理者の指定の期間を1年間延長することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第108号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更につきましては、大島農業共済事務組合の解散に伴い、同組合規約等の一部変更について協議したので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして、議案第83号から議案第108号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

○

議長（与 勝広君） 日程第4、議案第67号 令和元年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本決算に関する委員長の審査報告を求めます。

一般会計決算等審査特別委員会委員長（橋口耕太郎君） 御報告申し上げます。失礼しました。皆様、おはようございます。御報告申し上げます。一般会計決算等審査特別委員会は、去る10月6日から10月9日までの4日間開会し、本会議において付託されました議案第67号 令和元年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定についての1件を慎重かつ丁寧に審査をいたしました。

審査結果につきましては、皆様のお手元に配付してあります審査報告書のとおり、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

まず、質疑に入る前に、財政課より奄美市の財政全般について説明があり、全会計の歳入歳出の予算額は510億7,680万888円、対する歳入決算額は469億701万1,682円、歳出決算額は457億6,018万8,356円、歳入と歳出の差引額は11億4,682万3,326円の黒字となっている。令和元年度普通会計決算は歳入決算額361億5,397万9,000円で、前年度比13億2,041万7,000円、3.5パーセントの減となっている。主な要因は地方税が1億4,713万7,000円の増。国庫支出金が6億8,708万2,000円の増となった。また、特別交付税が1億9,738万5,000円の減、地方債が25億2,120万円の減などで、歳入は減となっている。次に、歳出決算額は353億3,782万6,000円で、前年度比9億6,418万4,000円、2.7パーセントの減となっている。主な要因は扶助費において、介護給付費等事業費、障害者自立支援給付費が1億6,600万円の増。保育所等給付費負担金が1億1,400万円の増。また、生活保護費も4,500万円の増であり、前年度比4億5,564万4,000円、4.8パーセントの増となった。また、公債費は新たな元金償還開始で6,920万5,000円の増となり、義務的経費は前年度比5億281万5,000円、2.8パーセントの増となった。次に、投資的経費は増額はあったものの、本庁舎本体工事の完了や災害復旧事業の減少により、前年度比21億8,418万円、25.5パーセントの減となった。その他の経費は物件費で庁舎の総合管理業務や国体関連経費などにより1億3,956万8,000円の増。補助費等は、前年度精算に伴う生活保護国庫支出金返還の増、消費税増税に伴う福祉のプレミアム商品券事業などにより、2億2,571万9,000円の増となった。積立金では、地域振興基金積立の増などにより8,157万円の増となり、その他の総額

では7億1,718万1,000円,7.2パーセントの増となった。歳入と歳出の差し引きの形式収支は8億1,615万3,000円で,前年度比では3億5,623万3,000円の減となっている。この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支は6億4,047万4,000円となり,前年度実質収支と比較する単年度収支は3億9,165万2,000円の赤字となった。この単年度収支に財政調整基金の積立金258万7,000円と財政調整基金の取り崩し額10億2,767万3,000円を除いた実質単年度収支は14億1,673万8,000円の赤字となった。「県下19市の普通会計決算状況」の比較では,本市は県下19市の中で,人口規模では8番目,歳出予算規模では5番目となっている。財政力を示す指標について,経常収支比率は93.6パーセントとなり,前年度より2.2パーセント高くなった。財政力指数は0.27となり,前年度と同じ指数となった。実質公債費比率は9.5パーセントとなり,前年度より0.2パーセント高くなった。将来負担比率は42.1パーセントとなり,前年度より19.5パーセント改善された。積立金現在高については,144億2,612万7,000円となり,前年度比1億9,302万2,000円の増となった。財政調整基金については,34億3,821万9,000円となり,前年度比5億1,020万円の増となった。地方債現在高は429億3,428万4,000円となり,前年度比4億6,801万9,000円の増となったとのこと。健全化判断比率の状況については,実質赤字比率,連結実質赤字比率,いずれも黒字。また,実質公債費比率,将来負担比率のいずれも早期健全化基準を下回っているとのこと。

続けて,当局より1款議会費から2款総務費,1項総務管理費から13目庁舎建設事業費までについて補足説明があり,以下,主な質疑について御報告をいたします。

1款議会費について補足説明がありましたが,委員より特段の質疑はありませんでした。

次に,委員より,財政全般について,地方税が40億円を超えた理由と,どのような分析をしているかとの質疑があり,当局より,基本的には納税義務者数が増えたこと,また,法人住民税割も建設業や医療,福祉,運輸等が好調で,事業者数も増になり,結果として大変良かったが,今般のコロナ禍の状況によって,令和2年度以降は先が見通せない状況となっているため,この辺を注視しながら,今後,財政運営を心掛けていくとのこと。また,納税義務者数の増加人数は平成30年度が1万7,612人から令和元年度が1万8,020人と合計で408名増加しているとのこと。

また,委員より,実質単年度収支の赤字が今回14億円だったが,今後の財政調整基金を含めたこの基金積立金の運用,活用をどのように考えているかについて質疑があり,当局より,まず,財政調整基金について,令和元年末で約34億円となっている。財政調整基金は予算規模の約1割程度を確保するとして,30億円から35億円程度を目安にしている。また,その他特定目的基金,目的をもった基金については,公共施設整備基金においては,公共施設の整備改修を目的として積み立てている。また,地域振興基金については,地方創生推進事業の財源として活用している。地方創生推進事業も令和2年度から新たな第2期計画として,今後5年間,必要な財源となってくるため,計画的な積み立てを考えているとのこと。

また,委員より,財政について,鹿児島県下19市で奄美市が他の18市と比較をして,歳入歳出で何か特徴的な内容があるかとの質疑があり,当局より,経常収支比率については,県下19市中7番目。財政力指数は18番目。実質公債費比率は14番目。将来負担比率は16番目となっている。奄美市の予算に関する特徴は,まず扶助費が多いこと。また,奄振事業等の影響で投資的経費が大きいこと。関連して,地方債現在高が高い状況になっていることが挙げられる。しかし,基金の積立金の状況も一方で高い状況となっているのが本市の特徴となっているとのこと。

委員より,本庁舎建設費用について,トータルで掛かった総費用について質疑があり,当局より,本庁舎新築工事は1期工事・2期工事を合わせて合計で60億337万3,000円。これに,設計や施工管理等の経費を加えると約63億円の事業となっている。また,解体工事,備品購入費等を含むその他の費用は約12億円かかっていて,全てを合わせると総事業費としては合計約75億円の金額になるとのこと。

次に、２款総務費、２項徴税費から６項監査事務局費までについて補足説明があり、委員より、まず、徴税費について、増収の要因をどのように分析されているか質疑があり、当局より、まず、個人住民税の増収は令和元年度の課税対象者数のうち、約８割を給与所得者が占めている。この給与所得者の伸びが顕著であったこと。納税義務者数は対前年と比較して４０８名増加。給与所得金額も伸びて、対前年比１億１，１１０万円増加した。業種は建設業、宿泊・飲食・サービス業、卸・小売業の住民税の特別徴収額が増加していることから、大型公共事業が多く発注されたこと。また、観光客の増加の影響を受けてのことだと分析している。法人市民税の増収は法人市民税の法人割を納付した法人は６３０法人で、対前年７５法人増加している。法人税割額の納付額も４，６４１万円増加している。このことから、企業の業績が好転していたものと伺われる。なお、納税額が増加した主な業種はやはり建設業、運輸業、不動産、物品賃貸業、あと、宿泊・飲食・サービス業となっており、住民税と同じく大型公共事業が多く発注されたこと、観光客の増加が要因と考えているとのこと。

委員より、地籍調査について、奄美市全体で３６．５１パーセントだが今後の見通しについて質疑があり、当局より、今後の見通しは現状では事業費の大幅な増額分は見込めないと考えている。今後、国・県の方針にあった適切な調査区域の選定等によって、所要額の確保を図り、事業費軽減策も検討しながら、進捗率の向上に努めていきたい。また、関連法の改正等により、例えば所有者不明土地の問題等もあり、地籍調査を進めやすいような改正等が進められていくと考えている。その方針等を注視しながら進捗に進めていくとのこと。

委員より、元市税等徴収嘱託員の補填金、賠償金が計上されているが、現状の経過説明について質疑があり、当局より、公金横領の件については、一般会計では２款、３款、４款において補償、補填及び賠償金を計上している。全会計の合計で令和元年度被害に遭った市税等の補填金額は９８７万９，１９２円となっている。市の被害調査は完了。昨年度の補填金額６３８万８，４９８円と合わせ、被害額の合計は１，６２６万７，６９０円となった。次に、現在の状況は刑事と民事の両方で進めており、刑事事件は本市の顧問弁護士と警察で進めていて、現在、捜査中。動きがあったら議会にも報告をしたい。民事事件は市の調査は完了し、被害額が確定したため、現在、相手方の弁護士等を通して被害額の確定作業を行っていて、併せて、今後、毎月の返済額、また、返済方法について弁護士を通して協議を行っている。最終的に公正証書を交わすことになると考えているが、正式に決まっていないため、議会への報告はもう少し時間をいただきたいとのこと。

委員より、当局の管理体制の強化と、時間を要してでも必ず弁済してもらうよう強い意見がありました。

その他、多くの質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

次に、２款１項中、１４目地方創生推進費から１６目世界自然遺産推進費について審査をいたしました。当局から補足説明を省略し、配付した事業の一覧表により答えたいとのことで、これを承認し、質疑に入りました。

委員より、新規で実施をした空き家実態調査の詳しい内訳について質疑があり、当局より、令和元年度に行った空き家実態調査は空き家の件数を確認するとともに、空き家の危険度判定を行った。判定をＡ・Ｂ・Ｃ段階で判断していて、Ａは建物が良好であり、利活用可能な状態。Ｂが利活用するには一部修繕が必要な状態。Ｃが周辺に危険を及ぼす可能性がある状態ということで、３段階で確認をした。地区別のＣ判定は、名瀬地区が２９２件、住用地区が２６件、笠利地区が６５件という調査結果が出た。このＣ判定を、今後、開催する予定の空き家対策協議会において、特定空き家かどうかという判定をすることになり、今現在、空き家の対策計画を作成しているところ。その計画案ができ次第、空き家対策協議会を各委員にお願いをして、協議会をつくりたいと考えているとのこと。

委員より、ふるさと納税等活用事業費のキャリアアップ助成金について、事業の内容、また、事業所と資格の内容について質疑があり、当局より、この事業の目的は市内の事業所が事業を営むのに不可欠な免許・資格について、島内で取得できない資格について、島外での資格取得に要する受験料、旅費等

の一部を助成するもの。昨年度は8社12名からの申請があり、助成金の支給をした。実績としては、大型1種運転免許。大型2種運転免許。あと、車両系の建設機械運転技能者。移動式クレーン運転手のような建設関係の資格や、国内旅程管理主任者、国内旅行業務取扱管理者のような観光関係の資格。また、管工事施工管理技士といった、管工事関係の資格の申請があり、助成をしたとのこと。

委員より、教育のIT化整備事業について、無線LANアクセスポイント整備などの環境整備や現状について質疑があり、当局より、教育のIT整備事業の内容は、理科室への電子黒板配置を全学校、28校分行った。また、環境整備については、全学校の職員室への無線LANアクセスポイントの整備をした。理科室に関しては有線LANの整備を行ったとのこと。

そのほか、多数の質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

次に、3款民生費1項社会福祉費から3項生活保護費についてまで、当局より補足説明があり、複数の委員より、生活保護費の詳細の確認と生活保護の開始と廃止の内訳について質疑があり、当局より、扶助費の43億4,680万7,618円について、令和元年度の平均被保護世帯数は2,094世帯、2,712人。受給者の平均年齢は63.4歳。前年度と比較して世帯数で10世帯の減。人員で53人の減となった。令和元年度の平均保護率は65.04パーミルで、前年度と比べ1.26ポイント減少した。次に、扶助費の支出内訳は生活扶助費が11億5,702万3,535円で、全体の26.62パーセント。医療扶助費が26億4,054万4,982円で、全体の60.75パーセント。住宅扶助費が4億1,743万743円で、全体の9.6パーセントとなっていて、この三つの扶助費で全体の96.97パーセントを占めている。また、扶助費の総額は前年度より4,568万3,466円のマイナスとなっている。生活保護開始になった方の主な要因は、一番多いのが世帯主の傷病。2番目が、預貯金に関する減少、喪失など。廃止については、1番目に多い要因として、御本人の死亡。2番目には、就労による収入の増加となっているとのこと。そのほかにも、生活困窮世帯の子どもに対する学習、生活支援事業や介護給付費等事業費。身体障害者旅費助成金、プレミアム付き商品券事業負担金、お達者ご長寿応援事業等、ほか、多数の質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

次に、4款衛生費について、当局から補足説明があり、委員より、ゲートキーパー養成講座の詳細について質疑があり、当局よりゲートキーパーとは自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応、悩んでいる人に気付き、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人のことで、命の門番とも位置付けられる人のこと。自殺対策計画を平成30年度に策定し、令和元年度はこのゲートキーパーの養成講座と、あと、子ども・若者への取組を中心に事業を展開したもの。ゲートキーパー養成講座は4回行い、職員向けに2回、若者支援の方を対象に1回、地域の支援者を対象に1回実施したとのこと。

その他、数件の質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

次に、5款労働費について、当局の補足説明の後、委員より、奄美産業活性化協議会について、活動年数、雇用実績、調査・研究等の委託事業などの詳細について質疑があり、当局より、本協議会については、平成17年度から厚生労働省の100パーセントの委託事業で、約15年間、3年更新で、昨年度で第5期が終了した。雇用に関する市の施策の中では、一番中心的な事業になっている。雇用者数は第5期、平成29年から令和元年度までの3年間の実績では、目標89名の雇用計画に対し、182名の雇用、または、就職という目標を大幅に上回る実績を出すことができた。また、雇用を生み出すための実践的なメニューとして、奄美版おもてなし人材育成プログラム構築事業を3年間取り組んできた。外国人をはじめとする観光客をおもてなしするための実践動画ラーニングシステムを開発し、昨年度、公開した。内容は各場面で、施設の場面ごとの動画により学習する動画サイト。また、研修するための研修テキスト。各事業所ですぐに使えるものを開発し、インターネット上で公開している。活性化協議会については解散となったため、以降はあまみ大島観光物産連盟が引き続き管理しているとのこと。

そのほか、数件の質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

次に、6款、農林水産業費について、当局から補足説明があり、委員より、奄美群島「結の島」農業

モデル事業補助金について、継続の有無と今年度の地元での堆肥製造の状況について質疑があり、当局より、「結の島」事業は地域振興事業で、事業期間としては平成29年度から令和元年度までの3年間の事業。事業の目的は、与論町の余剰堆肥、奄美大島地区内の堆肥不足ということで始まり、来年度以降については3年間で終了し、継続の計画はありません。3年間使用した堆肥については追跡調査を行い、反収アップに向けて取り組んでいる。また、奄美市の堆肥センターは以前は原料の不足で、堆肥の製造が足りなかったが、昨年度まで順調に堆肥の製造ができていた。ただ、今年度は堆肥を作る大型の機械が故障し、現段階では製造をストップしている。堆肥の製造自体は計画どおりできているが、大型機械の故障で発酵するまでの製造期間が延びるため、堆肥が一番動く時期に集中してきた場合には不足する可能性がある。その場合は、その場合は民間のフレコン堆肥などを購入して対応することになるとのこと。

委員より、奄美群島農林水産物輸送コスト支援事業は平成26年から実施をしているが、本事業の現状と、本年度から実施をした加工品について質疑があり、当局より、農業も水産業も自然物であり、裏作もあれば大量に採れる時もある。病気も流行った時期もあり、数字でいうと右肩上がりではない。本事業は本土と離島地域条件不利益性格差を埋める事業で、本事業によって、本土との競争に立てるものだと思っている。事業としては非常に有効なものだと認識をしている。加工品の対象品目は黒糖焼酎、粗糖、飲料水が対象となっている。この対象品目では、コンテナで島外に輸出をしている品目に支援を行っている。他の品目の拡充については、コンテナ輸送が限定的なため、現在、3品目となっている。また、この加工品の支援事業の予算枠等もあり、業界団体と連携を深めながら、意見交換を踏まえ、メニューの増加等も業界の意見を聞きながら考えていくとのこと。

そのほか、数件の質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

次に、7款商工費について、当局から補足説明があり、複数の委員より、本場奄美大島紬販路開拓資金、貸付金と将来の展望等について質疑があり、当局より、まず、本場奄美大島紬販路開拓資金の貸付金は本場奄美大島紬の販路開拓と経営安定のために、昭和53年度から始まった。紬業界対象の融資制度となっている。本市の貸付金3,100万円と産地両組合の預託金3,700万円と合わせた6,800万円の5倍に当たる3億4,000万円を協調融資額として損失補償している。融資された資金は各組合の事業資金として活用されるほか、組合の運営費として使われている。実際の融資残高として、前年度末で紬組合1億8,032万円。販売組合1億3,200万円となっており、年利1.475パーセントの利払いを伴うことから、両組合の財政運営を圧迫する要因となっているため、計画的な返済をお願いしている。将来展望については、一昨年ぐらい前から合併という話があり、両組合ともに話をしている。今年度、紬組合が新たな役員体制となり、継続として合併についての話し合いを進めていきたいと考えている。また、民間と民間の合併なので、両組合同士で話をさせていただきたい。本市としては、奄美産地を守るために、産地再生計画があり、これが本年度末で終了するため、その産地再生計画に則った支援体制や、さらに産地再生を伸ばすにはどうすればよいかという施策の展開の仕方を、両組合ともに話をさせていただいている。産地として、業界として、紬の振興をどう図っていくかを、両組合・業界団体とともに検討を進めていきたいとのこと。

委員より、キャッシュレス決済導入促進事業について、開始後85パーセントでかなり普及しているが、具体的な店舗数等詳細について質疑があり、当局より、導入率85パーセントの分母は192業所を対象としたもの。対象店舗については、観光事業者、飲食店などで、このうち163業者がキャッシュレスを導入しているということで、84.9パーセントという数字になった。同様に、県も令和元年度11月に県内四つの観光地域、指宿、霧島、屋久島町、奄美市で同様のアンケート調査を実施。こちらでも、奄美市は79パーセントということで、この4地域の中でも一番高い率が出ていたのも、大体8割程度は導入が進んでいると認識しているとのこと。

そのほか、数件の質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

次に、8款土木費について、当局より補足説明があり、委員より、橋梁長寿命化点検業務の詳細につ

いて質疑があり、当局より、この橋梁点検は平成27年度に施行された道路の維持修繕に係る政令で、5年に1回、近接目視や打設検査をして、点検をすることが義務付けられたもの。また、10年に1回、点検結果を基に長寿命化修繕計画を策定し、橋梁の長寿命化を図ることを目的としている。本市では1巡目の点検を終え、2巡目に入った。1巡目の点検結果は、点検を要する橋梁数は325橋あり、点検結果の4、緊急的に措置を要する橋が1橋。3、早期に補修をすべき状態の橋が77橋。2、要措置段階の橋が154橋。1、健全な橋が93橋。この中で、補修を要する橋梁数は3と4を合わせ78橋あり、うち、現在、24橋が補修済み。今年度末に31橋になる予定で、40パーセントの補修が完了する見込みとのこと。

委員より、末広・港土地区画整理事業の進捗の現状について質疑があり、当局より、進捗状況では、令和元年度末の事業費ベースでの進捗率は84億5,453万円の88.8パーセント。移転契約ベースでは、移転棟数135棟に対し130棟の96.3パーセントとなっている。残りの件数は4棟となっているとのこと。

委員より、市営住宅の新しい整備状況、今後の計画等について質疑があり、当局より、公営住宅整備に関しては、令和元年度は9月に住用町西仲間地区に1棟6戸、3月末には笠利町屋仁地区に1棟4戸が完了。今後の整備計画は、笠利町大笠利地区で今年度1棟4戸の建築工事を行っており、来年4月に供用開始を予定。その後の計画としては、今年度、笠利町手花部地区において用地購入を行い、来年度、実施計画、実施設計、令和4年度に1棟4戸の建築工事を計画しているとのこと。

その他、数件の質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

次に、9款消防費について、当局から補足説明の後、委員より、消防団員の出勤旅費の不用額と予算の算出根拠について質疑があり、当局より、出勤旅費等の不用額について、予算は過去2年間の実績を平均して計上しており、不用額が多い場合は、それだけ出勤回数が少なかったことになる。また、出勤旅費は定例訓練、火災、台風、自然災害も含めて、警戒調査、行方不明者搜索等々に消防団員を招集したことに伴うもの。

そのほか、数件の質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

次に、10款教育費について、当局より補足説明の後、委員より、住用町のバス助成及び大島北高の通学補助、当初予算との増減の内容、また、今後の動向について質疑があり、当局より、住用町のバス助成で金額が減少した点で予想されるのは、定期券を当初購入していた生徒が車で送迎に変更になった。また、毎月の申請の人数が減少していたこともあり、実績金額が減少した。大島北高の通学補助はこれまで実施していた成果が出ており、平成29年度から増加傾向にある。通学補助の人数も53名と増加したため、決算も増加したもの。住用地区から通う生徒には定期券購入額の3分の1を助成している。この助成額を上げることを検討し、住用町から転居をせずに通える高校生を増やせるようにしていきたい。大島北高は存続を目的とした通学費補助を行い、大島北高が存続することで、地域経済の活性化や地域に住む保護者の経済的負担の軽減などが図られている。大島北高には名瀬地区から通学する生徒が45パーセント以上で、全体の生徒数が減少する中、名瀬地区からの生徒が大島北高へ通うのは増加傾向にある。一方で、笠利から名瀬地区への通学費補助の意見があるが、それを行うと北高の存続にどのような影響があるのか、慎重に協議・検討することが、今後、必要だと考えているとのこと。

委員より、幼稚園費の朝日幼稚園が認定こども園としてスタートし、給食が提供されているが、その現状等について質疑があり、当局より、幼稚園のメニューの作成は給食センターの栄養士と連携をしながら作成し、小・中学校の献立を利用している。幼稚園生に向けては量を減らして作成するといった対応をとっている。今のところ、特に問題があるという声は聞こえていないとのこと。

委員より、奄美スポーツアイランド、スポーツ合宿について、減少の要因と現状について質疑があり、当局より、スポーツ合宿実績が減った要因は新型コロナの影響で、3月に予約していた団体のキャンセルが主なもの。今年度の合宿予定については26団体の合宿予定が既に入っており、コロナの状況にもよるが、対策をしっかりと受け入れをしていきたいとのこと。

委員より、市民交流センターの進捗状況と今後の完成に向けたスケジュールについて質疑があり、当局より、実施工程会議が9月25日に行われ、現在、進捗状況が23.2パーセント。現在、1階の床躯体部分の工事を実施。契約上ではあるが、令和3年の3月31日までの契約工期となっているとのこと。

委員より、横浜DeNAベイスターズの秋季キャンプが終了したが、波及効果がどの程度か。今後のベイスターズとのつながり、また、プロ球団の奄美への誘致など、将来的なことなどについて質疑があり、当局より、DeNAの合宿に関しては約5,000万円程度の波及効果があった。今後、10年間ぐらいは横浜のハマスタでの奄美デーの開催や、奄美を売り出すことを舩観光課を含め、スポーツ推進課実も施する予定。今後はプロ野球球団の誘致など取り組んでいきたいとのこと。

そのほか、数件の質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

次に、11款災害復旧費について、当局よりそれぞれ補足説明があり、委員からは特段の質疑はありませんでした。

最後に、12款公債費と13款予備費、また、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況調書について当局より補足説明があり、委員から若干の質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

以上で、一般会計決算等審査特別委員会の報告を終わりますが、御質問がありましたら、他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（与 勝広君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。

お諮りいたします。

本決算は、委員長報告のとおり、決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第67号 令和元年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

○

議長（与 勝広君） 日程第5、議案第68号 令和元年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第78号 令和元年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定についてまでの11件を一括して議題といたします。

本決算に関する委員長の審査報告を求めます。

特別会計決算等審査特別委員会委員長（奥 輝人君） 議場の皆さん、きゅうや、うがみんしょうら。おはようございます。御報告申し上げます。

特別会計決算等審査特別委員会は去る１０月６日と７日の２日間開会し、慎重に審査を行いました。本委員会に付託されました議案第６８号令和元年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第７８号令和元年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定についてまでの１１件は、お手元に配付してあります報告書のとおり、全て認定及び可決すべきものと決しております。

では、審査の内容について御報告いたします。

まず、議案第６８号 令和元年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、当局より補足説明があり、本市国民健康保険の加入者は令和２年３月３１日現在、７，１５１世帯で、総世帯の３０．６パーセント、被保険者数１万８９９人で、総人口の２５．８パーセントとなっている。前年度から世帯数で１８５世帯、被保険者数で３５６人減少している。実質収支に関する調書で、歳入から歳出を差し引いた金額は４，９９５万４，１５７円となり、合併以来、初めて黒字となったなど、補足説明があり、委員より、平成３０年４月から国保制度が変わり、都道府県単位で財政運営を行うことにより変わったところや特徴的なものがあればの質疑に、決算にも表記されているとおり、赤字が減っていることが目に見えて分かる。国から低所得者への財政支援があり、財源が確保されている。事務量については、特に変わりはない。

また、委員より、予備費の賠償金の件で質疑があり、元市税等徴収嘱託員の公金横領の件について、一般会計と特別会計にまたがるということで、決算に関連する部分や進捗状況が説明された。元徴収嘱託員の横領被害額は合計で１，６２６万７，６９０円。現在、刑事事件と民事事件の両方で進めているとのこと。

ほかに、保険者努力支援制度や特定検診の件、医療費の内訳など、多くの質疑がありましたが、この際、省略します。

次に、議案第６９号令和元年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について、当局から補足説明があり、歳入総額２億５，７７５万４，１４１円。歳出総額２億５，７４０万４５９円となり、歳入歳出差引額は３５万３，６８２円など補足説明があり、委員より、地域医療を支える重要な役割を担っている住用診療所と笠利診療所の医療活動の運営や方針など、行政側と定期的に話し合いの場が持たれているのかの質疑に、住用・笠利診療所において、定期的な協議の場は特に設定されていない。ただ、コロナ関連の相談や今後の予定などは随時話し合っているとのこと。

そのほかに、医薬品の在庫管理、ストック管理など質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第７２号令和元年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について、当局から補足説明があり、歳入歳出総額は３，０９９万５，５５０円となっている。

委員より、不用額が結構あるということで、その内容についての質疑に、診療報酬は２か月遅れで入って来る。出納年度期間の５月ぐらいに最後の３月の診療報酬が来るので、委託料として出せないために、いつも予算措置としては多めに組んでいるので、不用額が多めに出るということ。

ほかに、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第７０号令和元年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、当局から補足説明があり、委員より、２年に１回、後期高齢者医療議会があり、保険料など決めていくが、地域の意見はどのような形で反映されるのかの質疑に、各市町村の担当課長等を招集した幹事会があり、そこでいろんな意見が出て、それを吸い上げて、議会に提案している。奄美市の幹事会の委員は高齢者福祉課長である。

ほかに、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第７１号令和元年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、当局から歳入歳出の款、項、目、節についての補足説明があり、委員より、平成２９年度から介護保険の要支援１と２が総合事業に移行しているが、この３年経過したということでの評価についての質疑に、要支援１と２の比較的軽度の認定の方々につきましては、市町村のほうで地域支援事業の中で

事業実施をするというふうに制度の建付けがあり、事業支援の中に取り組むだけではなく、ほかの一般介護予防や地域づくりなど連携を図り、一体的に事業を展開していて、地域と利用者の方とつなぎやすい事業となっているのを評価しているところである。

ほかに、繰越金の件、障害者控除、特別障害者控除の件、高齢者の虐待の件など多数ありましたが、この際、省略します。

次に、議案第77号令和元年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について、当局から補足説明があり、歳入総額477万2,000円。歳出総額370万9,000円。実質収支額106万3,000円。奄美市交通災害共済基金の令和元年度末現在高は4,265万8,000円。委員より、名瀬・住用・笠利地区の加入割合についての質疑に、名瀬地区が19.4パーセント、住用地区が30パーセント、笠利地区が30.2パーセント。職員の加入率については、約60パーセントとのこと。

ほかに、見舞金の支給状況、不用額の件などありましたが、この際、省略します。

次に、議案第78号令和元年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について、当局から補足説明があり、給水人口、有収率及び給水収益について、給水人口は前年度と比較して上水道・簡易水道とも減少。事業全体で467名の減少。給水戸数について、前年度と比較して上水道で減少、簡易水道で増加しており、全体で13戸減少している。配水量については、上水道及び簡易水道ともに減少しており、事業全体で22万3,275立方メートル／年の減少となっている。有収率については、前年度と比較して、上水道で2.94ポイント。簡易水道で2.19ポイントの増加となり、事業全体では2.79ポイントの増加となっている。

委員より、負担軽減について、特に1人暮らしの高齢者の方や年金が少なく、生活保護を受給している方、低所得者の方への水道料金の負担軽減についての質疑に、現状の経営状態は良好であるが、後年度への負担を考えると、まず大事なことは、経費節減の徹底や料金の上げ幅をできるだけ少なくし、将来への負担を少なくするのが第一と考えている。委員より、流動資産で現金預金が約28億3,000万円あるが、他の会計への活用等はできないのかの質疑に、以前に水道会計のほうから一般会計のほうに短期貸付金として貸付けをした実績が一度ある。今後、水道事業は老朽化した施設、管路等の更新事業など費用が増えることが見込まれるので、長期的な視点から現金預金を保有している。また、起債の借入金の残高も現金預金と同じぐらい、約28億円あり、バランスも考えながら現金を保有している。

ほかに、営業外収益の決算額の件や、資産減耗損の件など多くの質疑がありましたが、この際、省略します。

次に、議案第73号令和元年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、当局から令和元年度末現在の公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の概要などの補足説明があり、委員より、資本費平準化債の考え方の質疑に、設備投資が多い事業であり、建設改良に投資する際に、建設機械の環境や耐用年数が50年とか、建物等の耐用年数が長い期間等があり、起債をし、最高でも事業起債の償還は30年となっており、この耐用年数と起債償還のギャップを埋めるために平準化債を設けている。

そのほかに、小宿地区の下水道整備の件、下水道使用料と水道使用料の件など多くの質疑がありましたが、この際、省略します。

次に、議案第74号令和元年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、当局から令和元年度末現在の農業集落排水事業の概要など補足説明があり、委員より、令和元年度末、地区別水洗化率、接続戸数について、計画どおりに進んでいるのかの質疑に、低い地区もあるので、啓発活動を行い、接続率を高めていく。100パーセントに近くなるように努力していくとのこと。

ほかに、関連の質疑がありましたが、この際、省略します。

次に、議案第75号 令和元年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定につい

て、当局から補足説明があり、委員より、昨年度まであった企業奨学生の件について、実績が数年間ゼロであったことについての要因について、この制度は平成15年に始まり、貸付は10名で、2名の方が専門的な職業で起業している。平成24年度を最後に制度の貸付が行われていない。要因として、企業から雇われる雇用に情勢が改善してきているのと、貸付による効果が薄かったと考える。そのために、今年度から新たな制度で、創業者の操業に係る経費の一部助成を行う新たな事業を展開している。

そのほかに、滞納金の取り扱いの件など質疑がありましたが、この際、省略します。

最後に、議案第76号 令和元年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について、当局より補足説明があり、委員より、豚のと畜の件数が減少している原因についての質疑に、伝統的に昔からの料理をして食べられる方々の高齢化が進み、買い求められる方が減少している状況である。また、現在の施設では冷凍する、冷蔵する施設がない。本来であれば、24時間冷蔵して低温殺菌して衛生的にして市場に出荷する。納入業者からの衛生上の問題等など、クリアしてほしいなど要望があるなど、考えられる。

委員より、新しいと畜場において、イノシシの受け入れについての質疑に、新しいと畜場はと畜場法の制度でやっており、野生動物の野生鳥獣は食品衛生法の法律で行うことになっており、イノシシは認められていない。

そのほかに関連する質疑等が多くありましたが、この際、省略します。

以上で、特別会計決算等審査等特別委員会の審査報告は終わりますが、御質問がありましたら他の委員の協力を得てお答えいたします。

議長（与 勝広君） 暫時休憩いたします。10時55分に再開いたします。（午前10時41分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前10時55分）

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

通告がありましたので、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

6番（崎田信正君） 失礼。おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は特別会計のうち、議案第71号 令和元年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議案第78号 令和元年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定についての2件について、反対の立場で討論を行います。

この2件については、これまでの予算委員会及び決算委員会で住民の生活を守り、低所得者対策の必要性を訴え、住民の負担軽減を求めて討論を行ってきました。地方自治法第1条の2で、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするとして定めており、この立場での討論と御理解をいただき、簡潔に述べたいと思います。

まず、議案第71号の介護保険特別会計ですが、3年ごとの見直しで保険料は上がり続け、第7期の保険料は6,600円となっています。これまでも述べてきたとおり、介護保険実施当時は旧名瀬市が3,800円。旧住用村が3,500円。旧笠利町は3,200円でした。保険料は年金からの天引きで、その年金は下がっています。所得のない人にも負担を強いる消費税は、発足当時の3パーセントか

ら５パーセント、８パーセント、そして、現在の１０パーセントへと増税が進んでいます。高齢者の方の生活が苦しくなっていくのは、この事実を見れば明らかではないでしょうか。先に紹介しました福祉の増進を図るという地方公共団体の本旨に沿った自治体独自の減免制度を実施している自治体は数多くあります。高い保険料となっている奄美市でこそ必要な制度だと思います。市民生活の現状を鑑みて、介護保険の負担軽減は奄美市にとって緊急に取り組むべき問題だと申し上げ、決算認定について反対します。

次に、議案第７８号 水道事業会計ですが、これも繰り返し、生計費非課税の原則に照らせば、水道料金への消費税課税は認められないこと。さらに、市民の生活実態から福祉減免の必要性を明らかにしてきました。しかし、介護保険同様、改善されないまま現在に至っています。一方、決算では当年度純利益は７、４３３万７、３９２円と当初予算を大きく上回っています。資産減耗損は当初予算では２５０万円ですが、２、１５３万６４７円計上されています。この資産減耗損は一過性のもので、継続してこのような額が計上されることはありません。もちろん、将来的な水道会計の見通しを立てることは必要ですが、収入の増加が見込まれない年金生活者や生活保護受給者たちの市民生活を考えた時、福祉の向上が自治体の取り組むべき第一義的な課題であることから、福祉減免制度の創設が未だなされていない本決算を認定することはできません。なお、水道料金基本料の従量計算を現在の１０立方メートルを区切り、使用料が少ない独居老人の方などの料金が安くなるようにしていただくことを要望し、討論とします。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

採決は、これを分割して行います。

最初に、議案第７１号 令和元年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は、起立表決に代わり、電子表決により行います。

本決算に関する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りいたします。

本決算は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対する諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

押し忘れはありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

（電子表決開票）

賛成多数であります。

よって、議案第７１号 令和元年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第７８号 令和元年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定についてを採決いたしますが、本案については利益処分と決算認定の二つの表決が必要となる案件であります。

よって、まず、本案のうち、令和元年度奄美市水道事業会計の利益処分についてを採決いたします。

この採決は、起立表決に代わり、電子表決により行います。

利益の処分に関する委員長の報告は、原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対する諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

押し忘れはありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

（電子表決開票）

賛成多数であります。

よって、令和元年度奄美市水道事業会計の利益処分については、原案のとおり可決されました。

次に、令和元年度奄美市水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

この採決は、起立表決に代わり、電子表決により行います。

本決算に関する委員長の報告は、認定すべきものであります。

お諮りいたします。

本決算は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対する諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

押し忘れありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

（電子表決開票）

賛成多数であります。

よって、令和元年度奄美市水道事業会計決算認定については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第68号 令和元年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第70号 令和元年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまで、及び、議案第72号 令和元年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第77号 令和元年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定についてまでの、以上9件を一括して採決いたします。

本決算に関する委員長の報告は、いずれも認定すべきものであります。

お諮りいたします。

ただいまの9件は、委員長報告のとおり、決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第68号から議案第70号まで及び議案第72号から議案第77号までの以上9件は、いずれも認定することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日、9日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午前11時06分）

第 4 回 定 例 会
令和 2 年 12 月 9 日
(第 2 日 目)

12月9日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
7 番	安 田 壮 平 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	松 山 さ お り 君	12 番	林 山 克 巳 君
13 番	西 公 郎 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	川 口 幸 義 君
17 番	伊 東 隆 吉 君	19 番	与 勝 広 君
20 番	竹 山 耕 平 君	22 番	多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

18 番	元 野 景 一 君	21 番	橋 口 和 仁 君
------	-----------	------	-----------

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	弓 削 洋 一 君
笠利総合支所事務 所 長	濱 田 洋 一 郎 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
総 務 課 長	平 田 宏 尚 君	企 画 調 整 課 長	國 分 正 大 君
プロジェクト推進 課 長	當 田 栄 仁 君	市 民 部 長	満 永 亮 一 君
税 務 課 長	藤 原 俊 輔 君	環 境 対 策 課 長	平 田 博 行 君
市民福祉課長	村 田 英 樹 君	保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君
福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君	福 祉 政 策 課 長	寿 山 一 昭 君
福祉政策課長補佐	山 下 克 蔵 君	健 康 増 進 課 長	徳 永 明 子 君

12月9日(2日目)

高齢者福祉課長	川 畑 博 行 君	保 護 課 長	保 金 満 君
いきいき健康課長	喜 納 祐 司 君	商工観光部長	武 下 義 広 君
商工情報課長	向 井 渉 君	紬観光課長	島 袋 修 君
産業建設課長	岩 下 忠 久 君	農林水産部長	栄 広 久 君
農林水産課長	石 神 康 郎 君	建設部長	保 浦 正 博 君
土 木 課 長	平 山 光 二 君	上下水道部長	藤 山 浩 俊 君
水 道 課 長	吉 郁 也 君	教 育 部 長	福 長 敏 文 君
学校教育課長	末 吉 正 承 君	生涯学習課長	大 庭 勝 利 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前 田 賢 一 郎 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	重 信 竜 昇 君
主幹兼議事係長	伊 集 院 正 君	議 事 係 主 査	堀 健 太 郎 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は一般質問であります。

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります。

日程第1，一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。さらに、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次、質問を許可いたします。

最初に、自民党奄美 竹山耕平君の発言を許可いたします。

20番（竹山耕平君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。自民党奄美の竹山耕平でございます。新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るい、翻弄され続けた1年が経過しようとしています。日本国内を見てみますと、第3波と呼ばれる状況の中、累計感染者数が16万人を超え、各自治体においても新規感染者や死亡される方々の過去最多が記録されています。東京都におきましては、死亡された方々の約9割が腎臓疾患、糖尿、高血圧、がんなどの基礎疾患を患っているということでございます。当該地においても、本市奄美市での感染者をはじめ、昨日、徳之島町で新たに13名確認、24名確認、奄美群島内においても罹患者が増加される中、受入体制が乏しい離島地域において、医療現場、医療体制の逼迫の恐れ、また、高齢者や障害者関連施設、子どもたちを預かる学校機関や関連する福祉関係者におかれましても、また、観光関連産業に携わる皆様にとりましても、様々な不安を抱えております。感染されている皆様の1日の早い御快復をお見舞いするとともに、日々懸命に努力されている医療及び様々な福祉等関連施設に従事される皆様に対し、心からの敬意と感謝を申し上げます。このような中、いよいよと申しますか、ようやくイギリスにおいて、昨日からワクチン接種が始まりました。今後に期待と希望がもたれる第一歩であると思います。また、日本政府は昨日、国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策を閣議決定いたしました。最後に、我が会派、自民党奄美といたしましても、10月から11月にかけて、市内約600事業所に対し、コロナ関連のアンケート調査を実施いたしました。様々な業種の皆様から御回答をいただきましたこと、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。この件に関しましては、会派所属の多田議員を中心に、皆で取り組みました。集まった資料を分析し、今後の次年度予算編成要望や個人の情報として大切に取扱いまいる所存でございます。

それでは、令和2年第4回定例会、一般質問のトップバッターとして、全集中で個人質問に入ります。

まずはじめに、市長の政治姿勢について質問いたします。来年度、期待される世界自然遺産登録に向けて、登録実現に向けた取組、課題等や今後の対応について、お伺いいたします。遺産委員会延期に伴い、残念と思うのと同時に、残された課題を解消するための大切な時間をいただけたという両方の思いが各関係者から聞こえてきます。登録延期後の国・県・地元自治体、また、関係機関や団体との個別及び共通した取組及び希少動植物対策事業への取組とその成果、効果に併せて、登録までの最優先課題等について、この登録候補地を預かる地元自治体として、どのように取組がなされてきたのか、お示しいただきたいと思っております。

次の質問より発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、竹山議員にお答えさせていただきます。なお、前段の部分は私のほうで答弁させていただき、後段の具体的な件については、担当部長に委ねますので御理解いただきたいと思います。

議員御承知のとおり、開催が延期されておりました第44回世界遺産委員会について、事務局であるユネスコ世界遺産センターより、来年6月から7月に中国福建省にて開催するとの公表がなされました。新型コロナの世界的感染拡大を受けまして、一度は延期された委員会について、関係者において慎重に検討され、こうして開催時期が示されたことにより、世界自然遺産の登録審議に向けて、地元として改めて気が引き締まる思いであります。世界自然遺産に向けた取組といたしましては、前回のIUCNからの勧告における要請事項等を踏まえ、盗掘・盗採の抑止などの「希少種保護」、地域と連携した「外来種対策」、自然環境の保全と利用の両立を図る「観光管理」、自然環境保護の機運を醸成する「普及啓発活動」などについて、国・県、奄美大島5市町村、また、世界自然遺産推進共同体などの民間団体とも連携をし、取組を行っているところでございます。世界自然遺産登録の実現に向け、さらに、登録後においても、奄美大島の自然環境が次の世代にわたって受け継がれるためには、今後もこれらの取組を継続していくことが大変重要であると認識いたしております。従いまして、引き続き、国・県、関係機関、地元5市町村において、連携して対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

総務部長（三原裕樹君） それでは、具体的な取組内容について、私のほうから答弁させていただきます。希少種保護につきましては、希少種保護パトロールの実施、さらに、盗掘・盗採の抑止を目的としたセンサーカメラの設置・運用を引き続き行ってまいります。加えて、外来種対策につきましては、ノネコ対策や世界自然遺産推進共同体など、各種団体や地域住民と連携した外来植物の駆除等に取り組んでまいります。さらに、観光管理につきましては、世界自然遺産推薦区域の中でも、近年、利用者が増加している金作原について、利用ルールを試行を行っております。なお、ナイトツアーが盛んな市道三太郎線等における利用ルールの導入に向け、夜間観察時の利用ルールへの協力を求める実証実験を11月に行い、自然環境の保全と利用の両立を図るよう、取組が進められているところでございます。また、普及啓発につきましては、世界遺産学習漫画の製作・配布、それから、出前講座を含む各種啓発活動などの取組を行い、また、今年度は奄美大島の魅力的な自然や自然観察時のマナーを情報発信する映像制作を行っており、自然保護の啓発と機運の醸成に引き続き努めてまいります。

それから、希少植物の盗掘・盗採の抑止に向けた取組といたしまして、奄美大島5市町村にて実施をする希少種保護パトロール及び盗掘・盗採の抑止を目的としたセンサーカメラの設置・運用を行っているところでございます。また、環境省による違法持ち出し防止のチラシ、ポスター配布への協力。鹿児島県が事務局となる奄美群島希少野生生物保護対策協議会での盗採防止キャンペーンやパトロール実施など、国や県と連携した取組も行っております。

それから、最優先の課題、取組ということでございますけれども、世界遺産登録を見据え、各種の取組を行っておりますが、観光管理に関して、ナイトツアーが盛んな市道三太郎線等の夜間利用者の増加に伴い、無理な追い抜きなどによる利用者同士のトラブル。野生動物のロードキル、自然体験の満足度の低下などが生じているところでございます。このような状況を踏まえ、喫緊の課題としまして、まずは夜間利用におけるルールの導入に向け、関係機関において、夜間観察時の利用ルールへの協力を求める実証実験を、先ほども申し上げましたが11月に行い、自然環境の保全と利用の両立を図るよう取り組んでいるところでございます。また、自然遺産登録へ向けた普及啓発におきましては、世界自然遺産登録の機運の醸成を図るため、奄美大島5市町村で構成する奄美大島自然保護協議会において、生物多

様性の魅力発信と自然観察のマナー啓発等を目的とした映像の製作と展開、また、オンラインを活用した普及啓発イベントの開催を計画をいたしております。以上でございます。

20番（竹山耕平君） はい、ありがとうございます。今、多くのことが示された訳でございますが、やはり、そのような最優先課題を、やはり、その残された期間、これまでの期間含めて、もう一生懸命、関係機関とともに取り組んできたことは、新聞報道やいろんな情報で知られてきたと思います。今、部長のほうからも申し上げたように、やはりその最優先課題に対して、やっぱりこれは、市長もおっしゃいましたけれども、次の世代、次の世代、もう未来永劫ですね、まで、次世代まで取り組んで、しかも、取り組み続けなければいけない、この当該地としてですね、これ、使命だと考えておりますので、是非、頑張っしてほしいなと思います。また、期待したいと思います。

今、部長がおっしゃった、最後におっしゃったですね、この機運の醸成、普及啓発というところで、若干、一つお聞かせ願いたいと思うのが、その機運の醸成、普及啓発に向けて、この市民への周知。島内、あとは、これは市民に限ってで質問しますが、その市民に限って、この遺産登録に向け、世界自然遺産になる、目指しているということについて、約何割の方が理解、理解とは言いません、この世界自然遺産に向けている奄美市、奄美大島っていうことを思っている、分かっているということ、どのように捉えているのか。もし、答えられるようであれば、お願いしたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） 数字として何割というものはございませんけれども、先ほど申し上げましたとおり、出前講座であったり、映像の作成であったり、漫画の作成であったり、これまでの普及啓発活動については続けて参りました。今後も引き続き、もう来年、こういった時期にまいりましたので、徹底をして、広報活動に努めて参りたいというふうに考えております。以上です。

20番（竹山耕平君） 分かりました。数字的には申し上げられなかったんですけども、やはり私もですね、もうこれまでの、もう10数年にわたるこの取組においてですね、やはりもうほぼほぼ、この教育にもしっかり利用、活用されてきましたので、是非、子どもたちからですね、高齢者の方々まで、約、もう私の中では、やっぱり9割以上の、少なくとも、10割とは言いませんが、もう9割以上、10割に近い多くの方々がこの世界自然遺産に向けては、何かしらの情報は持っているというふうに理解をしていますので、是非、その辺りも含めてですね、その辺り、数値がないということだったんですが、いろんなところで、やはりそのエビデンスというか、求められているということもありますので、是非、その辺りも一つ、参考にさせていただくのもいいのかなというふうに思いましたので、質問いたしました。

次に、今後のスケジュールについて、示されているスケジュールについて、お示しをお願いします。

総務部長（三原裕樹君） 今後のスケジュールといたしましては、新型コロナ感染拡大のため、登録の可否が決定される第44回世界遺産委員会の開催が延期されておりましたが、先ほど市長からもございましたが、先月、委員会の開催時期が公表をされたところでございます。今後の流れといたしましては、世界遺産委員会の開催6週間前までにIUCNからの勧告内容が公表された後、来年6月から7月にかけて、中国福建省で開催される第44回世界遺産委員会において、登録の可否が決定されることとなります。いずれにいたしましても、本市といたしましては、世界自然遺産に向け、引き続き環境省や鹿児島県、関係自治体とも連携を図って参りたいと存じます。以上でございます。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。よろしく願いいたします。

次に、ウの世界遺産センターについて質問をしたいと思います。現在、基本、実施設計について、この東京都のワクワクデザインという会社が落札され、準備を進められております。来年度からの本格的

な建設が計画をされている、この世界遺産の拠点施設、世界遺産センター、ビジターセンターについて、その概要、目的、規模、スケジュール等をお示し願うとともに、この地元自治体としてですね、やはり、これまでにどのように関わってこられたのかについて、併せてお示し願いたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） 議員からもございましたが、世界遺産センターにつきましては、世界自然遺産の適正な利用促進と普及啓発並びに世界自然遺産、国立公園の保護管理の拠点として、住用地区のマングローブパーク内に環境省が整備を行うものでございます。環境省に確認をしましたところ、規模といったしましては、木造平屋建て600平米を予定をしております、既に基本設計を終え、現在、実施設計に着手をし、来年度、令和3年度の着工に向けて、予算要求中と伺っております。具体的な整備内容、その内容ですけれども、奄美大島の生き物が人類の宝物であることを軸に据えた展示を行うというふうに伺っておりますので、よろしくお願いいたします。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。この件につきましても、やはり、その運用がどのような形に、設置が環境省だと思うんですけども、まだ、運用に関してですね、やはり魅力ある観光拠点施設としても機能を発揮させるべくですね、預かる地元、あと5市町村が担当されると思いますが、そのようなところから、是非ですね、やはり地元としてもどのような形で関わっていきたいということも、思いもですね、やはり伝えることが大事なのかなと。ただ預かるだけではなくですね。是非、その辺り、今後、詰めてですね、部長を中心によりしくお願いしたいと思います。そしてまた、この、昨日報道もありましたが、大和村のクロウサギの展示、あとはその保護、管理ですかね、治療ですね、そういったところもあって、各地域によって、やはりバランスと、あとはその奄美大島内を周遊、回遊できるような、そういった拠点施設ができることによって、また、奄美大島の魅力が発揮されると思いますが、まだ利用者に、利用者の方々がどのような回遊性が生まれるのかも含めてですね、やはり分析を、是非、行って行って、行ってほしいなと思いますので、お願いします。

次の質問に移ります。次に、本港マリンタウン事業についてお伺いをいたします。民間の建設工事も始まりました。市民の皆様も注目しています。進捗状況、この公共インフラ工事及び近々予定されるであろう、この第2次募集に向けた、この状況について、お伺いをいたします。

建設部長（保浦正博君） おはようございます。それでは、お答えします。マリンタウン整備事業の工事につきましては、現在、市道の舗装工事を行っているところでございます。また、県道との交差点部の改良につきましては、交通管理者と協議を行っているところであり、協議が整い次第、工事を行うこととし、年度末の完成を目指しております。

次に、公募に関する状況といたしましては、奄美市開発公社に伺ったところ、来年1月頃を目途に、土地処分検討委員会を開催し、公募の時期、応募内容等について検討を行うとのことでございました。以上でございます。

20番（竹山耕平君） はい、ありがとうございます。公共インフラに含めて、年度末内、工事を完了させようという見込みということもありましたので、是非、活用も含めたですね、市民の活用も含めた、期待ができる、やはり、道路ができるのではないのかなというふうに思いますので、是非、計画どおりの工事をよろしくお願いいたします。

また、この1月開催に向けた、この土地処分検討委員会につきましても、やはり、これまでも同僚議員の方々から、やはり売れなければ、やはりこの開発公社としてですね、やはり困ってしまうということもありますので、様々な提案も、提言もある、この事業に関しては、是非、皆様もこのマリンタウン、夢のまちづくりをですね、しっかり推し進めていただきたいと思いますので、お願いします。

次に、市内のWi-Fi設備の環境整備についてお伺いをいたします。このフリースポットの環境整

備につきましては、その必要性という観点から、設置、以前からずっと質問を続けてきました。また、時代に沿った環境整備についても申し上げてきましたが、この日々進化し続けるIT環境の中、この現在の設置状況、施設、地域についての考え方。この設置当初はどのようなことが目的で、誰に、何に対して、利用者、その他について、どのような思いがあって設置をされてきたのか。また、その結果、この期間、どのような対応をすることができてきたのかという点について、お示しをお願いしたいと思います。

商工観光部長（武下義広君） おはようございます。それでは、お答えさせていただきたいと思います。奄美市公衆無線LAN、Amami City Wi-Fiにつきましては、平成25年に交流人口を拡大を実現するために整備しております。平成25年当時は光ブロードバンドの未整備地区が多かったことから、奄美市の光ファイバー網を利用し、観光客や地域住民が訪れる施設に奄美市公衆無線LANを整備することで、旅行者や地域住民がインターネット上で奄美の魅力を発信することを期待して整備いたしましたものでございます。現在、Amami City Wi-Fiを設置している公共施設は10施設、その他公衆無線LANを設置している公共施設につきましては6施設をなっており、それぞれ観光客や市民の皆様にご利用いただいているところでございます。以上です。

20番（竹山耕平君） 分かりました。いろいろとですね、次の質問までするまでに、また、ちょっと申し上げたいのは、やはりその、この前、聞き取りの最中も申し上げましたが、やはりこの奄美市のネットの、何ですか、奄美市のホームページから見た、このWi-Fiについての文言がですね、ちょっと分かりづらいなど。そしてまた、その施設においてもですね、やはりちょっとバージョンアップというか、更新が必要な部分があるなというふうにお話をさせていただきました。その点については、是非、早急に改善を、そしてまた、奄美市なので、当然、市の公共施設のものについてのみ紹介するっていうことが当然だとは思いますが、やはりその見られる方々を考えた時に、やはり外部リンクへ、外部リンクへジャンプするという機能もありますので、是非、その使う見る方々にとって見やすい、使いやすいような、そういう説明方法もあってもいいのかなというふうに思います。その点も含めてですね、この②の質問。これまでに新設された、この本庁舎や各庁舎も含めた、この公共施設、そして、観光関連施設がございます。今後も新たな核となる拠点施設、公共施設等が計画をされています。市民交流センターや総合福祉施設、世界遺産センター、そして、マリントウン地区においても、若干意味合いが違うとは思いますが、やっぱりネット環境は不可欠であろうかというふうに考えますので、今後の本市のWi-Fi環境整備のあり方も、やはりこのインターネット、この5Gの導入や次の研究開発も進められている今、この時代を、次の時代、次世代を見据えて検討すべき時が来ているのではないかと。このAmami City Wi-Fiもそうなんですけれども、個人の意見で申し訳ありませんが、やはりもうあまりにちょっと使い勝手が悪すぎると。私のやり方がまずいのかもしれませんが、ちょっとそのような意見もですね、クレーム等も聞いています。そして、観光地に行ってもWi-Fiがつかないと。その設置した当初、大浜で例えれば、駐車場でしか使えない。その当時、いろんな施設が周りにあったので、そういうことがあったかもしれませんが、現在、奄美市としては、この導線をですね、この、今のバースハウスができた、展示館ができた、そして、あの辺を整備しながら、導線を極力中のほうに持って行こうという取組がなされていることは承知しておりますが、やはり、その動きに対応できていないのではないかとというふうに感じております。このAmami City Wi-Fiもですね、この公共Wi-Fi環境もですね、次のステージ、ネクスト、次のレベルにですね、是非、向かっていただきたいという思いで、その御見解をお願いします。

商工観光部長（武下義広君） はい、それでは、お答えいたします。先ほど答弁いたしましたとおり、平成25年にAmami City Wi-Fiを整備したところでございますが、昨今のインターネット環

境が大容量、高速なデータ通信を必要とすることから、そのニーズを満たすことが大変厳しくなっている状況でございます。また、現在のセキュリティが強化されたインターネット環境においては、認証方法が複雑化し、接続に不便をきたしている状況もございます。さらに、市の光回線を利用していることから、新たにAmami City Wi-Fiを整備する際の導入コストが、民間光回線を活用する場合と比較して多額である等問題を抱えているところでございます。そのような問題の解決に向け、今年2月にAmami City Wi-Fiについて、関係する施設管理者により、利用者の利便性向上を目的に、今後の管理方法を検討いたしております。市内全域に光ブロードバンド整備を行ったことにより、民間の光回線を利用することが可能となったことから、令和3年度に観光関連の公共施設においては、観光客の利便性を踏まえた上で、最適なWi-Fi環境に移行するものとし、その他の公共施設については、施設ごとに利用状況や必要性を検討した上で、Wi-Fi環境を整備するものとしております。先ほど議員がおっしゃったように、今後、新たに核となる公共施設、公共施設のほうなんですけれども、につきましても同様に、利用状況や必要性を検討してですね、そのような整備をしてみたいというふうに考えています。また、さっき遺産センターっていうお話がでしたが、今後、計画のある国・県等の施設におきましては、観光客の利便性向上に向け、Wi-Fi環境の整備が行われるよう、働きかけてみたいとも考えています。以上です。

20番（竹山耕平君） はい、ありがとうございます。部長が、今、お答えしていただいたとおりですね、しっかり議事録に載りますので、是非、それ、今後、また追って行きたいと思いますので、よろしくお願いします。最近できた、特にあやまる公園の観光施設ですね。あの辺りがですね、3本ですかね、アンテナが立っておりまして、結構、すごい便利なんですよ。利便性がいい。中も外も、そして、下のほうの公園、マングローブじゃなくてグラウンドゴルフ場。あの周辺もですね、使い勝手が、あれ、結構使い勝手っていうか、利便性が本当にいいなという環境だと思いました、感じました。ですので、それに加えたらマングローブパークとかは、受付周辺、一歩外に出ると、もう使えないっていうこともありますので、是非、今の部長の答弁をしっかりと遂行して行ってほしいと思います。

次に、質問に移ります。大浜海浜公園リニューアル改修工事についてお伺いをいたします。計画の見直しもあったというふうに、この海洋展示館、リニューアル事業ですね、その点について、この進捗状況やスケジュール等について、お示しをお願いします。

商工観光部長（武下義広君） はい、御質問の大浜全体のリニューアルの関係も含めてということでしたので、そういう形で答弁させていただきたいと思います。大浜海浜公園のリニューアル事業につきましては、まず、園内の施設整備を目的としまして、奄美の魅力満喫「海」エリア総合整備事業を平成26年度から令和元年度にかけて実施してまいりました。この事業につきましては、公園全体を様々な体験を提供できる複合施設と捉え、バースハウスの新築、屋外ステージの改修、小浜キャンプ場の改修、トイレ・高倉の改修工事、園地内道路、駐車場整備など、海水浴の場としてだけでなく、自然公園、タラソ施設、海洋展示館など一つ一つの魅力をさらに発揮していくことを目的として実施したものでございます。お尋ねの海洋展示館のリニューアルについての進捗状況でございますが、令和2年の9月にリニューアルの基本計画及び実施設計、施工を行う事業者をプロポーザル形式により選定しており、基本計画を今月までに、実施設計を来年3月を目途に行う予定としております。施工につきましては、施設の休館を要することから、施設を管理しております指定管理者と協議しながら、繁忙期を除外した期間で施工できるよう調整し、円滑な事業進捗に向け、取り組んで参りたいと考えているところでございます。以上です。

20番（竹山耕平君） 分かりました。大浜公園の大々的な、大規模的なリニューアル工事に向けては、今、説明があったとおりであると思います。是非、今後でもですね、必要なところは必要な部分を必要な

時に改修していただければいいなと思います。

今ありました海洋展示館のリニューアル事業につきましては、令和3年の3月までに実施設計を終了して、繁忙期を除くってということだったんですけれども、やはり雨が降る、雨が多い、あとはまだ、観光客の方々も、繁忙期という、多分夏とか、いろんなことになると思うんですけれども、それ以外でも、やはり地元住民の方々もものすごく、やはりその、何ですか、屋内の、やっぱり子どもたちが行ける施設ということにおきましては、大変有効に活用されている、利用されている、家族の方々、また、観光者の方々も多いです。先日もちょうど展示館に行ったときにですね、バスが、大型バスが2台、G o T o トラベルですけれども、2台もですね、もう貸し切って、展示館に来られているということも拝見させていただきましたので、是非ですね、この魅力あるこの施設を、次の質問、移りますけれども、どのように構築して、再構築と申しますか、また、構築していくのかということについて、質問をしたいと思います。この魅力あるこの観光拠点施設を目指すためにですね、この規模、予算等を含めた、魅力ある空間を再構築が必要であるということで、から質問いたします。今、先ほど、その概算と申しますか、その予算というか、その辺りについてちょっと触れられたか、触れられてなかったのか、すいません、聞き逃したのか分かりませんけれども、もしそのような点でも、その先ほどのその見直しも含めてですね、あるのかないのか含めて、ちょっと答弁いただけたらと思います。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。海洋展示館のリニューアル事業についての御質問でございますが、この施設は平成10年にオープンし、開館から20年以上が経過しており、各展示物の老朽化や劣化が見られる状況でございます。このようなことから、近年、増加傾向にある観光客の受入態勢の整備や子どもたちへの学習・体験の場として、施設のさらなる利活用を目指し、コンセプトを「学び・遊び・体験」としてリニューアルを計画したものでございます。現在はリニューアル基本計画の作成中でありまして、コンセプトを基に展示構成、ゾーニング等を行い、リピーターを創出できるような空間づくり、子どもたちが遊びながら学べる魅力的な観光拠点としてリニューアルし、幅広い方々に御利用いただけるよう協議を行っているところでございます。併せまして、大浜海浜公園全体の価値を高めていけるよう、指定管理者とも連携しながら、今後の施設の活用方法の検討などに取り組んでまいりたいと考えております。先ほどの中で、事業費というお話がありましたので、それにつきましてはですね、当初1億円という形で事業費を組んでいます。その後にですね、その他に補修箇所が見つかったということで、補正の中でですね、4,000万円ちょっと超えるですね、その補修費をですね、上げて、計上して対応しているという状況でございます。以上です。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。様々なコンセプトでですね、やはりその地元住民、また、群島内の子どもたちや家族の皆様、住民の皆様、そして、観光客の皆様にてですね、是非、そのコンセプトの下、魅力ある観光拠点施設になっていただきたいなと思います。今、部長からもありましたように、ちょっとやはり見直したところで、補修箇所があまりにもちょっと多いと。しかも、やはり特別な施設でありますので、やはりその老朽化、そして、水漏れ、そしてまた、様々な、本当に改修場所が多いです。そういったところから、やはり、今、質問したんですが、やはりその改修、1億円、当初の予算ではですね、やはり1億円のみだと、もうその改修費だけで終わってしまうんじゃないかということ、この魅力ある空間、魅力ある施設の構築に目指せられるのかなというふうな、ちょっと疑問もありました。その展示館、ちょっと歩いた時も、少し暗闇の所がありまして、結構、案内してもらいながら見たんですが、「この空間良いですね」と、この少し暗がり、暗くちょっとなっていて、やはりちょっと少し壁面もですね、ちょっと見せされるようなものがありまして、「良いですね」って言ったら、結局、電気がただ切れていただけなんですよ、壊れて・ちょっと、修復が、今、出来ないということだったんですけれども、やはりそういったものもですね、この、いつ何時、どういった方々が訪れるかっていうこともありますと、やはりそういった部分はですね、改修しなければいけないところは早急に改修

できるような、その指定管理者とのですね、この連携、協力を密にしている、しているのは当然分かっていますけれども、さらにですね、そういった部分、訪れる方々にとって不備がない施設を、是非、お願いしたいなというふうに思います。そしてまた、その改修がですね、今後、実施設計がどうなるのか。また、実施設計後がどうなるのか。建設、あとオープンに向けてですね、そういったものが、若干、また変更があるだろうというふうには予測されますので、是非、その辺りもですね、是非、市長もお孫さん連れて、是非、楽しんでいただければというふうにも考えておりますので、そういう施設を目指していただきたい。また、目指すべきだと思っていますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。次に、（５）笠利地区、失礼いたしました、③ですね、養浜対策事業について。この砂浜回復。ここが、新聞等にも出まして、あとは議会にも報告がありました。この砂浜回復に向けてですね、この事業はどうかのなんですけれども、このお示しをお願いしたいと思いますが、この対策を行うことによって、砂浜を5, 000 m³ですっけ、6, 000 m³でしたっけ、入れることによって、どのような形、どのような姿になるのかということ、ちょっと聞きたい、聞きたいと思います。

商工観光部長（武下義広君） はい、それでは大浜の養浜ということでお答えいたします。大浜海岸の養浜する砂につきましては、小宿漁港の航路を確保する浚渫工事で採取した処分予定の砂を利用するもので、事前に成分分析を行い、評価基準値を満たしているものとなっております。小宿漁港で採取した砂を大浜の養浜材として充てることで、一方においては運搬料・処分料の軽減。もう一方ではビーチロックの露出解消など、双方にとって有効な活用法と考えているところでございます。その砂を入れて、どのような状況になるかということでございますので、現状では、やはりビーチロックなどが見えている状況となっております。現状では、海岸に下りた際にビーチロックが露出し、足元が滑りやすい状態でございますが、養浜後はお子様なども安心してですね、海岸の散策ができる状態になるものと考えております。要はそのビーチロックをですね、砂で埋めて、砂浜ですね、砂ですね、埋めて、そのような安心感ができる海水浴場となるような形で考えているところでございます。以上です。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。一石三鳥と申しますか、少し、ちょっといろいろ調べてみますと、あの小宿漁港、あとはその浚渫、砂がちょっと増加したというところが、結構その大浜からのですね、その砂とちょっと因果関係がないと、見当たらないということも、少しちょっとお聞きしているとところもありますので、是非、今、ちょっとその漂砂ですかね、漂砂調査ですかね、その部分も含めて、是非、この大浜の砂の減少、また、各海浜、あとは、各ビーチのですね、是非、やはり、今、自然遺産目指していますけれども、やはり、海と山が、自然がですね、奄美のやはり一番の魅力、資源でございますので、その辺りをお願いしたいなと思います。今、部長が言った、12月に施工、工事が終わって、今のビーチロックが全て隠れるということで、理解をいたしますが、現在、今、12月ですよ。来シーズンが始まる、来シーズンが始まる頃と申しますか、その辺りに、また、その砂の減少ということが、もし見られるような状況になる、今後もあるかもしれない。そういったところに対して、その現在の考え方でいいので、その辺り、ちょっとお示しをお願いしたいと思います。

商工観光部長（武下義広君） 議員御指摘のようにですね、今まで、やはり大浜の砂がですね、やっぱり海水、海流によって流されたという状況もございました。今後の保全についてですが、砂の流出の原因は高波や季節風によるものが大きいのではないかとこのように考えております。そこで、実証的にですね、まず消波効果と砂の流出状況を調べるために、前回、答弁させていただいたと思うんですが、重さ2トンの「袋詰め玉石」という形で、26袋の2トンの石をですね、本年2月に設置して、その後の定点観測をまずしてみるということで、その砂浜の、それによつての砂浜の減少状況、その付近などを、まず、観察していく必要があるんじゃないかというふうに見て、今、行っています。それによつ

て、海岸の砂の移動、流出状況を確認してですね、その状況を見ながら、今後の海岸保全のあり方について、つなげて参りたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

20番（竹山耕平君） 分かりました。奄美市内においても、先ほども申し上げましたが、魅力あるそういう海浜浴場、また、それ以外ですね、砂浜が多数ありますので、是非ですね、その辺り、全域を含めた、しかし、一番の、市内から一番近い、そしてまた、様々な魅力のある、サンセットやホエールウォッチングもできると、今でもできるというお話も聞いています。そういった形で、全体的な大浜公園のリニューアル事業、進めていっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。次に、この笠利地区保育施設等あり方検討委員会の現状について。また、とりわけですね、以前から質問をしております、この用安へき地保育所のこの早急な建設のあり方を含めた件について、質問をしたいと思います。以前の答弁ではですね、この検討委員会の中でもですね、当然、そのことについても話し合われるというふうな答弁もありましたので、是非、その件についても、御答弁をお願いしたいと思います。

笠利総合支所事務所長（濱田洋一郎君） はい、それではお答えいたします。笠利地区保育施設等あり方検討委員会は、笠利地区の保育施設の現状と課題を踏まえ、将来にわたる笠利地区の保育所の望ましい方向性を示すために、本年度、設置いたしました。委員は保育の専門家を含む学識者4名、全ての公立保育施設の保護者代表者6名、地域を代表する方2名、教育・保育施設の職員3名、行政職員2名の計17名で構成されています。委員会に先立ちまして、保護者、そして、保育施設の職員、そして、地域にお住まいの方へのアンケートを実施させていただいた上で、本年7月に第1回目の委員会を開催し、今日まで3回の委員会を開いています。委員会では、笠利地区保育施設の課題として、施設の老朽化、待機児童の解消、認定こども園の新設等について議論を重ねているところでございます。委員会は、このあと施設の視察を含めて3回の開催を予定しており、今年度の末に報告ができるように進めて参ります。これまでの委員会では、認定こども園を新設する方向を確認しているところでございます。用安へき地保育所につきましては、建物の老朽化に伴う危険性から使用を中止し、現在、集落の御理解、御協力を得た上で、用安公民館にて保育を実施させていただいているところであります。議員御指摘の、新たに用安へき地保育所を建設するというにつきましては、将来にわたる笠利地区の全体の保育施設のあり方にもかかわることとでございます。そしてまた、地域の方々の様々な御意見も、今、伺っているところでございますので、現在、開催中のあり方検討委員会での議論や、その報告を踏まえた上で、検討して参りたいと思いますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。今、委員会の進め方で、また、3月に終了というか、報告があるということで、進んでいるということもう理解できました。今、その、とりわけその用安へき地保育所の件につきましても、やはりその施設の老朽化じゃなくて、その地区の保育施設のあり方を含めた検討を進められているということなんですけど、やはり何よりもこの用安へき地保育所に関しましては、やはりあったものが無くなった訳ですよ。子どもたちが、地域の方々が同施設、隣接する公民館施設で地域の方々の理解の下、そこの当初、各種保育所に分散するという形があったんですけども、やはりその地元でどうにかっていうことも、要望もありまして、そして、地元の理解も得られたことから、その公民館で子どもたちを預かれるということにもなりました。また、これは何か法に基づいて、ものなのかなっていったら、それもクリアできた。クリアしているということで、そういった状況ができた、できて、今もその状況は続いているということなんですけれども、やはり私が申し上げたいのは、やはりその地域からの要望、あとは地域からの要望と、保育所側からの要望も、この二つ、市に対して出ていると思います。その中でも、やはり早急なその建設の設置ということも出ています。

そういったところから、その、そこにどうやって対応していくのか。やはり、あるべきものが無くなったというものと、そのあるべき、ありながら、その検討を進めるというものはですね、やはりその進め方、あとはその笠利地域、特にもう用安と、用安とか、あとはその喜瀬も含めてですね、その緑が丘小学校も含めた、やはり地域の特性と申しますか、地域のこれまでのその歴史も含めた、この施設も、地域においては大切な存在だったと思うんですよ。そういったところから、やはりこの用安へき地保育所に関しましては、今、ちょっと聞いた、聞いたところっていうか、調べたところ、この数年で、やはり11か所の、この、約11か所のこの宿泊施設や商業施設含めた、そして、この5・6件のこの新しい新築だとか、そのIターン、Uターンの方含めた、その移入と申しますか、移住含めたですね、やはり、この奄美市内を見ても、見渡しても、とても魅力ある地域であり、そこに人が集まっている。そして、活性化、地域が活性化しているということにつながっていると思うんです。なので、是非ですね、この地域の件に関しても含めて、地域から要望が出て、それは委員会後にちょっと地域の方々と、やはり話を詰めていかなくちゃいけないとは思いますが。なので、その辺り、ちょっと含めてですね、あくまでも、まずは、今、保育所の件、話していますので、その件について、何か御見解がないか、お聞きしたいと思います。

笠利総合支所事務所長（濱田洋一郎君） 今、あり方検討委員会の中で、実際用安に住んでいらっしゃる方、そして、通わせている保護者の方からの意見もたくさん伺っているところです。ですから、今後、その議論を深めていく中で、この地域性ですとか、そういったことももちろん議論をしながら、そして、対象児童が増えていくのか。そして、へき地保育所ですから、1号認定と言われる方の保育、そういったものが、その用安の地区内でへき地保育所の保育が実際に行うことが必要なかどうかということ。そして、一方では認定こども園の議論が進んでいきますので、じゃ、どういうのが一番ベターな、地域にとって、保育のあり方かというのを、今、議員の御指摘も含めて、議論を深めていけたらいいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。あり方ということで、地域の全体のあり方ということですので、今、所長からおっしゃったように、地域の保護者も、その委員として発言されているということも、今、おっしゃいましたので、是非ですね、しかし、やっぱり理解してもらいたいものは、あるべきものが無い状態で、やはり、不自然な状態が、今、続いているということは、やはり理解してもらいたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、住用地区保育施設あり方検討委員会の現状と今後について、地域も変われば実情も変わるということ、お示しいただきたいと思います。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） おはようございます。それでは、お答えいたします。住用地区保育施設あり方検討委員会は、東城へき地保育所が土砂災害にあったことなどから、これからの住用地区の子育て環境整備や、子育て世代の人口減少を解消するための保育施設のあり方についての方針を決定するため、令和元年度に設置され、5回の会議を重ね、令和2年3月に報告書が提出されました。委員会では、将来の住用地区の保育施設あり方について、委員や未就学児、小学生児童の保護者など、幅広い対象者からアンケートを実施し、災害の被害が受けにくい立地条件の候補地選定や、保育児童の対象年齢、給食の提供などについて方向性を決定したところでございます。へき地保育所につきましては、利用者の利便性等を総合的に判断し、保育児のニーズがある限り、今の施設は閉園せず共存するという形を決定いたしました。これを受けまして、今年度は基本構想策定委員会を立ち上げ、あり方検討委員会の報告書を基に、よりよい保育環境の維持と質の向上につながるよう検討しています。また、新しい保育施設が住用地区の少子化対策はもとより、将来の住用地区全体の振興につながる施策として、子育て環境整備の充実が図れるよう、関係機関と連携をし、諸条件を整備した上で取り組んで参りたいと

考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。順調に計画が進められて、今後も認定こども園っていう話はなかったんで、ありましたっけ。含めてですね、是非、地域の、今、所長がおっしゃいましたように、このへき地の利用ニーズが1人でもある限り存続、濱田所長、1人でもニーズがある限り存続させていくということで、はい、進めているとは思いますが、是非、奄美市内の共通認識として、是非、お願いしたいなというふうに思います。また、ですので、あとはまた、衆議員に、明日、お願いしたいなと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、最後、教育行政について、質問をお伺いいたします。この新年の成人式の開催状況について、質問をいたします。①、②ともですね、ちょっと関連される内容でありますので、一括してお伺いをいたします。今回のコロナ禍において、様々な市のイベントや、民間を含めたですね、このイベントや催し物、行事等が中止、延期をしておりますが、この、いつ状況が変化するのか、もう本当に先の見えない状況の中ですね、この通告時点においては、新年の成人式は開催される見通しであるというふうに伺っております。本日ですね、ちょっとこの紙が、手元に配付された訳ですが、ここについては、この1月3日の成人式、開催有無、規模縮小を含めて、現在、検討中というふうな紙が、ちょっと配付されました。そこでですね、これ、今日の朝だったものですから、どっちにしても、通告時点におきましては、開催されるという見通しということで伺っておりますので、改めて、現時点においてのこの開催の有無、そしてまた、今後の状況、予想ができないと思いますが、当局の今の御見解ですね、お伺いをしたいと思います。そして、併せて、この②、この開催に決定に至るまでのこのプロセスが、この決定後におきましてですね、各関係機関、民間を含めた団体、業界含めたですね、この方々とも連携、協力、そして、協議を重ねているということも十分聞いております。このコロナ禍におけるこの新成人者及び関係機関や業界との意思疎通と申しますか、この共通理解を含めてですね、この取組について、お示しをお願いしたいと思います。

教育部長（福長敏文君） それでは、お答えをいたします。現時点での令和3年成人式の実施可否について、お答えをいたします。御案内のとおり、コロナ禍での成人式であることから、実施するべきか、中止にするべきか、判断が大変難しい状況でございます。新成人の皆さんにとっては一生に一度の大事な節目の式典であることから、今年9月にアンケートを実施いたしまして、約7割の皆さんが式典を実施してほしいとの回答をいただいております。また、群島内他町村や県内他18市、全て、全市実施の方向という判断なども参考に検討いたしまして、現時点ではコロナ感染防止対策を徹底した上で、式典を実施する方向で、3支所とも準備を進めております。開催に当たっては、事前に感染防止対策について十分に周知を図り、当日も検温やマスク着用、また、体調チェックの間診票提出や接触確認アプリCOCOA（ココア）の使用などを促してまいります。併せて、式典の時間短縮、来賓や保護者の人数制限、新成人の分散入場など、万全な対策を行ってまいりたいと考えております。併せて、今回は出席したくてもできない新成人の皆さんに向けて、式典の様子や地元アーティストのお祝いメッセージなどをライブ配信する予定となっております。また、式典中止の場合においても、市長や議長の祝福のメッセージや実行委員会及び新成人によるオンラインによる式典を計画しているところでございます。なお、実施可否の最終判断につきましては、奄美大島内での感染状況はもとより、新成人の多くが大都市圏から来島することが想定され、全国の感染状況なども確認の上、関係機関とも連携しながら慎重に判断してまいりたいというふうに考えております。

それでは、業界の皆さんとの連携でございます。新成人、成人式を実施するに当たりましては、10月に美容業組合の代表者の皆様に説明会を実施しております。また、11月に行われた事業所向け新型コロナウイルス感染防止対策物品購入に対する助成金説明会の際にも、式典に係る事業所、美容・理容関係者、写真館の皆様を対象に、再度説明をさせていただきました。84の事業所の皆様に御参加をいた

できました。今後も依頼を受けた事業所の皆様へ、再度の説明を行う予定としております。事業者の皆様には、成人式の趣旨については概ね御理解をいただけたものの、事業所によっては店舗のスペースに限りがあり、感染防止対策に必要な間隔が確保できないことや、東京、大阪などの首都圏からの帰省が見込まれるため、心配する声が上がっているのも事実でございます。万全を期して行うためにも、今後も事業所の皆様の御意見を伺いながら、丁寧に対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。まず、1点だけ。確か教育委員会さんのほうがですね、新成人者に、この出ますか出ませんかという、その出欠について、ちょっとアンケートを採っていると思うんですが、その件は。

教育部長（福長敏文君） その新成人の対象者の皆様に、教育委員会で把握できる分について、全ての方にその感染防止の対策の周知と併せて、出欠の確認をいただいているところでございます。今のところ、締切が12月の15日ということで、実施をしておりますので、それ以後の最終判断、併せて、全国的なところも見ながら、本当に喫緊になるかも、近くなるかもしれませんが、最終判断をしてまいりたいというふうに思っております。

20番（竹山耕平君） はい、ありがとうございます。7割の新成人者の皆さんがですね、そういう形で実施したいと。そしてまた、新成人の集いというのが、多分、来年の開催のあれで、多分、最後なんじゃないかなというふうにも思いますので、新成人の集いですね、っていう形で、今後はですね、この12月15日、どのような形で、また、その後、先ほど部長からも、今後もその理容含めた、美容含めた関係者、そして、団体の方々と協議を行う計画を立てているということもありましたので、やはり不安、不満、そして、払拭をさせてですね、もう皆さんが、関係者の皆さんが、是非、お祝いできるような式典を目指していただきたいと思ひまして、お願いをいたしまして、私の個人質問、一般質問を終了させていただきます。

議長（与 勝広君） 以上で、自民党奄美 竹山耕平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。10時45分に再開いたします。（午前10時31分）



議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

自民党奄美 多田義一君の発言を許可いたします。

22番（多田義一君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。自民党奄美の多田でございます。通告に従い、質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、所見を少々述べさせていただきます。今年も残り、あと20日ほどになりました。コロナの猛威を痛感した1年でもありました。今年の2月から、市内でも飲食業関係や観光業を中心に影響が出始め、時間の経過とともに、その影響もあらゆる分野に広がりを見せており、深刻な事態であると思います。また、医療や介護、教育や福祉は止めてはいけない分野であり、現場で働く皆さんのストレスは計り知れないことと思います。特に医療の現場においては、コロナと隣り合わせで常にリスクがあり、一般患者の減少などから、経済的にも今までにないダメージを受けている医療機関も少なくありません。しかし、働く病院スタッフの士気を下げないために、特別手当など全員に支給したりして、この危機を乗り越える覚悟で頑張っておられると思います。改めて医療従事者の皆様に感謝を申し上げます。今回のコロナの影響は、この12月にまで及ぶと、市内の宴会場や屋仁川の飲食業界はかなり

深刻な事態に陥ると思われます。私どもの会派は、先ほど竹山議員のほうからもありましたが、10月末締めで奄美市内600事業所にアンケートを実施いたしました。回答率は約30パーセントであり、回答いただいた業種として、通信販売業、金融保険業、通信事業者、流通小売業、運輸業、旅行業、電力・ガス事業、製造業、サービス・飲食業、医療・福祉、建設不動産業、観光業、農業、水産業、その他と幅広い分野の皆様に御協力をいただきました。改めてこの場をお借りしてお礼を申し上げます。このアンケートが決して無駄にならないよう取り組んでいく決意であります。大変厳しい御意見も賜りました。一人一人の意見、要望に対し、真摯に対応してまいりたいと考えております。アンケートの結果も踏まえた上、一般質問に入りたいと思います。

まず、コロナ対策についてであります。事業所支援金について質問いたします。この事業は国の制度である持続化給付金の対象から外れている事業者の支援策として、奄美市が独自の支援策として1,250事業者を想定し、売上減少率が20パーから50パーが対象となり、併せて上下水道料金の減免も申請できる制度であり、今回、申請期間の延長を行い、対応している事業であると認識をしています。そこで、質問をいたします。申請期間延長以降の件数をお示してください。

次の質問から、発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

商工観光部長（武下義広君） はい、それではお答えいたします。事業所支援給付金につきましては、当初、新型コロナの影響により、3月から6月の売上高が減少した市内事業所のうち、国の持続化給付金の対象とならない売上減少幅の事業者の事業継続を支援するため、実施いたしております。第1弾は8月末を申請期限とし、実績といたしまして、申請件数は209件、うち支給決定は193件の5,713万6,000円で、予算執行率は15.24パーセントでございました。その後、議員も御承知のとおり、8月の専決により国の持続化給付金と同様に対象月を本年12月まで拡大し、併せて申請期限も来年1月末まで延長したところでございます。お尋ねの延長後の申請状況につきましては、11月30日現在、新たに15件、450万円を支給しており、トータルの支給実績は208件、支給総額は6,163万6,000円で予算執行率は16.44パーセントとなっております。以上です。

22番（多田義一君） はい、分かりました、ありがとうございます。この制度なんですが、期間延長ということで、専決の時に説明もいただきましたけれども、この期間を延長するにあたって、何かしらこの理由とか、要望があったとかっていうのがあれば、少しお聞かせいただきたいなと思いますが。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。新型コロナに関する支援策につきましては、国や県等が様々な支援策を講じておりますが、本市としてはその各種施策を相互に補完・補強することにより、より幅広く、かつ、効果的な支援につながるものと考えております。本給付金につきましても、同様の考えの下、売上の減少額が国の持続化給付金の対象とならない売上減少幅の事業者の事業継続を支援するため、実施をいたしております。また、中小企業等を支援する商工会議所、商工会やあまみ大島観光物産連盟等、各種団体からも強い要望があったものでございます。事業の延長につきましては、本市においては本給付金と並行して、中小企業者の融資による資金調達を支援するため、セーフティネットの認定を行っております。本年3月以降の認定件数は321件あり、5月の申請をピークに、6月以降は減少傾向にあります。新たに建設業関係や自動車整備業等が増加しており、新型コロナの影響が長期化し、幅広い業種に広がりを見せているということから、7月以降、新たに売上額が20パーセント以上、50パーセント未満、減少する事業者の事業継続を支援するため、8月の専決第3号におきまして、本給付金の対象月を本年12月まで延長することとしたところでございます。以上です。

２２番（多田義一君） はい、分かりました。ありがとうございます。率直に、ちょっと伺いたいんですが、先ほど予算執行状況っていうことで、１６．４４パーセントと。当初、１，２５０件を想定してたっていう説明を受けたのを、今でも覚えています、この状況はどのように分析をされているのか。考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

商工観光部長（武下義広君） 議員御指摘のとおりですね、当初の予算の中では、その売上減少率が見えない状況の中ですね、国の補助金に対象とならない事業所についても救っていかうということで設定したものでございます。今の状況を見ますとですね、やはりその中で、国の持続化給付金のほうに流れている、数多くですね、流れている状況もあるのかなというふうに、今、分析をしているところです。ただ、事業の個々にかかる認識としましてですね、給付金額についても３０万円ではございますが、別の視点から見ればですね、制度開始からこれまで国の持続化給付金の対象とならない２０８事業所の事業継続をしており、一定の成果はあったんじゃないかというふうに考えております。以上です。

２２番（多田義一君） はい、分かりました。確かに、これは一定の成果は、僕もあったと思います。これをそもそも批判しようという話ではなくて、実際に、やはりこれ、結果ですから、１６．４４パーセントの予算執行率と、ということは、対象者が単純に少なかったんですね。やはり、コロナウイルスのこの影響っていうのは、当時はどこまで広がりを見せているのか。また、国の制度を誰が活用しているのか。県の制度も、また、どういう方が活用しているのかというのが全く分からない状況だったんですよね。ようやく、商工会議所はじめ、いろんなところでの調査が始まり、その形がある程度見えてきたというのが、今の現状ではないのかなと思います。ここで、先ほどちょっとアンケートを取ったっていうところで、実は私たちが取ったアンケートの中について、国からの支援、県からの支援、市からの支援、項目を結構、インターネット等を探して、事業名を入れて、どの事業を使いましたかっていうことで、お答えをいただいておりますが、その中でちょっと私が残念だったのが、やはり市からの支援という部分で、事業所支援金、これはこのアンケートに答えた皆さんの中の数字ですけれども、あくまでも、２件なんですよ、２件でした。非常に少ないなと思うのが、もう率直な感想です。やはり、多いのが納税の猶予であったり、市の支援策というところかというと、プレミアム商品券であったり、その応援券の利用であったりとかですよ。部長がおっしゃるように、やはり国の支援で持続化給付金などは突出をしております。持続化給付金、家賃支援給付金とかですね。こういう内容となってきていますので、やはり次の部分をもうそろそろ考えていく、僕は必要があるんじゃないのかなと感じておりますが、先ほど、冒頭申し上げましたが、この１２月にやはりこの影響が出ておりますので、かなり市内の経済状況は、今後、ますます冷え込むというのが、およそ予想されると思います。この辺りも考えた上で、今のお話を聞いて、部長、どのように感じておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

商工観光部長（武下義広君） そのアンケートの結果なんですけれども、私どもも商工会議所のほうでアンケートを実施しております。そのデータなどもしっかりと参考にしながら、今、検討しておりますが、このアンケート調査の中ではですね、３１６件のうち、市の事業者支援金を利用していると、３３件という形で、市の事業所支援金についても、ある程度利用もしているんじゃないかというふうな認識はしております。そのような中ですね、今、御質問の事業所支援金について、そういう形で御理解いただければというふうに思います。今後ですね、その３億７，５００万円の予算を取っておりますので、その状況が、それもある程度不用も出るんじゃないかということでのお話だと思います。今ですね、その中ですね、今、新型コロナの影響がいつまで、まだ続くか、見通せない中、今後もコロナ対策をやはり継続して、確実に対応していかなければならないというふうに、取り組んでいかなければいけないというふうには考えております。現在、進めている各種事業の予算執行や、今後の予算執行の見

込み等もしっかりとですね、見据えた上で、国や県の動向も注視しながらですね、さらに必要な対策について、全庁的に検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

22番（多田義一君） はい、分かりました。実際には、先ほど僕が言ったように、この12月はやはり相当影響が出ると。この流れが、恐らく年明けの1月、2月、3月、その辺りも、多分そんなに変わらないだろうというのが、およそ想像がつくと思います。この事業者支援金なんですが、要は持続化給付金を貰っているところには対象なりませんよと。今、なっていますけれども、もう実際、持続化給付金とかを申請している方たちっていうのは、もうほとんどがゴールデンウイーク前後なんですよ。あそここのところが一番きつかったんですよ、確かに。あれ以上のきつさはないという認識を持っていたんですが、結果的に、あれ以上のきつさがまだ続いているんですよ。ずっと続いていると。さらに言うと、その1年間で12月の稼働なくして商売って成り立たない人たち、たくさんいるんですけども、この12月になってからすら今の状況ですから、ここは早急にちょっと考えていく必要が、僕はあると思いますので、是非、庁内で、皆さんで知恵を絞ってですね、有効に予算執行ができるように、是非、取り組んでいただきたいなという要望も込めて、この質問をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。この緊急対策プレミアム商品券事業についてであります。要は応援券であるとか、ほーらしゃ券であるとかっていう事業を、今、行っておりますが、応援券で言えば、もう事業自体は一応発行は終わって、使えるのが今月末まででしたかね、3月まででしたっけ、3月までですね、はい、っていうことで、事業を、今、継続をしているっていうことでありますけれども、この発行枚数とかはある程度管理をされていると思いますが、その利用状況ですよ。どの、どういう店舗で、どういう職種でとか、利用状況が把握できているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

商工観光部長（武下義広君） はい、それではお答えいたします。まずは、緊急経済対策商品券の奄美市応援券ですね。これ、お1人に5,000円の商品券を寄附したという応援券です。利用状況について、まず、御説明いたします。11月30日現在、発行総額は2億1,391万5,000円で、うち換金額は1億7,970万6,000円となっており、換金率は84.01パーセントとなっております。主な事業分類別の換金額は、各種商品小売業が6,571万4,000円。飲食店、宿泊業が3,272万2,000円。飲食料品小売業が2,836万5,000円となっているところでございます。

次に、ほーらしゃ券の利用状況でございます。これは5,500円の商品券を4,000円で購入という事業であります。11月30日現在、発行総額は1億9,250万円で、うち換金額は4,110万1,000円となっており、換金率は21.35パーセントとなっております。主な事業分類別の換金額は、織物、衣類、身の回り品、小売業が871万3,000円。その他の小売業が842万9,000円。飲食料品小売業686万2,000円となっております。ただ、このほーらしゃ券につきましては、11月1日に販売を開始したところであり、1か月の実績しかありませんので、12月15日に第2回目の販売を行う予定となっております。その中で、屋仁川関係の店舗についてはですね、利用状況を分析できる状況にないということでございます。なお、コロナ対策として商工会議所で行った飲食店応援プレミアム商品券事業、これにつきましては、5,000円の商品券を3,000円で購入と。これは飲食店に特化した商品券でございます。につきましては、発行総額5,000万円で、うち換金額は4,938万円となっており、換金率は98.76パーセントとなっております。本事業においては、屋仁川区域の使用が41.6パーセントの使用となっており、居酒屋等における一定の利用実績があったのではないかとというふうに分析しているところでございます。以上です。

22番（多田義一君） はい、ありがとうございます。なぜこの質問をしたかっていうと、この僕たちが今回、ちょっとアンケートを採った、やはりサービス業、飲食業が回答者ってものすごく多かったんですが、その中からですね、飲食業でもいろんな業態がありますよね。それこそ、バーみたいなのところもあれば、小料理屋さんみたいなのところも、居酒屋もあるしっていう、いろんなところ、あると思うんですけども、意外とあったのが、そのバーであつたりとか、そういうお店っていうのは、要は券そのものを使うお客さんが1人も来たことがないという方がいらっしゃったんですよね。数名、いらっしゃって。なので、やはりこう、ちょっと全体的な中で、やはり、今、こういろいろ聞いていくと、医療関係はやっぱり多いんですね。医療関係で使う分は多いと思います。その、この飲食店に特化した部分でも、結局、屋仁川で41パーぐらいっていうことでしたよね。41パーセント、総額5,000万円、2,000万円、2,300万円ちょっと、2,200万円ぐらいですかね。っていうところかなっていう気がするんですが、あとそれ以外の券に関して、ほーらしゃ券で言えば、11月からの販売なので、また、確か第2弾の販売っていうのが、12月の15日ぐらいですよ、確か。まだ、これは今からどんどんどんこう浸透していきだろなっていう気はするんですが、やはり、比較的、この、今、全体的な数字を聞いても思いますが、やはり飲食関係であつたり、そういうスナックだつたりとか、屋仁川の部分での消費っていうのは、限定的なのかなっていうのが、ちょっと、全体的にですよ、そういう感じは受けました。ここまでのこうデータをいろいろ持っていращやるので、やはり先ほどの話じゃないですが、いろんな支援策っていうのは、今後、考えられると思いますので、是非、その今の分析をしっかりとやられてですね、どこの業種が、今、一番きついのかとか、どういう影響が今後考えられるのかですね、是非、部内で協議をしていただいて、この本当にコロナの影響を受けて大変苦しんでいるところを効率的に支援策っていう形でできるように、取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。次は納税の猶予について質問をいたします。先ほども述べましたが、税の猶予の相談は多いと推測されますが、件数と申請者の、どういうお仕事をされているとかの業種の分析、また、金額等が分かればお示しをいただきたいと思います。

市民部長（満永亮一君） はい、それでは、市税に関するものを先にお答えいたします。市税の徴収猶予につきましては、11月末現在の猶予件数及び猶予税額は47件、1,063万3,000円となっております。内訳を申し上げますと、軽自動車税48万3,000円、固定資産税808万5,000円、市県民税143万8,000円、法人市民税62万7,000円となっております。猶予税額の業種の比率を申し上げますと、多いほうから運輸業、510万2,000円で48パーセント、次いで、宿泊業、284万4,000円で26.7パーセント、次いで、小売業、88万円で8.3パーセントとなります。

次に、コロナに起因する市税の減免について、執行猶予の、徴収猶予の件は以上でございます、はい。

22番（多田義一君） はい、ありがとうございます。運輸業、宿泊業、小売業というところで、相談件数、猶予を、今、行っているということでありました。今回、やはり市のですよね、支援策として、小口貸付であつたりとか、いろんな制度を併用している方が、やはり、僕は多いのかなというふうに感じていますが、実際、そうなってくると、いろいろ相談者っていうか、この利用者は、市一つの窓口でも利用しているこのケースによっては、いろんな相談があると思うんですよね。ましては、その猶予を受けたあとの徴収や、また、返済、その小口資金であつたりの返済計画など、そういう部分での、要はどのように、今後、計画的にその税の徴収含めて考えてらっしゃるのか、その辺をちょっとお示しいただきたいと思います。

市民部長（満永亮一君） ただいまの質問は、小口融資含め、税の徴収状況、そういったものを一括で管理できないかという御質問だと思います。この長引くコロナ禍の中で、事業者の皆さんが税の徴収猶予や持続化給付金など、各補助、助成制度の利用だけでなく、併せて融資制度も受けている方がいらっしゃることは重々認識しているところでございます。税金について申し上げますと、地方税法第22条におきまして、地方税の徴収に関する事務に従事している者について、秘密漏洩に関する罪が定められており、個々の案件を庁内で共有するのは難しいと考えております。また、その他の課におきましても、地方公務員法等により個人情報の取り扱いには厳しい制限がございます。従いまして、議員のおっしゃります、債権の一括管理というのは、庁内での情報の共有はなかなか難しい問題があるというふうに考えるところでございます。また、しかしながら、納税者から個別の相談には、各担当課で誠意をもって、分割納付、いろいろその減免とか、元々からあります徴収猶予、そういった制度がございますので、真摯にそういった方には対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

22番（多田義一君） 実際、今、部長からもいろいろ、一括でのその管理はなかなか難しいということですが、実際にこう市の制度であったりとかっていうところ以外でも、コロナ関係の借り入れというのは、件数でいうとやっぱり結構あると思うんですよ。あって、その返済も要は1年据え置きとかでスタートしたりするケースがあるので、僕は来年度がもっとたくさん困る方って出てくるんじゃないかなという推測ができる訳ですが、要は市の制度を活用している人たちも結構いらっしゃるっていうのが、ある程度分かりました。納税の申請をしている人たちの関係性っていう部分では、要は一元化するのは難しいということでもありますけれども、今後、その借り入れの返済と猶予を受けている分の支払いが非常に厳しくなるというふうに思われますが、そのように厳しい状況にある市民がいるとしたら、何らかの救済措置が必要となるとと思いますが、その辺はどのようにお考えか、お伺いをいたします。

市民部長（満永亮一君） 今、徴収猶予に関して申し上げますと、徴収猶予期間内に納付できない場合、この特例制度が終了し、通常の滞納の扱いということになります。どうしても猶予期間内納付が困難であると思われた方は、その納期が過ぎる前に個別に相談をしていただきたいと思います。通常の徴収猶予、先ほども言いましたが分割納付と、各担当課のほうですね、十分相談に、対面して相談に乗りまして、やっていきたいと思っておりますので、早めにですね、納期前に御相談をいただきたいと思いますというふうに思っております。以上です。

22番（多田義一君） はい、分かりました。どんどんですね、そういう気軽にこう相談できるっていう、その姿勢のこうアピールっていうのは、やはり通常からしていく必要があるのかなと。市役所自体にやっぱり来づらい方ってたくさんいらっしゃると思うんですよ。そこで、また、さらに税の相談であったり、その返済を待ってくれとかっていう相談は、余計来づらいと思うんですよ。なので、そういうところで、より来やすく、身近に相談できるような、そのPRっていうのは、やはり市のほうから率先してやる必要が、僕はあるのかなと思いますので、そこも含めて、是非、丁寧な対応をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。コロナにより、より深刻な影響が出ている分野において、今回のアンケートにおいて、人材が不足していることが多く寄せされましたが、奄美市として状況把握はできているのでしょうか。また、その対策はどのように考えているのかをお伺いいたします。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。このコロナ禍の中でですね、やはり観光業

が非常に影響を受けているという形で、それに絞ってですね、ちょっとお答えさせていただきたいと思いますが、議員御質問の観光関連における人材不足についてでございますが、新聞の求人広告やハローワーク名瀬の求人において、ホテル、飲食店、レンタカーといった観光関連事業所が多く掲載され、人材が不足していることは承知いたしております。この状況につきましては、コロナの影響を受ける以前に、観光客の増加が顕著となった平成29年頃から深刻化しており、求人の充足率が低いことや従業員の離職率が高く、雇用環境が厳しい状況が続いております。令和元年度に、あまみ大島観光物産連盟が実施した観光満足度調査において、観光従事者から給与や諸手当などの雇用条件を含めた労働体制の課題が挙げられており、雇用面での支援として、働き方の見直しによる生産性向上や人材募集の戦略・定着率向上を目的とした事業所向けのセミナーなどを開催してですね、支援を行っているところでございます。それにより、事業所の魅力向上及び求人の高まりに、今、期待をしているところでございます。以上です。

22番（多田義一君） 分かりました。多分、今、部長が縷々いろいろ、今、説明いただいたんですが、今回のコロナになる以前からずっと継続して支援はしているということだと思います。確かに、その以前からやはり観光関係であったりとかっていう人材不足は大変深刻な状況でした。そこから話をすると、やはり、今、もう市内の中で外国人の子どもたちって全然見なくなったと思うんですけども、今回のコロナの影響により、まず、日本語学校がなくなりました。3月をもって営業停止したと。そこに学校に在籍、30名の子どもたちは一気に帰らないといけなくなったんですよね。その、それまでに市内の各小売であったりとか、飲食、ホテル関係には、その30名の子どもたちがアルバイトっていう形で就労していましたが、それでもっていた部分はだいぶ大きいと僕は見えていたんですけども、実際、その人材もいなくなったと。今回、さらに輪をかけて、コロナの影響が出たことにより、実際、働き手としてですよ、観光関係とか医療とか福祉、介護もそうですけれども、やはり自らリスクが高い分野にはもう選択をしない傾向があるんですよね。もう人材不足の中に、輪をかけて、より行きづらい環境ができてきているっていうのが、今の現状だと思うんですよ。なので、この状況をしっかりと分析した上で、次なる支援に向けた一手を考えていく必要が、僕はあると思っていますので、そこは単純に今までの継続の人材不足っていう部分と、また、このコロナになってからの人材不足っていう部分には、多少、僕はちょっとずれがあるのかなと感じていますので、その分析と、また、支援をですね、是非、強力に進めていただきたいなと。ましては来年が世界自然遺産ということで、なるかならないかは別としても、6月、委員会があるというお話もありましたよね。そこに、今、観光関係は光を見ている訳ですよ。しかしながら、半面では働く人が不足しているっていうのは、これ、大きな現状、課題なので、ここも同時に、やはり、支援していきながら、万全の態勢をもって、いろんな方たちを迎え入れるような状況を作るために、是非、努力をしていただきたいなと思います。

ちなみになんですが、やはりその、今、その介護においても、医療機関においても、やはり同じように人材が不足しているというところがあると思います。また、そういうその専門職の特化した部分で、奄美市として何ができるのかとか、その辺りも、やはり同時に考えていく必要があって、この間、奄美看護福祉専門学校のほうに勉強会っていうことで、少し行ってお話を聞いてきましたけれども、やはりその介護科の生徒募集をしても、なかなかやっぱり生徒さんが集まらないという現状があるようです。実際に、この介護の現場っていうのは、受ける方、介護を受ける方はどんどん増えているんですよね。ただ、サービス提供、事業所は増えたとしても携わる方の人数っていうのが、そんなに思いっきり増えていないのが現状だと思うんで、人材を探すって、確保するっていうのが、一番、今、大変だと思うんですよ。この奄美看護福祉専門学校とかはですね、せっかくその人材を配置する拠点がある訳ですから、そういうところを支援していくっていうのも、僕はこの人材不足の一つの解消につながるのかなと思ったりします。また、前々から色々お話をさせていただいておりますが、やはり島の出身の若い子どもたちっていうのは、奄美に帰って来たいんですが、要は賃金が低いっていうことがあって、その

低いって、一概に低いとは言えませんが、子どもたちの多くが奨学金制度を活用しているという部分で、実際に帰って来ても、また、すぐ都会に戻ってしまう。また、奄美大島に戻るっていう選択肢が端からないとかっていう若い人たちが多くいるのも現状です。その人たちを戻すための施策としては、やはりそのネックになっている奨学金に対して何かする、手助けをする、これしか僕は方法はないと思っていますので、そこも含めて、全体的な議論が必要ではないのかなと。このままでは、本当に次の担い手っていうのが、全ての分野で不足していく可能性が非常に高いと思いますので、是非、この議論も加速していったほうがいいなと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。次は奄振事業の計画について質問いたしますが、要は戦後から奄美群島の復興、自立的発展を目的とし、昭和29年から5年更新で事業が行われ、66年にわたり奄美群島を支えてきた、誇り高き信念の下、当時の人々の想いを受け継いでいく事業でもあると思います。今回、コロナにより深刻な影響が全国において出ておりますが、離島の厳しさは陸地より深刻な状態であると考えます。感染拡大が進むと、医療崩壊までの期間は都市部や陸地と違い、すぐにでも起きる環境であると思います。また、産業の構造も製造業が弱く、大島紬や焼酎も出荷が伸びていないのが現状で、農業、畜産は伸びしろはあるものの、生産労働力の高齢化が進み、担い手に課題があると思われます。水産業においても、資源環境は恵まれているものの漁師の高齢化は避けられず、新規参加者が少ないのが現状であると考えます。観光においては、今回、一番影響が大きかった業界の一つであり、来年においては世界自然遺産登録に向け、明るい話題もあり、登録に向け、さらなる取組が求められると思います。そんな中、奄振計画は奄美群島全ての自治体が自立的発展を遂げるための制度であり、その発展とは、民間の経済成長であり、また、離島のハンディキャップを埋めていくことであると思います。そして、民間ができないことをしていくこと。島民の利便性の向上や福祉の向上、その中に、公共を担う各種公共工事があると思います。今回のコロナにより改めて感じたことは、経済の下支えの影響がかなり大きかったことであります。偶然ではありますが、大きな公共事業が重なったことは幸いして、あまりこの分野において影響が出なかったっていうのは幸いであると思います。そこで、私は次の奄振事業が大変大きな役割を担うという思いがあり、様々な分野の支援計画や大きなプロジェクトを今から目指していく必要があると考えます。コロナの影響により知ることができた今こそ知恵を絞る時であるとは私は考えます。そこで、伺いたいと思いますが、次期奄振での目指すビジョン等があれば、お示しをいただきたいと思います。

市長（朝山 毅君） それでは、私のほうから奄振事業についてお答えさせていただきます。議員がただ今お話になりましたとおり、昭和29年、国会において議員立法で、現在の奄振の前身であります復興事業特別措置法が設置、施行されました。その後、現在に60数年至っている訳です。その中でも、特に申し上げますと、平成16年改正時においては、法の条文から「復帰に伴う」という文言が削除されました。そして、初めて「自立的発展」という文言が追加されております。また、それから、平成16年度から県が策定することになりました奄振計画には、「癒しの島」の文言が使用されてまいりました。そして、奄美振興のあり方に対するビジョンが示されているところであります。そして、私どもが、今、享受しております、平成26年には、奄振法の抜本的な改正とも言えます、交付金制度が新たに創設されました。そのことにより、「航路・航空路運賃の軽減事業」、「農林水産物等輸送コスト支援事業」など、奄美にとって長年の課題でありました件が解決に向けて政策が実行されてきたところであります。この実現に当たりましては、奄美群島12市町村から構成しております広域事務組合で作成いたしました「奄美群島成長戦略ビジョン」が大きな起因でもあったかと、自負もいたしているところでございます。御指摘のとおり、次期奄振を考える際、目まぐるしく変化する社会情勢を捉えながら、今後の群島のあるべき姿をしっかりと見据えて、新たな取組をしていかなければいけないと思うところであります。そういう中において、成長戦略ビジョンの成果については、毎年、各5島、有人5島、8島ありますが、島々の皆さん方のこの計画の検証、実績等について、懇話会を開催して、それを集約し、そ

して、その意見をもって奄振委員会に具申をし、そして、県・国にその内容を具申しながら、予算の確保、また、政策の実現に向けて、現在、進めているところであります。再来年になりますが、県の総合調査が始まることとなります。そして、令和5年度末をもって、また、奄振法が時限にくるというふうなことでありますので、それらに向けて、関係機関、国・県と連携を図り、もとより12市町村が一丸となってその政策立案、そして、それぞれの夢の実現に向けて、政策の実現に向けて、事業を展開していくよう、今、作業等を進めているところでありますので、どうか御理解と、また、御協力をよろしくお願いするところでございます。以上であります。

22番（多田義一君） はい、ありがとうございます。私はこのタイミングで、なぜ、やはりこの質問をしたかという、今回、もう本当にこの未曾有の危機と言われる、日本全体、世界的にいろんな大変な状況が、今、起きている訳ですよ。そこで、この離島の抱える課題、問題っていうのが、こう見えてあるのかなという感じがいたしました。これが、通常に流れている時間であれば、恐らく見えてこなかった課題も多分たくさんあったと思うんですよ。それが、このコロナっていう大変厳しい状況下の中で、再度、この離島の現状っていうところをこう考えた時に、やはり次の奄振計画とかに、しっかりとした地元を本当に自立させるためにはどういう事業が必要なんだということは、やはり僕は考えるに、早いに越したことはないと思うんですよ。むしろ、もう時間に追われて、その積立作業をやるほうが、要は前の計画からの継続的なものであったりとかですね。実際に、本当に真に住民のため、本当に福祉向上のため、自律的発展のため、どういう事業がっていうところが、何かしら僕は、少しか置いていかれているような気がいたしました。というのも、この間、鹿児島県の大島支庁のほうで少し勉強会あった時に、奄振事業の話もありました。そこに、実際にこう、今、奄振事業の中で行っている支援事業の一つですが、これは法も変え、特別区として認めているこの奄美群島でだけ対応できる制度ですけども、実際にその制度を使った方がいらっしゃらないっていうんですよ。というので、ちょっとなのでしょう、本当にこの、その制度と、この地元のどうしたいといけない、こういうのが必要だよっていう乖離があるのかなっていう気がいたしました。当然、この制度自体は、どこからかやっぱり要望があってやったことだと思うんですよ。それは、今、制度の利用者がいないっていうのは、本年に限ってです、本年、本年ですね。本年の利用者は0っていうことでした。過去においても1件、2件のそういうレベルの話でありましたので、その辺を考えますと、やはりもっと有効に使えるために、より多くの方たちといろいろ語りながらですね、次の奄美を考えていく良い機会になればなと思って、僕はこのタイミングで一般質問をさせていただきましたが。

そこで、少し質問と言いますか、お考えがあればお聞かせいただきたいと思いますが、僕はちょっと衝撃的だったので、この話を敢えてさせていただきます。今年ですね、鹿児島県知事選挙がありました。皆さんも記憶に新しいと思います。今年、7月でしたかね、知事選があって、ある候補者のマニフェストの中に、奄美空港から名瀬市街地への高速道路の可能性調査事業を語られた方がいらっしゃいました。僕は正直、その話を聞いて、ものすごく夢がある話だなというふうに感じました。実現すると、過去に類を見ないビッグプロジェクトであり、島民の利便性の向上はもちろん、観光地としての多くの選択肢の一つになる大変素晴らしいことだなと感じました。見た方も多くいると思いますが、このことを聞いた当時でもいいですし、今、どのように感じているかでもいいんですが、どのように感じたか、少しお聞かせ願いたいと思います。

市長（朝山 毅君） この件につきましては、私もマニフェストと言いますか、公約のような文章を読ませて、見させていただいたところです。今、申し上げましたように、この高速道路等を含めて、インフラ整備ということについては、奄美群島全域において、奄振事業を活用した事業が今日まで展開されております。ほとんどの港湾、空港、道路、治山治水等を含めて、奄振事業のハード面の事業でございます。これは、確かに夢のある、将来に大変大きな展望を与える構想であろうと思います。その構想が一

つの計画になり、実施に至るプロセスにおいては、相当なハードな時間も要することではないかと思えます。同時に大きなお金を伴うことになりますんで、確かに夢のある構想であるということでございですが、しかし、その根拠と言いますか、その確実性と言いますか、については、私自身、まだ把握しておりませんし、存じ上げませんので、やはり構想と、将来における奄美群島の展望ということについては、大変感銘も受けております。しかし、そういうことを踏まえて、今後、将来、次世代にわたってそういう構想が具現化、実現化するようなことは、一つの案としてそれぞれの為政者であり、議会の皆さんであり、多くの郡民の一人一人が持っていたということが、大きなうねりとなって立法府を、また、行政府を動かしていく一つの起因になるんじゃないかとも思っておりますので、今、その構想について、是非論とか、可否についてとかいうことは、私も持ち合わせておりませんので、一つ、将来の大きな展望としての、我々郡民に夢を与えた一つの示唆であったというふうな捉え方をしておりますので、可否とか、そういうことについては、コメントを差し控えさせていただきたいと思えます。

2 2 番（多田義一君） はい、ありがとうございます。これは本当、単純に一選挙のマニフェストであった、とある方がこうしたいんだというところでの話ですので、重いコメントは求めてないですけども、ただ、僕は一奄美市民として見た時に、そういう発想がなかったんですよ、正直言うと。いままで、その奄美に高速道路であったりとか、道路ができて、そこを走るだけとしか考えていなかったんで、その時間短縮であったりとか、いろんな部分での、やはり想像力っていうのが、少し僕自身も欠けていたのかなっていう思いもありながら、大変こう衝撃を受けた内容だったので。要は何を言いたかったかというと、僕は奄振計画であったりとか、先ほど市長も登壇してきた中で、奄美群島、島民の夢、夢でもあるんですよ。その計画を実現するために、僕は奄振計画とか、奄振法っていうのはあると思っておりますので、実際、やはりこのような夢を語れるような場であり、そしてまた、それが可能かどうかを調査するのも、僕は大事なことだと思います。実際、おっしゃるように、何か一つの事業をやるに対しては、当然、来年、再来年からどうかできる話でもないですし、当然ながらそこにはやはり事業導入までのプロセスがあって、しっかりと調べもあった上で、いろんな一つ一つの事業が行われているというのは十分理解をしています。この話は、ただ僕が単純にすごく衝撃を受けたっていうことで、今、お話を敢えて聞きたいなと思つての質問でありましたが、やはり奄振計画っていうのは、それぐらい僕はビッグプロジェクトが動いてもおかしくない事業だというふうに認識をしておりますので、それを念頭に置いたまま、少し、今後も頑張っていきたいなと思えます。

今、次の質問に移りますが、いろいろとお話を伺いましたが、やはりそのビジョンを形に変えるためには、詰めた協議が必要だと思いますが、通常はどのようなタイミングで関係団体や想定できる団体などからの意見交換や調査などを始めるのか、その辺りを少し分かれば教えていただきたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） まず、従来の取組について御説明をいたします。鹿児島県の取組で申し上げますと、前回、平成30年度末が法改正でございましたので、その前年の平成29年度に「奄美群島振興開発総合調査」が実施をされております。総合調査は市町村意向調査を皮切りに、各種団体意向調査、それから、群島住民等を対象にしたアンケート。また、市町村長、市町村議会議長及び奄美群島選出の県会議員との意見交換等を行い、群島の社会・経済の状況や課題を調査することで、今後の奄振の方向及び方策を明らかにすることを目的に行うものでございます。

次に、地元市町村における取組といたしまして、「奄美群島成長戦略ビジョン」に係る例を申し上げますと、ビジョン作成に当たっては、前々回の法改正、これは平成25年度でございましたので、その2年前となる平成23年度に奄美群島市町村長会においてビジョン策定を決定し、平成24年度には事務局の広域事務組合の組織強化を行ったところでございます。策定作業においては、各島の様々な民間の方々と地域に根付く課題を共有し、官・民ともに解決方策の検討を行った、これ、各島分科会と申しますが、これが大きな特徴であったと存じます。また、この他にも奄美群島成長戦略推進懇話会、先

ほど市長からもございましたが、を立ち上げておりまして、この中においては国交省、鹿児島県にもそれぞれ同懇話会委員に参画をいただき、地域の課題、また、地域が望む事業についての意見を直接的に伝え、奄振予算を活用をした事業に効果的に結びつける体制を構築したことも、従来にはない特徴でございました。調査等の開始時期の御質問でございますが、次の法改正につきましても、今、申し上げた作業スケジュールを参考に検討することになるかと存じますけれども、その上で、民間の方々の声を聞くための期間等を勘案し、充実した取組となるよう、スケジュール等を含めて、広域事務組合を中心に、現在、検討に入っておりますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

22番（多田義一君） はい、分かりました。やはりその地域の団体であったり、そういう市の施策、市の施策って、この奄振事業の中で中心となるであろう、この、今後、奄美ですね。定住であったり観光だったり情報だったり、いろんな分野があると思いますけれども、その特化した人たちの、やはり意見っていうのが、もう僕はその全てだと思うんですよ。やはり、僕たちそれぞれみんな、政治家って広く浅くですが、やっぱり専門家じゃないので分からないのと同じだと思うんですよ。やはり、その餅屋には餅屋がいらっしゃるので、その部分との話し合い、聞き取りをしっかりとした形で行っていただきたいなという要望を込めて、次の質問に移らせていただきます。

それでは、最後の質問となります。午前の竹山議員の質問もありましたが、6月開催ということであると思います。その開催時期含めて、今後のスケジュール等があれば、ちょっとお示しいただきたいなというのが一つと、要は世界自然遺産登録になるまで、今まで縷々いろいろな事業をやってきたと思います。まだやり残していると思うこともあるかと思いますが、今後のスケジュールと、それまでにすべきことは何かないのかをお伺いいたします。

総務部長（三原裕樹君） それでは、お答えします。世界自然遺産登録に向けた今後のスケジュールといたしましては、先ほどの竹山議員とも重複する部分がございますが、世界遺産委員会の6週間前までにIUCNからの勧告内容が公表された後、来年6月から7月にかけて、中国福建省で開催される第44回世界遺産委員会において登録の可否が決定されることとなります。また、取組といたしましては、現在、奄美大島5市町村にてIUCNからの前回の勧告における要請事項等を踏まえ、盗掘対策のパトロール、それから、センサーカメラの運用、そのようなものを実施をし、これも継続をしていくことが重要というふうに考えております。それから、ナイトツアー等も含めまして、先ほど答弁しました、詳細は割愛いたしますけれども、こういったものも環境省、それから、鹿児島県、関係団体と連携をして取組を進めて参るところでございますので、引き続きよろしく協力をお願いしたいと思います。

22番（多田義一君） はい、ありがとうございました。僕は一つだけちょっと気になることがあってですね。実際、未だに車を乗りながら煙草を投げる、これはもう絶対奄美市民だと思うんですけども、そういう方たちもいらっしゃいます。ごみ出しのマナーが悪い方たちも、まだいらっしゃいます。実際に、こう海岸沿いを走っていると、海に漂着しているごみも、やっぱりないと言えない。まだまだあると思うんですよ。そこで、やっぱり地域の皆さんのモラルの向上とごみを出さない、ごみを拾うっていう意識を変えていくしか、僕はないのかなと思いますので、是非、来年6月まで時間がありますから、みんなでごみを出さない習慣を作ろうとかですね、何かしらその、1日一つごみを拾うと、何かしらメリットがあるとか、なんかそういうのを考えて、こう実践していくような、きれいな町を目指すっていう姿勢も大事なかなと思いますので、その辺も含めて、是非、今後も頑張っていただきたいなと思います。

それでは、私の一般質問を終わります。

議長（与 勝広君） 以上で、自民党奄美 多田義一君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後１時３０分に再開いたします。（午前１１時４５分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

自由民主党 川口幸義君の発言を許可いたします。

１６番（川口幸義君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。令和２年第４回定例議会にて一般質問いたします。自由民主党会派、川口幸義でございます。

質問の前に、私の所見を少しばかり述べさせていただきます。去る９月１６日、第９９代内閣である菅政権が発足いたしました。安倍政権の政策を引き継ぐという宣言は、即ち安倍政権で完成していない政策を仕上げるということも意味しております。経済政策やアベノミクスはその象徴であります。中でも、デジタル庁創設が注目され、その担当大臣に政界一のデジタル政策エキスパートである平井卓也氏が抜擢されました。ＩＴ担当としては２度目の就任になります平井卓也氏は、自由民主党内においてＩＴ政策の司令塔でもあります。戦略特命委員会の委員長として、アナログ世代の人たちが理解できないようなデジタル政策の説明では、国民の支持を得ることはできない。国民に丁寧に説明が必要であります。担当大臣にはＩＴの専門政治家をもちろん充てるべきであります。また、市議出身首相として、２６年振りとなる菅義偉首相は、過去、横浜市議会議員２期務めており、市議会議員出身者の首相就任としては村山富市元首相、大分市議会議員以来２６年振りとなる。就任後、初めての記者会見で、国民の安心・安全を第一に、蔓延化するコロナ対策と経済対策に全力で取り組むと述べた。また、菅首相は地方の活性化についても言及しております。地方の地価の２７年振りの上昇、地方へのインバウンド効果、農林水産品の近年の輸出の伸びについて触れ、今後も地方を活性化するような政策をしっかりと取り組んでいきたいと述べた。新政権に大きな期待をしたいものであります。

それでは、これより質問に入ります。

今、大きな社会問題となっている引きこもりについて、伺いたいと思います。内閣府が昨年公表した推計では、引きこもり状態の４０歳から６４歳は全国に６１万人と言われております。中高年と、高齢者合算すると１００万人を超えるものと言われております。本市奄美市の取組について伺いたします。

１、１番目に、市長の政治姿勢について伺います。（１）奄美の引きこもり件数と対応について伺いたいと思います。

このあとは発言席にて質問いたします。当局の誠意ある御答弁を求めます。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、川口議員の質問にお答えいたします。現在、本市における引きこもり担当窓口は保護課の生活支援係でございます。そちらで把握している引きこもりの方の人数については、現在のところ５１名となっております。この人数については、生活支援係での窓口相談のほか、関係各課・係、関係機関、サービス事業所、地域の皆様などからの情報提供を集計したものでございます。実際には、これよりもかなり多くの方が引きこもりの状態にあるのではないかとということも予想されます。引きこもりの状態にある方は個々の様々な要因によって社会的な参加の場面が狭まり、仕事や学校などの他者とかかわる場所に行かず、地域からも孤立している状態が長期にわたっているということが想定されております。対象者の把握、接触、相談、支援に当たっては、段階的に慎重かつ丁寧な対応が必要であると考えております。現在、行っている対応の仕方としまして、情報を把握いたしましたら、生活支援係において訪問、相談等を図り、関係機関を交え、本人に必要な支援につなげる等の対応を行っているというところでございます。

16番（川口幸義君） 皆さんもこの聞き取りをしながらですね、今、コロナ禍のこういった中で、かねてとまた違った形の相談とか、そういったものが多々あるかと思いますが、そういったものについて、いかがでしょうかね。

福祉事務所長（永田孝一君） かねてと違うと申しますと、その生活関係、生活に関する相談とか、そういったことでしょうか。生活保護の相談につきましては、先の議会でも何かと、何回か答弁をした覚えがありますが、保護申請自体はそんなに増えていないんですけれども、生活の相談は実際増えておりまして、住居確保給付金ですとか、その辺のことが増えております。こと、この引きこもりに関して申し上げますと、なかなか相談に来れないのが引きこもりではないかと思います。なので、この引きこもりに関して、何か変わった部分というところは、今のところ、こちらに述べる内容はないという状態でございます。

16番（川口幸義君） 部長、今、言われたようにですね、なかなか表に出て来れない、そういった方も遠慮してね、なかなか相談来れない。こういった方々もいらっしゃると思うんですよ。そこでね、僕がこれ、他府県の問題なんですけれども、山梨県の件だけでもね、無料通信アプリ、LINE、引きこもり状態の人や家族からの相談を受け付ける。昼夜逆転している人などが相談しやすくするために、午後4時から9時に相談を対応する。県障害者福祉課によると、アカウント名はやまなしひきこもり相談。スマートフォンなどで友達登録した上で、アカウントにメッセージを送るという相談対応が始まる。引きこもりの人を支援する家族会やNPO法人の関係者から相談を受ける。現在は引きこもり地域支援センター、電話や来所で相談を受けているが、平日午前9時から午後4時の対応で、昼夜が逆転状態にある当事者などを相談しづらい状況だった。窓口に行かなくても相談できるため、同課は気軽に相談してほしいと呼び掛けている。相談は月曜から土曜の午後4時、9時まで、午後は8時半までとなっていると、このようになっているんですけれども、奄美市はこういった相談窓口などは受けて、計画はあるんですかね。

福祉事務所長（永田孝一君） 相談窓口の開設につきましては、先ほど51名という人数を言いましたが、それぞれの、例えば生活保護だったら保護のケースワークの中で、包括支援センターが訪問する中で、高齢者と引きこもりの子どもがいたという話。それから、障害分野での業務の中でという形で、庁内のいろんな業務をする中で、引きこもりの方を偶発的に発見し、それから、支援に続けているというふうなのが主でございまして、途中、民生委員さんからの相談とか、そういった形で、今のところ外部から、または、役所の業務をする上での情報を基に、窓口相談を乗っているという形でございます。今、申し上げられました、ネット、LINEとか、そういうSNSを使ったところまでの検討は、今のところはしていない状態です。

16番（川口幸義君） よく理解できました。今、行政も、かねてよりも大変忙しい、コロナ問題でね、皆さんも御苦労なさっていると、このように思っております。それでですね、ちょっとこの、読んでみたいと思います。長期化や高齢化が深刻となっている引きこもりについて、江戸川区が支援体制の強化に乗り出した。区役所内に専用の係を設けたほか、ホームページで相談フォームを開設。当事者や家族から多くの声を聞くことで支援の充実を目指す。内閣府が昨年公表した推計で、これ、先ほど申し上げましたけれども、中高年と高齢者の親が社会から孤立する、要するに80・50なども指摘され、病气や生活困窮など複合的な問題を抱える家庭も多い。区では昨年の秋、当事者や家族、関係機関を対象に、引きこもりの実態調査を行った。その結果、当事者は家族の中には引きこもり状態だと認識はしても、相談や支援につながっていない人も多く、どこに相談すべきか分からないとの声も寄せられた。そのために、区では今年度から生活援護第1課内に引きこもり施策担当係を配置。7月から区ホームペー

ジの相談フォームで24時間いつでも相談を寄せられるようにした。相談者に、担当係が連絡をして、詳細を聞き、内容に応じて支援機関に結び付けたり、施策に反映したりする、問い合わせ担当係の設置をしていると、このように書いてありますので、奄美市もそれにやや近い形で、皆さんが頑張っておられるということは、大体51名ほど把握はしていच्छるということは、実際に実践していच्छるかなと、このように理解をしておりますので、なお一層、これからね、このコロナ禍の中で、普通でも苦しい、そういった立場にいच्छる方々に皆さんが目を向けられるということは非常にありがたいかなと、このように思っておりますので、一つ、頑張っていたきたいと思います。それでは、

(1) 番はこれで終わりたいと思います。

(2) 番、発達障害者とのコロナ禍での、対策について伺いいたします。

福祉事務所長（永田孝一君） 聞き取りの中で、発達障害について、マスクの、なかなか着用在が難しいというお話を伺っております。それらのことを含めまして、答弁させていただきたいと思います。

議員御指摘の発達障害者のコロナ禍での対策ということをしてしておりますが、基本的な部分としては変わりはありませんで、新しい生活様式として感染防止の三つの基本であります、身体的定期距離、ソーシャルディスタンスですね、三密を避けて距離を取る。それから、マスクの着用、手洗いが示されております。発達障害の方につきましては、触覚、嗅覚の感覚過敏といった障害特性もございます。それによって、マスクの着用在が困難な状態にあるということも指摘されております。市内には児童発達支援事業所という事業所がございます、そちらのほうに少しお話を聞いております。そこでは、子どもに対してマスクの着用や手洗いの徹底について、少しずつ慣れさせることを継続して指導しているというお話でございました。しかし、障害の特性によってどうしても困難な子もいच्छると。その時は強制せずに対応しているということでした。それから、また、家庭、御家庭の御家族に対して、引き続きそういった指導をしてくださいということで、指導しているということでもございました。以上です。

16番（川口幸義君） この発達障害者についてですけれども、障害者の皆さん、56パーセント、マスクを困難としていच्छると。肌に触れるのが不快感。相手の表情が分からない。新型コロナウイルスの感染予防のためのマスクについて、発達障害者がある人のうち56パーセントが我慢して着用している。着用在が難しいと感じていることが、国の発達障害情報支援センターの調査で分かった。嗅覚や皮膚覚が過敏だったり、意思疎通が苦手だったりする特性があるため。世界保健機構などは8月下旬公表の指針で、発達障害がある子どもは年齢を問わずマスク着用を強制しないよう推奨。一方で、厚生労働省は同月末に2歳未満は推奨しないとの見解を出したが、発達障害には触れておらず、対応が求められそう。調査は7月から8月、Web上で実施。コロナ禍の新しい生活様式について、全国の発達障害の当事者352名、家族500人が回答した。マスク着用在が困難な理由には、臭いのほか、肌に触れたり水滴がついたりすることを不快との意見が多かった。相手がマスクをしている場合の課題。表情が分からない、44パーセント。言われたことを理解するのに時間がかかる、40パーセント。一方で抵抗なくマスクをしているという人も全体の44パーセントに上がり、調査担当者は不快感は人それぞれ。どうしても着用在が難しい人には、強制はせず、柔軟に対応することを求められると話す。家族が工夫した点では、本人が心地よいマスクを手作りをした。落としてもパニックにならないよう予備を持たせたなどで、自由記述には痛癢対策ができない事情を周囲に理解してほしいとの声が寄せられた。マスク以外の困りごとは、オンラインの会話で、雑音や画面の明るさに疲れてしまう。3人以上だと誰が話しているのか分からない。外出などで控える。慎重にあいまいな表現に困惑する。人の十分な距離がどのぐらいか戸惑っているなどが挙がる。こういった案件などについて、奄美市が把握なさっていच्छるかどうかが、もしありましたらお願いしたいと思います。

福祉事務所長（永田孝一君） 先ほどの少し繰り返しになりますが、児童発達支援事業所の聞き取りによ

って、指導はしていると。ただ、議員がおっしゃった、こういった心地よいマスクを手作りましたとかですね、そういった事例があるかまでは、ちょっと確認はしておりません。ただ、発達障害、コロナだけに限らずですね、注意力が欠落したり、人とのコミュニケーションが上手くとれなかったり、それぞれ症状はあるんですけれども、病気という捉え方ではなくて障害という特性という捉え方をしております。そのために、必要なのが環境整備というのがよく言われております。なので、今、議員がおっしゃった、本人の心地よい、本人に合うマスクを作ってあげるとか、あと、環境を整備して周りに理解してもらおうとか、そういった対策は非常に有効ではないかというふうに考えております。奄美市では事例を確認しておりませんので、申し訳ございません。

16番（川口幸義君） はい、ありがとうございました。どんどん進んでまいりますよ。

それでは、大きな（3）生活保護の減額について伺いたいと思います。奄美市もこの限りではございませんとは思いますが、これについて伺いたいと思います。

福祉事務所長（永田孝一君） 通告の中で、生活保護の減額ということでお尋ねですので、それについてお答えしたいと思います。生活保護費につきましては、主な構成要素といたしまして、生活扶助の基準ですね、生活する上で必要な最低限度の基準でございます、食費でありますとか、衣類でありますとか、それとか、家全体で使う光熱水費でありますとか、それらの基準額がまずございます。その他、個別対象者に対する加算というのがございます。例えば、母子の加算でありますとか、そういった加算が。それらの保護費自体は5年ごとに見直しをするということになっております。前回の見直しが平成30年でした。なので、平成30年から、今年令和2年なので、令和4年までの間はこの見直しの基準ということになります。ただ、この見直し自体が3年間、段階的に行うとなっておりましたので、今年まで見直しは行われたということになります。以上です。

16番（川口幸義君） この見直し、5年に1度、見直しはやるということですが、これは毎年減額なさっているのか、5年に1度だけ減額なのか、ちょっとそれまで、ちょっと聞かせてください。

福祉事務所長（永田孝一君） 先ほど、5年に1回と申し上げましたが、例年、例年っていうか、毎回、そういった形で5年に1回見直しだったんですが、今回の改正だけは2018年、平成30年に一度ありまして、そのときはマイナス5パーセント以内に留めると、全体額ですね、そういった改正でした。段階的というお話だったので、次の、また、31年に、また改正がありまして、今度は消費税の増税に伴うということで、今度はプラス側に変更になっております。プラス1.9パーセントということで、プラス側に変更になっておりまして、今回、この30年度の改正に限っては、今のこの間は毎年改正があるということになります。以上です。

16番（川口幸義君） 生活保護、予定どおり減額。コロナ禍でも来月、需給世帯の67パーセント、2018年10月から段階的に実施されてきた生活保護の一部減額について、厚生労働省が今年10月も予定どおり実施することが2日、分かった。17年当時の推計で、受給世帯の67パーセント、食費や光熱費に充てる生活扶助を減額される。一方、26パーセントは増額となる。既に決まっていた処置だが、新型コロナウイルスによる雇用情勢の悪化で生活保護の受給を検討する人は増えており、支援者から懸念の声が上がる。また、厚生労働省は2日、6月の生活保護の申請は1万7、190件だったと発表した。新型コロナ感染拡大に伴う緊急事態宣言が発令され、申請が急増した4月以降、2か月連続の減少。雇用調整助成金や生活資金の貸し付けなど、支援制度の利用が広がったためとみられる。ただ、厳しい雇用状況が続いており、影響が長引きそう。厚生労働省は5年に1度、一般の低所得層の消費

支出と比較して、生活扶助基準が妥当かどうかを世帯の人数や年齢、地域ごとに見直しをしている。17年の検証の結果、65歳以上の単身世帯の76パーセント、子どものいる世帯の43パーセントを減額すると決めた。3年間で段階的に実施をし、今年が最後の年となる。例えば東京23区に住む75歳の単身世帯の場合、18年9月に月7万5,000円受け取っていたのが、今年10月には7万2,000円まで減る。都市部のひとり親世帯では、月約5,000円の減額となるケースもある。但し、同じひとり親世帯の町村部では月額4,000円増える場合もある。昨年10月見直しでは、消費税増税を加味して、生活扶助11.4パーセント引き上げた。だが、今年の見直しによって、18年9月から最大で3.7パーセント減額となる世帯でもあると。このようにしてですね、大変、通常でもあまり苦しい中でも、そういった弱者のいわゆる見直しというのも非常に大きな問題かなと思うんですけども、奄美市は独自でやる訳でもないし、国の制度ですから、それによって皆さんも一生懸命取り組んでおられると思いますので、何とかね、こういう厳しい時代に、みんなが一緒になって立ち上がっていかねばならないかなと、このように思っておりますので、一つ、そういったものも漏れなく目を通して、耳を凝らして、吸い上げていただきたいと思います。

(4) 番、母子家庭の食生活の変化について伺いたいと思います。

福祉事務所長（永田孝一君） 母子家庭の生活の変化ということで、通告の中で食生活の変化ということをお聞きいただいておりますけれども、この聞き取り内容も含めまして、母子世帯についての食生活が奄美市でどう変化したかということまでは把握はしてございません。ただ、それ以外の施策については、コロナ禍の影響があって、母子世帯も特に影響を受けているということは十分認識しております。以上です。

16番（川口幸義君） これも、新聞で入ってきた資料なんですけれどもね。母子家庭、18パーセント、食事の数を減らすと。数減ですね。コロナ禍で雇用収入に影響7割。NPO調査、困窮状態浮き彫りだ。新型コロナウイルスの感染拡大で、母子家庭の18.2パーセントが食事回数を減らし、14.8パーセントが1回の食事量を減らしていることが、6日、NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむの調査で分かった。勤務先の休業や労働時間の短縮で、元から少ない収入がさらに減少。学校給食の停止による食費増などで、支出を切り詰めても、困窮状態にあることが浮き彫りになった。ひとり親支援に取り組む同法人の赤石理事長は、ぎりぎりの生活だったところに新型コロナが追い打ちをかけた。格差を固定化しないためにも、日頃からの政府支援が必要だと訴えている。7月にインターネットを通じてアンケートを実施、シングルマザーは約1,800人から回答を得ました。食事の回数、量が減っただけではなく、20.1パーセントの世帯はお菓子やおやつを食事の代わりにすることが増えたとも回答。49.9パーセントが炭水化物だけの食事が増えたとした。また、10パーセント前後の世帯が、家賃や水道代、電気代などを滞納し、36.8パーセントの世帯で一斉休校に伴う子どものオンライン授業に必要なタブレット端末やパソコンを持っていなかった。自由記述で、子どもたちに2食で我慢してもらい、私は1食が当たり前。3か月で体重が激減。2人の子どもの持つ30代の親、子どもが学校に行けなくなった。タブレット、パソコンがないために会話に入れず、いじめに近い感じ。子どもも守れていない。自分が嫌いで、嫌いで死にたい。3人の子どもの持つ30代の過酷な体験を並ぶ。70.8パーセントが、新型コロナで雇用や収入に影響があったとも回答。借金は2月と比べて7月は11.2パーセントの世帯で増え、7月の平均額は約30万円。約4万円増だった。このようにですね、こういった非常に胸が痛くなるような、こういった案件も多々ありますけれども、奄美市はどうですかね。こういう方がいらっしゃるかどうか、よろしく。

福祉事務所長（永田孝一君） 議員のおっしゃった生活を切り詰めているという、その実情までは少し把握はしていないんですが、実際、母子世帯からの生活困窮とか借金等、いろんな相談は常時受け付けて

おります。令和元年度が90件。今年度が、今のところ46件という数字で、コロナ禍によって特別激増したというふうな形でもない感じではあります。ただ相談の中にはですね、経済的問題だけではなくて、社会的に孤立しているとか、多重債務の話ですとか、仕事上の不安やトラブルなどの複合的な課題を抱えている世帯も多々あるという認識です。支援策としましては、生活保護の相談もあるんですけども、ちょっとコロナにだけに関して言いますと、市独自でひとり親世帯へのまず支援をしております。1世帯につき5万円ですね。その後、国のほうで、また、同じようにはありましたので、その支給をしております。それから、もうつい最近ですが、また、国のほうが新たにひとり親用の支援策を検討しているということで、金銭の給付という面ではそういったところが支援として行っているというところになります。はい。おっしゃる世帯について、生活が苦しくなっているというもの十分理解できますので、あらゆる方法で支援を行いたいと考えております。以上です。

16番（川口幸義君） 部長、よく分かりましたよ。奄美の弱者は何よりもあなたが頼りなんです。だから、一生懸命取り組んで頑張ってください。よろしくお願いしますよ。

（5）番。

議長（与 勝広君） 川口議員。ちょっと番号が、通告では4番となっていますので、はい。最初からずっともう、その番号について。

16番（川口幸義君） 分かりました。これで4番は終わりにしたいと思います。次は。

議長（与 勝広君） 次が4番です。

16番（川口幸義君） あれ、次が4番。4番と。

議長（与 勝広君） 保育士の。

16番（川口幸義君） 保育士ね。保育士の慰労金について伺いしたいと思います。

福祉事務所長（永田孝一君） 保育士の慰労金ということで、国が実施しております重症化リスクが高い人にサービスを継続的に提供している、医療や介護施設の従事者に対して、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業というのは実施されております。それについて、保育所が対象外であったという議員の通告の聞き取り内容になっております。それについて、奄美市で実施予定があるかどうかということについては、現在、新型コロナの発生状況等で検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

16番（川口幸義君） 保育士の慰労金についてね、これね、山梨県の韮崎市、市内の保育園の幼稚園勤務する保育士への栄養士。放課後児童クラブの職員らに1人3万円の慰労金を支給、給付する方針を固めた。国が新型コロナウイルス感染らに対応する医療や看護師らに給付する、最大20万円の慰労金の対象から外れた人を支援する。市福祉課によると、給付対象は市内の保育園、幼稚園、放課後児童クラブ計15施設。3月から6月に勤務していた職員261名に、園の公立、私立、認可外は問わない。同課の担当者は、緊急事態宣言下で感染リスクやストレスを抱えながら、子どもの居場所を確保してくれた。給付の理由を説明している。市は9月定例市議会に提出した一般会計補正予算案に関連費用783万円を盛り込んだ。同課は10月から各施設を通して給付の申請受付を開始する予定で、11月の給付を開始していると、このようにありますが、奄美市は保育士、どんだけいらっちゃって、保育士に対して

の市の取組はいかがでしょうか。

福祉事務所長（永田孝一君） 奄美市の保育士への対応についてお答えします。奄美市には公立、私立合わせまして、保育所、認可保育所と、あと市で認可している小規模の保育所も含めましてですが、23か所保育所があります。職員、非常勤職員含めまして、477名の方が勤務していらっしゃるということです。このコロナ禍による慰労金についてですが、実際、自治体が、慰労金を支給している自治体があるというのも十分認識しております。それから、この477名の保育士についてですが、特に今年の3月、4月、学校が休みの時に、保育所だけは親が働くためにはどうしても開けなければいけないということで、その辺で大変御苦勞なさったというのも十分理解しております。ただ、その中でですね、国の基準で医療・介護従事者は重症者リスクを伴うというところでの給付金の、慰労金の給付だと認識しております。保育士の場合は国の基準には外れているというところがございますので、市で独自でという話になるんですけれども、それにつきましては、新型コロナの今後の発生状況、例えば集団で、あまり想像したくないんですけれども、集団感染とかが起きて、それでも保育士の皆さんに御苦勞をかけるような事態等があったとか、そういう時は検討ができるのかなとは思いますが、今現在では、この慰労金については、まだ検討していないという段階でございます。以上です。

16番（川口幸義君） これが長引けばですね、本市の保育士もやはりある程度のことは考えてもいいのではないかなと、私も思いましてね。奄美市も大変苦しい台所事情ですから、それについてはもう、今、一番国民が苦しんでいる、言えばともに苦しまないけん。そういう時代ですから、保育士の皆さんもですね、保育士の仕事、これはもう一番きつい、辛い、こういう仕事で給料が安い。こういったものがね、保育士の一番の不足の原因だと、私、思っておりますので、今後、奄美市もこういったものも取り組んでいただきたいなと思って、これを取り上げてみました。よろしくお願いします。

次は6番目、（6）ですね。

議長（与 勝広君） 5番ですね。

16番（川口幸義君） 5番。

議長（与 勝広君） 介護事業。

16番（川口幸義君） あら、間違っている。5番目が介護。それでは、失礼しました。番号間違ってる。介護事業所へ本市独自補助金の制度について伺いたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 介護事業所へ本市独自の補助金の制度についてということで、通告の中で、新型コロナ感染拡大により影響を受けたデイサービスが算定する介護報酬の上乗せ分に代わる利用者負担分の市の独自の補助ということでお聞きしていますので、この件についてお答えいたします。新型コロナ感染拡大により影響を受けたデイサービスが算定する介護報酬の上乗せ分につきましては、厚生労働省が6月に「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱い」として、通所系サービスが実際の提供時間より2区分上位の時間区分で報酬を上乗せして算定できる旨の通知を行っております。この上乗せして算定ができる運用につきましては、利用者負担も増加することから、利用者の同意を得にくいといったこともあり、利用者負担分を独自に助成する自治体があることも承知しております。本市におきましては、新型コロナ感染者が確認されました4月に事業の縮小や休止の措置をとったことで減収となった事業所がございましたが、上乗せして算定した事業所はございませんでした。現在の本市の状況といたしましては、新型コロナの影響を受けずにサービスが提供

されていると認識しております。しかしながら、今回、奄美大島での新型コロナ感染者発生を受けて、また、これからの感染者の発生状況を踏まえて、介護事業所や関係団体等と協議、対応して参りたいと考えております。以上でございます。

16番（川口幸義君） この介護保険報酬の上乗せについて、色々これも、事業所もね、利用者が減って大変だと思っているんですけどもね。この新型コロナウイルスの影響で利用者が減ったり、感染対策で出費がかさんだりしたデイサービスなどの介護事業所への補助制度を長野県飯田市が導入した。利用実態より上乗せした報酬を市が事業者に払う。コロナ対応の支援では、国が利用者が同意した場合に事業者への報酬を実態より上乗せできる特例を6月に導入したが、利用者の負担増が伴うため、申請をためらう事業者、多かった。飯田市の補助は国の特例を代替する仕組みで、全国初とみられる。介護保険制度はサービスを提供する事業者への報酬は最大3割の利用者負担分と、市区町村負担分に分かれる。市区町村負担分の税や介護保険料が原資。厚生労働省は6月、日帰りのデイサービス、宿泊を伴うショートステイなどの事業を対象に、利用者の同意を条件として利用実態を上回る報酬を支払い、特例を認めた。上乗せ分を利用者と市区町村が負担する上乗せ例は、利用者形態などに応じ規定。例えば、デイサービスの場合、要介護3で自己負担1割の人に2時間以上3時間未満、自己負担347円のサービスを提供した場合、月1回まで4時間以上、5時間未満、同495円を請求できると定めている。飯田市の場合は、厚生労働省の制度に即した上乗せ分を全て市が負担する。実体のない上乗せ分を利用者が負担するのはおかしいという声が寄せられる。市内87施設が対象施設への報酬は4月実績で計2億3,800万円だったが、今回の補助で月額で900万、約3.8パーセント増えるの見込まれている。財源に新型コロナ対策に利用できる国の臨時交付金を使う。関連の補正予算案を8月上旬の市議会臨時会に提出し、可決されたと、このように結んでおりますけれども、奄美市はこれについては、いかがお考えでしょうかね。

保健福祉部長（山下能久君） 高齢者福祉サービスにつきましては、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものでございます。十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要と認識しているところでございます。このような中で、先ほども答弁いたしました、本市におきましては、現在のところ、新型コロナの影響を受けずにサービスが提供されております。今後ですね、感染の状況、その他を含めまして、介護事業所であったり、利用者の皆様のお声をお聞きしながら対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

16番（川口幸義君） 取り上げれば切りありませんけれども、全てやっぱり予算に関わる問題ですのでね、我々奄美市の自治体の予算から見ればね、大変、右左、思うようにはいかない。こういうのが実態だと思いますので、できるだけそれに近いような策を講じていただいてね、住みよい、要するに困窮者に対して、住んでよかったという奄美市を目指してほしいのと、このように思っ、この問題を取り上げました。一応、これについては終わります。

次は大きな（6）番、高齢者の検査半額補助について伺いいたします。

保健福祉部長（山下能久君） 高齢者の検査半額補助についてお答えいたします。国の補助金、すいません、令和2年度疾病予防対策事業費等補助金の中で、新型コロナ感染症流行下における一定の高齢者等への検査助成事業が創設されまして、これにつきましては、令和2年度予備費分で対応しているところでございます。これを受けまして、本市では先日の専決補正予算に計上し、11月に申請を行い、11月30日付で内示をいただいたところでございます。この事業におきましては、奄美大島等で新型コロナ感染者が発生した際に、感染拡大や重症化を防止する観点から、行政検査対象外となる65歳以上の高齢者で、感染の不安があり検査を希望する方に対し実施することとしております。検査費用につきま

しては、国の補助基準単価は2万円となっておりますが、本市が検査委託を予定しております県立大島病院における検査費用は2万8,000円となっており、奄美市においては検査費用の全額を助成することとしております。以上です。

16番（川口幸義君） 聞いて安心しました。これは、政府は新型コロナウイルス重症化しやすい高齢者や持病のある人を検査受けやすい体制を整備する方針を固めた。発熱などの病状がなくても、希望する高齢者には市区町村が審査を行う場合、国が検査費用の最大半額を補助する。市区町村が残りを負担すれば、高齢者は無料で受けられる。15日に財源として予備費を支出することを閣議決定する。現在、新型コロナ検査は発熱などの症状があつて、感染が疑われる場合、感染の濃厚接触者になった場合などに限り、行政検査の対象となる。自己負担は無料になる一方で、地域で感染が広がるなどで不安を感じても、行政検査の対象にならない場合、抗原検査、単価7,500円やPCR検査は同2万円、全額自費になる。政府は検査を希望する高齢者への費用を補助し、市区町村に取組を促すことで、感染を早期発見し、重傷者の増加を抑えたい考えだ。そのほか、予備費で医療機関の病床や宿泊療養施設の確保を支援。感染者を受け入れる医療機関への診療報酬の引き上げなど行うというふうになっておりますけれども、今、奄美市では県病院は何床ぐらい、今、使っていらっしゃるか、お分かりでしたらお願いします。

保健福祉部長（山下能久君） 県立大島病院に導入されたPCR検査機器についてお答えいたします。この導入された検査機器につきましては、熟練の検査技師でないと運用困難な危機とは異なりまして、操作が比較的簡単なのが特徴となっているところでございます。一度で4検体の検査が可能で、約1時間で検査結果が出る検査機器となっているところでございます。以上でございます。

16番（川口幸義君） 県病院も、そういった検査も、これを行っているということで、安心いたしました。これから、いつどこにクラスターが始まるか分かりませんので、十分に警戒をしながら、お互いに頑張っていきたいなとこのように思っています。どうもありがとうございました。

それでは、大きな3番に入ります。環境行政について、（1）新と畜場の建設について伺いたと思います。今後のスケジュールまで含めて、よろしく。

市長（朝山 毅君） それでは、川口議員にお答えいたします。この件については、以前でも当議場において川口議員から御質問等がございました。それらを踏まえて、私も担当者と一緒に現地を視察いたしました。当該物件は建設から47年を超えております。従いまして、大変老朽化が著しいということでありますので、庁内でこれらのことを踏まえて、新建設に向けてのあり方検討委員会を設置いたしました。その後、財源確保のため、あらゆる検討を重ねてまいりましたが、令和2年度から防衛省による民生安定施設整備助成事業を活用することになりました。計画事業費約7億9,000万円ということであります。今年度は地質調査、それから、測量調査及び実施設計を行っております。今後のスケジュールということですが、現在の計画では令和3年度は敷地の造成工事及び給水管の敷設工事を行い、令和4年度に建設に着手し、令和5年度の完成を見込んでいるということが、現在の計画でございますので、御理解をいただきたいと思います。

16番（川口幸義君） 市長、よく分かりました。僕はこの問題はもう何年前から質問しておりますので、もう大変嬉しく思っています。それで、部長ね、もう一つ、一步踏み込んで、1日当たりの処理能力まで把握ができればお願いしたいと思います。

市民部長（満永亮一君） 新施設の1日当たりの処理能力につきましては、25頭となっております。

16番（川口幸義君） はい、ありがとうございました。よろしくお願いします。終わります。

議長（与 勝広君） 以上で、自由民主党 川口幸義君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。14時45分に再開いたします。（午後2時27分）

○

議長（与 勝広君） 再開します。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

日本共産党 荒田幸司君の発言を許可いたします。

なお、荒田幸司君から一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

5番（荒田幸司君） 議場の皆さん、市民の皆さん、こんにちは。日本共産党の荒田幸司です。昨年、市議会に送り出していただいて、1年が経過しました。引き続き、選挙公約実現のために全力を尽くす所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて皆さん、政府は75歳以上の高齢者の医療費病院窓口負担を現在の1割から2割に引き上げる議論を加速をさせております。老人医療費の自己負担は1973年、昭和48年1月から、1983年、昭和58年1月までの10年間無料でした。それが、高齢化社会の到来を理由として、1983年、昭和58年2月に老人保健法が施行され、老人医療費の自己負担、外来1か月、月400円、入院1日300円、2か月限定で導入され、現在の定率制に至っております。現在、政府が検討を進めている内容の柱は年収が170万円以上の後期高齢者約520万人の医療費病院窓口自己負担を2割にしようというものです。75歳以上の高齢者1人当たり年間3万4,000円の窓口負担増となることが予想をされています。新型コロナウイルス感染症で最も重症化しやすいのが高齢者。その命を守ろうと、国民みんなで努力をしている最中に、政権与党が負担増計画を進めようとしている。なんと国民に冷たい政治でしょうか。2割負担を導入するには、現役世代の負担軽減のためというのであれば、1983年当時、45パーセントあった老人医療費に占める国庫負担の割合を現在の35パーセントから引き上げることを先にすべきではないでしょうか。結局、高齢者の中で負担を増やす自助、現役世代にその負担を肩代わりさせる共助、そして、公助の国庫負担は後回しと、菅政権の路線、自助、共助、公助を地で行く議論ではないでしょうか。今こそ増え続ける軍事費を削って、医療、福祉に回せ。その声を上げるときではないでしょうか。以上のことを申し上げ、質問に入ります。

1、安全保障に関連して。（1）の質問に入ります。10月2日、地元紙に電子戦部隊新設への見出しで、防衛省が2021年、概算要求で陸自奄美駐屯地に電子戦の専門部隊を新設する関連経費を計上した、の記事が掲載されていまして。記事の内容は、防衛省は有事に敵の電波利用などを無力化する電子戦の専門部隊を奄美を含む北海道から沖縄まで、全国の陸自駐屯地など6か所に新設する。また、奄美駐屯地の射撃場の外構整備や陸自瀬戸内分屯地の火薬庫などの施設整備として49億円を計上した。統合幕僚幹部によると、奄美への電子戦部隊の新設時期は2021年度末。電子戦部隊の具体的な役割として、平時には必要な電波での収集・分析を行い、有事には電磁波で敵の電波の利用を無力化して、味方の火力発揮を支援。陸上での戦闘をはじめ、各種戦闘を有利にする。また、航空警戒監視に必要な基盤整備として、本土と奄美群島を含む沖縄間を結ぶ航空警戒艦船多重通信網の整備を2022年度完了を目指し、奄美大島湯湾岳周辺で進めており、経費約10億4,000万円を計上したなどとなっております。以上のことを踏まえて質問いたします。奄美市は陸自奄美駐屯地への電子戦部隊新設についてどこまで承知しているのか、お示してください。

次の質問より発言席で行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 荒田議員にお答えいたします。今、議員がお話のとおりであろうかと思います。防衛省は2021年度概算要求において、奄美のほか5か所に電子戦専門部隊を新設する関連予算を計上したと、9月30日に発表いたしております。その発表によりますと、電子戦の専門部隊が新設されるのは奄美をはじめ、北海道、東京、長崎、沖縄の各駐屯地や分屯地を予定しており、部隊の役割については、電波の収集・分析や通信電子活動の妨害無力化との内容でございます。防衛省から9月30日、プレスリリース直前に情報をいただいております。平成30年12月に策定された防衛大綱・中期防衛力整備計画に基づいた新編であると。部隊編成に伴い、奄美駐屯地の定員が350名から390名に増員されるという予定であるということの内容でございます。以上のとおりです。

5番（荒田幸司君） 御答弁、ありがとうございます。これはあれですか、具体的には情報として公に発表されたものであって、直々に市長のほうにそういったお話があったということではないんですね。

総務部長（三原裕樹君） 防衛省のほうからプレスリリースの資料が届きまして、それが9月30日、プレスリリースの直前ということでございます。市長にも目を通していただきました。

5番（荒田幸司君） それじゃ、先ほど市長がおっしゃった、その防衛大綱の中に元々盛り込まれていて、計画、予定されていた、ということなんですかね。

総務部長（三原裕樹君） 繰り返しになりますけれども、平成30年12月に防衛大綱、それから、中期防衛力整備計画。これに基づいた新編ということでございます。

5番（荒田幸司君） ということは、奄美市もそれはもう重々承知していて、元々予定されている計画、いうことの理解でよろしいんですか。

総務部長（三原裕樹君） 中期防衛計画は存じ上げていますけれども、それが奄美市でその新編、新しい電子戦とか、新編があるということは、このプレスリリースの直前に聞いたということでございます。

5番（荒田幸司君） ということは、今後もし、今後、いろんな拡充がされたとしてもですね、直前にならないとこういった情報は入らないっていうんですかね。そういった状況で進んでいくっていうのかな、そういったことでしかないということですかね。実質的に、安全保障の問題ですから、なかなか情報は出ないところはあるんでしょうけれども。それにしても、もう少し丁寧に、その受け入れ市のほうにはですね、やはり説明していただくということが必要じゃないかと思うんですが、これでよろしいでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） 今回の件につきましては、国の来年の概算要求段階の話でございますので、これは防衛省に限らず、どの省庁も概算要求については、その直前に知り得るということでございますので、特別なことではございませんということは御理解いただきたいと思います。

5番（荒田幸司君） 特別じゃない、ことではないとおっしゃいますけれども、やはりことは軍事に関する件ですね。やはり通常のいろいろな経済活動、そういったものとは訳が違うと思う、質が違うと思うんですね。そういったことでは、もう少しやっぱり丁寧に説明してくださるように求めるべきじゃないかなというふうに思いますけれども。

市長（朝山 毅君） 軍事に関することであるだけに、やはり慎重かつ正確にすべきものであると、私は一般的に思っております。従って、他の奄振並びに奄美市にかかわる予算、概算要求についても、そのような形で国の概算要求時になされるということでありますので、御理解いただきたいと思います。

5 番（荒田幸司君） それでは、今後もその奄美駐屯地のいろんな機能の強化等含めて、いろいろ編成、改変されたとしても、そういった受け止めで今後もやっていきますよというふうな意思表示だと受け止めてよろしいですか。そういうことですね。

総務部長（三原裕樹君） 国の、これは防衛に関する事項ですので、大きなものがあれば、当然、我々にも連絡があると思いますけれども、概算要求の時点で、隊員が約40名増えるという、部隊の新編でございます。そういった、通常、概算要求の段階でそういったものはどの部隊にも配備があるものと考えておりますので、今回についてはこのようなことになったんだろうというふうに理解はしております。以上です。

5 番（荒田幸司君） はい、分かりましたっていうか、市長、おっしゃっていることは理解できましたので、納得はしていませんけれども、一応、この質問については了解するというので、次の質問に移ります。

二つ目の質問（2）です。基地機能が強化されるということは、有事の際には攻撃される可能性が高まるのだと思います。ましてはミサイルや電子部隊です。どのように考えても、相手からまず最初の攻撃的になるのではないかと思います。そういった意味で、当局は電子戦部隊の新設に対し、奄美市民の安心・安全を守る立場から、どのように感じているのか、お示してください。

総務部長（三原裕樹君） 攻撃の対象というお話ございましたが、そうならないための抑止力でもございますので、そこについては、まず、御理解をいただきたいというふうに思います。

それと、健康被害というふうなことも聞き取りの中でお聞きしましたので、それに基づいて答弁をさせていただきます。電波使用時の健康被害につきまして、九州防衛局に問い合わせしましたところ、電波を発する場合には総務省より承認を受けている周波数、出力内で行うこととしておりまして、また、保安距離の確保を行い、人体への影響が生じることのない万全の対策をとられるということでもございましたので、御理解をいただきたいというふうに思います。

5 番（荒田幸司君） 私が申し上げた、やはり有事の際の攻撃の対象にまずなるんじゃないかなということの懸念についてはいかがでしょう。

総務部長（三原裕樹君） それは、先ほど申し上げましたけれども、そうならないための抑止力でもございますので、もちろん、そういうことになってはいけないと、当然、私どもも思っておりますから、そこについては理解は共通だと、共通の理解だと思っておりますので、その辺については御理解いただきたいというふうに思います。

5 番（荒田幸司君） こういった軍事力の問題になりますと、結局は奄美を実質的に守るための軍事力、抑止力ということでお答えがどうしても返ってくる訳ですけども、やはりそこはどうしても私と見解が違うんですね。やはり、軍事力による抑止力では、やはり平和は作れない。それは、世界で範が示されてますね、そういった状況がつくられていますよね。イラクの問題にしても、アフガニスタンに

しても、全てアメリカが先制攻撃をやって、そこは滅茶苦茶になっているという現状があります。ですから、軍事力でやはり、そういった意味では平和は作れないということは、世界のいろんな例を見ると分かる訳ですから、やはりそういった方向に向かって行くということは、私としては間違っているというふうに思います。このままでは奄美はやっぱり基地の島になってしまう。今後、これ以上の基地強化が進まないように、意志をしっかりと持って対応していただくことを強くお願いをしまして、この質問については終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、三つ目の質問に入っていきます。2019年3月、陸自自衛隊駐屯地が開設されて以降、日米共同演習や陸自西部方面隊の鎮西演習、オスプレイをはじめとした米軍機の低空飛行など、そして、先ほどの電子戦部隊。軍事色が色濃くなっていることに不安をもつ市民も少なくないと考えております。この機会に駐屯地の現状と今後について、市民への説明会を開催する用意はありますか、お示しください。よろしくお願いいたします。

総務部長（三原裕樹君） まず、駐屯地開設に当たりましては、平成28年6月に住民説明会を開催したほか、開設後にも奄美駐屯地を住民に理解していただくことを目的として、昨年、令和元年11月に本市も共催の上、九州防衛局が主催する防衛セミナーを実施をしております。その講演において、駐屯地の現状等につきまして、奄美駐屯地の平田司令より詳しく御説明いただいたと承知をしております。また、奄美駐屯地は毎年駐屯地を開放した各種行事を開催する予定でございましたが、昨今の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、実際には実現できていないというふうに伺っております。現時点で説明会の開催の予定はございませんが、奄美駐屯地に対する理解が深まるよう、駐屯地はもとより、防衛省とも連携を密にして参りたいというふうに考えております。以上でございます。

5番（荒田幸司君） 確かに、今のコロナ禍の状況の中ではなかなか開催できないということは理解ができます。ただ、やはり前に説明会やったとしてもですね、今回の電子戦部隊とか、そういったところに入って来ていない。それからあと、オスプレイがこれだけやはり、オスプレイ含めてですね、米軍機がやっぱり低空飛行、引っかかっていく。そういった状況もほとんど説明はされていないというふうに感じています。そういった意味では、やはり市民の間の不安は広がっているものと私は考えていまして、やはりどっかの機会を捉えて、もう一度説明をする必要があるんじゃないかなというふうに考えるところなんですけれども、いかがでしょう。

総務部長（三原裕樹君） オスプレイの関係につきましては、直接、駐屯地とは関係はないというふうに認識をしております。ただ、このオスプレイの低空飛行につきましては、地元紙にも報道がありましたが、鹿児島県市長会のほうでそういった低空飛行がありますということを要望で、防衛省に要望を出したということで、一応して、上げていただいて、県にも要望していただいているところでございますので、一つ一つ、そういった御意見ございましたら、我々も丁寧に防衛省に説明をして、説明を求めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

5番（荒田幸司君） ということは、これは私、申し上げたのは、先ほど、自衛隊の駐屯地が開設される前に、一度、大熊公民館で説明会が開催しているのは私も存じ上げています。ただ、これもやはり不十分な中で、その後、何度か説明会をという声もあったんですが、実質的にはやっぱりこう開かれていないんですよね。そうして、やはりそのあと、いろんな意見が出た中では、もう話が進んでいるんで、やっぱり入り口論になるというようなことで、なかなか説明会は開かれなかったと思うんです。そういった意味では、非常に不十分な形で、やはり自衛隊が入ってきて、今に至っているということを、改めてやはり振り返ることも必要じゃないかなということでの説明会でもあった訳です。どうしても今の状況の中では開けないというのでありましたら、また、機会を見て、そういった要望も出していきたいと

思いますので、よろしくお願いします。以上で、この質問は終わります。

それじゃ2番目の環境問題について質問に入ります。まず、質問に入る前に、一般質問の通告書の訂正をお願いいたします。1番のですね、2015年4月12日っていう記述がありますけれども、それは2010年の10月、奄美豪雨災害時に、そこへ訂正をお願いいたします。続きまして、2番目のところ。上記という記述がありますが、そこは2015年4月12日、市集落近隣でという形で変えていただきたい。それと、その後の文章で、岩石採取変更計画の記述を、変更計画のところを抜いて、岩石採取計画に訂正をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それじゃ、次の質問に入らせていただきます。まず、奄美市住用町市集落の区長さんにより、以下の意見が寄せられました。2010年10月の奄美豪雨災害時に奄美市住用町市集落に隣接している採石場で崩落事故が発生し、約15万立方メートルの土砂が崩落したと言われている。結果、流れ出た土砂は市集落の海岸線に堆積した。その後、2011年11月にも同じ採石場から土石流が発生し、度重なる事故で海岸沿いに堆積した土砂は撤去されないままに、赤土が混ざった土砂を波が沖に引き込んで、海を汚染している状況が確認された。市集落は2015年5月、県知事宛、6月に県議会宛、そして、12月に大島支庁長宛に土砂の撤去を求める請願書や要望書を提出してきた。このような取組を進める中で、2015年6月に採石業者が土砂の撤去を開始した。しかし、間もなく業者から台風が接近してきたために、台風通過後に海岸線に地形が変わるからと、その理由で作業を一旦中断する旨の申し出があり、集落も了解した。しかし、その後、土砂撤去作業は再開されることはなかった。大島支庁への情報開示請求で入手した資料では、採石業者が2015年6月に大島支庁に届け出た文書で、採石場から流出した土砂の撤去の許可を受けたことが確認できた。同時に、同年7月18日付で、工事完了届け出書が大島支庁長宛に提出され、大島支庁が届け出を受理をしている。以上、寄せられた意見を踏まえまして、質問をいたします。住用町市集落海岸沿いに堆積しているとされる土砂について。奄美市として現状をどのように捉えているか、お示しください。よろしくお願いします。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） それでは、お答えいたします。議員の御質問にもありましたとおり、平成22年10月の豪雨災害時の際、採石場で崩落事故が発生し、この際、大量の土砂が市集落の海岸に流出しております。また、平成27年4月12日にも崩落事故が発生したところです。同年5月21日には市集落公民館において、住民説明会が開催され、大島支庁からの指導内容等についての報告や砕石事業者からの崩落土砂撤去の説明がなされております。この後、議員の御質問にもありました採石事業者から大島支庁長に対して、同年6月、許可行為着手届書の提出がされ、翌平成28年7月25日付で許可行為着手完了届書が受理されていることを、本市においても確認いたしております。議員御質問にございます、平成27年度における県と事業者に関しましては、ただいまお答えいたしましたとおり、法令に基づく手続きは適切になされているものと存じます。ただ一方、先般の議会から答弁させていただいておりますとおり、採石場に関する諸問題については、集落と事業所、双方のお考えが異なることもありますことから、引き続き双方の御意見をお伺いしながら、一つ一つの事柄に対し、丁寧な解決の糸口を見出して参りたいと考えております。以上です。

5番（荒田幸司君） 所長の今の答弁ですと、結局堆積している土砂は適切に処理をされているということなんですかね。そういう受け止めになりますか。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） お答えいたします。私も何度か現場を確認しましたがけれども、100パーセントとは言えないんですけれども、大雨が降った際などは、やっぱりちょっと濁る状態で、そういう状態がある状況は確認はしております。

5番（荒田幸司君） 私もですね、一応、見に行ったんですけれども、なかなか分かりづらいかなという

こともありまして、一応写真を撮ってきましたので、お見せしたいというふうに思います。すいません、写真の1をお願いします。この写真は土砂が堆積されているという海岸線沿いの状況ですね。少し遠いです。海岸の砂利が何となく盛り上がっていることは見えると思うんですけども、一見、土砂が堆積しているようには見えません。地元の方のお話ですと、表面の赤土は10年の歳月で波にさらわれて洗い流された。それで、表面は全体的に白くなっているという状況のようです。それでは、続けて写真2をお願いします。それで、一応もう少し近づいて、現場に近づいてみた写真です。これを見ますと、左側のほうに、元々の堤防のコンクリートがありますよね。そこまで結局、土砂が、私は土砂って言っていますけれども、その高さまで堆積していることが伺えるというふうに思うんです。元に戻してもらえますか。はい、ありがとうございます。この状況見ますと、かなり石が、大きな石も含めてですね、砂利って、砂利じゃないですね、やっぱり、石ころがかなり転がっているという状況は確認できるし、やはり海岸全体が普通の砂浜の海岸じゃない、かなり盛り上がった状況になっているということは確認できると思います。それじゃ、写真の3、お願いします。これも、失礼。これは土砂が堆積している状況をさらにアップしたものです。それとあと、写真上部の山肌が見え、むき出しとなっていますけれども、採石場の第3現場と言われるところです。この山の裏側が、あとで第2質問でありますけれども、今回、岩石の採取計画が提出されているという場所になります。そういった位置関係にあるんだということで、確認をお願いします。それじゃ、写真を4、お願いします。これは、行って、海岸の中で段差がありましたので、そこを少しアップで写しました。これを見ますと、やはり赤土は洗われていますけれどもね、実質的には、海岸の砂のやはりその流線じゃないですよ。断層じゃないですよ。明らかにやっぱりこれは土が固まってできたものではないかなというふうに私は見ていたところです。はい、すいません、写真の5をお願いします。これも海岸の一部分ですけども、全体的にこういった大きな石ころが転がっています。通常だったら、もう何10年も、もし海の元々にある石だったらですね、丸くなっていると思うんですよ。こども、この石も結構丸くなっているんですけども、10年ぐらいかかって丸くなったと、少しずつですね。そういった状況の、明らかにこれ、山からの石じゃないかなというふうに私は見て取りました。次の写真をお願いします。同じようにやっぱり石ころが転がっている状況です。ただ、真ん中にコンクリの塊がありますけれども、これも恐らく落ちたものだと思いますが、元々コンクリの塊ですから、かなり角があったと思う。それが、10年の歳月でこれだけ丸くなっているということでは、その辺のものは全て崩落した時のものがそのまま残っているんじゃないかなというふうに感じたところです。はい、写真、ありがとうございました。以上の写真を御覧いただいて、土砂が堆積しているということは明らかではないかと私は考えていますが、いかがでしょうか。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） 先ほども申し上げましたけれども、私どもも、もう現場を確認には参っております。議員からも御指摘のあるように、調査がこれからちょっと必要だと思いますので、また、そのあとも現場に行って、再度確認をして参りたいと思いますので、御理解をよろしくお願いします。

5番（荒田幸司君） そのようにおっしゃるということは、もう一度確認をして、確実に土砂だということが確認できたら、大島支庁を通してということになるかもしれませんが、業者のほうに改めて要請するというのをやっていただけるということですか。それとも、もう終了届けを出しているんで、それはできないということになるのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） あくまでも海岸管理者におきましては県でございますので、私どもも海岸管理者の御協力が必要な場合は、市といたしましても働きかけを行っていきたくと考えております。以上です。

5 番（荒田幸司君） ここでお願いしたいのはですね、是非、やはり確認していただいて、土砂だということがお分かりになったら、是非、大島支庁にもそういった話をさせていただきたいというふうに考えていますが、そのことをお願いしてよろしいですか。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） はい、繰り返しになりますけれども、確認を、調査をいたしまして、どういう状況か、大島支庁にもお伝えしながら、要望等行っていきたいと考えております。以上です。

5 番（荒田幸司君） それじゃ、是非、よろしく願いいたします。これで、この質問については終わります。

2 番目に行きます。2015 年 4 月 12 日、奄美市住用町市集落付近隣の採石現場で大雨による崩落事故が発生し、市道が一時通行止めとなり、市集落の方々をはじめ、市民生活に大きな影響が出ました。この度、その崩落事故があった現場に隣接する場所の岩石採取計画、これは、通称第 3 現場と第 4 現場と言っているそうですが、その間ってということですね、先ほど写真にあった裏側です。その岩石採取計画が採石業者より提出をされたと聞いています。言うまでもなく、この採石業者は戸玉集落近隣でも採石を行っています。また、御存知のように、この採石業者はここ 20 年の間に、鹿児島県より 6 回の行政処分、または、嚴重注意を受けております。具体的な年代を申しますと、2000 年、平成 12 年。2003 年、平成 15 年。2010 年、平成 22 年。2011 年、平成 23 年。2015 年、平成 27 年。2017 年の平成 29 年です。行政処分、または、嚴重注意ということでは、嚴重注意が 3 回。それから、要改善通知が 2 回。そして、緊急処置命令が 1 回ということで、具体的な内容は、汚濁水が場外流出、要するに泥水が外に流れていたということ、場外ですね、そういったのが 2 回。それから、土砂及びそういう汚濁水の場外流出が 3 回。それから、浚渫泥の場外流出ということがあります。そのようなことを踏まえて質問いたします。今回、この採石業者より大島支庁へ提出された採石採取計画について、どのような受け止めをなさっているのか、お示してください。よろしくお願いいたします。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） 今回、採石事業者より大島支庁へ提出された岩石採取計画について、どのように受け止めているかとの御質問ですが、今回に限らず、事業者から県に対して岩石採取計画が提出された際には、採石法に基づく意見照会が県から本市に対してなされることとなっております。本市においては、これまでも、まずは集落の皆様の御意見をお伺いし、集落の皆様の声も県にお伝えするように努めるとともに、採石事業者が与える影響については、関係法令等に基づき、庁内関係課の意見を集約し対応を図っております。御質問の岩石採取計画への本市意見につきましては、現在、集落の皆様の御意見を伺いながら、集約の作業を行っている段階でございますので、現時点においての答弁は差し控えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

5 番（荒田幸司君） はい、答弁を差し控えるということですが、ただ、大島支庁がその許可を出すっていうかな、判断する時は、しっかりと奄美市の意見も聞いて、そして、地域住民の意見も聞いてということ、段階を踏まえて、県のほうにもお伝えしますということの理解でよろしいですか。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） そのとおりでございます。

5 番（荒田幸司君） ありがとうございます。そういったことではですね、やはり今回のこの場所ではないんですけれども、別の場所で少しどうなのかなという事例、事案も発生しております。やはり最終的にはですね、私が申し上げたいのは、この業者さんは、やはり法令順守ということで、私はやっぱり問

題があるというふうに考えているんですね。ですから、その辺のところはですね、しっかりと大島支庁のほうにお伝えしていただきたいというふうに考えていますね。それと、先ほどの地域住民、そして、奄美市独自の調査の結果、そういったものをしっかりと伝えるということでしたので、そこは合わせてお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

それじゃ、続けて次の質問に入ります。3番目、新型コロナウイルス感染対策についてです。この(1)のところについては、先ほど、午前中の多田議員、また、川口議員から少し質問がありました。重複するところは避けていきたいというふうに思います。そういった意味では、事業所支援給付金の実績状況、そういったところについては、割愛をいたします。ただ、先ほども説明がありましたけれども、この分析をですね、現状の、その辺をどう考えているかが一つ。それから、あとは国のですね、持続化給付金、これも9月の議会で質問させていただきましたけれども、なかなか情報としてつかめないとおっしゃっていました。ただ、国のですね、持続化給付金については、経済産業省のホームページで11月30日現在、全国で約383万件。金額にして約5兆円を支給したということが実績、確認ができます。そういったことを踏まえたら、何とか各自治体のところまで分析が、その持続化給付金についてですね、できていないのかなという、少し期待もありますけれども、その辺は何とか調べることができないのかどうか。そういったことも含めてですから、奄美市の事業所支援給付金の支給の現状を分析した結果についてお答えいただきたいということと、持続化給付金についての何か情報は掴んでらっしゃらないかと、そこの二つをお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

商工観光部長（武下義広君） はい、それではお答えいたします。先ほどの多田議員に答弁いたしましたとおり、持続化給付金の延長後の支給状況についてはですね、11月30日現在、新たに15件で450万円支給しており、支給総件数は208件の支給総額は6,163万6,000円ということでございました。先ほど議員のほうから、国の持続化給付金についてですね、ホームページの御紹介がありました。私どもも、この件につきましてはホームページを見たところ、11月30日現在、約380万件という形で、給付額は5.5兆円という形は、もうしっかりと確認はしているところでございます。国の持続化給付金の申請状況につきましてはですね、先ほど申し上げたとおり、ホームページにて全体の申請件数と金額は公表されておりますが、これについて市町村ごとの申請件数や金額は公表されていないところで、今後もそのような予定はないということから、国からお聞きしているところでございます。これに代わりまして、奄美市では6月から7月にかけて、申請サポート会場の設置をしてですね、設置をして対応しておりました。商工会議所に問い合わせたところ、期間中162件の申請受付を行ったとの報告がありましたが、件数につきましては、奄美市以外の他町村も含まれているということ。また、あくまで申請受付であって、最終的に支給決定したかどうかまでは確認できないという状況でありました。本市としましても、国の申請状況が掴めない中ではございますが、新型コロナの感染状況や国の補正予算等の動向などを注視して、必要な対策がとれるよう、今後、検討してまいりたいと考えているところです。よろしくお願いします。

5番（荒田幸司君） 今の部長の答弁で、かなり努力はしたんですけれども、なかなか掴めないということとはよく理解できました。ありがとうございます。私がしつこくこれと言っているのはですね、やはり奄美市の事業者の方々、また、個人事業主、そういった方々が窮地に陥っていないか。そのやっぱり分析するのはですね、この持続化給付金の状況も掴めないと正確な分析はやっぱりできないんじゃないかなという、考えているところで、少ししつこくこれを追及しているんですけれども、現状ではやっぱりなかなか難しいということのようですので、行ってアンケートを採ったり、いろいろ、先ほど多田議員からあった、ああいう形である程度概略は掴めるかもしれませんが、やっぱり正確なものは掴めないということは十分理解できましたので、引き続きですね、是非、やっぱり市内の事業所、中小企業、また、個人事業主が倒産、また、閉店というような形にならないように、お力添えをよろしくお願いいたします。

と思います。以上でこの質問は終わります。

続けて、二つ目の質問に入ります。このコロナの検査の問題については、先ほど川口議員から少しありましたけれども、ちょっと重複するかもしれませんが、お願いいたします。新型コロナウイルスの感染が中国武漢で確認されて、昨日の8日で1年が経過しています。感染者は日々増え続けており、国内における感染者数は7日現在、16万2,067人。亡くなられた方は2,335人と報道がされています。奄美市でも4月の17日以来、12月3日に感染者が確認されており、収束の兆しは見えていません。そのような中、市内の飲食店では島外からの来島者に対し、入店をお断りするお店も見受けられるようです。奄美にいらしてくださいの声を掛けながら、来島したら来店お断りでは心が痛むところです。そのような状況を改善するには、現在の検温に加えて、やはりPCR検査、受入体制の拡充が大きなポイントになるかなというふうに考えています。奄美市におけるPCR検査、受入体制の現状と今後の展望について、お示しいただきたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。はじめに、観光客にPCR検査についてお答えいたします。現在、PCR検査につきましては、県立大島病院が自由診療として、1日3件の検査を予約制で行っております。この県立大島病院で自由診療として行っているPCR検査につきましては、検体を採取した後、鹿児島市内の検査センターへ搬送し、検査を行うこととなっております。検査結果につきましては数日後となります。このようなことから、観光客の方がPCR検査を受け、陰性結果をもって、安心して観光されるための即日での検査結果とはならない状況です。また、1日3件という制約もあり、多くの観光客に対応することは現実的に困難であると考えております。来島されてからのPCR検査を行うことは難しい点がございしますが、航空会社が就航している一部の奄美路線では、搭乗される来島者に対し、旅行出発前にPCR検査、又は、抗原検査を受けるサービスが提供されております。本市ではホームページで周知、広報に努めているところでございます。

次に、議員御案内の飲食店等における「島外客お断り」につきましては、市においても承知しているところでございます。本市では先の専決予算にて予算計上いたしました店舗感染防止対策支援事業において、飲食店を含む店舗において、さらなる感染防止対策にかかる費用の一部を助成し、店舗における感染防止対策を徹底していただき、安心して利用できるように努めているところです。

次に、水際対策についてお答えいたします。観光客を含む来島者に対しましては、現在、奄美空港と名瀬港において、サーモグラフィー等による水際対策を県や奄美大島5市町村が協力して行っております。水際対策の具体的内容につきましては、サーモグラフィーにおいて表体温が高いと検知された方へ氏名、連絡先、滞在先等の記入をお願いし、滞在先の市町村保健師による体調確認の電話連絡を行っております。また、来島される方に向けては、「島旅のしおり」を作成し、感染防止対策についてお願いをしているところでございます。この「島旅のしおり」は来島される2週間前からの体調管理や3密回避等により感染防止対策を徹底した生活で旅の準備を行っていただくこと。さらには、奄美に来られた際は、「新しい旅のエチケット」と島への思いを持って旅を楽しむよう心掛けてくださいとしており、市のホームページへ掲載し、周知をしているところでございます。市といたしましては、来島される観光客に対しましても、市民や事業者の皆様方に対しましても、感染防止対策を徹底していただくよう、今後とも取り組んで参りたいと考えております。以上でございます。

5番（荒田幸司君） はい、理解できました。かなり詳細な取組をやっているということは十分に理解できました。その上なんです、やはりお店を経営していらっしゃる方、やはり島外から見えたということを知っていると、どうしてもやっぱりもしかしてっていう、やっぱり何て言うかな、不安がよぎるみたいなんです。その、そのお店の方たちがやっぱり安心して受け入れることができるようにするには、今の対策に加えてですね、何かもう一つないと、やはり難しいのかなというところがあります。PCR検査の拡充ということでも、予算的な措置含めて、なかなか難しいのかなというところは

私も理解できましたので、もう少し全体としてみんなでやっぱり考えていくしかないのかなということで、一応、この質問については終わりたいと思います。ありがとうございました。

それじゃ、最後の質問になります。まず、教育問題です。まず1番、2015年11月奄美市立中学校生徒の死亡事案に関する第三者委員会報告が2018年12月の9日付で出されています。報告書の内容、特に第6章の学校及び市教育委員会の事後対応についてや、第7章、本委員会の再発防止に関する提言をどのようにお受け止めになっているのか、見解をお願いいたします。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。第三者委員会の調査報告書につきましては、教育委員会といたしましても、日頃から申し上げているように、真摯に受け止めているところです。このようなことが二度と起こらないよう、第三者調査委員会の報告書を基に、昨年5月に再発防止対策検討委員会を設置いたしました。今年の10月まで、計9回にわたり委員の皆様にも熱心に審議と検討をいただきました。現在、「生徒指導ハンドブック」として策定し、配付に向けて着実に準備を進めているところでございます。亡くなられた生徒の御冥福を心からお祈りし、二度とこのようなことが起きないように、取り組んで参りたいと考えております。以上でございます。

5番（荒田幸司君） 教育長の、二度とですね、こういったことが起きないようにということで、真摯に受け止めていますとの答弁でした。ただですね、やはりこの中にですね、実質的には報告書の99ページに、当該中学校、市教育委員会とともに、事実をしっかり向き合い、明らかにするという姿勢が見られなかった。特に文科省の背景調査指針にある子どもへの指導で欠けていた部分を掌握しようとさえしなかったことは重大な問題と指摘せざるを得ないというふうな記述がありますが、それについて、何か具体的な、先ほどの再発防止検討委員会でいろいろ検討しているというお話がございましたが、何か具体的な動きはなかったんでしょうか。

教育長（要田憲雄君） 9回にわたって、実際に委員の皆様から御意見を賜りながら、専門的な立場の意見もございましたし、各学校の代表等のお話も伺っている訳でございまして、その中から具体的に対策委員会で作りあげたということで、第三者委員会の資料も参考にしながら策定したというふうに御理解賜りたいと思います。

5番（荒田幸司君） 教育長としては、やはり第三者委員会でとにかくしっかり受け止めて、再発防止対策をしましたということが、それがもう答えですよということの受け止めでよろしいですか。分かりました。

次の質問に移ります。この事案に遭遇した当時の中学1年生は、来年の3月には高校を卒業し、新たな旅立ちが待っています。11月3日、A i A i ひろばで開かれた子どもの立場で考えるざっくばらんに語ろう会に参加する機会がありました。その折に、この事案に関わりのあった生徒が、まだこの事案を引きずっている旨の発言が会場からありました。その対応はどのようにお考えなのか、お示しく下さい。よろしくお願いします。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。当時、中学校1年生だった生徒につきましては、在学中はもちろんでございますが、中学校卒業後も進学先の高等学校と連携を図りながら、心に寄り添った対応をしていただくようお願いをしてきたところでございます。以上でございます。

5番（荒田幸司君） 進学先との、学校に対応をお願いしたということですが、その後、どのような状況になっているかということの情報は掴んでいらっしゃるのでしょうか。

教育長（要田憲雄君） 詳しくはお伺いはしていませんが、高等学校の言い分としては、その都度その都度、子どもと向き合って対応しているということをお伺いしております。以上でございます。

5 番（荒田幸司君） この、私が質問を出したのはですね、この子どもの立場から考えるざっくばらんに語ろう会、それに参加した時に、会場のある方からこういった発言があったんで、これはやはり何かの対応が必要かなということで発言をさせていただきました。今、教育長は進学先等の学校にお願いしてということで、しっかりと対応していただいているという旨のお答えだったと思うんですけども、やはり、それはそれで、その学校で対応していただいているというのは、良いと思うんですけども、ただ、やはりその子どもさんの状況を親御さんに聞くなり、何か、この発言があったのは、やっぱり何か引っかかることがあったからじゃないかなと思うんですよね。是非、恐らくこの亡くなられた子どもさんと一緒にやっぱり行動してたとか、あと4名ほどいらっしやると思うんです。グループの方々のところを、少しやはり目を向けていただいてですね、何らかの対応をしていただきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

それじゃ、最後の質問。第三者委員会報告では自殺の原因は11月4日の指導と家庭訪問時の対応が不適切であり、Aさんを追い詰めたことは明らかであると考察をしています。しかし、市民の間では自殺の原因はいじめた側の子が責任を感じて自殺したということが1人歩きしているように感じられます。何らかのやっぱり対応が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

教育長（要田憲雄君） お答えいたします。平成27年11月に市内の中学生が自死した事案につきましては、第三者調査委員会の報告書の中で、当該生徒がいじめをしていないことが明らかとなりました。この報告書は本市のホームページでどなたでも閲覧していただけるようになっております。併せて、現在策定中の「生徒指導ハンドブック」につきましても、同様にホームページに掲載する予定にしております。教育委員会といたしましても、第三者調査委員会の報告書と「生徒指導ハンドブック」を閲覧していただくことを通して、本事案について市民の皆様にご理解をいただきたいと考えているところでございます。以上でございます。

5 番（荒田幸司君） 私が少しやっぱり気になっているのはですね、自殺をされた生徒さんが、やはりいじめ、いじめた側の子、やっぱりいじめたことによって責任を感じて自殺をしたということが市民の間に広がっているということですね、やはりこの子どもさん、生徒さんの名誉っていうことも含めてですね、何らかの形で、確かにそのホームページでそういう形で掲載して、皆さん、情報を明らかにしていますよということはあるかもしれませんが、何かもう一工夫しないと、やはりずっとこのことが残っていく可能性があるんじゃないかなということを危惧してのことなんですけれども。今の情報開示以上には、もうなかなかできないものなんでしょうか。

教育長（要田憲雄君） この問題を受けまして、私もマスコミも入っていただいて、具体的に謝罪をしたところでございます。それについては、市民の皆様も御覧になっていただいたのではないだろうかということも考えてまして、今後、このいわゆるホームページを見ていただいて、御理解を賜りたいと、そのように考えております。以上でございます。

5 番（荒田幸司君） このことについては、実質的には最初に市民の方々が認識しているようなことではなくてということで、訂正をして、一応、記者会見もされたということなんですか。分かりました。そういった理解で、一応、やれるべき、やるべきことって言いますかね、そういったことはちゃんと、ホームページだけじゃなくって、具体的に公にも情報を提供したということの、理解をさせていただいて、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、日本共産党 荒田幸司君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。16時に再開いたします。（午後3時44分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後4時00分）

引き続き、一般質問を行います。

チャレンジ奄美 弓削洋平君の発言を許可いたします。

2番（弓削洋平君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。チャレンジ奄美の弓削洋平でございます。初日のとりをさせていただきます。

一般質問に入ります前に、私の所見を述べたいと思います。奄美豪雨から今年で10年が経ちました。3名の尊い命を奪い、住家453棟が全半壊、967棟が浸水、多くの被害をもたらしました。住用町においても、道路寸断により集落が孤立し、住民も避難を余儀なくされ、不安な夜が続きしました。あれから10年。11月に待望の住用地区排水機場が完成し、12月2日の完成披露式に出席いたしました。石原集落、西仲間集落や近くを通る国道58号の浸水被害防止などに役立ちます。施設横に雨水が流れ込んでくる遊水池があり、水位が2メートルに達すると自動的にポンプが作動し、水位が1.3メートルになるまで住用川に排水する仕組みとのこと。2台のポンプによる排水能力は毎秒2.5トン。遊水池や施設内の様子を監視カメラで住用総合支所から監視でき、遠隔操作も可能とのことでした。排水機場の完成によって、住民の安心にもつながり、浸水等防止に最大限に発揮できると強く感じたとところでございます。住民からのコメントでも、排水機場の完成で水害に対する安心感は高まった。ただ、台風など災害の危険は他にもあり、今後も地域での防災意識を高めていけたらと地元新聞に記載されておりました。地球温暖化が進む中での異常気象による台風や雨量の増加。また、いつ発生するか分からない地震や津波に常に備えなければなりません。地域住民、行政、私たちが一丸となって取り組まなければならない課題は多くある中で、今後とも備えあれば憂いなしという諺どおり、着実に努めてまいりたいと思います。また、困難であります新型コロナの第3波が到来し、全国の感染者が増加している中、新型コロナと戦う医療従事者に心より感謝申し上げます。しかしながら、収束が見えない状況でございますので、これからも新しい生活様式の徹底や不確かな情報からのデマや誹謗中傷がないようお願い申し上げます。質問に入りたいと思います。

8月の住用町における地域協議会でも話題になりましたが、通学時に住用方面から名瀬に、名瀬行きの路線バスを利用する高校生の時間帯が重なり、満員のためか、座れない状況を目視すると声をいただきました。担当課に問い合わせたところ、4月中旬に大型の車両に変更したとのことでした。各家庭によっては、新村のコンビニまで瀬戸内町と宇検村からの学生は親に送られてくるのを拝見いたします。新村を7時16分に出発し、住用の学生の待つ西仲間停留所で合流し、大島高校や奄美高校に通学しております。プラス、一般利用者や観光客も乗車いたします。昨今、私も名瀬に行く用事がありましたので、向かう途中に学生が立っている状況と、窓ガラスも真っ白に曇っている状態のバスを拝見いたしましたところでございます。大型車両に変更しても、まだこのような現状が見受けられます。

1、コロナ対策について、バス通学する学生の満員状況について。①現状について、当局の御見解をお伺いいたします。

次の質問から発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 弓削議員にお答えいたします。議員御案内のとおり、現在、住用町方面より奄美市内の高校へ通学する学生につきましては、瀬戸内町の海の駅発のバスを利用しているようであります。

このバスは瀬戸内町、宇検村の学生並びに一般利用者や観光客も乗車する生活路線として運行されております。議員が御質問の件について、バス事業者に状況を伺いましたところ、今年度より瀬戸内町、宇検村からの通学生が増加したことや、大島高校において、朝の課外授業がなくなったことにより、奄美高校生と、また、他の利用者との時間帯が重なったことが大きな要因と考えられるということでございました。そういうことを踏まえて、今年の4月当初は中型車両の運行でありましたが、議員がさっきお話しなりましたとおり、4月中旬以降は大型の車両に変更いたしました。定期券の購入者及び一般利用の方を含め、補助席を含めた座席数を超える乗車はほとんどないということでございました。しかしながら、利用の実態といたしまして、空席や補助席を利用せずに立ってしまう乗客もいらっしゃる。安全運行や車内事故防止のため、運転手のほうも注意をしたりしているものの、なかなか改善されていない状況であるというふうなことでございましたが、今後ともその実態を把握してまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

2番（弓削洋平君） はい、分かりました。市内の高校に通う瀬戸内町、宇検村、住用町の学生の人数を把握されていたら、お伺いいたします。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。まずは大島高校生ですね。瀬戸内から4名。それから、宇検村から2名。住用町から3名の計9名。それと、奄美高校生の通学生ですね。瀬戸内町から6名。宇検村から11名。住用町から5名の計22名で、合計31名ということでございます。

2番（弓削洋平君） 座席の余裕があるが、相席をしたがらないということで理解いたしました。合計31名で、補助席など合わせると、あと20名近くの乗車ができるのですが、乗客は高校生だけではなく、ここに一般利用者や観光客が乗車する中で、やはり密が懸念されます。その日その日の増減もありますし、大島高校の朝課外授業がなくなり、奄美高校の生徒とも時間が重なることで、密の回避が必要かと思えます。文部科学省の発表によると、学校が再開した6月から11月の間にコロナに感染した全国の小・中・高などの児童生徒は3,303人。同じ学校で5人以上の感染者が確認された事例は61件で、うち高校が36件と半数以上を占めた。感染者の内訳は小学校1,252人、中学校782人。高校1,224人、特別支援学校45人、重症者はなく、無症状が半分を占めたと分析されています。感染しても無症状ということが一番の困難であります。このようなことを考慮し、密の回避のたびに増便など対策が必要かと思われそうですが、そこで、②混雑時の解決策について、当局の御見解をお伺いいたします。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。議員の御質問の混雑時の解決策としまして、増便について、増便したらどうかということについてお答えさせていただきます。バス事業所においては、島内の公共交通を将来にわたり維持するために計画的な運行を行っているところでございます。増便となりますと、限られた運転手や車両数の中、全体の路線と時刻を含めた大規模な見直しが必要となるため、まずは時間をいただき、バス事業所と協議、検討させていただきたいと考えております。なお、バス事業者は、先ほどの新型コロナの対策としまして、車両の徹底した消毒、また、車内換気の確保。マスク着用の励行等に取り組んでいるところでございますので、現状でできる対策といたしましては、まずは空いた席の利用や補助席の使用等に協力していただきたいと考えているところでございます。地域の公共交通を持続可能なものにするためには、やはりバス事業者、行政、そして、利用者の皆さんが協力して取り組まなければならない問題と考えておりますので、御理解と御協力をよろし

くお願いします。以上です。

2番（弓削洋平君） はい、理解いたしました。徳之島町でもクラスターが発生いたしました。もしもの場合を想定し、感染リスクを避けるためにも、今後の動向を踏まえ、関係各位と連携を図りながら、コロナ対策に努めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。2，市民生活について。（1）第3日曜日の市民清掃について。①市民の意識向上について。これまでの経緯や状況、また、課題等について、当局の御見解をお伺いいたします。

市民部長（満永亮一君） はい、それでは、お答えいたします。第3日曜日の、各地区での美化活動は住民自ら地域をきれいにする自主的な活動として始まったものと考えております。経緯を申し上げます。名瀬地区においては、市民清掃として昭和40年に鹿児島県が家庭での生活習慣や社会のルールを身につけさせることが大切として、「家庭の日」を設けたことから、昭和50年に旧名瀬市で市民憲章の中の公衆道徳の徹底と青少年健全育成を家庭、学校、社会の三つの場で実践するため、第1日曜日を「早朝歩こう会」。第2，第4日曜日を「おはようスポーツデー」。第3日曜日を「市民清掃日」とする取組が始まっております。市民清掃日は午前7時から8時まで、当初は自治会、町内会ごとに活動し、ごみ収集・運搬も独自で行われておりましたが、現在の名瀬クリーンセンターの運用開始からは適正なごみ処理と管理のため、職員の動員による回収処理を行っております。なお、年に1回から2回、年末・お盆前にハブや防虫対策としての集落で行った伐採作業で生じた草木等については、事前の相談をいただき対応しておりますが、それ以外の場合は施設管理者による対応をお願いしているところでございます。住用地区・笠利地区においては、各集落自らの取組として、集落清掃については第3日曜日を原則としながら、伝統行事に併せて柔軟に対応しているところでございます。今後とも地域の伝統や特色を大切にしながら、自主的な取組を行えるよう支援していきたいと考えております。また、課題としましては、高齢化や過疎化による参加者の固定化や減少があり、従来の在り方でいいのか、地域とともに取り組んでいきたいと考えております。以上です。

2番（弓削洋平君） はい、分かりました。各地域において、市民清掃の取組に根付いてきていると認識いたしております。世界自然遺産登録も来年の6月に控えており、さらなる美化活動の意識向上に取り組まなければならないと思います。各集落によっては、高齢化が進み、思いどおりに作業が進まないことや、青年がなかなか参加できないといった課題もあります。こうした中で、清掃にて発生する雑草は3袋まで燃えるごみの日に対応できるが、残りの雑草、大きな雑木の対応と置き場に困っているということで、住用町に雑木や雑草の仮置き場を設置してほしいとの声がありました。笠利町に置き場、仮置き場、ストックヤードが設置されていると聞き、笠利総合支所に出向き、現場を拝見いたしました。広いスペースの片隅に雑木や雑草が積み重ねて置いてあり、雑草は月日が経つにつれ枯れ果てしぼんでいき、そこまで面積をとらないとのことでした。そこで、②住用町における集落清掃で発生した雑木、雑草の置き場を設置できないか、当局の御見解をお伺いいたします。

市民部長（満永亮一君） 住用地区では集落清掃により発生した雑木、雑草においては、今のところ、作業終了翌日以降に嘱託員から連絡が来た場合、担当職員が回収して対応しております。議員御質問の住用町における仮置き場の設置につきましては、今後、各集落の代表である嘱託員などから意見を聞きながら、仮置き場としての必要性や設置場所について検討したいと考えております。また、仮置き場を設置した際に考えられることとしまして、集落清掃とは関係のない廃棄物の持ち込みや不法投棄の問題も危惧されるため、集落で管理するのか、若しくは仮置き場を行政で管理するのかという管理運営の問題などを協議しながら、検討して参りたいと考えております。笠利・住用・名瀬、それぞれの地域ごとに伝統や特色がありますので、そのことも踏まえまして、自主性を大切にされた地域活動を支援して参りたい

いと考えております。以上です。

2番（弓削洋平君） 翌日以降に職員が対応しているということで、今後、このような状況、件数が増加することを考えて、効率的にもその日で、そうですね、集落内で対応できるように、仮置き場は必要だと思います。不法投棄などの問題に対しても、笠利町では基準を順守して搬入を行っており、担当課へ前もって搬入計画を連絡すること。3種類、雑草のみ、雑草及び雑木混入、雑木のみの置き場があるので、必ず所定の場所に搬入すること。雑木は幹直径30センチ以内、長さ1.5メートル以内に切断し搬入するなど、このような受け入れの取り決めを徹底していれば可能だと思いますので、囑託員等の意見を聞いて、是非、設置していただきたいと強くお願い申し上げ、次の質問に移ります。

3、景観対策について。本市管理の漁港における放置船について。全国的にも問題視されていますが、本市においても6月に世界自然遺産登録を控えている中で、漁港に見られる放置船が景観に支障をきたしている現状がございます。①奄美市3地区における放置船数についてお伺いいたします。

農林水産部長（栄 広久君） それでは、漁港における放置船についてお答えいたします。本市の漁港や港湾等において、長期間放置され、廃船状態となり、その放置船が景観を損ねている状態となっている箇所があることは、議員御指摘のとおりであり、地域からの要望等も一部寄せられているところでございます。本市管理の漁港につきましては、市の第1種指定漁港である小宿、小湊、崎原、和瀬、喜瀬の5漁港と未指定漁港の5港、計10港があります。それでは、3地区ごとの放置船の数について、お答えいたします。名瀬地区につきましては、小宿9隻、小湊7隻、崎原4隻、有良4隻の計24隻でございます。住用地区においては、和瀬漁港のみで0隻でございます。笠利地区につきましては、喜瀬2隻、辺留0隻、須野0隻、節田9隻、用安0隻の計11隻であり、漁港区域内における放置船は合計35隻となっております。なお、この隻数には漁港区域外の放置船は含まれておりません。以上です。

2番（弓削洋平君） 合計で35隻ということで、他にも漁港近くの民有地や旧道横の民有地に放置されている船を見かけます。その数を合わせると相当数になると思います。やはり、景観がですね、非常に悪く見え、生い茂る雑草の中に船が捨てられているかのような状態で放置されているのを見るとですね、よい気持ちになれません。そこで、②指導内容と処理できない原因について、当局の御見解をお伺いいたします。

農林水産部長（栄 広久君） 放置船につきましては、船舶番号及び船舶の形状から、漁船かプレジャーボートかを判別し、漁業協同組合や集落に照会や聞き取り等を行い、所有者の特定に努めているところでございます。所有者が判明した船舶につきましては、除去指示書の送付や面談などを行いまして、適正な処分等、責任の履行を促しているところでございます。所有者が特定できない船舶につきましても、除去指示書を船体に貼り付け、同様に適正な管理を促しております。処理が進まない原因といたしましては、放置船と思われるものでも個人の財産であります。所有者を特定する必要がある、所有者が既に死亡している場合や島内に住所がなく、連絡がとれない状況がございます。また、放置船はほとんどがFRP船であり、廃棄処分にも費用が必要なため、所有者が廃棄できていない状況もございます。また、船舶としての機能を喪失し、航行不可能と客観的に判断されるものは、「船名や登録番号の抹消」、「エンジン等が破損、または、取り外されている」などの具体的な事項ごとにチェックした上で廃船とみなし、先ほど申し上げましたとおり、除去指示書の送付や面談などを行い、適正な処分等の責任の履行をお願いしているところではあります。放置船を所有者が修繕等を行い、再利用したいということで廃船とみなされず、そのまま置かれている状況も一因だと認識しているところでございます。以上です。

2番（弓削洋平君） はい、分かりました。個人の財産とは理解しております。FRP船であるため、処

分にも費用が掛かるとも理解しております。車と同じで、お金がないと買えませんので、処分まで責任を持つのは当たり前だと思います。しかしながら、所有者が既にお亡くなりになり、子や孫の世代でも処分まで至らないことや、所有者不明をどう打開するかが重要であります。そこで、③今後の解決策について、当局の御見解をお伺いいたします。

農林水産部長（栄 広久君） それでは、今後の解決策については、所有者が判明している船舶につきましては、その船舶の状況から廃棄物の判定を行い、行政代執行を行うという方法もございますが、行政代執行を行っても、費用を所有者に請求する必要があります。現時点で実行に移すのは難しく、自主撤去がより現実的と判断しております。今後も引き続き、漁港の適正管理を徹底し、放置船、廃船、持ち主不明船等の実態を調査し、所有者による適正な管理・撤去を行うよう指導してまいります。また、持ち主不明船につきましても、今後、他自治体の動向や対応を参考に検討して参りたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

2番（弓削洋平君） はい、分かりました。平成28年度の定例会でも、川口議員が御質問されてからも解決できず、今に至っております。早急に対応していかなければ、いつまで経っても解決しない案件でございます。世界自然遺産登録も目前まで来ております。世界各国から観光に訪れた方の目に入るとどのように思われるか懸念されます。処分できない原因の一つとして、所有者がお亡くなりになり、子や孫が島内におらず、処分費用はあるが処分方法が分からないといった例や、島内でも船の専門知識がないまま、受け継がれた例もあるかもしれません。鹿児島市においては、ホームページにて一般社団法人日本マリン事業協会によるFRP船リサイクルシステムの処分方法が記載されております。本市においては、ホームページにこういった記載がありません。島内で処分できますので、周知のためにも処分業者の紹介などの記載などが必要かと思いますが、そこで、④ホームページ記載について、当局の御見解をお伺いいたします。

農林水産部長（栄 広久君） それでは、船の処分方法が分からず放置船につながるのではないかと、ホームページの周知はできないのかとの質問にお答えいたします。議員がおっしゃるとおり、鹿児島市などにおきましては、ホームページ上でFRP船の処分方法としまして、一般社団法人日本マリン事業協会のFRP船リサイクルシステムを紹介し、処分方法の周知を行っております。その一般社団法人日本マリン事業協会は舟艇及び関連機器の製造事業者、整備事業者、販売事業者並びにこれらの関連事業者から構成された団体であり、製造責任においてFRP船の処理も行っております。FRP船リサイクルシステムは、指定引き取り場所に収集された廃FRP船を粗解体したのち、FRP破材を中間処理場に輸送し、破碎、選別等を行い、最終的にセメント焼成することによりリサイクルを行うものでございます。FRP船の収集、解体、破碎を広域的に行うことにより、低コストでリサイクルシステムを構築しております。

本市におきましては、一般社団法人日本マリン事業協会のFRP船リサイクルシステムの受付手続きを行う登録販売店はございません。また、利用するためには、鹿児島市の指定引き取り所まで船舶の形状のまま運搬する必要があり、処分費がより高額になるために、廃船については、島内の産業廃棄物事業者による解体、埋設処分を行っているところであります。廃船に係る市民からの問い合わせ等にも対応できるよう、ホームページによる周知につきましては、早急に対応していきたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

2番（弓削洋平君） はい、分かりました。まずはこういった周知からではないかと思っておりますので、早急に対応していただき、放置船解決に結び付けていただきたいと思います。

次の質問に移ります。4、防災対策について。1、台風時に備えた防災対策について、お伺いいたします。9月に大型で非常に強い勢力で接近してきた台風10号は、暴風域に入り強烈な強風に見舞われ

ました。1, 378世帯, 2, 492名が避難し、また、自宅では不安のため、名瀬のホテルに宿泊する方もいたと聞いております。住用町においても、多くの方が奄美体験交流館に避難されました。避難された方のお話を聞きますと、2階は窓ガラスが多く、強風のために飛んできたものがガラスを打ち破らないか懸念されていました。避難者は1階で休まれており、2階の窓ガラスが割れ飛散してくると大怪我につながります。窓ガラスが割れることなく、台風は過ぎ去りましたが、備えが必要であると思います。奄美体験交流館は、強化ガラスにはなっておりますが、このようなことを踏まえ、114か所の指定避難所がありますが、避難所における窓ガラスの強度について、当局の御見解をお伺いいたします。

総務部長（三原裕樹君） それでは、お答えいたします。避難所の窓ガラスにつきましては、近年改修された避難所や新しく建設された施設などには強化ガラスが導入されておりますものの、全ての避難所について、強化ガラスの導入には至っていない状況でございます。今後につきましては、施設の改修の中において強化ガラスへの取り付けに取り組んでいく予定としておりますけれども、先ほど議員からございました、市内には県、自治会などが管理するものを含め、114か所の指定避難所がありますことから、関係機関と連携を図りながら、計画的な対応が必要と認識をしております。いずれにしましても、引き続き市民の皆様の安全確保に向け、避難所はもとより避難のあり方など、県の示した「避難所管理・運営マニュアル」に基づき、適宜対応して参りたいというふうに考えております。以上でございます。

2番（弓削洋平君） はい、了解しました。全ての避難所に強化ガラスの導入ができれば越したことはないですが、時間と費用が掛かると思われます。避難所によっては、網入りガラスが取り付けられている箇所もあろうかと思われます。網入りガラスは防火性、飛散防止には効果がありますが、強度には普通のガラスより少し弱いそうです。こういったことも、今後の対応に含め、耐久性の弱い箇所の飛散防止対策に努めていただきたいと思います。そこで、②ガラス防止フィルムの活用について、当局の御見解をお伺いいたします。

総務部長（三原裕樹君） 近年、台風などにより避難所において窓ガラスが割れた被害の報告はございませんものの、今回の台風10号におきましては、避難所の窓ガラスに職員が養生テープを貼るなど、飛散防止に努めたところでございます。今後につきましては、先ほども申し上げましたが、施設の改修を進める中において、強化ガラスの取り付けについて検討しながら、御質問のガラス飛散防止フィルムの活用なども含めまして、計画的な避難所の環境整備に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

2番（弓削洋平君） はい、分かりました。養生テープだと窓ガラスにかかる力が不均一になり、窓が割れやすく、台風のたびに貼ったり剥がしたりと手間がかかります。飛散防止フィルムだと全体に貼るため、飛散を防げますし、1回貼ると長持ちしますので、手間が省けます。割れた時を想定して貼るわけですから、2次災害の防止にも養生テープよりも飛散防止フィルムのほうが効果的であると考えます。是非、飛散防止フィルムの研究をしていただき、活用し、人的被害を防げるようお願い、要望いたします。次の質問に移ります。

③段ボールベッドの進捗状況についてお伺いいたします。

総務部長（三原裕樹君） 議員御案内のとおり、本年8月の専決予算、これ、補正5号でございますが、において、予算計上させていただいた、新型コロナウイルス感染予防対策のうち、段ボールベッドにつきましては、9月17日に予算計上分の100個を納品完了いたしております。以上でございます。

2 番（弓削洋平君） はい。100個を納品済みということで、了解いたしました。

次の質問です。④その100個の段ボールベッドですが、避難所への配分個数について、当局の御見解をお伺いいたします。

総務部長（三原裕樹君） 段ボールベッド100個につきましては、各地区ごとに配置をいたしており、名瀬地区が48個、住用地区が24個、笠利地区が28個となっております。また、配置されていない避難所等には、配置施設を拠点に弾力的な対応を関係部署と協議・共有することとしております。今後につきましても、各避難所への必要な資機材等を都度精査をし、住民の皆様方が安心・安全な避難ができるよう、避難所の計画的な環境整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

2 番（弓削洋平君） はい、分かりました。名瀬48個、住用24戸、笠利28個ということで、この数は何名の体調不良者を想定したものなのか、分かればお伺いいたします。

総務部長（三原裕樹君） 名瀬総合支所が24人の2セット、住用が12名の2セット、笠利が14名の2セットでございますけれども、決してこの数で充足しているとは考えておりません。これからですね、各避難所の保管場所、これ、ちょっと課題の整理がまだついていない状況でございます、その辺の保管上の検討・整理も進めながら、次の段階的に、定期的に整備を進めていきたいというふうに考えております。

2 番（弓削洋平君） はい、分かりました。段ボールは湿気に弱いので、衛生面においてもいつまで使用できるか懸念されますので、今後の状態を確認し、対応していただきたいと思います。

台風10号で避難された高齢者の方がトイレに行く際の立ち居に苦労されたという声もありましたので、今後、段ボールベッドの各避難所への対応も視野に入れていただきたいと思います。

最後に、私の所見でございますが、10月23日に花作り、花いっぱい運動の審査員として住用地区、古見方地区、下方地区にある幼稚園、小・中学校に出向き、採点させていただきました。どの学校もいろんな種類の花が広範囲に咲いており、感激いたしました。土に木くずを混ぜたり、咲いた花から種を採り、その種を再利用するなど、様々な工夫がなされておりました。子どもたち、教員、地域の方々を交えた活動に心を動かされたところでございます。自分のことを思い返してみますと、小・中学生の時に先生たちと花を植えたことは覚えておりますが、咲く花を見て、一度も心の底からきれいだなと思ったことがありませんでした。当時、心が荒れていたんだと考えさせられたところでございます。行く学校、行く学校につれて、自分が採点されているかのような気持ちになり、次の日から、自宅の庭の草取りを始めたところでございます。改めて、子どもたちの心の育み、成長のために大切な活動であると実感いたしましたので、今後とも続けるよう要望し、私の一般質問を終わります。御清聴、ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、チャレンジ奄美 弓削洋平君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後4時41分）

第 4 回 定 例 会
令和 2 年 12 月 10 日
(第 3 日 目)

12月10日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 正 野 卓 矢 君
3 番 永 田 清 裕 君
5 番 荒 田 幸 司 君
7 番 安 田 壮 平 君
9 番 栄 ヤ ス エ 君
12 番 林 山 克 巳 君
14 番 関 誠 之 君
16 番 川 口 幸 義 君
19 番 与 勝 広 君
22 番 多 田 義 一 君

2 番 弓 削 洋 平 君
4 番 奥 晃 郎 君
6 番 崎 田 信 正 君
8 番 橋 口 耕 太 郎 君
11 番 松 山 さ お り 君
13 番 西 公 郎 君
15 番 奥 輝 人 君
17 番 伊 東 隆 吉 君
20 番 竹 山 耕 平 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

10 番 大 迫 勝 史 君
21 番 橋 口 和 仁 君

18 番 元 野 景 一 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長 朝 山 毅 君

副 市 長 東 美 佐 夫 君

教 育 長 要 田 憲 雄 君

住用総合支所事務
所 長 弓 削 洋 一 君

笠利総合支所事務
所 長 濱 田 洋 一 郎 君

総 務 部 長 三 原 裕 樹 君

総 務 部 参 事 野 崎 浩 敏 君

総 務 課 長 平 田 宏 尚 君

企 画 調 整 課 長 國 分 正 大 君

財 政 課 長 永 田 公 洋 君

プロジェクト推進
課 長 當 田 栄 仁 君

市 民 部 長 満 永 亮 一 君

税 務 課 長 藤 原 俊 輔 君

環 境 対 策 課 長 平 田 博 行 君

国 保 年 金 課 長 西 幸 一 郎 君

市 民 福 祉 課 長 村 田 英 樹 君

保 健 福 祉 部 長 山 下 能 久 君

福 祉 事 務 所 長 永 田 孝 一 君

福 祉 政 策 課 長 寿 山 一 昭 君

健 康 増 進 課 長 徳 永 明 子 君

12月10日(3日目)

高齢者福祉課長	川 畑 博 行 君	保 護 課 長	保 金 満 君
いきいき健康課	喜 納 祐 司 君	商工観光部長	武 下 義 広 君
商工情報課長	向 井 渉 君	紬 観 光 課 長	島 袋 修 君
農林水産部長	栄 広 久 君	農林水産課長	石 神 康 郎 君
教 育 部 長	福 長 敏 文 君	学校教育課長	末 吉 正 承 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	前 田 賢 一 郎 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	重 信 竜 昇 君
主 幹 兼 議 事 係 長	伊 集 院 正 君	議 事 係 主 査	堀 健 太 郎 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は１９名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

本日の議事日程は一般質問であります。

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります。日程第１，一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は、答弁を含めて６０分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において、御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。更に、当局におかれましても、答弁については、時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、自民党奄美、林山克巳君の発言を許可いたします。なお、林山克巳君から、一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

１２番（林山克巳君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネットを御覧の皆様、おはようございます。

２日目、朝一番、自民党奄美 林山克巳が質問をいたします。

まず最初に、質問の順番の訂正をお願いいたします。最後の５番の自衛隊奄美駐屯地について、これをまず最初に質問で行いますので、後は順次、通告にしたがって行います。よろしくをお願いいたします。

質問の前に、少々所見を話したいと思います。よろしくをお願いいたします。

まず、本当にこの１年間、コロナで始まり、本当、コロナで終わりそうな１年になりました。本当、市民の皆さん、そして、御尽力なさった行政当局の皆さん、それから、医療関係の皆さん、それから、介護関係の皆さん、本当に敬意と、そして、まずもって、感謝を申し上げます。さて、私もこの質問は、今年２回目になりますが、本当に大事な最後の質問だと、私自身も思っております。丁寧に質問をしていきたいと思います。そして、今回、このコロナ禍の中で、私たち、自民党奄美、多田義一、竹山耕平を中心に、自分でアンケートを足で配り、そして、市民の声を聞いて、そして、それを分析して、本当の思いが、本当、感じることができました。やっぱり、一軒一軒配るっていうのは大変な作業でしたが、だからこそ、本当の声が聞けたと、私は思っております。本当に、勉強にもなりました。それらを踏まえて、一般質問に入りたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、まず１番、自衛隊奄美駐屯地について、警備隊員の家族構成についてなんですが、ちょっとこの家族構成については、いろいろ、プライバシー的なものがあるし、大きい枠の中で質問をいたします。まず、奄美警備隊、今回、１年、２年経とうとしております。その中で、子どもたちがどのくらいの人数が来たか。まず、これを質問いたしたいと思いますので、どうかよろしくをお願いいたします。後は、発言席にて質問いたします。よろしくをお願いいたします。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

総務部長（三原裕樹君） おはようございます。それでは、お答えさせていただきます。奄美市内の学校等に通う警備隊員のお子さんの数について、奄美駐屯地に問い合わせをさせていただきました。大枠ということで回答いただきまして、約１８０名の児童・生徒がいらっしゃり、その内訳といたしましては、高校生が約１０名、中学生が約２０名、小学生が約５０名、それから就学前の園児等が約１００名ということでございました。以上でございます。

12番（林山克巳君） ありがとうございます。もう本当にたくさん子どもたち、そして、学生の方々が来ております。確かに、活気が出ております。大熊周辺、それから、佐大熊、そして、つい最近は浜里、本当に子どもたちが増えたのがよく分かります。それと同時にですね、官舎のですね、明かりがものすごく明るいですよ。私は下方地区なんで、朝、夜、もう暗い時に通るもんですから、あれですけど、本当に官舎の明かりがあるだけで、安全も保たれるし、本当に地域が明るくなってきているのが、もう間違いがございません。これは、いろんな方々が自衛隊に対して賛否両論ありますが、それとは別で、本当にそういう違う意味での、本当の地域に、本当に有り難いことだと思っておりますので、よろしく願いいたします。これだけの人数が来るということは、この子どもたちがまた内地に戻った時に、奄美の良さを伝える、宣伝、ある意味そういう位置付けもあると私は思っておりますので、本当に感謝したいと思います。

それでは、2番の質問に入ります。島出身の来年度自衛隊の入隊者、これは、今年度と来年度、同じように、今年度と来年度の人数をお願いします。

総務部長（三原裕樹君） 本市の自衛隊入隊者について、自衛隊奄美大島駐在員事務所に伺いましたところ、本年の自衛隊入隊者は、男性が14名、女性が6名の合計20名。来年度入隊予定者、これは12月1日現在でございますけれども、男性が12名、女性4名の合計16名ということでございました。

12番（林山克巳君） ありがとうございます。女性も今年度は6名いらっしゃるということで、来年度も4名いらっしゃるということで、本当にそういう意味では、このコロナの中、そうやって本当、志を持って自衛隊のほうに入隊して、いろんなことを学ぶことができるという意味では、そういう意味でも貢献しているなと思っております。というのは、近くにですね、私の家の本当近所、3軒隣に女性でですね、大島高校を卒業して、そして、女性なんですけど、今年度、入隊して、その子が帰ってきて、本当に、今回のその災害、それから、コロナ、本当にそういう話を聞いた時ですね、本当素晴らしい、その親も、本当に入れて良かったって言っておりますので、その話だけはどうしてもしたいなと思って、まずもって、この質問をいたしました。本当、世界中、また、このアジアは、いろんな危機が迫っておりますが、自衛隊に関しては、みんな、思いは、本当、平和な日本、平和な奄美を目指しているところは、みんな一緒って思いますので、そういう意味でも、考えながら、一緒になって、考えていければいいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、この質問は、これで終わりたいと思います。

では、2番の質問にいきます。このコロナ禍の中での財政運営、感染予防策、経済活動について。まず、2021年の方向性について、①国からの雇用助成金、2021年2月末にまで延長になりました。それから、家賃補助特例措置、これの解除後の市の支援策についてなんですけど、2021年、もう本当に今年はもうすぐ終わりです。で、本当1年間、もうある意味私は、今年は今年、いよいよ来年からが本当の大切な年に入ってくると思いますので、そういう意味で、質問に入っていきたいと思いません。では、よろしく願いいたします。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、林山議員にお答えいたします。議員が今、お話のとおり、国の持続化給付金や家賃支援給付金などの給付金の対象期間が本年12月まで、申請期限が来年度1月までとなっております。雇用調整助成金の特例措置の延長が、来年度の2月までとなっているところでございます。そのような中、新聞等でも御存知のとおり、国のほうでは、新型コロナウイルス感染防止対策と社会経済活動の両立を図りながら、経済持ち直しの動きを確かなものにするため、追加の経済対策を盛り込んだ今年度の第3次補正予算の検討に入っております。市といたしましても、こうした国の動きをしっかりと注視しながら、今年度、また、来年度予算において、切れ目なく対策が講じられるよう検討してまいりたいと存じますので、御理解をいただきたいと存じます。その際には、具体的な施策は発

表できるものと思いますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

12番（林山克巳君） 本当に、今年1年、本当、財政の中で、本当に支援をしていくっていうのは、大変な御苦労と、また、それ以降の来年からのことを考えなければならない立場であったと思われます。本当にその御苦労は計り知れないことだと思いますが、いよいよ来年から、これが解除された後、ここからが本当の意味での支援、または、助けを必要にするのではないかと感じておりますので、どうかよろしくをお願いします。今日はちょっと、日経新聞をずっと私は見てるもんですから、その中でいろんな情報を発信していきますが、もう本当、政府が臨時交付金を1.5兆円出しておるんですが、本当、各地方の財政っていうのは、基金が本当、どんどんどんどん無くなっていくような形になっておりますので、本当そこも考えながらのことだと思いますが。その中でですね、次の2番の質問に入っていくんですが、本当、コロナ、それから、夏は災害、もう色々、ちょっとこれから来年は、考えなきゃいけないことがあると思うんですが、それと同時にですね、待ったなしのあれで、2番、医療・介護業界の現状についてなんです、まず一つ、75歳以上の人口。これはちょっと質問しますが、もう今日なんか、昨日ですかね、速報で、なんか、まだはっきりは決まってませんが、200万円以上というので、なんかこう落としどころがあって、決まったみたいですが、ちょっとそこを、ちょっと明確に質問したいと思いますので、お願いいたします。まず、この奄美市に限って、奄美市の前にですね、ちょっと日本全国のあれをちょっと、皆さんちょっと見てください。ちょっとモニターをお願いいたします。まずですね、75歳以上、みんな高齢者、1割負担なんです、7パーセントなんです。75歳以上って。残りが、書いてありますけど、50パーセント、それから40パーセント、53ですね、40パーセント。低所得者含めて。これが一つの配分になってるんですが、その次、映してもらえますか。75歳なんです、このグラフがものすごく大事ですね。1番下にこう、だーんと落ちてるグラフなんです。2021年、今のラインなんです。それがですね、来年、再来年には一気に4割、あそこ7パーセントなんです。そこから一気に、ぐわーっと4割以上上がってるんですよ。41、2、その翌年も。これって結構な人数になるんですよ。だから、そこからまた、こう、ずーっと落ちてくるんですよ。この間なんとか、本当にそういう意味ではしなければいけないんですが。そこで、もう一つのあれを出してもらえませんか。これが、昨日なんか決まったみたいですが、240万円以上、220万円以上、200万円以上、170万円以上。これで現役世代の負担増が右側のほうに、ちょっと見にくいんですけどね、何百億円って書いてますけど。これが、例としてですけど、200万円以上にもう、なったみたいですので、これは良いですよ。ただ、ここがですね、負担が減ったっていうんですが、実は、これ不思議なところでですね、ちょっと聞いてほしいんですが、この後期高齢者の、その医療費はそうなんです。実際こう出すというのは。だけど、その健康保険組合の運営の面ではですね、これが微妙なところで、患者負担を除く後期高齢者の医療費の内訳は、後期高齢者の保険料が全体の1割、それから、現役世代が4割、後、公費で半分補ってるんですよ。後期高齢者が。ということは、これ、現役並みの所得の人の医療費には公費が投入されてないです。だから、逆に、増えれば増えるだけ、公費を投入せないかんくなるわけですよ、公費を。だから、これでは、現役並みの対象が広がるから、現役世代の負担が増える課題がある。ということで、今、健康保険組合、連合会はなんとか、そこも考えながらやって、だから、これを見ますと、昨日、会があったんですが、今、奄美市でも税の税率、保険税の税率の話がありますが、ちょうどあのグラフの上にいった、あそこが1番問題で、そこをあれするには、公費をせないかんもんですから、負担が現役世代、広がるもんですから。だけど、2年経ったら落ちてくるわけですよ。だから、その間に、やるってなったら本当、ちょっと昨日、荒田議員は、同僚議員がいろいろ言いましたが、時代の流れで増やしたり減ったり、それはもういろんな流れがあったと思うんですよ。だけど、ここを乗り切るには、本当に全体的な税率を少しずつ上げなければ、もうこれ私も言おうかどうか悩んだんですが、本当この2年、75歳以上、これはどうなるかということで、これは国のあれです。じゃあここで、奄美市の75歳以上の人数をちょっと質問したいと思いま

す。75歳以上、383万円以上はもう、先輩にもおりますけど、3割負担なんですよ。これが何名くらいいらっしゃるんですか。ちょっとお答えしてください。お願いします。

保健福祉部長（山下能久君） おはようございます。それでは、本市における75歳以上の人口と、自己負担割合1割負担、3割負担の人数についてお答えいたします。令和2年10月末時点の75歳以上の人口は、6,849名で、この内、生活保護受給者を除く後期高齢者医療の被保険者数は、5,922人となっており、自己負担割合の内訳は、1割の方が5,696名、3割の方が226名となっております。

12番（林山克巳君） 今のお話で、5,696名が1割、それから、3割が226名。本当にそこが、5,696名が、今回のその、はっきりは決まっておりますが、そこに入ってくるということになってきますので、本当、その辺なんです。そこで、もうちょっと聞きたいんですが、2021年と2022年、先ほどグラフで言ったピークの時の奄美市の75歳以上の人口というのは、どういう形になるかちょっと、お答えお願いいたします。

保健福祉部長（山下能久君） それでは、お答えいたします。2021年、令和3年になります、と、2022年、令和4年になります、75歳以上の人口につきましては、国立社会保障・人口問題研究所における、本市の推計になりますが、2021年が6,949人、2022年が7,042人となっております。

12番（林山克巳君） 分かりました。そしたら、6,849名から2022年には7,042名に上がってくるということですので、その辺も含めて、本当、今回、医療のほうも、医療体系、国保も、どう運営していったらいいかという話になっていると思っております。本当、大変なこういう時期ですが、来年はたまたまそういうのも重なってきますので、本当に市民に理解をしていただきながら、丁寧に前へ進めていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。当局は本当、頑張っておられると思いますが、何せ、これも日経新聞ですが、扶助費が日本で1番というあれが出ておりますので、これは、地域的なものもあるし、また、離島、そして、経済的なことも考えたらですね、それが悪いとは私は言いたくはございません。これは国の本当、最低限度の生活なんです、この医療費がやっぱり、比重が大きくなってきておりますので、ここをなんとかしなければ、これから先が本当、大変な財政運営が厳しくなるんじゃないかなと思って、この質問をいたしましたので、よろしくお願いします。

それでは、次に、介護サービスの提供継続支援についてなんですが、これは、この前、今回、コロナの関係で、介護支援チームが始動というのが出ておりまして、本当、新聞でしか私はこれを聞いたことはございませんけど、関わっておりませんので、なんですが、これは、市が関わっておられるんですかね。よろしくお願いします。

保健福祉部長（山下能久君） 介護サービス提供継続支援チームについてお答えします。本市では、関係団体といたしまして、担当課である高齢者福祉課が、初期段階から話し合いに参加しております。以上でございます。

12番（林山克巳君） これはもう、都道府県、本当に介護、本当、不足、それから、コロナに対しての対応として、私はものすごく良いことだと思っております。ただですね、やっぱり感染が出たり、いろんなのが出た時に、それを横の連携を取りながら、そこに介護施設の人たちを派遣していくという、ある意味、危険性も孕んでいます。だけど、危険だからといって、それを何て言うんですかね、協力しなければ、それこそ、本当の介護の状況が良くなることはないと思いますね。ただ、一つだけですね、や

っぱり、その場合は、これも財政が伴うことなんで、ちょっとあれなんですけど、やっぱり、危険手当とか、例えば、やっぱり、今、自分たちが介護している人たち、それから、がそちらのほうに行くことになりますんで、何らかの支援を同時にしていかなければ、ただ、お願いします、ちょっとこっちがコロナの感染になってしまったもんだからお願いしますでは、やっぱり、それを派遣する施設側も、なんか不安と、また、そこの働いておられる方々もですね、やっぱり不安が募ると思うんで、そこの予算との兼ね合いもしながらですね、できれば進めていっていただけたら、本当、協力体制が取れると思いますので、そこは、よろしく願いいたします。では、この介護サービス支援チームについての質問は、これで終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

そして、次のイベント開催なんですけど、昨日このイベントの年末年始の行事の開催状況についての紙が回ってきました。これは本当、中止、私なんか、こう、評論する側は、何とでも言えるんですが、これを本当、中止にするか、継続にするか、検討にするか、これを決める人たちってのは本当、いろいろ大変な御苦労と決断が要るだろうなと思ひながらですね、思ってるんですが。ここで一つだけです、このイベント、行政は行政ですけど、民間もなんですけど、このことについて、行政のほうの判断として、やっぱり、みんな、周り、民間も、悩んでどうしたら良いのか、やったらなんか悪く思われるんじゃないか、その辺どう思ってるか、ちょっと見解をお願いいたします。

保健福祉部長（山下能久君） イベント開催について、お答えいたします。新型コロナの収束が見えない中、住民の皆様には感染防止対策に取り組んでいただき、窮屈な日々を過ごされてるかと思ひます。このような状況ではございますが、市といたしましても、少しでも明るい話題を提供できるよう、行事等の開催につきましても、前向きに取り組んでいきたいと考えております。しかしながら、イベントや行事等の開催可否につきましても、全てを同じように判断することが難しく、感染状況にも大きく影響されることは、言うまでもございません。本市では、奄美大島5市町村で設定いたしました、「奄美大島警戒レベル」を参考に、国のガイドラインに基づき、消毒の徹底、三密の回避、検温、収容人数の制限等の十分な感染対策を講じ、万全の体制を整えた上で、イベント等を実施してるところでございます。民間主催のイベントにおかれましても、十分に感染対策を行った上で、奄美大島における感染状況も踏まえて、実施の判断をお願いしたいと考えております。以上でございます。

12番（林山克巳君） 分かりました。ありがとうございます。民間のほうもですね、やはり、行政を見ながら、行政のほうのイベントを見ながら、開催するかどうか、やっぱり、その判断をちょっと、そこを柱にして、考えていくと思ひますので、是非、そういう意味では、いろいろな相談、イベントの相談も是非、乗るだけで、やっぱり、全然違いますので、そこは本当、よろしく願いいたしたいと思ひますし、来年、イベント、できれば開催してほしい、いろいろ開催してほしいなという気持ちはありますが、後はコロナ次第と思ひますので、よろしく願いいたします。

2番の質問は終わって、今度は3番、フリーランス事業についての質問に入ります。このフリーランスは、私が本当、質問をもうずっとこのフリーランスは追いかけておりまして、もうできればこのフリーランスを新しい島の産業に、産業の一翼を担う、そういう産業になるような方向に持って行ってほしいなという気持ちがものすごいあります。私も8年前に帰ってきて、島に、いろいろ思うことがあってですね、もう島の産業、網の目のように、ずーっと上からこう流れておりまして、いくら学問して、例えば、内地に行って、帰ってきて企業を起こしてやろうとしても、よっぽどなことがなければですね、なかなかそれは、それを成就するというのは、ただ店を開くとか、ただこう、あれするとか、それはお金があればできるかもしれません。だけど、本当の産業をですね、できるっていうのは、この、本当、フリーランス、パソコンを使ったこの事業。最初、質問した時は、副業、兼業、仕事をしながら、最初に質問したのを覚えてますけど、仕事をしながら二つ三つ仕事をしなければ、奄美の経済で生きていくには、という、私は質問したことがあります。それでもだけど、何とかそれまで、何とか生活はやって

いけるくらいですんで、そこまでは、もう本当に、ないんですが、もう本当、このフリーランスっていうのが、副業、兼業もなんですが、独自での自分での事業形態として委託事業を受けたり、それから、自分でものを作ってそれを発信したりとか、このフリーランスがものすごい大事な、これからいよいよ来年、このコロナ禍の中で、本当大事になってくると思います。ちょっと質問は、このフリーランス、元年と2年でいいですので、その人数と、できればその売上が、なんかこう注目するのがありましたら、お答えください。

商工観光部長（武下義広君） それではお答えいたします。フリーランスっていうのは、働き方の一つということで、産業という形よりも、働き方の一つという形で支援をしているというような形で、まず御理解いただければと思います。本市におけるフリーランスの推移についてでございますが、副業等も含めた働き方として、フリーランスの活動をされている方、全てを把握するのは困難であるため、市が支援を行い育成したフリーランスの状況について、お答えいたします。本市におけるフリーランス支援としまして、情報通信技術を活用するフリーランスを対象としており、育成事業であるフリーランス寺小屋において、主に、WEBライターとインターネットで販売を行うハンドメイド作家に対して支援を行ってまいりました。育成者数としましては、令和元年度末時点において、202名となっており、令和2年度の現時点としまして、40名の方が講座に参加していただき、育成を行っているところでございます。売上につきましては、令和元年度において、WEBライターでは260万円、ハンドメイド作家では300万円の収入を得る方も現れるなど、一定の効果が出ているものと考えております。しかしながら、コロナの影響により、WEBライターにおいては、島外の仕事の減少に伴い、収入が減少しているとのことであります。また、ハンドメイド作家につきましては、観光客の減少で売上も減少していましたが、最近は観光客の増加に伴い、昨年の売上状況に戻りつつあるという状況であるということでございます。以上です。

12番（林山克巳君） 本当、27年度からフリーランスが始まり、27年度からですかね、始まりまして、5年、それなりの結果が、260万円、300万円の方も現れてきたという結果が出てきたということは本当に、良いこと、素晴らしいことであると思いますので、これを、この人たちをやっぱり、例に、やっぱりこのフリーランス事業には、相当な力を入れてほしいと私自身はそう思っております。業態としても今、話しましたとおり、情報通信や、それから、ハンドメイドですか、確かにハンドメイドって結構今、私も知りませんでしたが、結構すごいみたいですね。本当にどんどん可能性を、それと、もう一つはですね、できればそれにプラスして、各大企業の業務を請け負う、委託される、そういう事業もフリーランスはものすごい大事なことで。今ちょうどこのコロナによってですね、各企業が、パナソニックなんかは、淡路島に1,000名、本社から1,000名、それから、雇用調整助成金を使ってって思うんですが、福岡のどこかの市にですね、パナソニック、1,000名。本当にそういう意味では、なんか目まぐるしく、なんか、経済もですけど、行政もなんか、目まぐるしく速いスピードで変わりつつありますので、フリーランスもこれに伴って、必ずそこにこうリンクさせる、リンクする時が、もう近付いてると思いますので、どうかよろしくお願いします。それと、このフリーランス、3番の質問、2番は先ほど業種を、ありましたので、もうこの2番はそれで構いませんので、3番のフリーランス事業の展望になんですが、本当、予算であれししたら、大体、フリーランス事業、大体、500万円前後、いつも予算がついてます。それと後、その育成事業に全部入れたら1,200万円、1,150万円、その前後、入ってるんですね。だから、これもフリーランス事業、入ってることだと思うんですが、そこで今度、産業支援センターに1億1,000万円、その事業にお金を入れております。で、5,000万円は空調機に、なんですが、残りはその5,000万円というのも、結構やっぱり、力を入れてると思うんですが、そのことについてちょっと見解をお願いします。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。令和3年度以降のフリーランスの支援について、お答えしたいと思います。フリーランス支援につきましては、これまでの取組が評価され、2019年版「小規模企業白書」に、「フリーランスが最も働きやすい島を目指して、環境整備に取り組む自治体」として掲載されたところでもございます。これまでの取組を基に、令和2年度において、「フリーランスが最も働きやすい島化計画」の更新を行い、これまで同様、フリーランスの育成及び活動広報等の支援を行うとともに、フリーランスの拠点施設として、奄美市産業支援センター2階部分において、コワーキングスペースや会議室、集中して仕事を行える場を整備いたす予定です。同施設において、今まで育成したフリーランスのモデルケースの普及や、フリーランス同士のコミュニティー形成支援、そして、島内外企業とのマッチングイベントの実施等により、仕事の創出・誘致から、更に、フリーランスビジネス性向上を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

12番（林山克巳君） もう本当に、このセンターが、そういう意味では、フリーランスの中心的な役割を担うと。いよいよこれから、もっともっと発展というか、進んでいくなと思っております。というのはですね、これも新聞なんですけど、U・I・Jターナー促進、大阪豊中市で奄美大島移住相談会というのがあったみたいです。結構人数が集まったみたいなんですよね。私はこのフリーランスのこの形ができれば、この移住も本当に、やっぱり、働く場所があって、で、内地でフリーランスしとって、別にどこでしょうがフリーランスは構わないんで、島に来ると。この移住にも関わってくるなと思ったもんですから、是非、これも絡めながら、フリーランスの人たちをもし、内地、大阪、東京で集まる機会があった所に行く時は、是非この支援センターの話とか、そういういろいろな推進してることも話していただければ有り難いと思います。これで一応、この質問、フリーランスに関しては終わりたいと思います。

4番、デジタル化に向けての取組について。本当、デジタル化、先ほどの、今、新聞賑わしてる、先ほどの国民健康、医療費のあれじゃないですが。それと同時にこのデジタル化。菅首相が一生懸命やっておりますが、その中でこの脱ハンコについて、コンビニでいろいろ決済をするとか、いろいろそういうのはもう皆さん御存知だと思うんで、その手続き上、みんなそれぞれがやってると思います。この行政の当局の中でのこの、ちょっと分かりませんので、この脱ハンコの、当局でそれをこう、何て言うんですかね、簡素化とかそういうのってのは、どういう流れかちょっと質問、お願いいたします。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。御案内のとおり、新型コロナ禍の中にあっては、これまでの慣例にとらわれない新しい生活様式が求められております。国におきましては、働き方についても仕事のスリム化、効率化を推進し、従来のやり方を改め、スピード感を持って新たな事務改善に取り組むべきであると示しております。これらを踏まえ、国の各省庁では、河野行革担当大臣の要請を受け、行政手続きの中で法令に規定があるもの以外は、押印を廃止する取組が進められております。本市の状況につきましては、職員の福利厚生にかかる一部の申請書類、これについて押印を不要とするほか、次年度、来年度に向けて出勤簿の管理につきましても、同様の作業を進めているところでございます。脱ハンコは事務改善の第一歩と認識をしておりますので、今後はまず、法改正を含めた国の動向や先行自治体の事例を研究し、着実に行政のスリム化に努めて参りたいと考えております。以上でございます。

12番（林山克巳君） この脱ハンコはですね、今、部長が答弁なさったと思うんですが、ただ脱ハンコじゃなくて、これを進めることが、本当このデジタル化に自然と入っていくんですよね、これ。不思議ですけど。ただのハンコをつくとかつかんとかじゃなくてですね、だからこれはもう是非、進めたら、本当、簡素化、行政の中での、本当に、そういう意味では、仕事のスピードもですけど、その横のラインも含めて、すごい流れが来ると思いますので、この脱ハンコだけは是非、各課、推進を図っていただきたいと思います。それに伴って、行政が先にすると、民間の方はどんどんどんどん進めるかもしれませんが、特に行政が進めればもうそれに沿って進めていくと思いますので、この脱ハンコは是非よ

ろしくお願いいたします。どんどん進めていきますので、簡単にお答えください。それとですね、次の2番、マイナンバーカードなんですが、2021年、もう保険証と一緒に、このマイナンバーカードをしようという構想がありますが、国もですけど、そのマイナンバーカードの普及もまだままならない中で、本当にこれを進めていくというのはもう、一気にこれで保険証とすることで進めていこうという考えかもしれませんが、これ、このあれは奄美市での、一応もう一度聞きます。このマイナンバーカード、何パーセントくらいなんですかね。加入率は。

市民部長（満永亮一君） それでは、マイナンバーカードの取得率、普及率についてお答えいたします。令和2年11月22日現在で交付件数が1万2,434件、交付率が28.74パーセントとなっております。県の交付率21.17パーセント、全国が22.71パーセントとなっておりますので、それを上回っている状況ということになっております。

12番（林山克巳君） 奄美市では本当に事業給付金もありましたので、一気に加入が増えたと思うんですが、ちょっと言いにくいかもしれませんが、行政当局の方でマイナンバーカードが加入率はどのくらいかというのは、お答えできますかね。

市民部長（満永亮一君） 申し訳ないんですが、全体の国からくる全体の枠は分かるんですが、それを調べようとしたら一人ひとりにアンケートを取るといいますか、調査をしないといけない状況で、まだ行政の中で何パーセントというのは、正式な数字はまだ出ておりません。ただ、行政のほうでかなり進めておりますので、かなりの高い率で取得されてるんじゃないかというふうには思っております。

12番（林山克巳君） また、次質問する時に、どういうパーセンテージになってるか、その時はちょっとお答えできるようにしていただけたら有り難いと思いますし、何故質問したかと言いましたらですね、この保険証と一緒に並行してマイナンバーカードを進めるにあたって、やっぱり、当局の方々が入ってなければ、それを市民に入って下さいというのなかなか力がこもらないし、また、保険証と一緒にだからというのもしないし、それがどんどん進まないと思うんですよね。だから、その辺もあるもんですから、いろいろマイナンバーカードには賛否両論あります。あるんですが、もう国としてその方向にいくというのと、県も市もやる上では、是非その辺も考えながら、みんなに、市民に理解を得ながらですね、これも丁寧に進めていっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。この質問はそれで2番は終わりたいと思います。

次、教育現場のオンライン化なんですよ、これ。もう本当、3番のこのデジタル化と、コロナによってですね、デジタル、それと環境、脱炭素ですよ、環境、次、一番この教育現場が、コロナによってこのデジタル化によって大きく変わりそうな気がするんですよ。そこでちょっと、質問をいたしますが、国がですね、最大9,000人、来年の4月から専門家を派遣、ちょっとこの質問書に書いてはいますが、9,000名ですよ、日本全国にばらまくだですよ、9,000人、その指導者、それも、ICT事業のOB、情報通信技術を活用法を、もう本当あれした、OBを各学校に9,000人、やるんですが、このことについては、ちょっと見解をお願いいたします。

教育部長（福長敏文君） それでは、お答えをいたします。ただいま、お尋ねのありました専門家の派遣についてということでございますが、まず、このGIGAスクールによりますオンライン化のスタートを、来年の4月というふうに捉えております。それを受けまして、小中学校の教員全員がICTや指導法に習熟する必要があるため、派遣については必要だというふうに考えております。本市としましては、来年度はまずは、学校においてICTの習熟度の確認や、タブレットの活用方法を具体化することを優先しまして、課題を把握した上で、専門家派遣の検討を行い、要望をしてまいりたいというふうに

考えているところでございます。以上です。

12番（林山克巳君） このICT, 本当, GIGA構想, 1人1台のパソコンを持ちながら, もういいよ来年の4月スタート。これはスタートするのはもう間違いないんですが, 本当, そこでちょっと質問してよろしいですかね。今, 本当, 学校の先生は, もう本当, 教育も教えないかん。それから, 部活も指導をしなきゃいけない。やっぱり, 本人, 自分たちにも家族がある。そういういろんな中で, いいよ4月から今度はデジタルのその指導も, デジタルも受けながら, また取り組んでいかないかん。もうある意味, 本当こう, 何て言うんですかね, 精神的にですよ, 何かこう心を病まないかなという気持ちもどこかあったりするんですよね。だから私は, ここ, ものすごく大事なことだと思うんですよ。この先生たちですね, 心のケアというか, このことはどうお考えですかね。ちょっともしお答えできれば。

教育部長（福長敏文君） まずこのGIGAスクール構想に基づいて, タブレット等の導入計画が上がった際にですね, 今, 議員がおっしゃったように, 先生方が実際にそれを操作をできるかというところは, 大変大事なことだと思っております。今, 各学校のほうに, やっぱり, このICTに関してある程度知識を持ってらっしゃる先生方ももちろんいらっしゃいます。当初は, そういった先生方を中心にですね, 皆さんで研修をしながらいろんな分からないところを全員で勉強し合いながら, ということで進めていただいて, 更に課題がある場合に, 専門家を派遣していただくような方向で検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

12番（林山克巳君） ありがとうございます。やはり, どんどん進むのは良いんですが, やはり, それに伴い, 先生方々の御苦労, また, そういう心のケアも同時に進めていくことは, ものすごい大事なことだと私は思っております。それと, もしこのICT, これ, ものすごく子どもたちを育てる意味では, で, これ産業に関わってくるんですよね。今回, 私最初, 視察に行ったんですが, 徳之島がもう先に, 最初やったんですよね。文部科学省の試験的にやったのが母間小学校ですかね, 私も行ってきましたけど。今, 徳之島の亀津でですね, プログラミングコンテスト, これがなんと, アプリをですね, 開発して, やってるんですよね, これが。皆さんも新聞を見て分かると思う。アプリを。だから, 本当, このICT事業によっては, 今の子どもたちが自分たちでアプリを作ったり, 色々こうできるという, だから, これはある意味, 学問だけじゃなくて, ある意味, そういう産業を興してくれる子どもたちも, 育てる意味合いもありますので, 是非, ここから変わるんじゃないかな, ものすごい変わってくるような気がしますので, 先ほど言った, 先生たちと並行して, 同時に, 可能性のある子どもたちにはもっともっと技術を, 技術というか, 教えていただけたらいいなと思います。よろしくお願いいたします。

4番の質問は終わりました, 5番の質問に入りますが, 今のそのICTなんですけどね, 5番, 世界自然遺産登録に向けて。このSDGs。今回ですね, 大島高校が, 自分の母校なんであれなんですが, 英語ディベートで県大会で優勝したんですよ。これ, 全国に行くんです。私, ここ視察, ちょっと話を聞いてきました。どうしてかという, ただの英語, 英語はもちろんすごいです。今もう, 楽天という会社, 英語が喋れなければ会社に入れませんか。ただ, これですね, この題材がすごいんですね。日本政府はハイブリット車も含む化石燃料車の製造と販売を, 2035年までに禁止するという, これをテーマにしていろんな異論, 反論, まとめてたりして, そして, それにお互い討論して, やってることなんですよ。ただの英語弁論じゃなくてですね。その題材も良かった思いが。ちょっと, どういう考えを高校生が持ってるかなと思って聞いてきました。それに伴って, ①再生エネルギー, 脱炭素についてなんですが, これちょっとお聞きしたいんですが, 2019年3月で終わったんですけど, 実は2016年, 2017年, 17, 18, 19ですかね, ちょうど前田市民部長がいらっしゃる時だったと思う

んですが、日産から提供された電気自動車、これは電気で、脱炭素だけじゃなくて、防災で電気を補うそういう意味合いもあって、各日本全国の市町村は連携を取りながら、日産だけじゃなくてトヨタも含めてやってますけど、この車はどうなったのか、その後どうなったのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

市民部長（満永亮一君） ただいまの、議員御案内のとおり、電気自動車につきましては、日産自動車株式会社からの「電気自動車活用事例創発事業」という事業で採択をいただきまして、平成28年度から30年度までの3年間、無償で貸与していただいたものでございます。無償貸与終了後は、本市でそのまま購入しまして、現在使用しております。貸与期間中は、環境対策課の日常業務のほか、先ほど申しましたクルーズ船寄港時のセレモニーや防災訓練時の電源供給、そういったものを行っておりまして、貸与後は、今現在は、自然環境保護活動、そういったものに活用してるということでございます。

12番（林山克巳君） 今、実際、電気自動車は何台保有して、その充電スタンドはどのようになっていますか。

市民部長（満永亮一君） 奄美市ですね、電気自動車保有台数につきましては、平成24年度に購入した電気自動車1台と、先ほどの1台と合わせまして、2台保有しております。市管理の充電スタンドは、本庁舎に4か所、住用総合支所に1か所あり、いずれも公用車の使用を見越して設置しているものでございます。民間の充電用のスタンドは、確認はできておりません。

12番（林山克巳君） ありがとうございます。2台って今おっしゃいましたね。本当に2台で間違いありませんか。下のほうに、大島支庁の下のほうに、充電のするところが2か所あって、車がこう停まっておりますよね。やはり、その日産がやった防災と、その電気自動車に関しては、環境も含めてのことと思うんですが、世界自然遺産登録、なんでここでこういう質問をしたかと言いましたらですね、ここで先ほど話しましたが、脱炭素でもう日本中・世界中、まず、世界中がもうどんどん進んでいってるんですよ。日本もつられていって。鹿児島にも充電するところが100か所以上あるんです。宮崎の都城なんかだったらもう、40か所以上あるんですよ。ただ、島自体が、エネルギー源が火力発電なもんだから、なかなかその電気自動車のそのあれが普及するというのと噛み合いが難しいと思うんですが、だけど、世界から世界自然遺産を見に来られる海外の方なんか、特にヨーロッパの方なんかはもう、向こうは電気自動車以外はもう販売ができなくなるんですよ。もうガソリン車は走られなくなるんです。やっぱり環境、自然を、だから、急には難しいかもしれませんが、この電気自動車っていうその普及にですね、ある程度は何かの方向性をつくっていかなければ、観光で来たはいいけどここ全部ガソリン車じゃない、と。内地でもよくレンタカーで、島でのあれはちょっと私分かりませんが、ガソリンと電気の両方メーターがあって、向こうはもうそういう車がどんどん走っておられますので。難しいところはありますが、その辺との噛み合いがあるのと、今回、NTTとですね、トヨタが組んで、いよいよNTTが電気事業に参入してくるんですよ。回線を使って各家庭に電気をあれする事業を1兆円投資するということは、本当、流れとしては、もう石炭が火力発電のあれなんで、石炭といわゆる化石燃料ですね。だから、その辺のことも考えた上で、ちょっと最後に世界自然遺産と絡めながら見解をちょっとお伺いいたします。

市民部長（満永亮一君） まず、NTTとトヨタの参入ってのは不勉強でちょっと聞いておりませんので、電気自動車、電気スタンドの普及というお話ですが、やはり、電気自動車の価格がまだ、ガソリン車のレベルに比べてまだ高いということと、また、電気自動車は島内で走ってると思うんですが、充電する場所が少ないのは、島内が狭いということで、自宅で充電をしたら途中で充電する必要がないか

ら、そういったのもあるんじゃないかというふうに思います。それで、議員がおっしゃった世界遺産、島外から来て、奄美に電気自動車が多く走っていると、やはり、そういったのも一つの宣伝効果になるんじゃないかというふうには思いますが、電気自動車の普及、脱炭素社会を目指す上ではですね、やっぱり当然必要なことだと思うんですが、まだそういう時期には来ていないと思うので、そういった方になるようにですね、努力していきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

12番（林山克巳君） 本当、急に変えていくというのは難しいところがあると思うんですけど、必ず、今もうスピードが、1年後にはもう違う流れになっていたり、速いんですね、そこも考えながらやっていただきたいと思います。

最後にですね、コロナで今年は本当、始まって、コロナで終わり、本当、財政的な面でもいろんな面でも、大変御苦労なさっておられると思いますけど、ここでこういう話したらいかんかもしれませんけど、私がかつとも証券会社におったものですから、証券マンだったものですから、一つ言えばですね、実は今、コロナ相場になっています。実は。株式市場は。企業が雇用調整助成金を伴って、売上は少なくとも利益は上がっているという、その循環で、この期間なんとか、猶予期間を設けながら、良い方向にいつております。だから、もう本当に後はコロナ次第なんですけど、もう来年はですね、本当にそういう意味では、コロナのワクチンも始まりますし、必ず良くなった時に一気に流れがくると思いますので、是非、今年1年、大変な御苦労、大変なことばかりですが、明るい材料、また、明るいのを夢見て、頑張れたらいいなと思いますので、それを夢見て、来年の夢見て、今日の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、自民党奄美 林山克巳君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。10時45分に再開いたします。（午前10時30分）



議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

社会民主党、関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。一般質問の前に若干の所見を述べさせていただきます。

朝山市長が平成21年11月に初当選し、本年の11月で3期11年が経過いたしました。任期が残り約1年となりました。市長の1期目の公約は、産業活性化都市宣言をはじめ、九つの宣言を示しています。特に、1次産業、観光、ITを核として雇用に結びつけていくとの決意を述べています。平成25年の2期目は、市長選初めてになる無投票当選で再選され、常に市民目線、そして、和の心でもっと一汗、更に一汗、子孫のために、また、声なき声に耳を傾けるとも述べ、1期目と同様、九つの宣言を公約しています。平成29年の3期目は、新人に大差をつけ3選を果たし、「風を力に暮らしに幸せ」をスローガンに、雇用と仕事、行動プラン、家族と子ども、応援プラン、暮らしと安全、推進プランと、奄美市、そして、群都のリーダーとして財政基盤を念頭に置き、ハード・ソフト面での基礎づくりの4年間と公約をいたしております。2期8年間の実績は、選挙公約の公報のとおり、市政の主役は市民、共に語り、共に考え、共に行動する、和の心を持ってを基本方針に、奄美豪雨災害から復興、奄美群島日本復帰60周年、奄美市政10周年など、記録にも記憶にも残る大きな節目を乗り越えて、奄振法の画期的改正で、航路・航空路運賃軽減、奄美群島国立公園の誕生、全国初となる奄美ナンバーの実現などを、みんなと一緒に成し遂げたと総括していることは、私も大変、高く評価をいたしております。3期目に掲げた、「風を力に暮らしに幸せ」のスローガンは、平成30年度の奄振法延長により、奄振交付金の内容充実による航路・航空路の運賃低減、輸送コストの低減と、NHK大河ドラマ「西郷どん」

の放映、世界自然遺産登録などの風が後押しをし、入込客も増え、順風満帆に進んでいくかに思われましたが、新型コロナウイルスの蔓延で逆風が変わってしまった感があります。今後、この逆風をどのように捉え、跳ね返していくのか、全職員の知恵が問われる時だと思います。このような時代にこそ新しい施策の構築、実現を図るためには、職員の協力は不可欠になってくるものと思います。今こそ、選挙公約の市職員の元気・明るさを取り戻す、の実現のために、管理職の研修を徹底し、職場において人材を育成することは、管理職自身の独自の責任であるという意識改革や、職員自身が地域の活動に積極的に参加し、その経験の中から行政課題を提起する、住民サービスや市民に役立つ施策を立案できる職場を確立する研修の取組を、樹立する必要があると考えております。そのためには、真に能力・実績に応じた人事評価制度の構築は不可欠なものだと考えます。朝山市長の3期目最後の予算編成は、新型コロナ禍という前例のない状況をどのように克服し、市の経済を立て直していくかという面で、奄美市の将来を左右する重要な予算編成になると思います。

そこで、市長の政治姿勢について質問をいたします。

一つ目、市財政の現状認識と予算編成の基本的考え方をお答えください。

二つ目、コロナ禍における予算編成の課題をお示ください。

次の質問からは、発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

総務部長（三原裕樹君） はじめに、本市財政の状況について、お答えをいたします。直近の令和元年度決算について申し上げますと、財政健全化判断比率の指標はいずれも基準内ではございますが、各種大型事業の実施による公債費の増、介護給付費等の伸びに伴う扶助費の増、そして、新型コロナの影響などにより、厳しい状況下であることは、議員御案内のとおりでございます。現在の状況から、今後におきましても、歳入では、来年度から普通交付税の一本算定が始まることや、新型コロナの影響による市税等の減収が見込まれ、また、歳出では、扶助費や公債費の大幅な伸びが見込まれることなどから、今後、5年程度は特に厳しい財政事情が続くものと想定をしております。そのような中、新年度の予算編成の方針といたしましては、毎年、事業の必要性や進捗、効果等の検証を行いながらまとめております「実施計画」や「財政計画」を基本に、その年に真に必要な施策の精査を行うとともに、今般の新型コロナ対策などの緊急性を要する施策等も勘案しながら、限られた財源の中ではございますが、地域の実情を踏まえた予算編成に努めていく考えでございます。

次に、コロナ禍における予算編成の課題について、お答えをいたします。全国的な新型コロナ感染拡大の中、ここ奄美大島でも感染が確認される状況ではございますが、行政サービスと必要な事業の継続に加え、新型コロナ対策事業につきましては、極めて優先すべき取組と考えているところでございます。これまで、国や県の取組を踏まえ、地元の自治体として必要とされる独自の取組を進めているところでございますが、今後は更に、感染防止対策の徹底と併せ、短中期的な視点からの経済の回復への取組と支援が重要と考えております。そのためにも、まずは実行するための財源の確保が必要不可欠でございます。コロナ対策といたしましては、国の地方創生臨時交付金、これが交付をされているところではございますが、迅速な事案に弾力的に対応するためには、財政調整基金、この基金の活用が肝要であり、確実な財源として見込めるところでもございます。新年度は、市税等の自主財源の確保も厳しい状況が見込まれておりますものの、今年度の残る第4四半期、この精査も行いながら、働き方改革による事務の効率化、事業の選択と集中など、更に徹底し、的確な予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

14番（関 誠之君） 令和3年度の予算編成方針にも、今、言われたことがしっかり書かれておりまして、やはり、1番のこれから気を遣うのは、普通交付税が9,000万円ほど減っていくというような

ことでありますから、その代替になる財源をどうしていくのかと。今、発言がありましたとおり、コロナ禍ですね、税収も減ってくるのではないかと思いますので、本当にこの来年度の予算は選択と集中と言いますか、そういった予算の編成になってくるのではないかというふうに思っております。それで少し、財政的にはですね、21年に市長が就任をされて、かなり安定をしてきたんだろうというふうに思っておりますが、昨日ちょっと調べてみました。形式収支については、21年の市長が就任した時に4億8,000万円程度ありまして、29,30,31年度は97億円,117億円,8億円ですから、かなり、まあ丸というようなことになります。実質収支の4億5,000万円から、この令和元年度の決算では、かなり減っておりますけれども、6億円あたり、10億円あたり、8億円あたりということでありますから、これも丸ではないかなというふうに思っております。単年度収支がですね、マイナスになったりしておりますけれども、これは前年度に貯めたお金を翌年、次の年にかけて使う訳ですから、マイナスがあってもこれは、そのほうが逆に市民サービスのためになっているのではないかと、いうふうに思っております。それで、最近少し目立ったのが、この積立金の取り崩しについてであります。これが4億から、この間の新聞の投書にもありましたけれども、10億2,000万円程度の取り崩しが行われている、これは事実でありますから、10億2,767万3,000円の取り崩しが令和の元年度には行われているということで、これ、少しこの基金の取り崩しが心配だなと思ながらも、基金残高としては14.4億円と、かなり増えていることも間違いない事実であります。しかしながら、投資的経費が昨年は85億7,408万6,000円ということで、令和元年度の決算に至っても、63億9,000万円ですから、先ほど、総務部長の言われました、5年先くらいの公債費の返済がかなりきついものが出てくるのではないかなというふうに思います。諸々申し上げたいんですけども、時間がないので、そういう意味から見れば実質収支、丸、積立金も丸、財政調整基金は二重丸くらいあげていいんじゃないかなというふうに思っております。ただ、地方債の残高が429億3,000万円余りになってきておりますので、このツケがですね、返さんないかん訳ですから、この辺の財政事情をこれからは、注視をしていかなければいけないということで、実質公債費比率も9.5と上がってきておりますから、先ほど申し上げた借金との釣り合いですから、そういうことで、市長が参りました時には、平成22年からこの3年平均というのが出てきましたが、13.5ということでもありますから、そこに比べるとまだ、実質公債費比率は良いのかなと、それでもやはりきつい公債比率であることは間違いありません。ということで、朝山市長の市政の3期目の財政状況については、就任した当初よりかなり改善ができてきているということは、間違いないというふうに思っております。

そこで、3期目の自己評価と公約の達成度について伺いをしたいと。そして、公約で積み残した政策は何であるのか。来年度の予算編成にどのように反映をさせていくのか。この2点についてお答えをいただきたいと思います。

市長（朝山 毅君） 関議員にお答えいたします。財政状況について関議員から詳しく評価をいただきました。それを踏まえて、3期目の公約の達成度等について、御質問であります。私、3期目の公約といたしましては、市民と共に夢を語り実現していくこと、行財政を安定し継続させることを基本に、四つの政策をお示しさせていただきました。

一つ目が「雇用と仕事」行動プランであります。農林水産業をはじめとする地場産業の振興や、世界自然遺産登録を見据えた観光振興、雇用の拡大などの支援に取り組むことを示させていただきました。二つ目に、「家族と子ども」応援プランであります。結婚、出産、子育ての一体的な支援や、定住促進、教育など、人は財産、地域・集落はエネルギーとの考えを示させていただきました。三つ目は、「暮らしと安全」推進プランであります。豪雨災害の経験を踏まえ、安心・安全なまちづくり、人に優しい健康長寿のまちづくりについての考えを示したところであります。最後に、奄美市の市長として、平成30年度末に控えていた奄振法の改正、世界自然遺産登録の推進をはじめ、重要プロジェクトの継続・推進に向けた姿勢を示させていただきました。これらのことに対して、マニフェストの項目に対する達

成度につきましてという御質問であります。現在、精査中でございますので、市民の皆様にお示しした各項目については、それぞれ、順調に進んでいるものと私自身は思っております。ただ、自己評価をとる御質問であります。議員各位の御理解・御協力の下、これまで施策を進めてきた訳であります。このことについては自己評価というよりも、市民の皆様の評価に委ねたいと存じますので、御理解をいただきたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） 積み残した政策は、との御質問でございますが、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、市長マニフェストで市民の皆様にお示しした各項目については、その実現に努めてきた次第でございます。来年度の予算への反映につきましては、現在、予算編成に向けた作業、検討を進めている段階でございますが、新型コロナの対応も含め、市民の声を事業として形にできるよう、努めてまいりております。また、本庁舎や市民交流センター、末広・港土地区画整理事業やマリンタウンプロジェクトなど、本市の重要プロジェクトにつきましては、着実に推進をし、できるだけ早く、市民の皆様にご利用・御活用いただけるよう、努めてまいりたいというふうに存じます。

14番（関 誠之君） 市長として、自己評価であれば、少しこれくらいには達しているようなということは、言ってほしかったなと。前の時に、8割程度のものができたということで、80点くらいはいただけるのかなという評価もありましたけれども、市民の評価に委ねるということでありまして、市長の、何と言いましょか、奥ゆかしいと言いますか、そういったものが出ているのではないかなということで。少し積み残しとして、非常に市民が気になっているのが、測候所跡地の福祉複合センターなんですけれども、その辺について出てくるのかなという期待をしておりましたが、その辺についての市長の認識と言いますか、政策的に基本設計までやられたんじゃないかなと思っておりますが、その後どうなったかということについて、もしよろしければお答えいただけますか。

市長（朝山 毅君） いつも申し上げておりますことは、財政は継続し、行政は常にとどまることなく継続していると。ある一定期間、私もその任を担うことになっております。しかも、それぞれの部署において、振興に向けての短期・中期の計画等を立てているのが奄美市政運営の基本であります。そういう中において、構想として、計画として、それぞれの事業がございます。今、お話になりました測候所跡地における、いわゆる「いんぐー館」の建設、福祉施設の建設については、御案内のとおり、今、測候所も現在建っております。その前提といたしまして、計画的には、マリンタウン事業が進んでおります。しかし、全てのものがまだ売却というわけには至っておりません。それについては、また、相手のあることであるので、やはり、それを取得し、また、移転をしていただき、そういう中において実行されていくという計画でありますので、それが、当初の計画よりは若干時間がずれたと言いますか、遅れたということはございますが、必ず基本的な計画はなされておりますので、そういうことは、相手は国であります。そういうこととも見計らいながら、しっかりと継続して、また、確かなものにしていきたいと考えております。そして、諸々の課題は山積していることも事実でございます。厳しい財政環境の中、しかも、コロナという突発と言いますか、想定しない事案が発生いたしました。それらを踏まえて、来年度の予算は、今まで以上に、大変緊張感のある予算編成となることは、必ずそうであろうと思っておりますが、それだけに、議員が先ほどおっしゃった、職員が一丸となって、一つの目標に向かって努力をしていくということが肝要でありますので、これらを踏まえ、一丸となって、次年度に向ける予算を編成してまいりたいと考えております。以上です。

14番（関 誠之君） 物理的な要因ですから仕方ないとしても、計画的には順調に進めているというふうに理解をいたしました。いろいろ議論したいんですけども時間がございませんので、（2）番、陸自西部方面隊の実働演習が奄美で常態化しております。例えば10月の16日から11月の5日まで、九州沖縄地方で島しょ部防衛を目的に大規模演習02鎮西演習というのを実施しております。奄美群島

では奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部の4島で実施をされております。奄美での訓練は、奄美大島で対空・情報訓練やヘリによる機動展開、海上作戦で、各島々においては、対空訓練だけだと発表されておりますけれども、これは例年、継続して行っている総合演習だというふうに発表がされております。そういう中で、全体規模が8県に及んで全域で隊員が1万約6,000人、車両は3,000台、航空機約30機が出動する大規模演習であると、これが南西諸島を中心に行われておるということについて、市長の見解をまず求めたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） 陸上自衛隊西部方面隊につきましては、「鎮西・南西の防人」として、九州地方、沖縄県で防衛警備や災害派遣等を行っており、奄美駐屯地を含む第8師団などを基幹とした隊でございます。議員御案内の実動演習につきましては、陸上自衛隊西部方面隊が所管・管轄をする島しょ部防衛を目的として奄美群島を含む九州・沖縄で、例年、継続をして行われている総合演習であると承知をしております。また、防衛訓練のほか、自治体と連携した防災訓練や演奏会、自衛隊の装備品の展示を行い、自治体との連携強化や地域住民への自衛隊活動への理解を図っていると伺っております。いずれにいたしましても、訓練に実施につきましては、国際的情勢や安全保障に鑑み、計画・実施され、有事に備える重要なことだと認識をしているところでございます。

14番（関 誠之君） 私は再三、申し上げておことはですね、是非、市の方で情報をしっかり取ってですね、その情報を直接市民に知らせていく。こういうような状況、こういうような演習があるんですよというのは、市長も前の議会の答弁でも述べておりますから、知り得た情報は全て市民と供有するというふうに述べておりますので、是非、このことを実現していただきたいなという思いで、この常態化していることについて、やはり、防衛省の見解などもお聞きをしてですね、やっていただきたいなというふうに思います。（3）の奄美駐屯地に電子部隊が新設されることに対する見解と、防衛省からどのような説明があったのかということで、昨日、荒田議員の質問に答えておりますから、詳しいことはもう申し上げませんけれども、ただ、その答弁で気になったことを二つ質問をいたしたいと思います。いわゆる、防衛大綱・中期防衛力整備計画の中でのお言葉ということとは十分承知をしておりますけれども、概算要求段階、今後、防衛省等からより詳しい説明がなされることと存じますという答弁だったと思いますけれども、今後、防衛省等からより詳しい説明がなされるというその根拠的なもの、逆に言えば説明の段階で、具体的になったらしっかりと説明をしますよという言質が取れているのかというのが1点。そういうことであれば、是非、市としてもですね、説明の要望をしていただいて、説明会の要望をしていただくということについて、どう思うかということが一つですね。二つ目は、電波を発する場合に、総務省より承認を受けている周波数出力内で行うこととしており、これはもうごく当たり前のことでありまして、当然そのとおりだと。その後、また、保安距離の確保を行い、人体への影響が生じることがないように万全の対策を取ることとしていますと。これ逆に読みますと、いわゆる保安距離の確保がないと人体に影響を与えるのかなというふうに思うわけですね、この表現を聞きますと。ですから、そういったことも含めて、是非、市としても説明会を要望していただきたいというふうに思います。やはり、防衛省も自治体も自衛隊の本元についてですね、しっかりと何度でも丁寧に説明すべきではないかなというふうに私は思っておりますが、やっぱり、私たち島民としても、自衛隊がいろんな装備を増強するにあたって、それがどういうふうになるのか、そのことでまちの様子が変わっていかないのかということも含めて、知る権利があるというふうに私は思っておりますが、是非、報道機関の事前説明の前に説明があったということですから、それを含めて、今の2点について、お答えをいただきたいと思い、いかがでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） まず、今回の電子部隊の件ですけれども、私たちがいただいた資料につきましては、プレスリリースをした資料をいただきました。その中で、電話でその内容について、概算要求段

階ということで説明を受けまして、で、今後と申しましたのは、この概算要求が概算決定しましたら、詳細な予算の内訳、そういったものを説明していただけるということです、それについては御理解をいただきたいと思います。それから、安全、健康被害の件ですけれども、これにつきましても、我々はこの概算要求の中でこの電子部隊の件ございましたので、その中で、ちょっと不安になる部分をお聞きをしましたら、昨日、答弁で申し上げたとおりでございまして、この中身につきましても、概算要求が決まって確定をしましたら、それについても詳細については、お聞きをしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。是非ですね、保安距離のうんぬんの人体影響というのは、本当に大切な、いわゆる人命を預かる場所ですから、自治体としてもしっかり、中身をですね、精査をしていただきたいなというふうに思います。奄美への電子部隊というのは、新設が21年度末予定だと先ほどありましたけれども、電波の収集・分析や敵の通信電子活動を妨害する機能を備えた、車両型のネットワーク電子システムというものを装備した部隊だというふうに新聞紙上に出ておりましたが、電子システム一式が88億円と、かなりのものが、金がかかるんだなというふうに思いますけれども、是非ですね、この西部方面隊の総監部というところの広報担当がおるようですから、その方にもですね、直接やっぱ聞いて、住民が不安に思っているよということを言っていただきたい。何故かと言いますと、御存知のとおり、西之表の八板俊輔市長という方は、今の西之表の市長でありますけれども、この馬毛島のことについてですね、自分の意見をしっかりと述べて、それを文書にして防衛省に持って行くと、そういうことで防衛省からのいろんな資料や回答が出てくると、何も言わなければ、そのまま自衛隊は事を進める訳ですから、是非、市長におかれましても、米軍機の問題についてはですね、市町村会、町村会として、要望して、この要望が取り上げられたということを新聞紙上書いてありますので、やはり、米軍機もそうありますけれども、人の人体に影響を与えとか、市長の話によりますと、住民の不安払拭の面で盛り込んでいただいたのは意義深いと、そういう思いを持って我々も住民の代表としてですね、頑張っておりますので、是非、説明会の要望等を市のほうからもしていただきたいということを申し上げて、この辺については終わらせていただきます。

次に、教育行政の在り方、教育長の再発防止検討委員会終了後の対応についてということで通告してありますので、是非、この件についてはですね、今回のやりとりで解決できるような答弁がいただきたいなというふうに思っておりますので、そういう思いを込めて質問させていただきます。第三者調査委員会の報告における指摘事項に対して、再発防止対策委員会終了後、速やかに検証内容を発表するとの議会答弁を、議会で答弁してる訳ですよね。このことについては、いつ実現可能なのか、そこについてお答えいただきたいと思います。

教育長（要田憲雄君） お答え申し上げます。令和2年10月6日の第9回の再発防止対策検討委員会をもって、一旦、会を閉じました。その中で、生徒指導ハンドブックを取りまとめまして、本委員会が終了したことになるわけです。これまでの間、1年8か月に渡り、御審議をいただいた委員の皆様から感謝を申し上げたいと考えております。今後につきましては、この生徒指導ハンドブックを印刷・製本し、令和3年2月頃までには各学校に配布して、活用を図っていくことになります。また、生徒指導ハンドブックに加え、これまでの会議録ですとか、あるいは、検証事項についても、各委員の承諾をいただいた後、併せて市のホームページで公開をしてみたいと考えております。以上でございます。

14番（関 誠之君） 教育長は問題の本質がですね、どこにあるかということが、少し僕らの感覚と違うのではないかなというような、毎回答弁を聞いて思うんですが。要するに、Aさんが自殺するまでの経過と事実を振り返って、本事案に関する事後対応も含めた検証を検討委員会でやっておると思います。そういったその結果をですね、しっかりと市のWEBサイトに出してくださいよということなんで

すよね。はっきり申し上げて、その問題点の二つというのは、今、WEBサイトに公表されていないというのは前提で、臨時校長研修会での教育長の、いじめた側の子が責任を感じて自殺したと、間違った説明をしたと、これに対して教育長は、その後、どのような対応をし、どのような遺族との思いを伝えたのかということが問題であってね、その検討委員会をやっていろんな良い意見が出て、出来ましたよと、いうことも大事なんですけれども、今言ったことが一番の争点なんです。そのことについても、ちゃんと振り返って、あの時は、自殺をした子どもの命が奪われて本当に混乱した時期だったろうと、その中でいろんなことが錯綜したけれども、校長会というか、学校の、いわゆる不安を取り除くために、そういうような発言をしたのかどうか分かりませんが、したとすれば、そうだったと。しかし、今は、教育長がおっしゃるように、いわゆる指導の在り方による自死だったというようなことを、公式には文部省に出しておる訳ですから、そことの整合性がどうだったんですかというのが、非常に問題ではないかというのは、一つの争点でありますので、その件についてはいかがでしょうか。

教育長（要田憲雄君） それでは、申し上げます。昨日もここで申し上げたとおりでございまして、当時、学校からの報告を受けまして、連鎖反応が起きることは大きな問題だということで、私は臨時に校長会を持った訳でございまして。その中で、学校から報告があったように、校長さん方にはそのことを申し上げて、自分の学校の子どもをしっかりと守らんといかんということで、共通理解をしてお願いをしたということでございまして。その後、第三者委員会の調査資料によって、今、議員から申し上げたような話がありましたので、私は公の場で遺族に謝罪を申し上げたということでございまして、御理解いただきたいと思っております。

14番（関 誠之君） 今、教育長のお気持ちはよく理解できましたので、しかし、それがやはり遺族がね、しっかりと理解をしているのかどうか。また、第三者委員会の委員長さんだった方々も含めてですね、やっていただきたいというふうに思いますが。それと、平成31年第1回定例会において、第三者委員会との連携を進めてまいりたいというふうに答弁をしておりましたが、遺族、連携するという発言と異なってね、この間の元委員長との面談もなかなかできなかったということで、審議が終了した訳ですから、本来ならばこの先生も一緒になって、良いものを作りたいから教育長と面談をしたいということだったと思うんですよ。ところが、そこ辺の食い違いが、今、審議中だからそこに影響を与えるといけないという教育長の思いと、かなり乖離があったというふうに思っている訳ですよ。だけど、目指すところは、こういうことが二度とないようなマニュアル、ハンドブックを作って、市民も含めた教育関係者がしっかりとこのことを教訓に、二度とないようにしていこうという思いであれば、教育長が会わなかったというのが非常に私は不思議に思いますが、審議の終了した後に熟慮の上に判断するとの答弁は、どうになりましたでしょうか。

教育長（要田憲雄君） まずですね、今、御質問のあった第三者調査委員会との連携についてはどうなっているということでございまして、このことについては、私もかなり熟慮いたしまして、第3回委員会から第三者委員会の代表である副委員長に対策会議に出させていただきまして、積極的に第三者委員会の思いを発言をしていただいて、この会に反映をさせていただいたと思っております。それから、もう一つ、先ほどお話がありました、実は、11月に委員長と私の担当者が面談をいたしまして、現状の取組についてと、それから、今後の取組について、御理解と御協力をお願いしたところでございまして。ただ、私が判断をしたというのは、私は私なりにいろんな角度から色々な方から情報を集めました。そして、研究熟慮の上、総合的に判断して面談はしないほうが良いという結論に達したということでございまして。教育委員会といたしましては、奄美市から子どもの尊い命が二度と失うことがないように、強い覚悟を持って子どもの人権を尊重し、子どもたちが安心して学ぶことのできる学校づくりに努めてまいりたいと、そのように考えているところです。以上です。

14番（関 誠之君） 理解をいたしましたので次にまいります。第三者評価委員会、仮称でありますけれども、を作るというふうに出ておりましたが、その目的と構成メンバー、今後の日程等が分かれば、お示しをいただきたいというのが一つ。生徒指導ハンドブック、仮称でありますけれども、学校への配布、先ほど少し述べておりましたけれども、が、どのような形、ホームページにも掲載するという答弁もありましたが、どのような形で、実効性のある活用を含めてですね、配布されるのか、ということ、2点について、お伺いをいたします。

教育長（要田憲雄君） お答え申し上げます。第三者評価委員会は、奄美市の教育行政の基本方針及び奄美市いじめ基本方針に基づいて、教育委員会が実施する生徒指導に係る取組ですとか、あるいは、対策等について、教育委員会に必要な応じて助言を行うことを目的として設置したいと考えております。設置要綱や委員の構成員等につきましては、現在、熟慮、作成中で、作業中でございますが、生徒指導ハンドブックと、それから、第三者調査委員会調査報告書を活用し、本市の生徒指導の充実を図っていく必要があるというふうに考えております。次に、生徒指導ハンドブックの学校現場への配布等について状況を申し上げますと、ハンドブックというのは1冊の本を刷るわけですから、厳重に校正チェックをしまっている訳で、かなり時間がかかると思っております。そういう意味で、私はできるだけ急ぐ必要があるということで、2月に管理職研修会、それから、生徒指導支援会等の研修会で、生徒指導ハンドブックの活用の仕方について指導した後、各学校に配布し積極的に活用をしまいたいと思っております。逆に今、議員から話がありましたが、中身についてはですね、具体的に、生徒指導の体制、それから、体罰・暴言等について、教育相談について、そして、残る、教育委員会の対応の在り方等についても、具体的に資料を示しながら指導をしまいたいと考えております。以上でございます。

14番（関 誠之君） 第三者評価委員会、まだ何も決まってないということなんですかね。大体の日程的なもの、いつ頃立ち上げてという、これは、再発防止のハンドブックとの兼ね合いもあると思いますけれども、その辺のところはどうですか。

教育長（要田憲雄君） 具体的に申し上げますと、これまでの評価委員会というのは、他の市町村でも、そうない事例でございますので、対策委員会で話し合いがされて、決定をしておりますので、できるだけ早い機会にということで、今、進めているところです。新年度になるかも分かりません。3月中にはきちんと対応したいと考えております。以上です。

14番（関 誠之君） この件、最後なんですが、再発防止検討委員会の会議録、議会の前で忙しいと思って請求しませんでしたけれどもね、皆さん不開示ということで、決裁をもらったということであれば、これはちゃんと開示にしますよという決裁があつて然るべきだと思いますが、その開示とする事務手続きについてはどうなっているのか、お伺いいたします。

教育長（要田憲雄君） 開示という手続きはまだしてありませんが、ただですね、議事録の公表につきましては私どもも、会が終わった段階で進めるというふうに申し上げているところでございますので、今後、各委員からの承諾を得た上で、逐次、開示していくということで御理解ください。

14番（関 誠之君） それでは（2）のフッ化物洗口実施状況と実施における問題点について、お示しをいただきたいと思います。

教育部長（福長敏文君） それでは、お答えをいたします。市内小・中学校におけるフッ化物洗口の実施状況につきましては、11月末現在、8校で実施をしております。学校での取組につきましては、学校の実情に応じて、担任や養護教諭等がコップに入った洗口液を児童・生徒に配布し、30秒程度の「ブクブクうがい」をさせて、職員が一人ひとりのうがいの状況等を確認しております。実施している学校における問題点につきましては、学校歯科医の指示書に従い、定められた手順でフッ化物洗口を実施しておりますので、問題点の報告はないというところでございます。以上です。

14番（関 誠之君） 問題点ないようですけども、伺いますけども、これ11月7日の佐賀新聞に出ておりましたが、11月7日の佐賀の新聞、佐賀新聞です。問題点はですね、厚生労働省が7月に毒薬の劇物法に基づいてですね、フッ化ナトリウムを劇物に指定したということは、知っておられると思いますけども、その影響で佐賀県内12市町村がフッ化物うがいを休止していると。前の議会の時にも、休止は考えられませんかと言ったら、いや、やりますということでしたが、かなり、これ大変だなと思うんです。10月以降は、使用する施設での保管が義務付けられ、薬局で小分けすることもできなくなったということなんですよ。鍵の付いた場所で決められた人が管理する必要がある、学校現場などからは安全性や職員の負担増を懸念する声が上がっているということで、先ほど言った、県内12市町村が休止をしているということで、日弁連が11年に集団実施の中止を求める意見書を厚生労働省にも出してる訳ですよ。そういうことで、かなり、また、コロナ禍の中でですね、大変だろうと思いますけども、こういうことを受けて、再度お聞きしますが、一時休止などは考えられませんか。

教育長（要田憲雄君） それぞれの学校で保護者説明会や職員会で現在、説明会を開いて、了承いただいているところでございます。更に、世界保健機構ですとか、あるいは、文部省、県も、県の議会も、進めるということでございますので、私どもとしては、奄美市の虫歯の状況に鑑みて、具体的に進めていくべきだというふうに考えております。以上です。

14番（関 誠之君） 事故のないようにですね、慎重に、やっぱり、やっていかんないかんと思いますので、一応そういう思いで忠告をしておきたいと思います。

次に、3の新型コロナウイルス感染症対策強化についてということで、お願いをしたいと思います。新型コロナウイルスは指定感染症であるので、患者の移送業務は保健所等が行う行為とされております。事前に消防機関と保健所等の間で協定を締結していれば、協定に則り依頼することができるというふうなこともあります。その場合、必要な个人防护服の提供や費用負担の責務を負うことになるかと伺っておりますけれども、実態はどういうふうになっているのでしょうか。よろしくお願いをいたします。

総務部参事（野崎浩敏君） こんにちは。それでは、お答えいたします。新型コロナウイルス感染症患者等を含む指定感染症の移送にかかる大島地区消防組合と保健所との協定状況につきましては、平成31年3月25日付けで、「エボラ出血熱患者等の移送に関する協定」を締結し、その内容に従って移送に協力しております。なお、ただいま、議員の御質問の費用につきましては、その協定の中に盛り込まれておりますので、その対応とさせていただきたいと思います。以上です。

14番（関 誠之君） 移送時の感染拡大防止とか移送の消毒徹底というところが、非常に気を遣うところでもありますけれども、そういった中でですね、県のほうでも考えておられると思いますけれども、陰圧式患者移送、アイソレーターとか、等々、いろいろありますので、是非、所内で協議をして、また、奄美市とも協議の上ですね、広域ですから、加盟市町村とも協議をして、県のほうにも、こういったもの、非常に現実的な問題になってきておりますので、早急にやっていただきたいということをお願いを申し上げたいと思います。

次に、農業振興についてであります。大丈夫だとは思いますが、奄美市におけるミカンコミバエの発生状況について、少し農林課のほうで、しっかり大丈夫であれば大丈夫だということで、農家を安心をさせていただきたいなという思いも込めて、質問をいたしました。

農林水産部長（栄 広久君） それでは、本市におけるミカンコミバエの状況について、お答えいたします。本市では、去る6月30日に名瀬地区のトラップにおきまして3か所、3匹、住用地区で2か所、2匹のミカンコミバエの誘殺を確認し、8月3日には、笠利地区のトラップにおいて1か所、2匹の誘殺があり、本年はこれまでに6か所、7匹のミカンコミバエの誘殺を確認いたしております。この誘殺を受け、速やかに農林水産省門司植物防疫所、そして、大島支庁、そして、奄美市による現地対策会議を開催し、国の対応マニュアルに基づく対応方針を確認し、初動対応を行ったところでございます。初動対応といたしましては、誘殺地点から半径5キロメートル以内にトラップを増設しまして、調査範囲・調査回数を増やすとともに、半径2キロメートル以内におきまして、寄主果実を採取し、幼虫の有無を確認する寄主果実調査を、発生直後と2週間後の2回実施いたしました。併せて、誘殺地点の半径1キロメートル以内に、1ヘクタールあたり3枚、合計3,550枚のテックス板を設置しまして、初動防除を行ったところでございます。

その後、ミカンコミバエ種群の第3世代相当期間、誘殺が無かったため、名瀬住用地区は9月29日に、笠利地区は11月26日に初動対応を終了したところでございます。しかしながら、大島本島内をはじめ、県内のほうでは、ミカンコミバエの誘殺が続いておりまして、幼虫の寄生が確認されていることから、現在は、通常月2回行っておりますトラップ調査を、毎週実施して侵入警戒調査の強化を図っているところでございます。現在のところは、奄美大島のほうでは、誘殺は確認されていないというところでございます。以上です。

14番（関 誠之君） 奄美大島では平成28年の9月でしたか、植物防疫法に基づく移動規制がなされてですね、大変なボンカン、タンカンの廃棄がなされておりますので、そういったことも踏まえてですね、緊張感を持って頑張っていたきたいというふうに思います。

最後の質問になりますけれども、その他の施策について、（1）は大島地区消防組合の庁舎、名瀬クリーンセンターの建て替えについて、私も広域組合の衛生組合に属しておりますけれども、ちょっと入院をしておった関係上、その辺の状況が分かりませんので、本会議でお聞きをしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

総務部参事（野崎浩敏君） 大島地区消防組合の庁舎建設についての概要及び現状について、お答えいたします。奄美市名瀬小浜町にございます、大島地区消防組合庁舎等につきましては、昭和48年度に旧名瀬市消防本部、名瀬消防署として建設され、平成元年度に当消防組合が発足したことに伴い、庁舎の増築等を行ってまいりましたが、建設から47年が経過することから、新たな庁舎建設を考える時期に來ておりますことは、議員も御承知のことと存じます。現在、新型コロナ禍において、今年度予定している先進地視察等の調整が厳しい状況ではございますが、当消防組合構成市町村の総務課長等において、庁舎建設に向けた検討を進めているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

市民部長（満永亮一君） それでは、クリーンセンターについてお答えします。大島地区衛生組合に問い合わせましたところ、最終処分場の耐用年数につきましては、搬入されたごみの重量から容積を算出していたものを、実際に最終処分場を測量し、埋め立て残余量を算出した結果、これまで、令和9年度末を推定していたものが、16年度末までは耐用が可能となったということでございます。今後は、定期的な測量による残余量の把握を行いながら、人口の変動や災害等の不測の事態によるごみの増減も考慮しながら、次期施設の建設計画は行われるものと考えております。最終処分場候補地選定の時期や議論の場などにつきましては、大島地区衛生組合において来年度実施予定の一般廃棄物処理基本計画を見直

しの中で、改めて検討されるものと伺っております。以上です。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。それぞれ、順調にそれぞれの計画が進めておられるなという認識を新たにしました。

最後ですけれども、紬組合に対する市の債務保証とその解消方法を示すとともに、販売組合の経営状況、紬組合との統合問題の進捗についてお答えをいただきたいと思います。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。まず、両組合の財務状況でございますが、紬組合につきましては令和元年度の決算で、単年度収支が109万9,191円の赤字、純資産合計が20万6,588円となっており、借入金の総額につきましては、2億4,818万8,000円となっております。販売組合につきましては、人件費削減等の効果もあり、令和元年度の決算で、単年度収支が88万1,868円の黒字となっておりますが、純資産合計につきましては、1,614万7,676円の赤字となっており、借入金の総額につきましては、1億3,200万円となっております。本市は両組合の販路開拓資金の借入にあたって、取扱い金融機関である商工中金との間で損失補償契約を締結しており、今年度は融資枠と同額の紬組合、1億8,500万円、販売組合、1億4,000万円、合計3億2,500万円となっております。

それでは、両組合の合併の関係についてなんですけれども、現在の状況といたしましては、昨年度、両組合から販売組合へ合併を協議するにあたっての要望書が提出され、販売組合からの回答をもって、組織再編についての議論を進めてきたところでございますが、本年5月には、紬組合の理事が任期満了により一新されたことから、改めて、先日、11月12日付けですが、販売組合より合併協議開催のお願いについての文書が提出されたところでございます。以上です。

議長（与 勝広君） 以上で、社会民主党、関 誠之君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分、再開いたします。（午前11時45分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

自由民主党、奥 輝人君の発言を許可いたします。

15番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、そして、笠利総合支所、1階正面入り口のモニター画面を御覧の皆さん。きゅうや、うがみんしょうら。こんにちは。私は自民党会派の奥 輝人です。質問の前に、少々所見を述べたいと思います。令和2年も残すところ、後2週間余りとなってきました。本年は、新型コロナウイルスの影響で、国内・国外問わず、コロナ騒動の年となり、予想のつかない想定外の歴史上の未曾有の年となりました。コロナ対策の一環で、新しい生活様式は型にはまった生活で、どこでもコロナ対策、どこに行ってもコロナ対策など、コロナストレスを強く感じた年となりました。とにかく、1日も早いwithコロナ社会からの脱却を期待したい。さて、来年の新しい年は、丑年であります。牛には威風堂々とした、どっしりとした姿・構えがあり、力強さと癒しのある優しさを感じる動物であります。ちなみにですが、実は私も牛飼いをしながらの丑年生まれの日取りであります。是非、来年の早い時期には牛の力強いその闘牛用の鋭い角で、コロナを一撃で撃退してほしいものであります。コロナの収束が、1日も早く収まることを祈念しまして、一般質問に入りたいと思います。

1、新型コロナウイルスの対応について、（1）コロナ対策と経済対策の両立についてであります。新型コロナウイルスについては、今年の2月にダイヤモンドプリンセス号において、国内で最初の感染者が確認され、日本中に衝撃が走り、コロナの恐怖とコロナの蔓延に、そして、危機感を抱き、感染防

止対策や感染予防対策に徹底して取り組んできたところであります。全国において、3月から5月にかけて、コロナ感染者の急激な増加や、コロナによる高齢者の死亡事例などにより、国民のコロナへ対する危機意識の向上など、緊張した、緊迫した状況下となり、国は直ちに緊急事態宣言を発出し、不要不急の外出の自粛に、事業者への休業要請、3密の回避、ステイホームなど、対策を講じ、減少へと向かっていましたが、緊急事態宣言解除後は、逆に、第2波が押し寄せ、現在は第3波が到来している状況であります。また、その影響で観光産業や飲食産業、農畜産業など、全ての業種において日本の経済を支えている民間企業、民間事業者等への、計り知れないほどに未曾有の被害が生じているものであります。いつになればコロナが落ち着いてくれるのか、コロナの収束は見えてくるのか、まだまだ先が見えない状況ではあります。特効薬のコロナワクチンの早急な運用が待たれている状況であります。さて、日本政府においては、コロナ対策と経済活動は止めてはならない、両立で進めていくという方針は、現在も進行中であります。どちらも止めてはならないのが、基本であるとのことでもあります。このことを踏まえて、本市において、コロナ対策と経済対策については、両立・両面で進めている状況であります。コロナ対策の補正として、第1弾から第4弾まで対策を講じ、地域経済の対策に、そして、立て直しに努めているところであります。緊急事態宣言解除後において、コロナ対策と経済対策の両立に向けて、現状はどのようなものであるのか。また、今後に向けての取組等についての見解を伺いたいと思います。後の質問からは、発言席で行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、早速、奥議員にお答えさせていただきます。議員御案内のとおりでございますが、本市における新型コロナ対策につきましては、議員各位の御理解をいただきながら、5月1日付け専決の第1弾に始まり、第4弾まで国庫事業を含め、約62億円の予算措置を講じているところであります。感染拡大防止対策と経済対策の両面から、機動的な事業を実施しているところでございます。また、奄美大島5市町村連携の取組として、奄美大島警戒レベルを設定いたしまして、島内外の皆様の行動目安を示すほか、奄美大島の空の玄関口であります奄美空港、また、海の玄関口であります名瀬港において、長期的な対応が求められる水際対策につきましては、県、民間事業者の御理解・御協力をいただきながら、持続的な実施体制づくりに至っているところであります。更に、感染拡大防止対策、経済対策と同時に、生活支援や事業所支援など、住民及び事業者へ寄り添う事業を展開してまいっているとあります。今後とも、議会の皆様の御理解をいただきながら、引き続き、感染拡大防止対策と経済対策を基軸に、官民一体となって新型コロナ対策に取り組んでまいりたいと存じますので、引き続き、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

15番（奥 輝人君） 市長、ありがとうございました。概ね、理解しているつもりであります。今の現状においてはですね、やはり、コロナ対策としてはですね、奄美市の市民などは、やっぱり、各自で、個人で、やっぱり、少しながら、いろいろと対策をしているのも現状であります。経済対策にしてもですね、さっき市長からも言われたように、第1弾から第4弾の奄美市のその経済対策、また、国や県のですね、そういった支援策もありまして、いろいろと活動は経済対策にも力を入れているところであります。しかしながら、やっぱり、この本市の商店街、名瀬の商店街、また、笠利赤木名地区の本通りの商店街などにおいてもですよ、まだまだ、この対策をしているんだけど、やっぱり、人の動き、人の出入りなどがまだ弱いという声はよく聞かれます。例えば、やっぱり、飲食店ですよ。飲食店にお客さんが入らなければ、やっぱり、そのお店の売上もない。そして、また、減収になってしまい、いろんな家賃の補助やら、そういった雇用の関係等もありまして、やはり、一番今苦しいのかなという思いがしております。やはり、人が出て、いろんなところで活用していくのが当たり前の姿でありますけれど、まだまだそれが見通せないのが、本当、残念でなりません。そういった中でありますけれど、こ

の緊急事態宣言解除後においてですけれど、この名瀬、奄美市内の商店街等においてですよ、こういったお店が廃業やら、また、休業とか、そういったお店などが出ているのか、そこあたりをちょっと聞きたいと思います。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。質問ですね、屋仁川方面という形での御質問だったというので、すみませんが、屋仁川に特化した形で答弁させていただけると思いますので、よろしくお願いします。議員御質問の飲食店等の状況につきましては、保健所に確認しましたところ、緊急事態宣言解除後の屋仁川周辺における飲食業の営業廃止の届出件数としましては、6件ということでございます。しかしながら、コロナの影響によるものなのか、理由を特定することは難しいことに加え、また、廃止の届出が出されていないケースなどもございますので、正確な件数ではないことを御理解いただければと思います。以上です。

15番（奥 輝人君） 分かりました。一応、6件ほどは一応、廃業という形になっているということがありますよね。そういう中で、やっぱり、飲食業などが本当、苦しいというのは、重々分かっていると思いますが、やはり、自分たちも少しでもやっぱり、助けるためには、さっき言われたのが、奄美市のそういった支援事業やら国・県の支援事業など、大いに活用させて、やはり、元の商店街に持っていきえるような、そういった形が、やっぱり、今後は必要だと思いますので、そこらあたりを含めてですね、対策を練ってもらいたいと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。（2）番の地域行事、公の行事、イベント等の再開に向けてであります。この件については、イベント等の件についてはですね、午前中の答弁でおおむね理解できたところであります。それに付随しましてですね、私のほうはですね、地域行事等についてちょっと若干聞きたいと思います。地域行事というのは、集落の校区等においては、やはり、大事な、元氣の出るような、そういった行事が結構あります。節田方面においてもですね、舟こぎ競争やら、後、六月灯、そして八月踊など、そういった文化芸能なども結構ありました。しかしながら、すべて、集落の区長さんと集落民の判断ですけれど、集落の定例会で、今回はもうやめましようとか、もう自粛ましようとか、そういうことになりました。種下ろしもありましたけれど、それも、やっぱり、自粛ということで、規模縮小でやりました。やはり、楽しみがないのは寂しいという集落民の声もありましてですね、各組々で、4組あるんですけど、規模縮小で1か所で踊りながら、また、外でやりながらやったのが、今回の楽しみの一つだったと記憶しております。そういった意味ではですね、今、奄美市はですね、警戒レベルが4に引き上がっています。このさっき言った新型コロナ警戒レベルの中ではですね、公のことは検討するとか、そういうことを書かれてますけど、この警戒レベル4の時にですね、笠利地区の各集落の区長さんも29集落ありますけれど、そういった29集落の区長さんへの、こういった各種行事の開催など、どのような取り計らいで開催、進めていくのか、また、警戒レベルを見ながら、4だったならもう集落で検討しなさいとか、5であればもう中止してくださいとか、そういった強めの指示が、本市としては出せるのか、そこらあたりまでちょっと伺いたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 地域行事の再開に向けてということで、お答えいたします。住用、笠利、名瀬地区の多くの町内会や集落会で、昔ながらの豊年祭や敬老会などが今もしっかりと受け継がれており、そのような地域では、お年寄りから子どもたちまで地域ぐるみで行事に参加することにより、世代間のつながりも深まっているところでございます。これらの行事を行うことにより、地区独自の伝統芸能や八月踊りなど、若い世代へと受け継がれており、地域の連携を深めるために、また、奄美の誇る貴重な文化を伝承していくために、豊年祭や敬老会などの集落行事は、欠かせないものであり、大変大きな役割を担っているものと認識しております。そのような中で、各種行事における新型コロナ感染リスクにつきましては、不特定多数の方が集まるリスク、発声や密接のリスク、室内においては換気のリス

ク、また、入退場やトイレなどで、3密のリスク等がございます。地域行事の開催の判断にあたりましては、これらの感染リスクを最小限にできることの判断を基に、奄美大島内での感染状況を踏まえて決定していただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

15番（奥 輝人君） 分かりました。一応、各集落の区長さんや集落の住民の方々の、一応、判断で、やっぱり、規模を縮小するのか、中止するのかは判断していただきたいというのが、概ねの回答だと思います。自分たちのところも、来年の1月の1日には、やっぱり、年始会とかいうのがありまして、この前も節田の、常会で、その年始会どうすんのかという話をしたんですけど、あの時点では、12月の5日だったのかな、その時では、まだ、コロナの感染がまだ拡大していないということで、持ち越しになりました。で、結局、最終的に判断されるのが、区長ということで、区長さんで判断をしてやるやらんは決めるということで、一応結論は出たんですけど、その結論は、やるのかやらないのか、12月の末にならなければ分からない状況だということでもあります。やはり、その判断についてです。判断がやっぱり、コロナの関係でちょっと難しいのかなという思いがしています。さっきの報道のこの新型コロナ警戒レベルの改定などでも、やはり、集落の行事等についてもですよ、この警戒レベルの4であれば、集落内で検討していただきたいとか、5になれば、今、徳之島方面は5になってますので、5になった時には、集落行事とかそういった催し物については自粛とか、そういうことまで謳った方が、本当は、私としては良いのかな、また、集落民も分かりやすくして良いのかなと。その判断材料が分かりますので、これは公のイベントのことについての検討でありますので、やっぱり集落の方にもそういったことが判断できるような資料も、やっぱり必要になるのかなという思いがしましたので、ちょっと尋ねたところでありました。一応、午前中の答弁の中では、やっぱり、いろんな行事、イベントについては、前向きに取り組んでいくという話もされていまして、そこあたりは、了解したいと思います。それと、もう1点がですね、来年の3月に行われます、NHKののだ自慢の件ですけど、国の主催ののだ自慢の件で、一応、あれは国のイベントということで、今年の当初予算のほうで説明がありました。3月の21日の日曜日に奄美市が決定されたということを聞いております。で、その件について、今、来年の3月になりますけど、そのNHKののだ自慢の開催の可否について、どのような状況なのかをちょっと聞きたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） 御質問のNHKののだ自慢についてでございますけれども、現在のところ、来年、令和3年3月21日の開催に向けて、予定通り準備を進めているところでございます。既に出演者及び観覧の応募を、NHKのホームページにて開始しているところでございますけれども、市民の皆様への呼びかけにつきましても、今後、市のほうで実施をしていきたいというふうに考えております。ただ、新型コロナの状況によっては、公演の中止や内容の変更、そういった可能性もございますので、NHK鹿児島放送局と緊密な連携を取りながら、対応をしてまいりたいと思っております。なお、出場者の応募締切がですね、令和3年、来年1月28日というふうになっておりますので、議員におかれましては是非、応募していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

15番（奥 輝人君） 了解しました。12年ぶりですかね。平成19年にあった時は、やっぱり、この奄美からNHKののだ自慢を発信したということで、全国の皆さんから本当に盛大な、また、いろいろな意見ももらいながら、奄美ってすごいねという、そういった意見を聞いたことが12年前にありました。やはり、この奄美を売り出すためには、全国版にするためにはですね、こういったNHKののだ自慢など、そういった元気のあるものが、やっぱり、こうやって奄美の発信の糧になりますので、そこあたり、開催できることを期待しまして次の質問に入りたいと思います。

それではですね、（3）番の無症状者、軽症者のリスクについてであります。本土のほうではですね、東京や大阪、北海道など、大都市圏においてですけど、新規感染者の数が一向に減少につながら

ないのが現状であります。近況においてもですね、東京では約500名以上、大阪でも約400名以上、北海道でも約300名以上という、全国で1日あたり約2,500名以上の感染者が出ている状況であります。昨日はですね、2,800名という数字が出ていました。そういったことに関して、特にですね、20代から40代までの若者には無症状者や軽症者が多く、若者のコロナへの無関心や無自覚ですね、など、危機意識が弱まっている、薄くなっているような感じさえ見受けられます。まだまだ、若者にはですね、コロナに対する危機意識を高めていく必要があるなと感じているところであります。その中において、コロナの無症状者、軽症者になった場合において、その対策として、14日間の療養施設の待機や自宅待機をしなければならないのが、通常であります。本市において、コロナの無症状者、軽症者において、本当に感染してるのか、感染していないのか、見分けがつかない、分からない状況の中でありますけど、このリスクをどのように考えているのかを伺いたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 無症状者、軽症者のリスクについて、お答えいたします。新型コロナ感染者の年代別内訳につきましては、11月25日現在、20代25.3パーセント、30代16.4パーセント、40代14.2パーセントと、議員御案内のとおり、20代から40代で全体の55パーセントを占めている状況でございます。この年代の方は、新型コロナに感染しても、無症状者が多く、若者への感染防止対策の啓発は、大変重要であると認識しております。新型コロナの感染が確認された場合には、医療機関から保健所への届出が出され、これに基づき感染症指定医療機関などへの入院勧告・措置が行われます。また、地域の流行状況や症状に応じて、宿泊療養所や自宅での療養になる場合もございます。いずれにいたしましても、県のほうで責任を持って対応していただいているところでございます。感染者が入院する病院や、入所する宿泊療養所につきましては、基本的な管理体制の下、徹底した感染防止対策を行い運営されているということで御理解をお願いいたします。

15番（奥 輝人君） 分かりました。一応、無症状者というのは、やっぱり、奄美でも水際対策はちゃんとしっかりやっているといます。しかしながら、空港やら港でそれをすり抜けてですね、感染してるのに中に入って来て、名瀬方面、本市内ですすよ、ウイルスをばらまいたりしてる可能性もないとは言えません。そういったことが、今、起こっていると私は思っています。今の現状から見ますとですね、瀬戸内町のほうで11月の30日の日にですね、一人の感染者が出ました。その感染者は、島外にも行っていない、また、そういった島外の方との接触もないという、そういった情報の中で、何故コロナウイルスに感染したのか、そこが、源ですね、発生源が分からないということで、それをどのようにして調査をして、今後、対策をしなければいけないのか。そこあたりが1番の、発生源をやっぱり食い止めるのが1番の大事な方法ではないかなと私は思っております。一応、その瀬戸内町で発生したその方の濃厚接触者等についてはです、その方の周りの人を調べれば、もう分かりますので、その方々の一人ひとりを調べていけば分かるということで、それが、1人がうつった場合は、その後に、本当、言えば悪いんですけど、芋づる方式の形でクラスターが発生していくという状況になりますので。まずは、その瀬戸内での第1号者です。で、後、徳之島のほうでも、第1号者が出ていましたけど、その発生源がまだ、情報的にはまだ分かってないということでありましたけど、自分の中ではまだ、発生源が分かってないと聞きましたけど、その発生源について何らかのあれがあると思うんです。発生したきっかけとか原因とか。そこあたりがどのようなきっかけとか原因でこうやって第1号者が出たのか、そこあたりがちょっと。情報があれば、ちょっと答えていただきたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 今回の奄美市及び瀬戸内町における感染者の確認等について、お答えいたします。今月11月30日から12月4日までの間、奄美市2人、瀬戸内町7人、合計9人の感染が確認されました。いずれも同じ職場関連の感染となっております。感染源につきましては、今のところ、特定されていないと聞いているところです。なお、この疫学調査につきましては、保健所のほうで調査

をしているという状況でございます。なお、12月5日以降、新たな感染者は確認されておらず、今回の感染にかかる感染拡大の恐れはないものと考えているところでございます。

15番（奥 輝人君） やっぱ、感染源が分からなければ、原因が分からなければ、本当、このコロナってのは厄介者だなというふうに思いましたりません。一応、私のほうの情報としてはですね、やっぱり、島外者から来てる観光客が、瀬戸内の件ですけど、そういった飲食店で何か食べ物をしながら、また、菌をそこらあたりに付着させたとか、そういう話も聞かれますし、また、そういった郵便物に、小包とか手紙などにこういったウイルスが付着して、それを吸い込んで、やっぱり、感染していったんだろうなという、そういった予測ですね、そういうのは、友達なんかとかやって話はするんですけど。やはり、そこあたりが特定できないのが、やっぱり怖いという不安も抱いているところであります。この奄美本島内において、やっぱり、観光客も結構来ております。マスクはしているんですけど、やっぱり、会食の時はマスクを取ったり、飲食店ではやっぱり、取って、大声で話したり飲んだり食べたりだったり。また、4名以下とか言うんですけど、やっぱり、5、6名とか7、8名、10名、大多数になっていくような会食等も見られていますので、やっぱり、その発生源をどうにか食い止めなければ、この奄美、自分たちも島外にも本年度は1回も行ったことがなくてですね、島外に行ったら、やっぱり、怖いなということの思いがありますので、やっぱり、その島外から来る方々の発生、自覚ですよ、そこあたりを、やっぱり、もう少し徹底していただきたいと思います。午前中の答弁の中でもですね、島外から来る方には、奄美市のしおりとかパンフレットとか、後、2週間前に向こうで、一応、体温とか検査をして、PCR検査などして来てほしいというそういったことが、午前中では答弁がありました。そこあたりも踏まえてですけど、やはり、水際対策が1番重要ポイントになりますので、その発生源をそこで食い止められるような、そういった対策をまた、関係機関と連携して取り組んでいただきたいと思います。

それではですね、（4）番の後遺症についてであります。このコロナ後遺症についてですけども、コロナに感染した方は抗体ができ、免疫力が付いて、その後の再発の可能性が少ないと報じられています。ゼロではないけど、再発はあるとのことでもあります。コロナの重症化になれば死亡ということもあり、特に高齢者の方には危険を伴う感染症であります。これまで、全国においてはですね、感染者が10万人を突破し、退院や退出した方は9万人との情報であります。コロナの後遺症について、症状の内容や人体への影響など、どのようであるのかを伺いたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 後遺症のリスクについて、お答えいたします。新型コロナに感染された方の後遺症につきましては、徐々に実態が明らかになりつつあり、国立国際医療研究センターの報告では、発症から60日経った後に見られた症状といたしまして、嗅覚障害19.4パーセント、息苦しさ17.5パーセント、だるさ15.9パーセントと、多くの方に後遺症が見られ、更に、咳、味覚障害の症状も見られております。また、発症から120日経った後にも、息苦しさや嗅覚障害、だるさや咳などが継続して見られていることが報告され、更に、24パーセントの方に脱毛が見られており、後遺症の持続期間として平均76日であったことについても報告されております。加えて、最新の研究では、重傷であった方の中には、記憶や計算などの脳の機能低下が見られることも分かってきており、様々な症状が長期間続く場合もあることが分かってきております。このように、新型コロナに感染し回復した後も、多くの方が後遺症に悩まされ、症状によっては仕事や生活面への影響も考えられます。後遺症への対応や相談窓口に関しましては、現在、国においても十分ではないため、不安を抱える方も多いとされております。本市では、新型コロナ感染者に対しまして、治療終了後における体調や生活に関する不安を抱える可能性があることを踏まえ、心のケアを含め、誰もが相談を行うことができるよう、体制を整えてまいりたいと考えております。

15番（奥 輝人君） よく分かりました。一応、コロナの後遺症っていうのは、やっぱり、治療後に起きますので、今、部長が言ったことが、奄美市民の皆さんにも、やっぱり、浸透してくれたら、コロナに対する意識が更に高くなると思います。特に無症状者、軽症者の若者の方に、こういったことが起きるんだと、で、また、感染した場合は、14日間の療養施設への待機とかなってしまい、仕事もできない。環境面でもやっぱり、生活も不安定になっていく。特に自分たちは、牛農家とかなれば、本当、牛の面倒を見るのも探さなければいけないような、そういった状況等も生まれてきますので、このコロナの後遺症なども、やっぱり、事前にですけど、市民の皆さんに周知させる方向で、取り組んでもらいたいと思います。

それではですね、次にですね、抗体検査についてであります。（5）番の抗体検査について。この検査についてはですね、過去においてコロナに感染していたのか、感染をしていなかったのかを調べる検査であります。本市において、この抗体検査、必要なか必要でないのか。また、今後、検査体制など導入していくのかをちょっと、聞きたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 抗体検査につきまして、お答えいたします。議員御案内のとおり、抗体検査とは、「ウイルスに感染した人の体内で作られた抗体を検出する」検査でございます。その人が、過去に感染した痕跡を探す検査であり、今、感染してるかどうかを調べる検査ではございません。WHOは、抗体検査について、診断を目的として単独で用いることは推奨されず、疫学調査等で活用できる可能性を示唆しております。厚生労働省においては、6月1日から7日にかけて、東京都、大阪府、宮城県において、7,950名を対象に抗体検査を実施しております。検査結果は、東京都0.1パーセント、大阪府0.17パーセント、宮城県0.03パーセントとなっております。5月31日時点の累積感染者数の感染率は、東京都0.038パーセント、大阪府0.02パーセント、宮城県0.004パーセントとなっており、各自治体の抗体保有者は、累積感染者数と比較すると多いものの、大半は抗体保有をしていないという結果が出ております。これは国全体として、過去に新型コロナに感染した人の割合を推定するものでございまして、個別に現在の感染を診断するための調査ではなく、調査時点において抗体の性質、体内での持続期間や2回目の感染から守る機能があるかどうかは確定されておられません。先月末、厚生労働省では、年内に2回目の抗体検査を実施することを発表しております。検査対象地域につきましては、東京都、大阪府、愛知県、福岡県、宮城県の5県で、二十歳以上の住民、合わせて1万5,000人が対象になるとのことです。抗体検査につきましては、国が地域を選定し実施しているため、本市単独の実施は、現在のところ検討しておりませんが、国の調査等に注視してまいりたいと存じます。

15番（奥 輝人君） よく理解しました。分かりました。抗体検査をするかしないか検討していくということでもありますけれど、抗体検査についてはもうこれで終わりますけど、それに付随しましてですね、今、コロナワクチンが開発されていて、コロナワクチンで国外においては、イギリスやらロシア方面では今月からもう接種されている地域も国もあります。今のこのコロナワクチンの開発状況ですね、どのようになっているのか、今後のスケジュールなど、見通しがあれば、お知らせをお願いしたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） コロナワクチンについてお答えいたします。現在、新型コロナワクチンは、ファイザー社、アストラゼネカ社、モデルナ社の3社が開発・実用化に向けて取り組んでおり、日本政府はそれぞれ3社から、ワクチンの供給を受けることで合意しております。この内、ファイザー社は、臨床試験で95パーセントという高い有効性を示したと公表しており、世界的には、イギリスがファイザー社のワクチンを承認し、早ければ12月7日から、ワクチンの接種が始まると報じられております。日本においては、ファイザー社が日本での申請を目指して、10月から国内で160人を対象

に、初期段階の治験を行っているとお伺いしております。新型コロナワクチン接種につきましては、ワクチン接種を円滑に進めるための改正予防法が、12月2日の参院本会議で可決・成立され、ワクチン接種に向けた体制づくりが進められております。国からは、早期のワクチン接種を可能にするため、今年度中の体制確保についての通知が発出され、本市においても、システム改修等の必要な予算計上を行っておりますが、現段階では、低温管理が求められるワクチンの保管体制や、接種時期、接種対象等の詳しい内容についてはまだ、示されていない状況でございます。

15番（奥 輝人君） よく分かりました。コロナワクチンについては、やっぱり、そういった環境ですよ。ニュースなどを見れば、やっぱり、マイナス70度で保管しなければいけないとか、そういったものも諸々も環境が整わなければいけないとか、そういった情報はありますので、早くですね、やっぱり、こうやって国産の、外国のワクチンじゃなくて、できれば安心・安全な、国産のコロナワクチンが早くできてですね、来年、もう早い内にこういった接種できるような形になれば、来年になれば、望むところでありますけど、それに期待をしてこの件はもう終わりたいと思います。

次に、大きな2番の担い手、後継者農家の支援についてであります。（1）の担い手農家の支援について、①次世代人材育成事業の現状についてであります。この事業についてはですね、平成24年度から始まり、まずは、青年就農給付金という名称でスタートをしている国直轄の事業であります。農家の高齢化に伴い、農家の減少を抑制するために、新規の就農者や新規の参入者など、新規の担い手農家育成の支援を目的とした事業でありました。おおむね50歳未満を対象に、年間に150万円給付され、準備型と経営型合わせて最大で7年間支給することができます。ただ、契約するにはですね、ルールがあり、厳格な計画書の作成や将来構想など、農業・農家への目的達成が重要となっております。さて、本市においてですね、令和元年度現在において、決算の中ではですね、準備型で1名、経営開始型で笠利が3名で、名瀬が5名、住用1名、合計で10名の方が令和2年度の決算では対象となっているということを伺っております。また、その経営開始型での営農状況についてであります。これまで給付が終了した農家も含めてですね、どのような経営状況となっているのか、順調に進んでるのかを聞きたいと思います。

農林水産部長（栄 広久君） それでは、議員御質問の農業次世代人材投資事業及び旧青年等就農給付金事業につきまして、本市における平成24年度以降における受給者は、これまで総数32名が受給いたしております。受給時の営農類型といたしましては、サトウキビが3名、露地野菜が4名、施設野菜が4名、露地果樹が7名、施設果樹が14名でございます。経営状況につきましては、受給者が誰か容易に特定されるため、詳細については申し上げられませんが、32名中25名が営農継続しているところでございます。以上です。

15番（奥 輝人君） 分かりました。一応、32名が終了してるけど25名の方で、14名の方が施設果樹をやってるという話をしていました。その中で、32名の中の25名だから、約7名くらいがこの事業を活用したんだけど、営農をリタイアしたとか、辞めたとか、そういうことになるかと思いますが、その理由等については、どのようになっているのかを聞きたいと思います。

農林水産部長（栄 広久君） 平成24年度以降、農業をリタイアされた方は総数で、さっきおっしゃられたとおり、7名となっております。5年間の給付終了後に離農した方が2名、給付途中で離農された方が5名でございます。この農業次世代人材投資事業につきましては、平成29年度以前までは、返還義務のない給付型の事業でございました。離農の理由の一つの要因として、返還義務のない給付型の事業であるために、農業に対する安直な考えの下に就農された方もいたものと認識しております。以上です。

15番（奥 輝人君） 分かりました。本当、この事業がやっぱり、農家の戸数を増やす、また、農家人口を増やすということで、大事なものだと思いますので、これを活用する人材が育成されてですね、農業の基盤がやっぱり、こうやって固められるようにですね、頑張ってもらいたいと思います。それではですね、②番の高収益性農業についてであります。この高収益性農業とはですね、狭い土地でハウスや施設などを活用して作物を育て、高収益を上げる農業のことです。奄美市においてはですね、ビニールハウスの施設を利用し、マンゴーやパッションフルーツ、また、トマト、花などが対象となっております。10アールあたりにおいてはですね、100万円以上の売上が見込まれ、魅力のある農業でもあります。既存の農家においては、これまでのノウハウを生かした農家独自の経営の安定と収入の確保に取り組んでいるところであります。さて、新規で担い手農家を目指している、また、IターンやUターンの育成のためにですね、高収益性農業の確立が、今後は必要だと私は考えております。そういった中でですね、担い手の確保に向けた、また、更なる取組について、見解を伺いたいと思います。

農林水産部長（栄 広久君） 農業の担い手確保の取組といたしましては、本市におきましては、名瀬の農業研修センターと笠利営農支援センターの2か所におきまして、農業研修生の受け入れを行っております。研修作物につきましては、市の推進作物でもあるカボチャ、実エンドウの野菜やタンカンなどの果樹とともに、ビニールハウスを利用する施設園芸果樹であるパッションフルーツの研修や、後、農業全般に関する基礎研修を行っております。今後とも、研修について収益性の高い品目や農業技術の習得指導を行っていきたいと考えております。農業研修生のIターン、Uターン、地元研修生の実績につきましては、直近の平成26年度以降の研修修了生について、お答えいたします。Iターン者が8名、Uターン者が6名、地元研修生が5名、計19名が研修修了実績となっているところでございます。

15番（奥 輝人君） 分かりました。一応、高収益性農業ということでもありますので、やはり、狭い土地ですね。本当、Iターンとかなれば、土地がない。または、笠利地区においてもですよ、今、サトウキビやら牛の草地畑とかに利用されていまして、やっぱり、狭い土地でのハウス園芸、後、カボチャ、実エンドウの園芸など、そこあたり狭い土地でできるのが魅力でありますので、そこあたりも取り組みながら農業の軌道に乗れるような、そういった育成をお願いしたいと思います。それに続きましてですね、③番目の次世代施設の導入についてであります。奄美での農業はもう本当、課題はですね、台風の常襲地帯ということと、冬場の季節風や小型台風並みの小型台風が来るという、そういった季節風の対策が課題であります。これまでも、今でもですね、台風対策なしではですね、農業振興は厳しいのが現状であると思います。そのような災害に強い施設があればですよ、農家の意識も高まり、狭い面積で高収入農業が実践できることにつながっていきます。台風にも強い、また、災害にも強い施設、それが次世代型施設ということで、硬質プラスチックハウス、営農センターのほうでもありますけど、そういったハウスであります。それをですね、導入したら、やっぱり、こういった今後の新しい次世代の若者とかUターン者が夢を持ってですね、高収益の所得の上がるような農業ができるものと期待が持てる施設であります。今、そういう施設においては、既存の農家もそれは導入することはしていません。何故ならば、やっぱり、物が高いということで、やっぱり、品物が高いと、10アールあたり2,000万円近くということでもありますので、そこらあたりを考えた場合にですね、既存や新規の方がこうやって、硬質プラスチック製のハウスを導入したいという希望農家の声を聞いた時にですね、導入に向けての見解を伺いたいと思います。

農林水産部長（栄 広久君） 農家が営農用ハウスを整備する際には、県の奄美群島成長戦略推進交付金のメニューでもある、農業創出緊急支援事業などを活用しており、今でも、補助事業を活用した災害に強いハウス等の整備により、生産基盤の強化を図っているところでございます。農業創出緊急支援事業

を含む各種補助事業により、営農ハウスや機械などを整備する場合には、対象品目、栽培面積、生産量、出荷計画、労働力など、経営状況を勘案して、適正な能力及び規模の決定を行っております。議員御質問の硬質プラスチックハウスにつきましては、台風に左右されずに、作物の安定生産が可能である一方で、議員がおっしゃるとおり、建設費が非常に高く、農家の負担が大きいといった問題もございます。農家が初期投資額、維持管理費、減価償却費など、多くの負担がかかる硬質プラスチックハウスを導入し、農業経営の安定を図るためには、導入品目の選定や栽培技術の向上による生産量の増加と品質の向上、高付加価値商品の開発、後、販売体制の整備など、多くの課題があるものと認識しております。以上です。

15番（奥 輝人君） 分かりました。ただ、そういった壁があるということは分かります。奄振事業の中でもですね、やっぱり、3名以上の組合を作れば、これの8割補助が受けられるという話も聞いておりますので、そういった次世代の農家が、これが欲しいと言った場合はですね、本当、奄美市が更に補助金を出したりとか、今までの鉄骨ハウス並みの単価に抑えられるくらいの補助で賄っていただきたいという気持ちもあります。そこあたりは、ちょっと時間がないので、今後の課題としてですね、奄振事業の活用など、また、奄美市の予算の追加とかをしながら、検討していただきたいと思います。

それではですね、（2）番目の後継者の支援についてであります。後継者の支援についてでありますけど、笠利地区においてはですね、やっぱり、サトウキビやら生産牛、後、施設園芸などにおいては、若干の後継者も育成されております。その育成されている農家はですね、ほとんど篤農家、やっぱり、大規模農家、これまでやってきてる専門的な農家のせがれですね。そういった後継者は、上手い具合に育っているのが現状であります。しかしながら、今の現状においては、最近に始めた農家、そして、また、小規模農家、後、そういった果樹だけやってるとか、ミカンだけやってる農家とか、そういった小規模農家の後継者なども農業をしたいのにといい話も聞かれております。その中で、次世代の、先ほどの事業の中では、年間の150万円が給付されていけるんですけど、後継者の場合は、その150万円は対象外になってるんですよ。これは、一応、前々から私、質問してますけど、そういった農業後継者であって、親がやっぱり、小規模農家、または、そういった財産もなく、そういった機械類もないといった、そういったのもやっぱり、後継者扱いになってしまいますので、そこあたりに対して、やっぱり、自分の親がちょっと小さい、親もこの面積ではやっていけない、もう少し大きくしないとできないとか、そういった課題もありますので、そこあたりを踏まえて、小規模農家の後継者などに、何かこういった支援とかがあれば、これでまだ頑張っていこうという、そういった、つながっていくと思うんですよ。で、今まで2人の方がその要件にありまして、そういう要件がありまして、結局、次世代型のほうには、もう繰り上げすることはできなくて、離農というか、他県に就職した事例もありますので、そのあたりを救うためには、やっぱり、小規模農家の後継者でもこういった支援が必要かなと思いますので、そこらあたりの見解をちょっと聞きたいと思います。

農林水産部長（栄 広久君） 議員御指摘のとおり、農業次世代投資事業の経営開始型につきましては、経営間もない新規就農者の、経営安定のための生活支援の意味合いもある事業であります。原則的には、親元就農の後継者は利用できない制度というふうになっております。他方、農業者の一層の高齢化と減少が急速に進むことが見込まれる中、農業後継者は将来に渡って地域の農地利用などを担う中心経営体として、期待が高まる存在でございます。現在、国において、そういった後継者への支援事業も、今、検討している状況というふうに伺っております。農業施策は健全な国土形成、食料自給率など国の根幹に係る施策であり、一市町村で対応するには財政的な限界もあるため、国の動向に注視し、対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解たまわりたいと思います。

15番（奥 輝人君） 分かりました。国のほうでそういった検討されているのであれば、若干は前向きな考えで検討されてるということで、ちょっと心配事も無くなりました。それが本当に実現できるのかできないのかまだ分かりませんので、やはり、一旦他県に就職したら、また、帰ってくるとかいうのは、ちょっと厳しい状況がありますので、その方は、節田と土浜でいるんですけど、やっぱり、沖縄に行きましたってなったら、もう帰ってくるのは、ちょっと不可能かなというのがあります。その方は、農業大学を出て後継者ということであったもんだから、その親がやっぱり、小規模だからできなかったという、そういったのもハンディがありましたので、そこあたり、クリアできるようにお願いしたいと思います。

それではですね、最後になりますけど、タンカンの振興までいきたいと思います。（１）と（２）は一緒に聞きたいと思います。タンカンで（１）の台風１４号による塩害被害についてであります。１０月の上旬にはですね、最接近した台風１４号がありました。私たち、笠利地区のほうではですね、本当、雨が降らなくてですね、塩害が多かったように思います。龍郷から南のほう、名瀬方面に向けては、土砂降りという話も聞いております。そういった中でですね、奄美市のタンカンの農園の塩害被害状況ですね、どのようであったのかを聞きたいと思います。それと、（２）番の今期の収穫見込みについてであります。今期のタンカンの見込み量についてはどのようなものであるのか。生産量の見込みですね。それまで聞きたいと思います。お願いします。

農林水産部長（栄 広久君） 奄美市のタンカンにおける台風１４号の被害につきましては、一部地域において塩害により落葉が発生しておりますが、樹木の倒伏や枝の折損、落果などの被害は発生していないことから、タンカンの収穫量に大きな影響はないものと考えております。

では、タンカンの今年の見込み量ということですが、まず、奄美市の昨年度産タンカンにつきましては、生産量が４５４トン、生産額が１億７，５１４万円でした。昨年は、一昨年の台風２４号の影響を受けまして、着果量が少なく、記録的な不作となった年でございました。農協による共販は、奄美大島全体で７７．６トン、３，６６３万９，０００円で、内、奄美市は３９．８トン、１，７５５万５，０００円となっております。今年度産のタンカンは、４月に多くの開花が確認されておまして、その後、台風襲来による被害も少なかったことから、順調に生育しておまして、今期の収穫量の見込みといたしましては、近年で収穫量が最も多かった平成２８年度産と同等の約８７２トン程度が見込まれるものと考えております。今年度の農協販売の予定でございますが、農協から部会員に対して行った出荷計画のアンケート調査によりますと、１１月末時点で１０３トンとのことでございます。今後、更なる取扱量の増加に向けて、部会員に対して再度の出荷依頼を行うとのことでございます。以上です。

15番（奥 輝人君） 分かりました。一応、今、選果場の稼働率の件の、農協の個人販売と農協の共同販売の件までちょっと説明がありましたけど、今年もやっぱり、１０３トンということが見込みであると聞いて、１０３トンは今年の見込みですよ。この選果場の稼働率っていうのがやっぱり、選果場は４００トンくらい見込まれますので、本当、宝の持ち腐れかなという思いがしておりますので、やっぱり、そういった今年８００トンくらいの生産見込み量が上がってますので、この選果場の稼働率を上げるためにですね、農家さんとも少し、親密に話し合いをしながら、良いタンカンを作って、そして、光センサーを通して、これは奄美のタンカンは味は素晴らしいんだよという、そういったものをやっぱり、見せつけていかなければ、農協の共販とかはやっぱり、厳しいのかなという思いがしております。個人の販売の方でも、やっぱり、その光センサーを利用していますので、そういった個人販売の方も光センサーを利用して販売していて、美味しいというので、やっぱり、奄美のタンカンは人気があります。そこあたり、農協さんは共販ではありますけど、市場も結構持っていますので。市場からも今年は奄美は、去年ですか、足りないね、もう少し欲しいですが、という話も伺っておりますので、この８７２トンの中の、やっぱり、選果場の稼働率ですね、そこあたりを更に引き上げるために、まだまだ、努

力していただきたいなと思います。そこあたりについてちょっと、聞きたいなと思います。

農林水産部長（栄 広久君） それでは、議員御承知のとおり、奄美大島選果場につきましては、光センサーなどの先進的な技術を導入し、出荷基準の統一を図り、一元集荷・選果体制の整備による、ブランド産地の形成を目的に整備したところでございます。今年度産のタンカンの選果場取扱量におきましては、さっきお話のとおり、共販が103トン、委託が88トンで、191トンという形になっております。で、後ですね、そのような中でですね、光センサー選果による効果を地元の流通関係者、消費者などにも広く知っていただこうと、昨年度より選果場を通したタンカンが奄美市地方卸売市場へも出荷され、チラシを用いて、市場などに選果場を通したタンカンのPRを行っているところでございます。また、選果場を通したタンカンにつきましては、光センサー

議長（与 勝広君） 以上で自由民主党、奥 輝人君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。14時45分に再開いたします。（午後2時30分）

○

議長（与 勝広君） 再開致します。（午後2時45分）
引き続き、一般質問を行います。公明党 栄ヤスエ君の発言を許可致します。

9番（栄ヤスエ君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。公明党の栄ヤスエでございます。一般質問に入ります前に、少々所見を述べさせていただきます。2020年の最後の月となりました。この一年間を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の猛威が世界を震撼させた一年でもございました。コロナ感染症で亡くなりました、全ての皆様の御冥福を心よりお祈り申し上げます。現在、また、コロナ感染症の治療をされておられる、全ての皆様の早期の御回復を心よりお祈り申し上げます。医療従事者、介護従事者、ソーシャルワーカー等、全ての皆様の御苦勞に感謝を申し上げます。ここ奄美市におきましては、奄美市長はじめ、全職員の皆様の御慰勞に感謝申し上げます。さて、本日12月10日は世界人権宣言が採択された日でございます。いじめや、虐待、外国人や障害のある人、ハンセン病患者とその家族などに対する偏見や差別、企業等における各種ハラスメントなど、様々な人権問題が存在しており、更には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って、感染者や医療従事者、また、それらの方々の家族などに対する偏見や差別といった様々な人権問題が発生するとともに、SNSで中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは、差別を助長するような情報を発信したりといった、インターネット上の人権侵害も深刻な問題となっております。誰かのことでなく、一人ひとりが自分事としてまいりたいと思います。また、未曾有の感染症拡大の中でも、公明党は全ての人々の皆様へ10万円給付をはじめ、様々な現場から悲痛な訴えを形にし、応援をしてまいりました。本市においても、新生児への10万円給付は、御相談いただきました親子の皆様本当に感謝をされました。本当にありがとうございました。本年5月いち早く新型コロナウイルス感染症のワクチン、治療薬開発推進プロジェクトチームを立ち上げ、7月には厚生労働大臣に対して、ワクチン確保についての交渉の迅速化、有効性・安全性の高いワクチンの開発・確保のための予備費を活用することなどを強く訴え、提言をしてまいりました。安全・安心なワクチンを一日でも早く届けられるように願います。私も市民の皆様の御健康を祈りながら、大衆とともにの結党精神を忘れずに、質問に入らせていただきます。質問に入る前に、質問の順番の変更をお願いをします。1、（2）、（3）が（4）、（5）になりまして、（4）、（5）が（2）、（3）になりますので、順番の変更をよろしくお願いを申し上げます。

1つ目、市民生活についてということで質問をさせていただきます。令和2年10月9日付け、厚生労働省はヒトパピローマウイルス感染症、子宮頸がんワクチンにかかる定期接種の対象者等への周知についてを自治体に通知をいたしまして、対象者への情報提供を求めており、リーフレットも改訂をされま

した。本年の9月定例会一般質問でも、子宮頸がんワクチン接種の対象年齢が終了する高校1年生相当の女子への個別通知の必要性につきまして、定期接種の助成期間の終了のお知らせで、権利失効通知をすべきとの質問をさせていただきました。部長の答弁では、抜粋はいたしますけども、「国の方針に基づき、平成26年度から個別接種通知を行っておりませんが、今年度末で定期接種対象が終了となる高校1年生に対しては、積極的勧奨とならないような情報提供としての内容を検討してまいりたいと考えております。がんの中でも、子宮頸がんにつきましては、20歳代から若い女性に多いがんとなっていることから、ワクチン接種ではなく、がん検診を受診することの必要性につきましては、積極的に周知してまいりたい」との答弁であったと思います。積極的勧奨をしなくなってから本年で7年が経過をいたします。

それでは、質問になりますけれども、①本市における定期接種となった、平成25年度と直近のワクチン接種者数について伺いたいと思います。次の質問からは発言席にて質問いたします。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

保健福祉部長（山下能久君） ワクチンの接種者数についてお答えいたします。子宮頸がんワクチンは、平成25年4月1日から定期接種となっており、対象者は小学6年生から高校1年生の女子となっております。平成25年度からの接種者数ですが、平成25年は85人、平成26年度、平成27年度、平成28年度は0人、平成29年度は1人、平成30年度、令和元年度は0人、令和2年度につきましては、12月1日現在で4人の方が接種しております。本市の子宮がん検診結果につきまして、令和元年度は対象者1万8千429名に対し、3千390名が受診し、受診率は18.4パーセントとなっております。がん発見者数につきましては、平成30年度の結果が最新となっており、70代お一人にがんが発見されております。以上でございます。

9番（栄ヤスエ君） 数値を年度ごとに御答弁いただきましたけれども、25年以降はもう本当0人とかってことで、やはり、積極的な勧奨がなくなったということでの原因というのが明快でありますけれども、この質問です、最初令和2年の10月9日にこの7年間の期間があったんですけども、直近ですけれども、その厚労省からまた積極的勧奨ではないんですけども、やはり、これは国の定期接種ということになっておりまして、それがずっと継続してる訳ですから、その対象者の方たちは受ける権利があるということで、これはもうしっかりと通知をする、お知らせをする、ということで新しいリーフレットの作成をしたという経緯があると思います。実際、市の広報紙12月号には早速新しいリーフレットとともに、子宮頸がんワクチンの記事を載せていただいたと確認させていただきましたので、感謝申し上げます。全国のほとんどの自治体がこの定期接種ワクチンであるのにも関わらず、個別通知などによる周知を行わなくなりまして、その結果、接種率は約70パーセントから現在、もう1パーセント未満ということで、本市においてもそうだと思うんですが、激減をし、子宮頸がん罹患するリスクが定期接種導入前まで戻ってしまっている現状にあると言われております。子宮頸がんは子宮の入り口の部分、子宮頸部にできるがんでございます、日本においては年間一万人近くの方が罹患をし、約3千500人の方が亡くなっているという現状がございます。子育て中の女性が罹患をしたら、幼い子どもを残して亡くなってしまうってケースも多いということから、マザーキラーという別名もございます。本当に怖い病気だということで、現在でもHPVワクチン接種の対象であり、勧奨推奨年齢でもある小学校6年から高校1年生相当の女子は、定期接種として接種を受けることができるということです。そこで質問でございますが、本市における今、令和2年度中でいいんですけども、対象者数を学年ごとに人数をお知らせ下さい。

保健福祉部長（山下能久君） 本市における子宮頸がんワクチンの定期接種対象者は、12歳となる日の

属する年度の初日から16歳となる日の年度の末日までの間となっており、学年にいたしますと、小学校6年生から高校1年生の女子となっております。12月1日現在の対象者は、小学校6年生180名、中学校1年生192名、中学校2年生204名、中学校3年生172名、高校1年生202名の合計950名となっております。

9番（栄ヤスエ君） 数字を出していただきましたけれども、1千名近くの対象者が今年度でもいるということが、現状が分かりました。この中でちなみに、今年度受けている方は先ほど4人でしたでしょうか。4人ということで、接種を受けているということが分かりましたけれども、本当に少ない数というのが、現状が分かりました。ここで、高校1年生は定期接種対象の最終学年でございまして、接種希望者が助成を受ける機会を逃さないためには、やはり、そのお一人ひとりに個別通知というのが確実な周知方法であると思います。また、対象期間を過ぎますと、任意接種ということになりまして、接種費用は一回あたり約1万6千円程度するというふうなことも聞いておりまして、これが結局3回ということになりますので、今年度で言いますと、高校1年相当までには、9月の末までには、第一回目を受けておかないといけないというタイムスケジュールだったんですけども、今、12月ということで過ぎてしまったんですけども、そういった意味で、合計3回受けないといけない、4万8千円程度の高額な自己負担をすることになるということになります。3回接種を完了するまでには6か月間かかりますので、2か月に1回ということで、最終が3月だったらよかったんですけども、その年度内に接種する、完了するには、一回目を9月30日までにしないといけなかったということがあります。この対象者、令和2年度について平成16年の4月2日から平成21年4月生まれの方たちが対象になるんですけども、この接種期間としては、高校1年生相当の年齢の人は、令和3年3月31日までということと、全3回の接種の完了までには6か月かかるという、こういう現状がございまして。

そこで質問でございますけれども、結局今で言うと、タイムスケジュールちょっと過ぎてしまってるってことがございますので、こういった、厚労省からもしっかりと通知がきているってことも鑑みまして、しっかりとこういった対象者へのこういったリーフレット等の個別送付による情報提供ができないかということで、お尋ねしたいと思います。併せて、対象者が年度を越えて接種を希望する場合、通知をいただいて、こういうのあるんだと認識して受けたいということになった場合には、ワクチン接種の費用に対する助成ということは、この国の定期接種ではございますけれども、その逃してしまった方々への救済措置ということで、できればこの助成もお願いしたところでございます。個別通知に関しましては、鹿児島県内においてちょっと情報を持ってる数字では、薩摩川内市ですとか、鹿児島市、そして、姶良市、日置市等では、もうしっかりと高校1年生の個別通知がリーフレット郵送による情報提供ということが実施されているという情報を聞いておりますので、是非よろしくお願いします。いかがでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君） 平成25年4月1日から子宮頸がんワクチンの定期接種が始まっておりますが、同年6月にはワクチンとの因果関係を否定できない持続的な痛み等がワクチン接種後に見られたことから、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に推奨すべきでないとされたため、本市においても国の方針に基づき、平成26年度からは個別接種通知を行っておりません。本件に関する直近の状況を申し上げますと、厚生労働省から都道府県・市町村に対して、新たな通知がございました。その概要といたしましては、対象者への周知を図りながらも、一方で積極的な勧奨とはならないよう、留意をすることを求めるものとなっております。なお、積極的な勧奨の再開につきましては、厚生労働省において、改めて判断する予定であることが併せて通知されております。本市におきましては、ただいま申し上げました、厚生労働省通知に基づき、対象者への周知等を行い、接種機会の確保を図るために、奄美市だより12月号におきまして、子宮頸がんワクチンの定期接種に関する広報を掲載するとともに、本市ホームページにて、国から新しく示されたリーフレットの掲載を行っております。なお、この広報を見られて保護者の方が3名、窓口のほうにいらしております。子宮頸がんワクチンに

つきましては3回接種となっておりますが、対象年齢までに接種が終わらなかった場合は自費での接種となります。本市独自の助成はないのかという御質問でございますが、子宮頸がんワクチンだけではなく、他の定期接種も同様の取扱いをしておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

9番（栄ヤスエ君） ありがとうございます。今、広報等で3名の方がやはり、しっかり見られて問い合わせがあったということで、やはり、周知は大事だっていうことがよくよく分かると思います。対象者がやはり、950名もいらっしゃる。その内の、950分の3ということで、まだまだ周知はないと思いますので、是非こういったリーフレット、他市町村も具体的に、個別にですね、個別というか、積極的にはならないんですけども、やはり、知る権利はございますので、そこらへんはしっかりと権利として、このリーフレットの郵送等も含めて、御検討をお願いしたいと思います。最近のメディアの記事におきましても、やはり、周知がなされていないということが定期接種制度を知らないまま、対象年齢を過ぎてしまうってということで、接種を検討する機会を奪われた女性の方々のいろんな切なる声もだいたいあっております。その中には、大学生の一人の方は、自費診療となると約5万円もすることを知りまして、なぜ無料期間のワクチンを打たなかったのか、母、お母さんを、保護者の方を責める気持ちになったとかですね、HPVワクチンをもっと手軽に受けられるようにしてほしいとか、いろんな声がございます。先ほど、マザーキラーってことでお伝えしたんですけども、やはり、この期間を過ぎてしまって、結局いざ結婚をして、妊娠をして、出産に臨む際、その妊娠の時にやはり、検査をしますので、そこで子宮頸がんが分かってしまう、そこで結局は助からなかったりとか、そういった方たちも多いということは現状で数字等出ておりますので、しっかりとこういったことを通知として、周知のほうを今後ともお願いしたいと思います。助成については、ちょっと検討課題になると思いますので、そこらへんは今後のことになるとと思いますが、是非この機会を逃さずに、是非リーフレットについての個別の通知をよろしくお願いいたします。

次の質問になりますけれども、2番目、子ども家庭総合支援拠点設置についてということで質問をさせていただきます。これは昨年1月の千葉県野田市の女性児童虐待死事件を受けまして、体罰禁止や児童相談所の体罰強化などを定める児童福祉等改正法が施行されました。また、改正法におきましては、児童相談所と婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターとの連携強化が明記をされております。この相談体制を強化するために、虐待相談の拠点としての子ども家庭総合支援拠点が、国として2022年度末までに全市町村に設置されることになっているということで、まず、この制度について伺いをしたいと思います。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、子ども家庭総合支援拠点制度の概要についてお答えをいたします。子ども家庭総合支援拠点とは、身近な場所で子どもやその保護者に寄り添って継続的に支援し、子ども虐待の発生を防止することが重要であるという趣旨により、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的な相談支援業務を行う機関で、現在、健康増進課で実施しております。「子育て世代包括支援センター」と虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、福祉政策課で実施している「要保護児童対策地域協議会」、この二つの機能を併せ持った機関となります。

9番（栄ヤスエ君） 制度説明を今、部長のほうでしていただきましたけども、ありがとうございます。この総合拠点ということで、虐待等も含めて、総合的に子どもたちを守っていこうっていう方向性での支援拠点になるところでございます。要対協が今実際ございますけども、そこを重視しながら連携していくってことの認識だと思いますけれども、実際に今本市における虐待の子どもたちが何人ぐらいいるか今年度でもいいんですけども、教えていただきたいと思います。また、虐待数と虐待の種類と、

虐待をする加害者の側の種別というんですか、過去3年間でお願いいたします。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、本市における子ども虐待の現状についてお答えいたします。この数字はですね、あくまでも市に直接相談があった内容となっておりますので、市全体の数の把握まではできていないというのを前提でよろしくをお願いいたします。市で直接相談を受けた虐待の相談件数につきましては、平成30年度26件となっております。虐待の種類別に言いますと、身体的虐待が10件、性的虐待が1件、心理的虐待が4件、保護の怠慢・拒否、いわゆるネグレクトというやつですが、11件となっております。主たる虐待者は実父が5件、実父以外の父親が4件、実母が17件となっております。令和元年度48件相談がきております。身体的虐待が7件、性的虐待が1件、心理的虐待が1件、保護の怠慢・拒否が39件。主たる虐待者は実父が12件、実母が35件、その他、これは祖父ですが、1件となっております。令和2年度、まだ年度途中でございますが、現在の数字は39件となっております。39件の内、身体的虐待が3件、保護の怠慢・拒否、ネグレクトが36件となっております。主たる虐待者は実父が8件、実母が31件となっております。

9番（栄ヤスエ君） ありがとうございます。奄美市の現状がよく分かりました。やはり、ネグレクトは年々多くなっているんですけども、やはり、育児放棄というんですか、ネグレクトの世帯が数字的に大きいかなというふうに今、現状が把握できました。本当にこうやはり、母親であつたりとか、ひとり親だつたりとか、そういったところの現状だと思いますので、実際、今、健康増進課に設置された子育て世代包括支援センターを拠点としまして、妊娠期から子育て期まで、切り目ない相互支援ということで、子育て支援サービスが提供されておりますけれども、子ども総合相談支援拠点については、地域の実情に応じた運営方法をとることもできるようでございますが、母子保健と児童保健との連携体制作りとなるということで、本市における子ども家庭総合支援拠点を2020年度までに設置するための課題というか、そういったものがあれば伺いたいと思います。設置場所ですとか、人員ですとか、よろしく願いします。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、子ども家庭総合拠点の設置に関する課題といたしますか、についてお答えいたします。まず、議員御案内のとおり、拠点につきましては令和4年度中にですね、作らなければいけないとなっております。現在、庁舎内で設置場所を検討しておりますが、現在の福祉政策課と健康増進課、幸いにもフラットな職場ですので、壁とかがないので、今現在もう拠点のような感じで連携はとれている状態なんですけども、その一角を子ども家庭総合支援拠点とできたらと考えております。人員につきましては国の基準がございまして、奄美市のレベルの人口数とかによって決まりがあるんですが、常時2名、子ども家庭相談員という資格というか研修資格ですけども、有する相談員が設置しなければいけないということになっております。子ども家庭相談員については、国家資格、有資格者ですね、相談業務ですとか、社会福祉ですとか、医療関係者、保健師ですとか、看護師ですとか、国家資格を持った方が更に、この子ども家庭の相談に乗れる研修を受けるということで、その有資格者となりますが、市ではですね、保健師がやっぱり、適任じゃないかというふうな考え方を持っております。その配置をすると。課題ということにつきましては、これは今現在もなんですけども、実際動いている中で、その通報等ございます。虐待もあつたりしますが、不登校の通報ですとか、それとか子どもが不衛生であると、家庭がどうなってるんだみたいな、そういった家庭に赴いて要保護児童対策ということで行くんですが、中々受け入れてくれないと、訪問時にですね。家庭の介入を嫌うとか、そういったふうなアプローチの難しさがやっぱりあるようで、これは今現在も、拠点ができても同じような感じでないかと思っております。それともう一つ、この要保護対策関係、それから子ども子育て包括関係もですが、いろんな通報等によってケースが見つかるんですが、中々数がどんどん溜っていくと言いますか、ケース数が増えていく傾向にあるんじゃないかなと考えております。年数がいけばいくほど、その

問題ケースの数の積み重ねが増えていくと。だからそれをこなす人員というのもこの先課題となるのかなと考えてるところです。以上です。

9 番（栄ヤスエ君） 御答弁ありがとうございました。一種の課題とか現状がよく分かりました。本当にですね、専門的な知識とまた子どもにも対応しないといけない、心理面だったりとか、いろんな専門知識を持たれた方々が対応しないといけないということもありまして、また、児童相談所と同じように、本当にこう守秘義務っていうんですかね、本当にこうそういったところもリスクも高いような総合支援拠点になるかなというふうには認識をしておりますので、しっかりまた、人員確保に関しても、また今後課題ですね、クリアしていただきたいというふうに思います。子ども家庭総合拠点は、子育て家庭のリスクに応じた適切な対応していく必要があります。そこに行けば全ての支援を受けられるということで、できるようになるような体制作りをお願いしたいところなんですけども、今、部長がおっしゃったようなことも課題かと思えます。先日、児童相談所の主催で里親の説明会とかにも参加をさせていただいたんですが、やっぱり、児童虐待を受けてる子どもたち、いろんな連動って言うんですかね、いろんな所とリンクしながらですね、やはり、子どもの支援と、また、親の支援ということも手厚くしていかないといけないかなと思いました。もっともっとそういった里親とかですね、説明会等も今、順次開かれてるそうなんですけども、そういったこともしっかりと知っていただきながらですね、広いネットワークというか、そういうのを含めてですね、とっていただければ良いかなというふうに思いましたので、提案をさせていただきます。ありがとうございました。

次に、3 番目の質問に入らせていただきます。重層的支援体制整備事業についてなんですけども、（断らない相談支援）ということで書かせていただいておりますが、これは本年の6月に成立しました、改正社会福祉法などにより、来年度から断らない相談支援と、また、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に進める事業が市区町村で実施できるようになっております。様々な相談を受け止めて、寄り添い続ける、断らない相談支援体制を構築することが目的で、来年4月に施行されるということなんですけども、昨日、川口議員も「8050」の引きこもりのお話をされてましたが、近年やはり、80代の親が50代の引きこもりの子どもを抱える家庭で、生活困窮と介護と一緒に生じる8050問題や、子育てと介護を同時に抱えるダブルケアということも、住民の複雑化、複合化した課題に対応する必要性が一層高まっていることが、現状が、昨日も分かりました。この事業は、3つの支援を一体的に実施するものでございまして、3つ紹介しますが、1つ目は、包括的な相談支援でございます。福祉の窓口は、高齢者、障害者、子どもといった、分野別に分かれておりますので、どんな相談も最初の窓口で、まるごと受け止めてます。例えば、高齢者の窓口に介護の相談に来られた親が、息子の引きこもりのことも相談してきましたら、そこで65歳以上の人しか支援できませんよって断ってしまったら、結局どこにも相談につながらないということで、断ることなく、受け止めて必要な支援につなぐ、相談を断らない、たらい回しにしないということでございます。福祉の分野にとどまらず、住まいや雇用、医療、教育など、他の分野の支援機関とも連携して、家族全体が抱える課題を解決していきます。ただ、引きこもりが長期化してるような場合は、具体的な課題がすぐに見えないということが現状分かります。すぐに支援につながらないことも多々あると思いますが、そうした場合も、伴走型も、何回も何回も行っていていただいて伴走型で本人と同じ目線に立って、本人に寄り添いながら、つながりを持ち続け、課題を一つずつ解きほぐしていただきたいというふうに思っております。2つ目は、地域につなぎ、戻していくための参加の支援ということで、やはり、居場所づくりからスタートしていくことで、仕事をしたり、地域活動に参加したり、本人に合った場所を探して、そこで役割を見出せるように支援をしていきます。例えば、障害者手帳を持っていない引きこもりの方が、働きたい希望があっても、やはり、就労支援に結びつかなくて、いきなり一般就労が難しいため、地域の就労支援施設で障害のある方々と一緒に農作業をしたりとか、何か軽作業をするなど、そういった本人のニーズと地域資源を上手く有効利用して、社会とのつながりも回復することが参加支援でございます。3つ目は、地域

づくりに向けた支援ということで、子ども食堂や運動教室など、住民自らの意思で行う多様な活動や、居場所などを作り、生み出していきます。そのためには、地域の住民や民間団体、農業や観光などの福祉以外の分野の方々とも日常的に顔の見えるネットワークを使っていくということも想定されます。この3つの支援を一体的に行う、重層的支援体制整備事業ということで、実施することによって、制度の縦割りをなくして、制度を人に合わせるのではなくて、困りごとを抱えてる本人と家族を中心とした支援へと結び付けていく福祉の大転換を図ることが期待をされている事業でございます。この中で、改めて人とのつながりが重要だと、改めて認識しておりますけれども、正にこの事業は人と人とのつながりを再構築する事業であり、断らない相談支援、誰も置き去りにしない社会を実現する基盤となる事業だと思いますが、そこですみません、長くなりましたが、質問させていただきます。

本市においての引きこもりの把握は、昨日川口議員でも51人ってことで、数字は聞かせていただきましたけれども、来年4月からスタートする、この重層的支援体制整備事業について、本市としても積極的に取り組んでいくことが必要とも思いますが、どう取り組むお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、重層的支援体制整備事業についてお答えいたします。議員御案内のとおり、来年4月から国のほうで事業となっておりますが、一応、今現在では、手挙げ方式となっております。奄美市としては来年4月の実施については、手は挙げておりませんが、一応現在の考え方ということでお知らせしたいと思います。重層的支援体制整備事業の取組について現在は、各課の相談窓口で受ける相談で、庁内の連携が必要な際は、それぞれ個別のケースで連携が図られております。引きこもりや8050問題、ダブルケアなど、制度の狭間にあり、現行制度では対応が難しい相談もございます。昨日の川口議員の答弁でもお答えしましたが、業務をする中で見つけた場合には、それぞれ相談に応じたり、連携が取れてるんですけども、中々SNSとかを使った相談とかも未だしておりませんし、向こうから来るような相談、それから、出掛けて行くアウトリーチ、訪問して、そういった引きこもりですとか、問題を見つけていくとかいうところのアウトリーチも含めた継続的につながり続ける支援体制というのはまだ出来ていない、整備に課題があると認識しております。議員がお示ししたとおり、このような体制を整えることが断らない相談支援ができる窓口設置であって、かつ、重層的支援体制の整備と理解しております。既存の相談支援等の取組を生かしながらですね、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制ができるように、今年度地域福祉計画を策定予定にしております。その中で具体化ができないのか考えていきたい、取り組んでいきたいと思っております。また、高齢・障害・子ども・生活困窮などの属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とし、一体的な執行を行う、重層的支援体制整備事業の導入、一朝一夕ではできないとは思っておりますけれども、これらの先進地事例を参考にしながら、地域住民、行政が協力した支援ができるよう関係機関と連携をして、取り組んでいきたいと思っております。以上です。

9番（栄ヤスエ君） 御答弁ありがとうございました。今、現状では厳しいというのは、現状は分かりました。今、生活困窮者支援法に関わる、この重層的な事業なんですけれども、この事業のモデルとなる豊中市、奄美市も友好都市でございますが、この8月1日に市長さんのリーダーシップで介護、障害、また生活困窮、子育て支援、生活保護、人権、住宅、教育委員会など、他機関連携体制というものを構築するためのプロジェクトチームを立ち上げて、事業の実施に向けて準備をされたというふうに向っております。やはり、部長がさっきおっしゃってましたけれども、引きこもりの方は中々自分では出てこれない、私も相談とかいただきますが、中々人間関係をまず作るころから、お顔を見てご挨拶してから、そこからスタートするものが多いですので、やはり、そういったのも時間もかかることですし、いろんな方たちがまた関わる、そういった地域とかも含めてですね、地域再生事業もやっておりますので、8地域でやっておりますので、そういった地域の方たちの結びつきも大事だと思いますので、事業の福祉生

活の中にもしっかりと取り入れていただきまして、この豊中モデルをですね、しっかりと見ていただきながら、また取り組んでいただければというふうに思いますので、本当に誰一人取り残さない、また、支援を奄美市でもやっていただきたいと思います。それでは、次の質問に入らせていただきます。

次、4番目ですが、住用地区の保育施設等環境整備についてということで質問をさせていただきます。昨日、竹山議員も同じように質問されておりましたけども、大体のおおまかな流れというか、タイムスケジュールというか、流れは確認はできたところなんですけども、この地域の子育て世代の方、また、保育関係者の方たちよりですね、この在り方検討委員会、2月ありまして、報告もあり、答申もされたところですが、今後またその答申を受けて、市長サイドでまた次の計画へと移っていくことだと思いますけれども、やはり、回っていきますと、在り方検討委員会はあったんですけども、じゃあその後、どういうふうにこの地域で、住用地域でどのように子育て環境が整備されていくのかというところが、中々分かりづらいというお声をいただいたりとか、させていただきました。この住用地区保育施設在り方検討委員会の報告が3月にされた訳ですけども、その報告書の中で住用地区の保育施設の在り方ということで3点ほど報告書の中にありましたので、抜粋しますけれども、1つ目に、住用地区の保育サービスの充実に向けて利用者の増加などに柔軟に対応できる新しい保育拠点施設の早期整備を要望するという。2つ目に、住用地区の保育サービスの充実に向け、新しい保育拠点においては0歳児から小学生までを預かること。給食の提供や保育時間など子育て世代の多様なニーズに応えていただきたいという要望。3つ目に、住用地区における子育て世代の多様なニーズに応えるため、住用及び市へき地保育所については現状を維持していただきたいとの要望事項が出されておりました。昨日の竹山議員への答弁では、へき地保育施設においては、保育のニーズがある限り、今の施設は閉園せずに共存していくという、そういうふうに決定をしたという、市の答弁だったと思いますけども、市集落の方からも心配の声をいただいておりますので、そのことについて質問をさせていただきます。まずは、今年度の保育施設、児童クラブも含めてなんですけども、今、閉園中の利用状況などの現状を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） それではお答えします。まず、へき地保育施設についてでございますが、3歳児から5歳児につきましては、東城へき地保育所に11名、住用へき地保育所に5名、市へき地保育所におきましては、令和2年4月から休園となっております。次に、0歳児から2歳児までにつきましては、民間の保育施設「にこにこ保育ルーム」に定員が5人で、現在5人在所しております。学童クラブにつきましては、14名の小学生児童が登録されています。以上です。

9番（栄ヤスエ君） ありがとうございます。今、東城のへき地に関しては、今、危険性があるということで、今、高齢者のコミュニティセンターのほうで今、育児がされているというふうに、保育されていると思います。住用のほうも今、一緒に何か最近までやってたんですけども、もう住用へき地のほうに戻られたってということですか。もう今、一緒に保育をやっているってことですね。じゃあ一緒にいる原因というか、要因はなんでしょうか。住用と東城が。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） お答えいたします。現在、正職員の先生のほうが産休のほうでお休みしてるものですから、人数的にも5名ですかね。今、一緒になって、東城のほうで園児たちは活動を行っております。以上です。

9番（栄ヤスエ君） 人員の配置のことで子どもたちが一緒についてことですね、現状、はい。ってことは、東城が11名、住用が5名ですので、16名の子どもたちが一緒にへき地というか、コミュニティセンターのほうで今、一緒に保育を受けているということにですね。分かりました。産休ってことなんですけども、この前、その東城のへき地に行った時にですね、その職員の方たちがやはり、住用地域で

はなくて、やはり、名瀬からの通いだったりとか、また、子どもたちも見たらですね、親御さんたち、保護者の都合で名瀬に預けてたりとか、いろんな現状があるように見受けられました。ですので、今後、子どもたち、親の都合で名瀬にだったりとかっていう、色々あると思いますけれども、逆に向こうからこの住用のほうに預けているっていうケースもあったように、数字的に見ました。ですので、いろんな多様なニーズがあるってことがよくよく分かりました。やはり、先ほど要望時にありましたけれども、やはり、0歳から2歳、幼児とまた3歳・5歳が別々などところにあるってことは、兄弟がいたりとかすると、別々に親御さんとしては、預けないといけないということがあって、すごく大変な思いをされるんじゃないかなというふうには思いましたので、この在り方検討委員会の中でも、今後まとめて言うんですか、こども園的な、そういったものを造っていくようなお話がございましたので、ちょっと質問させてもらいますけれども、今後開園している保育所の保育士などの人員配置と住用以外からの通勤が多いというふうに聞いておりますけれども、住用地区で、すみません、ちょっと質問が前後しますけれども、市へき地保育所は、集会場の中に併設で運営されておりますけれども、建築より35年が経過しているようです。住用のへき地保育所は経過17年、東城へき地保育所は現在は使われていないようですけれども、住用コミュニティセンターで今、保育はされているということが現状ですね、すみません。

2つ目に、すみません、質問なんですけれども、今年度開園している保育所の保育士などの人員配置と住用以外からの通勤が多いと聞いておりますが、現状をまず、伺いたいと思います。すみません。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） へき地保育所のみの内容でございますが、職員含め、常勤が5名勤務しており、その内、3名が名瀬から通勤しております。非常勤の会計年度任用職員につきましては、臨時的に対応することから、住用在住が11名、名瀬は2名となっております。以上です。

9番（栄ヤスエ君） 分かりました。5人、5人で、10名。3人ですね。住用在住が11名ということですね。はい、分かりました。この住用地区在住で仕事が名瀬地区にある子育ての世帯の方、お子さんは、名瀬に預けている方などもおられるようですけれども、先ほどもちょっと重複しますが、0歳児と3歳児の兄弟では、預け先も別々になってしまうと、多様なニーズがございます。この在り方検討委員会の報告では、土曜保育、開所時間の延長、給食の提供、0歳児から預けられる施設として、保護者からの要望では、認定こども園ということでの施設建設の要望があったようでございますが、そこで質問をさせていただきます。新しい保育拠点施設の建設について要望とともに、具体的な建設予定地も示されておりますが、建設予定地が、規模ですとか、また完成までのスケジュールなども現状を伺いたいと思います。はい、よろしくお願いします。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） 議員御質問のとおり、在り方検討委員会では、東城小中学校グラウンド敷地内を建設予定地として要望されております。在り方検討委員会の報告を基に、0歳児からの保育、給食の提供、保育時間などの多様なニーズに対応できるよう、取り組みたいと考えています。また、規模やスケジュールにつきましては、全体の基本構想策定委員会や関係機関と連携をし、諸条件を整備したうえで、早急に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いします。

9番（栄ヤスエ君） 分かりました。場所としては、そのグラウンドの中の一角で、住用コミュニティセンターの隣接地ということで理解はいたしました。やはり、あの待望するところは、地域の方たちも早く造ってほしいという要望等もあるようでございますので、今、基本構想策定委員会をつくって12月に策定委員会を立ち上げたところですね。今年度でまた、それが策定委員会で報告があるということで、これからまた次のタイムスケジュールがあるというふうに思っておりますので、是非また良いものをしっかりと議論していただきまして、造っていただきたいというふうに要望させていただきます。

質問の4番目なんですけども、その中で東城地区においては、先ほども出てきましたが、放課後児童クラブもございまして、使用している施設の老朽化と山の斜面にも近いということから、危険地域であることも目認でもよく分かります。この児童クラブに関する課題とか、今後の計画とか、何かございましたら教えていただきたいと思います。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） お答えいたします。現在、放課後児童クラブにおきましては、東城小中学校隣地で保護者が主体となって運営しております。議員御指摘のとおり、これらのことを踏まえ、在り方検討委員会では、小学生児童の安全や利便性を考え、保育施設に併設する方針が決定しております。以上です。

9番（栄ヤスエ君） 併設ということに決定しているということがよく今、認識できました。ありがとうございます。本当に子どもたちが借りてる所なんですけども、夏場とかですね、たくさん子どもたちがあの中で元気よく遊んでいらっしゃる姿を見て、やはり、暑いですし、危険性もすごくあるなあというふうには思いました。雨漏り等も少しあるというふうに聞いておりましたので、業者の方からですね。しっかりとまたその方向性が見えたということで、青写真が見えたということで、安心をさせていただきました。是非またよろしく願いいたします。令和2年の2月に実施される、その保育施設の利用希望に関するアンケートも採られておりますけれども、それがまた、回答率が70.5パーセントで配布世帯が44、回答世帯数が31ということで、利用希望者数として未就学児の49名の内、40名、名瀬地区8名、これから子どもを希望する7名を含む49名の方から回答をいただいて、定員の考え方としては、3歳以下の27名を勘案して、定員を25名としたというふうに記載しておりましたけども、規模的にもこれくらいの人数というかですね、ふうになるのかなというふうに思いましたので、しっかりとまた住用地区において、子育て世代が安心して働きながら子育てができる環境を整えていただきますように、是非よろしく願いしたいと思います。多くの方がやはり、住用に住ながらですね、やっぱり、外に出るんじゃなくて、やっぱり、こう人口も減っておりますので、住宅もできていたりとか、空き住宅とかも空き家とかもあるように思ってますので、しっかり居住の移住って言うんですか、居住もしっかり含めた上で、子育てができるような形で多くの方たちが住用に住みながら子育てをしていただくってことを是非取り組むようにお願いしたいと思います。本年度は、先ほども重複しますが、基本策定の委員会を立ち上げられたということで、しっかりとより良い保育環境が住用のほうにもできますようにしっかりと要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、笠利地区の保育施設整備についての質問に移らせていただきます。この笠利地区の保育施設等在り方検討委員会が今年度立ち上げられて、昨日の竹山議員への答弁で現状と今後っていうのはおおまかに分かったんですけども、17名の委員構成でアンケートを笠利地区の保護者と保育施設職員、地域住民への実施をしたということで、また、アンケートの保護者からの回答率が93パーセントと高いですね。職員からの回答率も94パーセントと高いです。8月1日付けの地元紙記事におきましては、保育施設設備の充実を要望する意見が多く、職員からは保育内容の充実と郷土文化との触れ合いなどのソフト面の向上と、また、保護者からは自宅からの近さであったりとか、待機せずに入所できる、今、課題だと思いますが、できることといった利用しやすさを重視する声も少なくないというふうにございました。7月には第一回の委員会を立ち上げられて、これまで3回開催されていると、委員会で笠利地区保育施設の課題として、施設の老朽化であるということと、待機児童の解消、認定こども園の新設等について議論をしているというふうに認識しております。また、笠利地区に認定こども園を新設する方向も確認しておりますけども、そういった答弁であったんですが、その課題の中には利用児童の減少や保育士の不足も入っていたかと思いますが、私はまた、笠利地区の保育環境についての質問は今回二回目になりますけれども、前回の質問では、やはり、笠利地区で待機児童が出ているっていう現状

を初めて知りまして、それはなんでだろうってことで、調べさせていただいた、回らせていただいたところなんですけども、やはり、保育士だったりとか、職員が不足しているってことがよく分かりました。職員の配置の推移や現状や用安へき地の保育所の現状なども質問させていただきましたけれども、今回も笠利の保育施設を訪問し、住民の方からの声をお聞きしながら、今後の保育環境についての質問をさせていただきます。

1つ目が、保育施設として公立で9か所の施設が笠利地区には点在しておりますけれども、用安へき地保育所は今年度で廃止、解体をしておりますので、隣の集会場で運営しているということで、場所的には、施設的には8か所というふうになりますが、どの施設も建設年数が40年以上も、施設管理のを見せていただいても、経っております。休園している施設の現状と、また、課題、休園から廃園になった場合の土地の利用と住宅等との使い方もできるのではないかと考えておりまして、そのことについて伺いしたいと思います。

笠利総合支所事務所長（濱田洋一郎君） それでは、お答えいたします。現在、笠利地区には宇宿保育所、須野分園、そして、喜瀬へき地保育所、手花部へき地保育所、この3つの保育施設が休所中でございます。この3つの保育施設の今後の利用につきましても、在り方検討委員会の中で議論を重ねる予定となっておりますが、議員がおっしゃった、土地の利活用も含めまして、地域ニーズを把握した上で、有効利用につなげていくために総合的な判断をしていくことになるのではないかと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

9番（栄ヤスエ君） そのことで少しまた、あれなんですけども、ちなみに喜瀬へき地に関してはもう本当に老朽化が進んでいて、爆裂もすごいですし、草もボーボーしていて、本当に野ざらしの駐車場として利用しているっていう現状があると思います。地域の方からその土地を住宅っていうか、やっぱり、どこも住宅って住むところが必要だってことで、やはり、住宅に転用って言うんですかね、できないのかなっていう要望も一回は出したことがあるっていうふうにお聞きしたんですけども、そういったことが今後できるのかどうか、それも御答弁ができるようでしたら、すみません、お願いいたします。

笠利総合支所事務所長（濱田洋一郎君） えっと、昨日も申し上げましたが、委員構成の中に地域の方の代表という方も入っていらっちゃって、あの、駐在員会を代表して、入ってきていただいている方が喜瀬集落の方でもございますし、実際そういった議論が今、行われている中で、具体的に話されているってことはないんですけども、次回今度1月の22日でしたかね、ある予定ですし、その中でいろんな意見が、そのような意見が出ればですね、なお良いのかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

9番（栄ヤスエ君） ありがとうございます。議論をしていかないと中々今では現状でお答えできないというのはよくよく分かります。昨日は、竹山議員も用安へき地の集落の要望だったりとか、どういうふうにあそこを利活用していくかっていうとか、まだまだ検討課題もあるってことが言われておりましたけども、やっぱり、いつまでも集会場を使ってる訳にはいかないということも認識はしておりますので、そこら辺も含めてしっかりと検討していただきたいと思います。また、あの在り方検討委員会でも課題とされております、先ほど決定されたということで、認定こども園の新設についてでございますけれども、具体的に赤木名保育所と赤木名幼稚園を併せて、ということで新設する構想かと私自身は想定をしているの質問になりますけれども、建設場所ですとか、規模などについてなんですけど、住民の皆様から今後どのようになるかってことで聞かれることが大いにございます。現在の場所においては、やはり、河川の近くであるってことと、やはり、地震とか津波があったときには、やはり、海に近いってこともあって、非常に危険な場所であるってことは、もうすごく自分自身も思っております、まあ言え

ば、災害のリスクも高い場所であるというに危惧しておりますので、新設で例えば建設するのであれば、高台というかですね、少しでも高い所が望ましいと考えますが、そこら辺に関しては当局の見解はいかがでしょうか。

笠利総合支所事務所長（濱田洋一郎君） 認定こども園でございますけれども、議員が今、おっしゃったとおり、赤木名幼稚園と赤木名保育所を統合するという形での幼保連携型の認定こども園を新設するという方向で、委員会は確認をしているところでございます。これをまず、申し上げておきたいと思います。それで、その建設場所ということですが、正に議員御指摘のとおりでございます。防災上のリスクの回避ですとか、安心・安全というのが最優先だと考えておりますので、やはり、それを最優先に場所は選定されるべきだと認識しております。それから、規模の話がございましたが、例えば定員何人にするとかですね、その規模とか、その幼保連携型の認定こども園にどういう機能を持たせるのかと、新しい機能をどう持たせるのかということを含めまして、検討委員会の中でですね、今後また、議論を深めてまいりたいと考えております。以上です。

9番（栄ヤスエ君） 御答弁ありがとうございました。まあ、そこも含めて他の施設もですね、老朽化が進んでおりますので、しっかりとそういったところも今後検討課題に入れていただきながら、御話し合いをよろしくお願いします。委員会においては、多くの意見を先ほどもアンケート結果がございましたように、データに基づいた資料もしっかりと提示をしながら、委員の判断材料も示していただいているというふうには認識しております。その中で、進んでいくことだと思いますが、第一回の委員会の朝山市長の言葉として、30年後、40年後の将来を見据え、子どもたちが輝き、笠利地区、住用地区もですけれども、子どもたちが輝き、発展のため、望ましい保育施設等について御意見・御要望等いただきたいということで、委員の方へのご挨拶があったと新聞記事で見ました。来年はまた、奄美市が住用町、笠利町、名瀬市と合併して、奄美市が誕生して15年目になります。それぞれの地域の特性、また、文化や伝統も併せて、次世代を担う子どもたちの保育教育環境の整備は、今の大人達の責任だと思っております。名瀬も併せて3地域のより良い環境が、しっかりと整って子どもたちが成長できますように、奄美を誇りを持って育っていきますように要望いたしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、公明党 栄ヤスエ君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。午後4時に再開いたします。（午後3時42分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後4時00分）
引き続き、一般質問を行います。
チャレンジ奄美 正野卓矢君の発言を許可いたします。

1番（正野卓矢君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。チャレンジ奄美の正野卓矢です。2日目のトリということで、張り切って質問していきたいと思っております。よろしくお願いします。一般質問に入る前に、少々所見を述べさせていただきます。12月を迎え、急に寒くなってきました。体調管理が大切になります。忙しい時期ではありますが、よく笑い、外で太陽の日当たり、しっかりと睡眠をとって、免疫力を上げて、この冬を乗り越えていきましょう。

さて、昨年の選挙より、一年が経過いたしました。同じ会派の先輩議員でもあります、安田議員をはじめ、他の先輩議員の皆さんに引っ張っていただきながら、一緒に当選した同期の皆様にとたくさんの刺激を受け、市民の皆様からは最初の気持ちを忘れるなど、頑張れと、激励をいただき、この1年やってまいりました。とにかく初めての経験ばかりで、気付けばあっという間に過ぎた1年だった気がしま

す。1年前、初めてこの場所に立てた時の気持ちを忘れずに、責任感を持って、一日一日しっかりと頑張っていきたいと思っております。先日の話ですが、私は作業療法士の皆さんとの勉強会に参加させていただく機会がありました。参加して話を聞くまで、作業療法士のことはリハビリの仕事に関わる何かの仕事かな、それくらいのことしか分かっておりませんでした。ですが、この勉強会で作業療法を知り、病院や介護の現場ではもちろん、保育所や学校、一般企業、この市役所、その他様々な場所で活躍することができる仕事なんだということを知りました。このように身近にある素晴らしい仕事や善い行いはたくさんあるのですが、私が今まで知らずに見逃していることが多いのかもしれないと感じました。正直なことを申しますと、この一年で私自身、議員として何かやれたと、そういう実感はまだ感じられておりません。ですが、私は議員として活動するまで知ることのなかった、素晴らしい試みや善い行いをされている方のことを知る機会が、議員活動を通じて確実に増えてきました。そんな方々の活動に私も賛同させていただき、時には背中を押す一人になったり、一緒になって旗を立てたりすることで、お役に立てることがあるのではないかと考えました。まずは、たくさんの方々に気軽に声を掛けていただけるようになり、新しいことを知り、教わり、学び、分かり合える、そういうことから始めていきたいと思っております。新しい人との出会いやリモートでのセミナー受講などにも参加し、色々なことにチャレンジできる2年目にしていけたらと思っております。

それでは、質問へ入ります。1、危険な空き家についてです。これから将来へ向けて空き家が増加していくことは奄美市の課題の一つだと考えられますが、現在、奄美市において、笠利、住用地区、名瀬地区における空き家の数、空き家の状態というか、危険レベル等で分類されてると思いますが、危険なものはどれくらいあるのか、また、所有者の確認できていないものは、どれくらいありますか。お示し下さい。次の質問から発言席で行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、早速正野議員にお答えいたします。空き家ということでございますが、特に危険な空き家につきましては、本市におきましても、少子高齢化による人口減少や、地域の過疎化等により、市内各地に空き家が増加し、散在している状況であることも認識いたしております。そのようなことから、先ずは、現状を把握するため、令和元年度に市内全域を対象とした空き家実態調査を実施いたしました。また、この調査では目視による空き家の場所の特定と、家屋の危険度を調査し、3段階の判定を行ったところであります。御質問の空き家の件数及び種類につきましては3段階に分けております。A、B、Cのランクによって分けておりますので、御理解いただきたいと思います。まず、判定Aといたしまして、建物が良好であり、利活用可能な状況。B判定で、利活用するには一部修繕が必要な状況。C判定は老朽化により、周囲に危険を及ぼす可能性がある状況の3段階に分けて分類をいたしております。その結果を申し上げますが、少し数字が並びますので、よろしいですか。市内全域において判定Aが225件、判定Bが411件、判定Cが383件、総計で1,019件の空き家が確認されております。その内訳を地域別に申し上げますと、名瀬地区の判定Aが141、判定Bが206、判定Cが292、合計639件です。住用地区の判定Aが28件、B判定が37件、C判定が26件、合わせて91件ということです。笠利地区の判定Aが56件、B判定が168件、C判定が65件の計289件でございます。また、所有者の確認につきましては、今回の調査では地図の上において場所や危険度を判定し、データ化したところでありますので、今後調査結果を分析いたしまして、固定資産情報との整合性を図りながら、所有者データを作成してまいりたいと考えております。また、通学路に接しているなどの詳細データにつきましても、所有者情報と併せて作成する予定であります。危険な空き家の場所等の調査結果につきましては、教育委員会とも情報を共有しながら対応してまいりたいと考えているところであります。以上です。

1 番（正野卓矢君） 市長，ありがとうございます。

では，次の質問に入ります。2 危険な空き家に対してですね，奄美市として今現在，何かできることがございますか。お示し下さい。

総務部長（三原裕樹君） 議員御案内のとおり，本市におきましては，平成31年4月に「奄美市空き家等対策の推進に関する条例」及び「同条例施行規則」を制定をし，本市及び所有者等の責務，その他必要な事項を定め，空き家等の対策を総合的かつ計画的に推進をしております。この条例に基づき，危険な空き家に関しての情報提供があった場合には，担当課において現状を確認し，固定資産税や戸籍等の照会を行い，所有者若しくは相続関係者を特定し，所有者などに対し，管理物件の改善等をお願いしているところでございます。以上でございます。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。そのまま3にいきます。所有されてる方がどう見ても放置していると見られた場合ですね，何か手段というか，対策がありましたらお示し下さい。

総務部長（三原裕樹君） 所有者が放置をしている場合につきましても，危険な空き家等に関しましては現地確認を行い，所有者等を特定し，管理物件の改善等をお願いをしております。また，奄美市空き家等の対策の推進に関する条例，この第4条によりまして，「所有者等は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう，自らの責任において空き家等の適切な管理に努めなければならない」と定められておりますことから，放置されてる空き家等につきましても，先ずは，所有者等において対処していただきたいと考えております。放置されている物件所有者の多くは，管理に係る費用を負担をする金銭的な余裕がないことなどにより，除却や修繕等に数年の期間を要する場合もあるものと認識をしております。いずれにいたしましても，放置物件に対しましては，所有者等の責任において，改善を図っていただくよう，粘り強く改善を求めてまいりたいと考えておりますので，御理解をお願いいたします。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。よく分かりました。本人がもちろん解体するのは当然だと思うんですけど，これ話し合っってそういう解体までいった実績とかありましたらお示し下さい。

総務部長（三原裕樹君） 現在のところ，この条例が31年にできまして，現在のところそういった実績はございません。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。分かりました。じゃあ，そのまま4にいきます。将来的に空き家の増加が見込まれますが，それについての対策はありますか。

総務部長（三原裕樹君） 国のほうになりますけれども，平成30年度に実施をした住宅・土地統計調査によりますと，平成30年10月1日現在における我が国の空き家は，平成20年が757万戸，平成25年が820万戸，平成30年が846万戸と，国においても年々増加傾向にあり，本市におきましても，今後も増加が見込まれるものと推測をしております。本市といたしましては，空き家の増加を抑制する対策といたしまして，移住者限定ではございますが，空き家を購入及びリフォームをする場合の助成制度や住宅を借りたい人と貸したい人をマッチングする空き家バンク，この制度を創設し，活用しているところでございます。奄美市移住・定住住宅購入助成事業につきましては，移住希望者が住宅を新築，または中古住宅を購入される場合，基本額50万円，条件によって最大100万円助成する制度でございます。また，奄美市移住・定住住宅リフォーム助成事業につきましては，移住希望者に貸し出すことを条件に空き家をリフォームした場合，リフォーム費用の2分の1，これも最大で100万円を助成する制度，というふうになっております。以上でございます。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。どの家も空き家バンクに登録できる訳ではないと思いますので、やはり、空き家の状態になる前に、何かできる対策はないかということが大切になってくると思います。家は人が住んで長持ちしますので、空き家になる可能性のある家屋も所有者と、空き家にするのではなく、できればどなたかに住んでいただくように話を進められたらと思います。

それでは、次の質問です。5、空き家対策協議会が進んでないように思われますが、理由があればお示し下さい。

総務部長（三原裕樹君） 空き家等対策協議会につきましては、国の空き家等対策の推進に関する特別措置法及び先ほど申し上げました、奄美市空き家等対策の推進に関する条例、これに基づき、設置をされ、奄美市空き家等対策協議会設置要綱で、空き家等対策計画の策定及び変更に関する事項、それから、特定空き家等の認定及び措置に関する事項、これを所掌する協議会と規定をされております。協議会設立への進捗状況につきましては、現在、先ずは担当課において、協議会で審議いただく空き家等対策計画案、これを案として現在作成をしております。その後、法制、不動産、建築等に関する知識を有する方を選定をし、この後委員を委嘱するというふうなスケジュールになっております。現在、昨年度の空き家実態調査の結果を受けまして、空き家等対策計画案、これを一応案として作成をいたしました。この案を現在、庁内関係各課において内容を精査をしているところでございまして、これらを踏まえ、今年度内には協議会を設置したいというふうに考えております。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。今の現状は理解できました。

次へいきます。所有者は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないようにですね、きちんと管理しなくてはならないと、そういうふうに考えますが、手をつける様子がない場合ですね、その所有者による解体を後押しする、そういった仕組みづくりが必要だと思っていますけど、何かありましたらお示し下さい。

総務部長（三原裕樹君） 空き家の解体を後押しする仕組みづくりにつきましては、市民の安全や生活環境の保全、それから、管理不全な空き家等の増加の抑制を図る対策として、大変重要なことだと考えております。先ほど申し上げましたとおり、所有者におかれましては、除却や修繕などの意思はあるものの、金銭的余裕がなく、即対応ができないことや、対応まで時間を要するケースもございます。このようなことから、庁内関係各課と相談しながら、解体を後押しするような補助制度を創設できないか現在、検討しているところでございます。今後、この補助制度以外での解体を後押しする仕組みづくりにつきましても、奄美市空き家等対策協議会をはじめ、集落や町内会等にも御意見を伺いながら、研究をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。そうですね。お金のかかることですから、積極的に解体を行った場合、何かしらの特典もあってもいいのかなと思います。住宅が建っていたらですね、空き家であっても、固定資産税が減免されるため、解体するほうが損する、そういう状態であることも積極的な解体が進まない原因であるという方もいらっしゃると思います。空き家を持ち続けることがデメリットになる仕組みも必要なのかもしれないと感じています。ちなみになんですけど、不動産業者を通していない場合に限りますけど、所有者が内地にいて、空き家になる可能性のある、放置された家を貸してもらえたら是非借りたいと考えている人がいたとしてですね、普通に相談を受けたんで言ったんですけど、そういう声が市民からあれば、奄美市からですね、不動産を通してないので持ち主に賃貸依頼を促すことは可能でしょうか。

総務部長（三原裕樹君） 先ほども少し申し上げましたけれども、本市におきましては移住希望者限定でありますが、平成27年度から空き家バンク制度を始めております。この制度は、空き家所有者に空き家バンク物件として登録していただくとともに、借りたい移住希望者に登録利用いただいております。また、空き家バンク制度では、先ほど不動産以外という話もありましたが、市内不動産業者が担当となり、賃貸及び売却の条件についても相談し、登録することが可能であります。しかしながら、この空き家バンク制度につきましても、空き家等は、先ずは個人の財産でございますので、先ずは、所有者においてこの賃貸を含めた活用方法について、先ず、空き家の所有者の方々が検討をいただくことが重要と考えておりますので、このことについても周知・広報を図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。空き家バンクは一応不動産を通しての話ということですか。ありがとうございます。危険な空き家はですね、放置されると地域の人や財産を傷付けたりですね、衛生上有害となる恐れもあります。景観を損なう可能性もあります。ですので、自治体が幾らか補填していくのは致し方ないことなのかと思います。危険な空き家の予備軍は増加し、財政を圧迫して今後もコストは増加していくかもしれません。そして、そんな空き家の周りに住んでいらっしゃる方には、高齢の方もいます。所有者や管理している方の中にも、高齢なことが原因で手をつけられずにいる方もいると思います。ずっと先の未来まで延ばしていい課題だとは思いませんので、まだ予備軍の内からですね、手を打っていただいて、対策協議会を中心に空き家対策が前に進むのを期待して、この質問は終わります。

次は、大きな2番の市税等のクレジット決済導入についてです。1、現在、奄美市で取り入れてるコンビニ収納、スマホ決済は全体から見てどのくらいの比率になりますか。

市民部長（満永亮一君） 市税等のコンビニ、スマホ決済の比率につきまして、令和元年度の納付件数でお答えいたします。納付件数は、奄美市全体で16万992件あり、その内、コンビニ収納件数は、4万5,630件で、28.3パーセント。スマホ決済による収納件数は、1,724件で、1.1パーセントとなります。コンビニ収納は、平成27年度から開始しており、開始初年度は、約2万6,700件の利用でございましたが、その後は年間約5,000件前後の伸びとなっております。スマホ決済につきましては、平成30年度より開始しております。令和2年度より利用できるサービスが2つ増え、利用可能なアプリは4つとなっております。このサービスの増加に伴い、令和2年度の9月末現在における利用件数は、2,911件で、前年比の約1.7倍と大幅に増加をいたしております。以上です。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。やっぱり、払いやすいってのが一番だと思うんですね。今から若い人たちはコロナもありますし、対面式ではない、こういった支払いの方法で納付していくと考えられますので、この比率はどんどん上がっていくのかもしれませんが。

それでは、次のクレジット決済についてです。クレジットカードの決済については、納税者の支払の選択肢が増え、利便性の向上につながります。また、政府においてもですね、所得税等の納付についてキャッシュレス化を進める方向性が示されております。昨年の安田議員の質問では、検討されるということでしたが、クレジット決済導入の見通しはいかがでしょうか。

市民部長（満永亮一君） 御質問のクレジットカード収納の導入に関しましては、その利便性・優位性に加え、新型コロナウイルス対策として人と人との接触、密の回避、新生活様式に対応できるよう、非対面型納付方法として導入を検討し、令和3年の4月から利用開始できるよう準備を進めてるところでございます。以上です。

1 番（正野卓矢君） クレジット決済導入していただけるということで、本当にありがとうございます。大変利用しやすく、便利だと感じる方も多いと思います。

では、そのまま次の質問へ移ります。3、このクレジットカードを取り入れることによって、メリット・デメリットがあればお示し下さい。

市民部長（満永亮一君） クレジット収納は、納付額に応じたポイント還元や、金融機関・コンビニに向くことなく、自宅にいながらスマートフォンやパソコンを利用し、24時間納付が可能なこと、クレジットによる分割払いが可能なことなど、様々なメリットがございます。また、これまでのコンビニ収納やスマホ決済で利用されておりましたバーコード付き納付書をそのまま利用でき、そのシステム導入に大規模なコストや期間を要しないこと、利用手数料のコスト削減等、本市におけるメリットもございます。デメリットとしましては、利用者に手数料がかかることや、市側のシステム利用に月額費用がかかるなど挙げられますが、利用者側は先ほど申し上げたポイントの還元や利便性などから、市側では手数料のコスト削減などにより、十分カバーできるものと考えております。

クレジットカード収納の導入は、公金の支払い方法の選択肢が増えることから市民サービスの拡充を図るものであります。市民の皆様には、市のホームページや広報紙でのお知らせに加え、当初納付書発送時にチラシも同封し、利用方法などに関しましても、分かりやすく周知を図りたいと考えております。今回はコロナ対策を踏まえた納付に関する整備となりますが、今後も市民の利便性に十分配慮し、納期内納付の推進、収納率向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。県内の自治体の中でも、奄美市においては早期の導入ということで、本当にありがとうございます。クレジットカードで支払うことでポイントが貯まる、これみんなポイント大好きですね。24時間支払い可能で、気が付いた時に払うことができるのは本当に助かります。後、現金を持ち運ばなくていい、分割できる、メリットはたくさんあります。ですが、やっぱり、納税者の支払いの選択肢が増え、より便利になるということで、納付率の向上につながっていく、そのことを期待してこの質問は終了いたします。

つづいて、大きな3番の指定避難所の見直しと整備についてです。1、台風10号の際、指定避難所は開設した場所としなかった場所があると思いますが、開設できなかった箇所はいくつありましたか。理由までお願いします。

総務部長（三原裕樹君） 本市において、指定避難所は114か所ございますが、今回の台風10号で開設をした避難所は78か所ございまして、残り36か所は開設してございません。今回の台風10号におきましては、名瀬測候所より、記録的な高潮、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫といった、これまでにない警戒情報が発表されていたため、川沿いや海に近い避難所は危険であると判断をし、開設を行わなかったものでございます。平地が少なく、山と海に挟まれた地域に集落を形成している奄美の地形上、浸水、土砂、津波など災害や気象状況等、総合的に判断をして、できる限り安全な避難所を開設し、運用をしているところでございます。また、台風10号では開設予定の避難所について、事前に新聞やホームページで周知するとともに、開設時にはエリアメールやホームページで開設避難所一覧を掲載するなど、分かりやすく案内をしたところでございます。以上でございます。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。開設できなかったところは安全に配慮してっていうことですね。今回避難所として不適当と言いますか、安全ではないと感じた箇所について、奄美市のホームページでは、まだ指定避難所はそのままとして残っていると思いますが、これは更新されるんでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） 奄美市のホームページには、市民の皆様へ指定避難所を広く周知するため、避難所一覧を掲載をしております。先ほど、答弁をいたしましたとおり、避難所開設につきましては、災害や気象状況等、総合的に判断をして、より安全な避難所を開設しており、今回開設しなかった避難所が指定避難所として適していないということではございませんので、御理解をお願いいたします。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。分かりました。ちなみにですが、新川ふれあい館はですね、まだ新しく、居心地も良いというか、環境も良いと思いますが、避難所に至らなかった理由があればお示し下さい。

総務部長（三原裕樹君） 昨年度に完成しました、新川ふれあい館におきましては、空調設備等も整っており、避難所としても大変適した施設でございます。今回の台風10号におきましては、新川に隣接している、新川ふれあい館について、これまで以上に高潮、洪水の危険性が非常に高いということにより、開設をせず、住民の安全を優先し、川沿いを避けた避難所として、近隣の大島高校や小俣集会場を開設したところでございます。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。立地が川沿いであったという、そういうことが理由だと思います。それも踏まえて、次の質問へと移ります。新しくできる予定のハザードマップ等をですね、活用して、現在の指定避難所を見直す予定はありますか。また、名瀬の市街地には、避難所のない地域もあると思います。それについては、どういうふうにお考えでしょうか。そして、地域住民にも当てはまることだとは思いますが、自分のことは自分で守るといった、それぞれの意識向上のためにそういった気運を上げていくためには何が必要だと思いますか。市として取り組んでいることがあればお示し下さい。

総務部長（三原裕樹君） 避難所の追加や廃止に関しましては、本市の防災会議をとおして見直しを図っているところであり、見直した箇所につきましては、今回更新するハザードマップに反映をさせる予定でございます。本市が指定をしている避難所につきましては、その多くが地域の拠点であり、普段から人が集まる場所である学校や集会場、それから公民館など既存の施設を指定し、地域に関しましては、人口や広い地域をカバーできるよう考慮し、指定をしております。このことから施設がない地域につきましては、近隣の指定避難所を指定しておりますが、今後も指定可能な施設の検討を行い、避難所の確保に努めてまいりたいと存じます。また、住民の危機管理能力向上につきましては、出前講座や自主防災組織の訓練、それから鹿児島県の事業を活用した避難力強化支援事業などを行っているところでございます。今後も引き続き住民の防災意識の向上や危機管理能力の強化に努めてまいりたいと存じます。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。市街地の避難所のないところは考えていただけるということですね。後、せっかくある新川ふれあい館、やっぱり、ハザードマップを利用してですね、次から指定していただける避難所は、ハザードマップを利用して、早めの見直しをお願いしたいと思います。後、意識向上の部分ですが、奄美市においては自主防災組織率は高いと思います。ですが、行政から提示された組織の結成事例などを参考にして、とりあえず作ったみたいなそういう地域もあるのではないかと感じています。本当にその地域に必要な防災活動と組織のマッチングがとれていないと、いざという時に動きがとれないと思います。公助の部分だけでやはり、限界があると思いますので、私たちは市民レベルで意識を上げ、自分で考える地域での活動が大切になってきていると思います。

そのまま3の質問へ入ります。奄美市では、自主防災組織の代表は大体自治会長などが中心になっていると思います。その指定避難所を管理している自治会長などからこの前の台風10号の避難所の対応

として、色々声が出ているとお聞きしましたが、どんな声が出ていましたか。それに対しての見解をお示し下さい。その中でいくつか要望が出ていると思いますが、できることがあればそれもお示し下さい。できない理由があれば、それをお願いします。

総務部長（三原裕樹君） 本年9月の台風10号におきましては、接近前から気象庁が特別警戒級の勢力であると厳重警戒を呼び掛け、本市では早めに避難所を開設したこともあり、約2千500名の方が避難をされました。市民の皆様がしっかりと対策をし、災害に備えていただいた結果、一部損壊などの物的被害はあったものの、人的被害はなかったところでございます。皆様方からは、「早めの避難の呼び掛けで、滞りなく避難行動に移れた」、「学校避難施設にて先生方が協力して下さり、大変助かった」、などの色々の御意見や、島外の方から「高齢の母が市からの呼び掛けで早急に避難できた、また、避難所においても感染症対策が徹底され、安心して過ごすことができた」、などの御意見もございました。一方で、町内会長等の皆様方からは、避難所内での物品などの要望もございました。具体的に、段ボールベッドや、プライバシー保護のための間仕切り等の要望がございましたので、8月21日付けの専決予算にて、段ボールベッド100個、間仕切りを200個の予算を計上し、まだ、一部間仕切りの納品がありませんが、その他については納品が終えております。その他にも、集会場管理者への聞き取り調査の実施や被害調査の時期についての要望がございましたので、現在、関係各課と調整中ですが、要望に沿う形で調整をしてまいりたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、避難所となっている集会施設を管理されておられる町内会の皆様方には大変な御苦勞をおかけしておりますので、一つ一つ課題の解決に努めてまいりたいというふうに考えております。

1番（正野卓矢君） ありがとうございます。集会場としての管理は自治会がする。ですが、指定避難所として指定したのは奄美市であるので、避難に要する物は奄美市が準備してほしい、というのが今回自治会長さんから出てきた声だと思いましたが、これはもう市民皆さんの声だと思しますので、次の台風シーズンまでにはまだ時間がありますが、想定外ということが起こらないようにですね、是非地域防災の活動の拠点となる、避難所の見直しと整備のほうをよろしく願いいたします。また、奄美大島でも新型コロナウイルスに感染された方がでてきております。今まではですね、予防のことを考えておりましたが、これから罹ってしまったらどうするか、ということも考えていかなければならないかと思えます。台風が来る前に避難道具を一式揃えるようにですね、コロナに罹った場合、2週間程度隔離される訳ですが、そうなるとその間何が必要になるのか、大変なストレスを抱えると思いますが、その解消方法など、そういった知識も市民で共有しておくことも大切ではないかと思えます。これも防災の一つだと思いますので、是非奄美市のホームページや奄美市だよりなどに案内を載せていただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、大きな4番の質問に入ります。学校作業療法士導入についてです。1現在、特別支援教育支援員の配員や資格の状況、学校側のニーズはどうなっていますでしょうか。

教育部長（福長敏文君） それでは、正野議員にお答えをいたします。今年度、本市では特別支援教育支援員として32名を19校に配置をしております。特別支援教育支援員を採用するための基準といたしまして、教員免許所有者、療育施設等での勤務経験の有る者、特別支援教育について相当の理解があると認められる者というふうに定めております。配置に際しましては、毎年市内の公立幼稚園及び小・中学校に対しまして、配置希望調査を実施をしております。各学校における、支援配置の必要性は高く、配置希望人数も多いのが現状でございます。また、今年5月現在の特別支援教育支援員の配置状況調査の結果といたしまして、市内の幼稚園、小・中学校におきまして、418名の園児・児童生徒が何らかの支援を受けているという報告を受けております。以上です。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。学校では、色々なことが起こり得り、そして、対応も個別になることから、先生方の負担も相当なものだと考えます。そこでですね、2 の質問なんですが、沖縄などではですね、作業療法士と先生、保護者でチームを組んで、子どもに届けたい教育を話し合い、協同することで子どもたちが元気になり、教室、学校が変わる、ということで大きな成果を発揮しているようです。奄美市でもですね、学校で作業療法士の導入を調査・研究することはできないでしょうか。

教育部長（福長敏文君） 現在、児童生徒が生活能力の向上のために、作業療法士の援助を必要としてリハビリ等を受ける場合、放課後等デイサービス事業所や病院を利用しているというふうに認識をしています。また、議員御紹介の沖縄県の取組について、少し内容のほうを調べさせていただきました。その結果、療育機関等の訪問支援員が保育所や学校訪問をする、保育所等訪問支援事業を活用して、作業療法士が学校を訪問しておられるというふうに伺っております。今後、教育委員会といたしましても、各小・中学校に在籍する、特別な配慮が必要な児童生徒の実態を確実に把握をさせていただいて、療育機関との連携を更に深めることによって、支援が必要な児童生徒一人ひとりに応じた支援が充実するよう努めてまいりたいと考えております。併せて研究のほうもさせていただければというふうに思っております。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。所見でも述べたように、私も最近、作業療法士の方々と会って、勉強して、これは素晴らしいなと思ってその可能性を感じたので、今回質問に入れさせていただきました。最後に、提案という形になりますが、作業療法士を導入することによるプラスに働く可能性について少し述べたいと思います。先ずですね、作業療法士って何だよって言うのが大方の人の感想だと思いますが、彼らが大切にしていること、それはですね、人は作業を通して健康や幸福になるという理念です。人々や社会の人と一緒に対象者がしたいこと、必要なこと、期待されることが出来るようにサポートをしていくことです。ここで期待されることは、対象者の周囲の人、つまり、家族などがその人に対して期待していることとなります。では、対象者は誰かということになりますけど、それは作業が上手くできない人、つまり、暮らしの中で、生活の中で、困りごとがある人やその人にとって大切なことが出来ない状態の人です。つまり、作業療法は患者さんだけではなく、全ての人に行うことができます。社会生活の中での人間関係で生まれる心の問題は、判断力が低下したり、生産性の低下を招きます。判断力が下がるといつもの力が発揮できなかったり、簡単なミスを犯したり、周囲との連携が出来なくなったりします。会社などで言えば、事業成績が落ちたり、サービスの低下が見られたりすることで、経営が悪化し、悪影響を及ぼすこともあるでしょう。人間関係からいつもの作業が上手くいなくなる、そして、体、心の問題。そこから生まれる悪影響。そのまま引きこもってしまう人も出てくるかもしれません。この負のスパイラルを脱するために、予防的な作業療法として、作業が上手くいかない、この部分にアプローチして、作業することで小さな成功体験を積み重ねていく。作業をやっていくことで、負のスパイラルを脱するきっかけにしていきます。対象者のしたいこと、必要なこと、期待されることが出来るようにサポートをする、これは教育現場だけではなく、職場にも当てはまることだと思います。市役所などは特に作業療法を導入してもいい職場ではないかと感じております。学校で言えば子どもたちはもちろん、保護者、教師と協力して子どもへ届けたい教育でつながることが出来ます。例として一つの事例を紹介したいと思います。幼稚園の女の子、さつきさんの事例です。これは本名ではなくて仮名です。この子が通っている幼稚園は、一人に一つの竹馬を作り、竹馬の練習が教育として取り組まれてきました。しかし、さつきさんは身体的な配慮で缶ぽっくりを練習していました。クラスの子どもたちは、支援員に手を引かれ、生活するさつきさんを気にすることはなく、話しかけることもありませんでした。先生はこれでいいのだろうかと不安を感じていました。相談を受けて、先生から話を聞きました。そこで、先生が子どもたちが協力し合うクラスを作りたいと願っていることが分かりました。そして、さつきさんがいつも支援員と生活するのではなく、本当は掃除や竹馬の練習も友達

とできるようになってほしいと願っていました。さつきさんは、足の感覚が弱いものの、動かす力があり、手の力もしっかりしていました。これらの情報を共有した先生たちは、用務員の人と一緒にさつきさんの力を活かして、乗れる竹馬を作りました。足が外れないよう、スリッパのように履ける形にして、持ちやすいように棒は細くしました。転んでも大丈夫なように竹は低くし、足場は安定させました。できあがった竹馬を見て、さつきさんは、「これ使っていいの？」と練習を始めました。その様子を見ていた子どもたちが「いいね、その竹馬。」と話しかけ始めます。そして、乗り方やジャンプの仕方など、さつきさんに教え始めました。友達が協力し合う中で、竹馬を練習できるようになった時、子どもたちはさつきさんを気にするようになりました。一緒に遊びたい、一緒にやりたいというさつきさんの気持ちを聞いた子どもたちは話し合いました。僕たちが手をつないで歩けばいい、遅ければ待ってあげればいい、できなければ一緒にやればいい、こうしてさつきさんの生活とさつきさんの周りの子どもたちの生活は変わっていきました。届けたい教育は、クラスの子どもたちにとっても、認められたい、一緒に頑張れたという感情に影響を与え、できるようになりたいということに価値を感じる、大切な作業です。竹馬をクラスの友達と協力し合い、上手になるという作業は、クラスの友達にとっても、意味のあるものであったからこそ、さつきさんが竹馬を練習した時、手伝うことや教えることは自然な関わりとして生まれました。竹馬を通して生まれた交流は、生活の他の部分にも影響を与えます。教育が届くことは、その子どもたちが共に生活するクラスという社会の成長にもつながります。という一例でした。このようにですね、子どもたちが抱えている問題に焦点を当てるのではなく、友達と楽しく遊んでほしい、行ってきますと笑顔で学校へ行ってほしいという保護者の願う暮らしと、学校で勉強が楽しいと思って授業に参加してほしい、友達と協力して給食当番をしてほしいという先生がその子に届けたい教育、そして、先生にすごいと言われたい、友達と遊びたいなど、その子自身が望むこと、みんながやりたいことを出し合うことから始まります。学校作業療法士は、目標を実現するために、その子が参加できる、教室で授業の様子や、休み時間の友達との交流の様子を観察して、その子の力を最大限活かし、学校でみんなと一緒に出来るためにどうしたらいいか、観察して分かった情報をもとに、先生、保護者、みんなで目標を叶えるために会議を行い、みんなのやりたいが叶う目標を立て、家庭と学校が協同的に子どもの成長を支えていく関係づくりを目指しています。遠回りのような気もしますが、協同して支えることで先生方の負担も軽減されると思っていますし、何より協同することで先生方が自信を持って教育が出来れば子どもたちには伝わっていると思っています。そして、子どもたちは自分の役割や責任、そして、達成感を感じることを思います。人生はしたいこと、必要なこと、期待されることの連続であり、作業の集合であります。そして、その人にとって大切な作業は、その人の健康に影響しています。作業を通して信頼され、責任を持ち、達成感を感じることで私たちは幸せになると考えています。そういったことをサポートできる作業療法士のですね、活躍の場がこれからも奄美市、学校や地域でしっかりと広がってほしいと思って、今回質問に取り入れてみました。そういったことが届くことを期待してですね、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、チャレンジ奄美 正野卓矢君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分、本会議を開きます。本日はこれをもって散会いたします。

（午後4時51分）

第 4 回 定 例 会
令和 2 年 12 月 11 日
(第 4 日 目)

12月11日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 正 野 卓 矢 君
3 番 永 田 清 裕 君
5 番 荒 田 幸 司 君
7 番 安 田 壮 平 君
9 番 栄 ヤ ス エ 君
12 番 林 山 克 巳 君
14 番 関 誠 之 君
16 番 川 口 幸 義 君
19 番 与 勝 広 君
22 番 多 田 義 一 君

2 番 弓 削 洋 平 君
4 番 奥 晃 郎 君
6 番 崎 田 信 正 君
8 番 橋 口 耕 太 郎 君
11 番 松 山 さ お り 君
13 番 西 公 郎 君
15 番 奥 輝 人 君
17 番 伊 東 隆 吉 君
20 番 竹 山 耕 平 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

10 番 大 迫 勝 史 君
21 番 橋 口 和 仁 君

18 番 元 野 景 一 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	弓 削 洋 一 君
笠利総合支所事務 所 長	濱 田 洋 一 郎 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
企 画 調 整 課 長	國 分 正 大 君	財 政 課 長	永 田 公 洋 君
プロジェクト推進 課 長	當 田 栄 仁 君	市 民 部 長	満 永 亮 一 君
税 務 課 長	藤 原 俊 輔 君	国保年金課長	西 幸 一 郎 君
保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君	福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君
福 祉 政 策 課 長	寿 山 一 昭 君	健 康 増 進 課 長	徳 永 明 子 君
高 齢 者 福 祉 課 長	川 畑 博 行 君	商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君
商 工 情 報 課 長	向 井 涉 君	紬 観 光 課 長	島 袋 修 君

12月11日(4日目)

産業建設課長	岩下 忠久 君	農林水産部長	栄 広久 君
建設部長	保浦 正博 君	土木課長	平山 光二 君
土木課主幹	安村 幸一郎 君	教育部長	福長 敏文 君
学校教育課長	末吉 正承 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田 賢一郎 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	重信 竜昇 君
主幹兼議事係長	伊集院 正 君	議事係主査	堀 健太郎 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は19名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は、一般質問であります。

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては極力避けられますよう、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。更に、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、自由民主党 伊東隆吉君の発言を許可いたします。

17番（伊東隆吉君） 議場の皆さん、おはようございます。また、今日はネットで見られている方もおられると思いますが、その方々もよく視聴いただきましてありがとうございます。自由民主党会派の伊東隆吉でございます。質問の前に、少し所感を述べたいと思います。

日本に初めて新型コロナウイルス感染が発生したのは、今年の1月16日であり、中国の湖北省武漢に滞在し日本へ帰国した神奈川県在住の30代の男性でありました。以来この1年、新型コロナウイルス感染に関する報道が出ない日がないほどのコロナの年になってしまいました。この間、政府においては、4月に緊急事態宣言を発し、国民へ感染防止の徹底を図るなど、コロナウイルスとの闘いの始まりでもありました。しかし、このコロナウイルスの感染力は影響力が大変大きく、世界各国へ拡大の一途を辿っているのが現状であります。このような情勢は、日本経済の疲弊につながっていることは言うまでもありません。この状況を鑑みて、政府は新型コロナウイルス感染防止と社会経済活動の両立を目指し、7月にGOTOキャンペーンの、まずトラベル事業を開始しました。このGOTOキャンペーンは、これまでにステイホームなどで外出等を萎縮していた国民の皆様にとっては、大変明るい開放感を与えたことは否めません。土・日・祭日、更に連休と、国民が旅の大移動を始めました。この奄美にも多くの旅人が訪れたことは、皆様御承知のとおりでございます。特に、10月、11月にかけて国内観光地において多くの人出で大混雑となり、結果的にコロナウイルスの感染拡大を引き起こしてしまったものと受け止められ、政府において急遽見直しを決定、いわゆる勝負の3週間として現在GOTOトラベルは継続中であるものの、このコロナは衰えを知りません。北海道旭川で大規模なクラスターの発生が相次ぎ、医療体制がひっ迫。道の要請を受けて自衛隊医療チームが派遣され、活動を開始している現状であります。この奄美においても、2日前に徳之島全体で、いわゆる奄美3例目のクラスターが発生いたしました。改めて、ここで市民皆様に真剣にコロナ感染予防対策に努めるべきと強く認識していただきたいと思うところであります。

さて、このような状況の中、本市において当議会として市民の生命保全と地域経済への支援策等を求め、去る4月の8日に、新型コロナウイルス感染への対応を求める要望書を朝山市長宛て提出いたしました。市においては、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、地域の声や実情を踏まえる更なる感染症拡大防止対策、また生活支援、経済対策の必要性を鑑み、市として今やるべき必要な事業として、奄美市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業を第1弾から第4弾までしっかりと組み立てられ、財政調整基金を約12億円ほど、遺憾なく取崩し、コロナ関連予算累計は、国庫補助を含みますけれども約62億5,000万円、これが奄美市民へ支出されました。このことを本年度の一般会計当初予算は約336億であります。これの約2割に当たる大変大きな予算措置であった、支出であった、援助であった、支援であったと思っております。議会としても、市において市民生活を第一に考えているものとし

て、改めて理解をいたすところであります。

さて、このコロナ禍の影響は当面続くものと考えなければなりません。朝山市長及び担当部局においては、更なる対策事業も常に視野に入れていただきたいと思いますところであります。また今回、新型コロナウイルス感染症対策の予防に関して中心的役割、担当課である本市の健康増進課のスタッフの皆さんが、市内飲食業会等へ幾度と足を運び、感染防止対策の説明会を開かれたことは、行政も懸命に取り組んでいる姿が、市民に伝わったものと考えており、この場を借りて労をねぎらいたと思います。

さて、今年もあと20日ほどで終わります。コロナ第3波の到来が顕著になってきている今日、ウイルスに対する不安や恐怖心を拭い去る日々がいつ訪れることであろうか。イギリスではワクチン接種がつい2日ほど前開始しました。これが世界にとりまして大きな転機になるものと期待し、収束する日を望みつつ、一般質問に移ります。

まず1、新型コロナウイルス感染についてでございますが、現在、この奄美大島5市町村で感染対策本部を設置されております。常に相互の情報連絡が取れている中であろうと思います。その現在、この5市町村、いわゆるこの本島におけるコロナ感染に関しての現況及び対策、また、関係医療機関等の現況をお尋ねいたします。

次の質問からは発言席で行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。伊東議員にお答えいたします。まずは、伊東議員にはコロナ対策に担当する職員に対し、慰労と激励のお言葉をいただいて、まずお礼を申し上げたいと思います。

それでは、本市及び奄美大島5市町村においての感染状況についてお答えいたします。

4月17日に本市で新型コロナ感染者が2名確認され以降、11月5日、龍郷町で1名の感染者が確認されました。本市においては、11月末まで新たな感染者は確認されておりましたが、皆さん御存知のように、11月30日に瀬戸内町で1名の感染が確認されて以降、その職場関係者として、本市において2名の方、瀬戸内町で6名の方、奄美大島において合計9名の方の感染を確認いたしております。本市におきましては、感染確認後、感染拡大防止対策を協議し、取組を実施する中で、感染の広がりを警戒しておりましたが、12月3日以降、新たな感染者は確認されておられません。

先般、開催いたしました奄美大島新型コロナウイルス感染症対策本部会議の中において、瀬戸内町からも12月5日以降の感染者は確認されていないとの報告があり、これ以上の感染拡大はないものと考えているところでございます。

奄美大島5市町村においては、同じ生活圏域ということで、統一した警戒レベルを作成し、感染対策等につきましても情報共有等を行っているところでございます。今後の感染状況を踏まえると、予断を許さない状況が続くものとも考えられておりますので、今後も5市町村での情報共有を常に図りながら対策を講じてまいりたいと存じますので、議員各位の御協力、御理解もよろしくお願い申し上げます。以上であります。

保健福祉部長（山下能久君） おはようございます。私の方から医療機関の体制、本市が行っている感染予防対策についてお答えいたします。

奄美大島においては、県立大島病院が新型コロナの指定医療機関となっております。10月24日には新型コロナ感染症の入院勧告・措置の見直しが施行され、新型コロナの発生当初と異なり、陽性者全てが入院ということではなく、無症状感染者や軽症者については、医師の判断により宿泊療養所や自宅療養となる場合がございます。与論島においてのクラスターの発生、また今回の奄美市及び瀬戸内町における感染者発生の際は、県立大島病院への入院だけではなく、市内宿泊療養所での療養、また、重症化が懸念される方については、鹿児島県本土へ搬送され、県本土の指定医療機関において入院となりま

した。感染者についての療養先においては、鹿児島県が責任を持って確保することとなっております。

次に、新型コロナに関する本市の取組といたしましては、感染症予防対策に関するチラシの全戸配付、啓発物のホームページ掲載、警戒レベルの策定、宿泊事業所へポスター、島うちわの配付等を行っております。また、10月の専決補正予算において、年末年始に向けた店舗対策支援事業といたしまして、感染症対策物品購入等の助成事業を11月1日より実施いたしております。この事業につきましては、対象事業所へ説明会を3日間開催し、説明会への参加事業所は200店舗以上となっております。店舗事業者の皆様は感染症対策に対する関心が高いことを実感いたしております。これからも感染症予防対策につきましては、鹿児島県、5市町村並びに関係機関と連携を図りながら取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

17番（伊東隆吉君） どうもありがとうございます。このコロナの件は、何度も、皆さんが多分、この質問もされておりますので、特段ないんですが、やっぱり私が今回言いたいのは、申し上げたいのは、今日の新聞でも分かるように、徳之島のほうで、これはもうクラスター、58名ですかね、そういうところに至っていると、こういうことで、かつて与論の方でクラスターの第1例、第2例が出ましたですよ。最初は多分55名ぐらい、次は56名ぐらい、多分110を超えたと思います。こういうのが現状で、離島であるこの奄美群島で起きているという現実を知らなければいけないという思いであります。ですからこの辺は、むしろずっと注意喚起する意味で、当局におかれてはしっかりと市民に対して、しっかりとコロナは怖いですよということを言わなければいけないと、こう思っておりますので、併せてこの点は注意させていただきたいと思います。

なお、この件で少しまた個人的に思うことでありますけれども、警戒レベルの変更等が少しあったようではありますが、実際、これを云々とまでは私は申しませんけれども、警戒レベルが過去における例が、これが少し変化したことは、私的には個人的には不要不急という文言が消えているということが、少し気になっているからちょっと気になるものですが、やはり緊急対策におけるレベルが第5のときは、今現在、徳之島の方でも不要不急はしなさんなど、要するに出なさんなどということを、しっかりと町長自ら発しているわけです。じゃあ、緊急5のときには、うちのこのレベルにはないということもあるものですから、これは本島として、奄美本島として、今、うちの本島の方で発生されてないところは、宇検と大和、こういうイメージですよ。あとは12市町村で出てないというイメージのところは、知名はどうか分かりませんが、あとはみんな出ています。恐ろしいほど出ています。これで奄美が今、トータル4件、そういう中で、これは一生懸命、これは市当局も含めて担当一生懸命頑張っておられる、そしてそういうことが周知徹底、感染予防が周知徹底、市に、市民にされている、行き届いているというふうに認識するからであります。当然、これはイニシアティブを取っておられる行政の指導の在り方のおかげだと思っておりますので、あらためて感謝することではあります。またこの感染は続く。なおかつGOTOは、まだ今、政府においてどうしようか、ああしようかとある中で、またこれは6月まで伸びているGOTO、こういうことになりますと、奄美には今、船もしくは飛行機の方が多いんです、エアの方で10月、11月には3桁の客が参っております。確認しました、空港に。3桁というともう満席です、百何十名。これが、この11月25日以降前後になりまして少し減ったにしても、2桁です。それでも2桁です。昨日確認しても、少し減っているものの、やっぱりゼロとはならない。そういう方が今、入っている。結局、私が申し上げたいのは、市民の皆さんは感染防止を一生懸命、自分たちはマスクをしてやる、特に飲食店業界、屋仁川においては、皆さん、やっぱりマスクをしながら頑張っている。島外から持ち込まない限りは感染しないだろうというのが予想です。そういう意味を含めて、更にこういうので、やっぱり市民にそういう方々との接触もしっかりと考えながらやっていただきたい。接触するなどとは言いませんけれども、考えながらやっていただきたいということで、当然、ガイドラインに沿って人と接触もしていただきたいということをね、また常に発していただきたいと、こう思っておりますので、この質問を取り上げましたのでよろしくお願いいたします。

そして、その次にですね、このコロナウイルスのG o T oキャンペーンで開始されました4月22日、奄美は観光客が幾らか入ったと思いますが、この観光客の入込み、そしてこれに対してどれぐらいの経済効果があったのか、ちょっとおたずねします。

商工観光部長（武下義広君） それではお答えいたします。議員御案内のG o T oキャンペーンは、コロナ禍により疲弊した景気・経済の回復を目的とし、国の補正予算として約1兆7,000億をかけ、旅行、飲食、イベントなどの需要喚起対策として実施しているものでございます。

御質問のキャンペーンによる入込客数についてですが、県をはじめ、本市といたしましても、このキャンペーンによる利用状況等の情報を持ち得てないところでございまして、御質問の入込客数については把握はできておりません。

次の経済効果ということにつきましては、G o T oトラベル事業について民間の調査会社による全国における経済効果の試算を見ますと、直接効果として3兆円、間接効果として1兆9,000億が見込まれているとのことでございます。

一方で、この事業における地域特定での経済効果については、該当する調査結果はなく、入込客数同様、数字を把握できていないという状況でございます。

しかしながら、県が発表いたします奄美地区の観光動向調査、これは宿泊延べ人数ですね、によりますと、4月が6,682人の前年同月比75.7パーセントの減、5月が4,201人の84.8パーセントの減、6月が1万1,536人の76.7パーセントの減、7月が2万455人の39.6パーセントの減、8月が2万1,866人の36.6パーセントの減、最新の9月が2万2,436人の11.9パーセント減と、G o T oトラベルが本格化して以来、宿泊数が徐々に回復してきており、また、県内他地域と比較しても減少幅が最も小さくなっていることから、奄美地区における観光需要回復の一端を担っているものと考えています。以上です。

17番（伊東隆吉君） はい、ありがとうございます。確かにこの間で経済浮揚になるということはなかなか難しいと思いますけれども、この2か月間で結構な客が入っているのは御存知のとおりなんです。ホテルにしても一杯になる。特にバス事業者を確認したら、前年度と一緒だというようなことを、その月になったぐらいです。ですから、私、この4月22日から、いわゆる11月15日までの、いわゆる述べの国の発表によりますと5,260万人、5,260万、延べです。日本の人口が1億2・3,000万とすると、約半分近い人たちが移動したということなんです。これが政府が発表している数字なんです。ですから、この中の何割かがこの奄美にも来ているということを考えて、今、部長が説明された中で対前年比、県の発表では徐々には増えていっているということ。落ち込みは大変大きかったですね。今現状は喫緊の月では10何パーセントぐらいまで回復しているというのが現状です。ですから、私はこの経済の浮揚策としてG o T oトラベルがノーとは言えません。むしろ必要です。この奄美においても、やはり飲食店、観光に関する人たちは非常に疲弊しておりますので、そういう意味ではむしろどんどん来ていただきたい。しかし一方では、一方では感染という恐怖も持って来る。この両立をするにはどうしたらいいかということを、常に行政として考えていただきたいから、いろんな文言一つにしても、やっぱりみんなに行き渡ることを考えていただきたいと思うからでありますので、この件はそれで理解しましたので、ありがとうございます。

次の質問に移ります。この当然このコロナ関係でですね、昨日同僚議員も確認しましたが、これで経営に関する相談事とか、そういうことがあると思いましたが、会議所のこと等も言われましたが、もう一度、再度改めて店舗の閉鎖とか、そういうものないというふうに聞いておりますが、実際はこのコロナの関係で出たということが、有るか無いかだけを含めると、いかがでしょうか。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。新型コロナに関する相談の状況についまし

てですが、中小企業の経営相談や指導を行っている商工会議所において、本年4月から11月にかけての相談件数や業種、内容等についてお答えさせていただきたいと思います。

窓口の相談件数は1,226件で、昨年度620件の約2倍の増加となっております。このうち、約70パーセントが特に4月から7月にかけて集中しており、緊急事態宣言や休業、時短要請など、中小企業との事業環境の厳しい状況を裏付けているところでございます。業種につきましては、小売業が45.5パーセント、サービス業が32.3パーセント、製造業が11.1パーセントで、全体の88.9パーセントを占めております。建設業や卸売業などについては、昨年度より減少しているとお聞きしております。相談の内容につきましては、国・県・市のコロナ関係支援策についての申請手続が最も多く、次に金融関係となっております。情報化、税務、労働、取引関係の相談件数は総じて減少しているという状況でございます。その中からですね、また7月から8月にかけて商工会議所がアンケート調査を行っておりますが、その中では、追加支援策の実施を含む売上や休業補償、補助金の上限額の引き上げ、融資制度の条件緩和、借入限度額の引き上げなどが望まれているということになっている状況です。

17番（伊東隆吉君） 肝心要の店舗閉鎖等は無かったということではよろしゅうございますか。いいですね。

議長（与 勝広君） 商工観光部長、ちゃんと答えてください。

商工観光部長（武下義広君） 先ほど申し訳ありません、ちょっと漏れておりました。倒産件数ということ、廃業の件数ということでございましたので、倒産件数につきましてはですね、ついでにはですね、5月以降に建設関係が2社ございましたが、これにつきましてはコロナを直接の理由とするものではなかったということでお聞きしています。また、店舗を閉めた件数の状況につきましては、昨日の奥議員にもお答えいたしました。保健所に確認したところ、緊急事態宣言解除後の屋仁川周辺における飲食業の営業廃止の届け出件数は6件ということでございました。しかしながら、コロナの影響によるものなのか、理由を特定することは難しいことに加え、廃止の届け出を出していないケースもあるのではないかとということで、正確な件数でないことは御理解いただきたいと思います。以上です。

17番（伊東隆吉君） ありがとうございます。私が心配するのも、閉鎖店が一番心配で倒産件数もそれは当然だと思います。私も屋仁川関係、ちょっと関与しておりますが、これは施設調査といって、6年に1回、営業許可申請を再度取り直さないといけません。その時の調査するに当たって、6年に1回、回って来たとき、どうしても店を閉めますとか、そういう形もできておりますので、そういうような店も発生しますので、このコロナに関してということだけ聞きたかったですけれども、結果的に今のところはないというふうなことに解釈したいと思います。当然、それはそういう中で皆さん頑張っているということと、緊急事態も含めながら、市のいろんな対策も功を奏しているんじゃないかと、現時点では、というふうに認識いたしたいと思います。あるガス会社さんに確認しまして、不払いがありますかと、冗談で聞きました。今のところないと、そういう言い方もされましたので、いろんな意味で少なくとも、市民にはある程度は行き渡っているんじゃないかということも解釈できるんじゃないかという、一つの一コマであります。

次に移りたいと思います。なお、これに関してですね、もう一度、最後に一つお願いしたいことがあるんですよ。このPCR検査、例えば特に一番の観光客及び向こうのお客さんとの接点になる飲食店、宿泊、こういう人たちの従業員含めての受ける側のPCR検査が簡素にできないものかと、常に考えています。やっぱり大変重要なことじゃないかと思うので、そういうことによって、PCR検査を受けるところのお店、もしくは宿泊は、うちの店は全部陰性ですよということがあれば、お客さんも安

心して来れる。これほど感染防止対策のないような発想だと思いますが、今現在、2万8,000円かかる、国から2万の補助にしても、これが何かいい方法でないかということがあります、これは質問出しておりませんので、こういうことを一つ考えていただいて、担当部署におかれてはこういうことも大事なことだと思いますので、費用がかかることですのでね、我々も組合側も一部やってあげたいんですが、2万8,000円、しかも今、現実には1日3名しか予約できないという状態ですね。こういう拡大も、やはり老婆心ながら、やっぱり心配するのであれば、当局としても何がしか考えて、安堵感を与えて、やはり行き来を促すというのも一つの手じゃないかと思いますので、そういうことも一つ、次の策として考えていただきたいとお願ひしたいと思います。

次に移ります。おがみ山トンネルのことですが、これは再来は私もずっと聞いております。平成10年にこの件は事業決定しながらやっておりますが、それで塩田康一鹿児島県知事が7月28日に新たに就任しました。国道58号、このおがみ山トンネル事業の再着工に支障はないと思っておりますが、来年度以降の事業の進捗、そして予定等を含めて、分かる範囲で結構でございますので、お示しください。

建設部長（保浦正博君） それではお答えします。国道58号おがみ山バイパス事業につきましては、事業主体である県に伺ったところ、平成31年度から事業を再開し、現在進めている用地買収等の状況を見極めながら、工事着手時期を検討していきたいということでございました。市といたしましても、早期工事着手に向けて県と協力して参りますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

17番（伊東隆吉君） 一応、県のほうに確認等のどうのこうの、一生懸命やっていると思いますが、一応確認としてね、これは県の事業ですので、実際、2年ほど前に平成30年でしたかね、三反園知事が事業を再開するということを議会において発表されました。その後も私はこれに関して質問をしておりますけれども、やっぱりこれは進めるという形でいっていると思いますので、今の新たな塩田県政においてもですね、是非奄美の現状を、現場を踏査しながら、していただきながら、早めに、これは関連してこのトンネルだけじゃないんです。末広・港土地区画事業にも絡め、ましてそれから引き続いてマリントウン計画に絡むというふうに、壮大な構想の中の一つの市の計画にも組み込まれるという形にもなりますので、是非ともこれを早めに進めていただくように、なおかつ、その買収予算の措置に関しても、しっかりと来年度予算等には、しっかりと組み立てていただけるようなことを、更にお願ひして、この件を進めていただきたいと思いますので、担当部長、よろしくお願いいたしますね。

次に移ります。同じく国道整備、これも私がずっと捉えていますが、バイパスですね。長年懸案事項の城（グスク）地区、いわゆる国道和瀬バイパスの城道路でございます。字図混乱地域の解消及びルートの可能性に関して、先だって県において双方いろいろな話し合いが持たれたというふうに聞いておりますが、このことがどのような形の結論付けに至ったのか、当然、この道路に関しての重要な話がされたものと思いますので、それを含んでその説明方、報告もできるのであれば、お尋ねいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） おはようございます。お答えいたします。城地区の字図混乱の解消につきましては、議員御指摘のとおり、令和2年9月4日に鹿児島県議会棟において、地元国会議員や県議会議員、国及び県の関連部署の方々とともに、字図混乱の解消について意見交換を行ったところでございます。字図混乱の解消のためには、個人の境界確定や承諾が必要となるなど、字図混乱地においての個人の土地が特定できない状況の中で実施するには、極めて厳しい状況であることが確認されました。このようなことから、意見交換では現道の危険性の除去を具体的に考えるのが現実的ではないかとの御意見が出されました。市としましては現在、地元意見の聞き取り、集約を図っているところであり、

9月4日の会議を踏まえ、字図混乱の解消は極めて困難であることを地元にお伝えしたところでございます。以上です。

17番（伊東隆吉君） 困難であるという説明を地元にされたということ。この経緯に関しましては、9月の4日に鹿児島県で双方の説明で、いわば結論付けたと、結論付けたというふうな解釈でよろしいですね。そこに国会議員の金子代議士も出席されておられたということですので、法的な法務省関係も含めて、地籍の関係も含めて、法的な関係の方もそこに出席して、この字図混乱解決には非常に困難を要すると、できないということは、法整備できればいいんでしょうけども、今の国においてなかなか難しいということを結論付けたということで、非常にもう100年経っても難しいというふうな解釈でよろしいですか。再度、確認だけしたいと思います。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） はい、そのとおりでございます。

17番（伊東隆吉君） 100年経ってもできなければ、もうできないというのと一緒ですね。私もこれ、ずっと携わって、地区の方が一生懸命やって、何とか道路の拡張、ましてや自衛隊等もこちらの方に来られて、そしてあの道路が非常に狭隘な所を自衛隊の大きい車が通る、危険性もあるということも、毎回、幾度となく質疑、質問を上げました。地域の要望等もしっかりと受けて、議会としても県に上げたというのがこの現状です。元々、このバイパス案を作ったのは県でございますのでね、当然、県としてしっかりと法整備をやらなければいけないというのは分かっていたと思うんですよ。これ、なぜできないかと、結果的にこういう形になると、非常に残念でならないと思うし、本当、ちょっとね、思いますけれども、地域の方も含めまして思うので、やっぱりこの経緯というのが、お分かりのように、これは昭和10年、昭和10年にこれは耕地整理事業を実施、実際に、良いことで整理をしているんですよ、昭和10年、戦前です。これは任意の耕地整理組合というのを作ったと。きれいにやったものの、換地処分がされずに、登記されていない未登記で放置、このこと自体が大体良くない。なぜそこに行政等も絡めながらできなかったというクエスチョンが出ます。昭和20年頃、測量図面や関係書類が空襲で焼失、結局書類が全部なくなったということです。じゃあ仕方がないかということかもしれませんが、この時点でもやっぱり何がしか始めておくべきだったんですよ。行政が絡むんであればですよ。時は平成になって、4年にこのバイパスの事業、新規の事業化になったわけ、平成4年です。もうかれこれ26年も前のことです。そして平成11年に、旧住用村、旧住用村が国土調査を実施しているんです。結果的に、何名かおられる地権者、同意が得られなかったということです。要するにこれが自分の土地がああだこうだ、整理されてない関係があるので、当然、争いが起きるのは当たり前ですよ。こういう原因を作ったのは、そもそも最初の時の昭和10年度の耕地組合、整理組合なるものができている時に、しっかりとしておれば、何ら問題はなかったということというふうに、私は考えますし、またなおかつこの時点で、県ももちろん市は協力という体制で、住用村の時は住用村でしたけれども、協力な体制で県の指示でいろいろ地籍も絡めて動かなくちゃいけないのは分かります。しかし、こういうのを考えると、県もこの自体のバイパスのラインを引く前に、しっかりとチェックしておくべきなんですよ。安易にこういう、皆さんに集落の人に喜ぶようなことを上げるから、結果的にもう何十年もかかる。平成4年からかれこれ掛って、今令和元年、もう26年放ったらかしです。ああだこうだ、こうだああだ言いながらきた、こういう形になって、悔やんでならない、なりません。そして、平成13年に和瀬バイパスのうちの、この城地区だけを除く区間、いわゆる5.7キロが開通したものの、城地区の約1キロは中断です。これが問題なんです。この1キロのことさえできないという、歯がゆい思いなんですよ。地区民においてみたら、本当、ましていわんやです。そういう中で、平成20年に奄美市が字図混乱解決のための委員会を設立、一応しているんです、平成20年に。合併して2年後です。しかし、結果は未解決です、未解決。そして、平成21年度、県が土地改良事業の導入を検討、こ

れも一応集落にお願いしているんです。しかし、地権、土地の権利というのは非常に難しいですね。そしてなおかつ、代がいろいろ変わって分からないかもしれませんが、結果的に、県が土地改良事業の導入を検討したものの、同意が得られず、断念せざるを得なかったという経緯があります。そして、平成27年、ああだこうだ言いながら、やっぱり、奄美、議会もきましたので、これは法整備が必要じゃないかというのが流れて、我々は県を通じながらもですが、直接国会議員であります保岡興治先生にこの要望を提出したのであります。当然、地区の方からも直接参っております。しかし、こういう形で保岡先生がいろいろ頑張っておられたのは、皆様御承知のことと思います。私も、特に不明土地に関しましては、昨年の6月に制度が頭にあったということもあって、これは農地に関するもの、いろいろあります。公的に使えるものは、一応管理として都道府県庁知事、もしくは市長が責任を持ってやれば10年はいけるとか、こういう案を出して、ものが進んできたというように思っていました。ということまで、やっぱり保岡先生が頑張っておられて、いずれなりますよという話を、保岡先生が地区の方にもおっしゃっていたんです。ですから、地区としてはもうこれはできるということで、楽しみにしていたこの事案でありましたので、私もこれに側面から一生懸命頑張って、県議、地元出身の県議を含め、国会議員さんにもお願いして、何とか頑張っていただきたいと、単独で奄美市の市長に権限があるのであれば、本当、やっていただきたいぐらいの思いもありました。しかし、ここで法律の壁というのは、こんなに厚いものかというのがつくづく感じたのがその時でもあります。そして、我々議会の方から、平成30年、2年前に新たな要望を受けて議会全会一致で意見書を提出したんですよね。これに関して更に動いたものの、そして要望書を、更に市長の方からもお願いして、知事の方に出していただいております。これだけやって、何とかできるだろうという可能性を少し見ながらやった訳です。結果的に令和元年の7月に奄美市へ保岡代議士案の検討結果の説明を一応受けておるようでございます。このときに保岡先生も、保岡代議士案は不可能であり、国土調査等が必須であると、こういう結論に至っていたのも、昨年のことにいろいろそういう話が出たのは事実です。そういうのを踏まえて、我々もこの地区の方にいろいろ呼ばれたり、いろんな形でお願いをされておりますが、現城の道路は国道58号、いわば縦貫道路でもありますし、そして、地区民が生活する、その生活道を通っていく。どうしても解消しなければいけないというのは事実でありますので、だから、この結果をどうしても、じゃあ法的にできるかできないのか、やらなければしっかりと決断してくれということの運びで、さっき所長がおっしゃいました9月の4日ですかね、県において保岡先生を含め、そして県議の二人、そういうのを含めながら、国道の関係、法務局、道路関係、用地対策、農地保全、支庁の建設等いろんなが出て、結論を決めたというふうに思っておりますので、今、所長がはっきりこの議会で答弁されました。100年経っても難しいということは、なかなか困難ということです。そうであれば、それはそれで理解をせざるを得ないというふうに思いますので、私はこの城の道路バイパスに関しましては、これをもう一度拡張してくれとか、この新たなその線に沿って再度検討してくれという案は、もう二度と言いません。言いません。所長がさっきおっしゃいました、地区にも説明されたとおっしゃいました。ここが重要なんです。おそらく、25・6日、先月だと思えますけれども、その時に地区の方に説明会をされたというふうになっておりますので、当然、地区の区長を含め、皆様の前でしっかりと説明、このバイパスは非常に難しいということを伝えたと思います。なおかつ、先だってまた地区の方にお伺いして、いろいろしました。その後、行政の方からいろんな係り合いがありますかとお尋ねしましたら、はいと、アンケートの関係もしっかりやりたいということで、アンケートを持って来ていただきましたという話もありましたので、ああ、これは担当、これは住用総合支所の方の仕事になるかもしれませんが、部長も含めて、市の本庁の担当も当然後押しをしなければいけません。そういうのを含めて、そこまで次の点が来たということであれば、地区の方も、もうバイパスはあきらめるということで理解をせざるを得なし、また、理解すると思います。そうしないと、もうできないわけですから。こういうことで、今後は、アポを取ったとなれば、提案をしたのであれば、早めにこのアンケートを出したということであれば、ここでお伺いしたい。アンケートの内容はどのような中身のアンケートですか。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） お答えいたします。アンケートの内容については、1番目に道路の大まかなルートについて伺いますということで、1番目に山側のトンネルを含むルートがよいのかということが1番目に、それと2番目に現在のバイパスルートがよいのか、3番目に海岸の現道を広げるルートがよいかということで、この3パターンございますけど、内容についていろいろ細かく入れてあるんですけど、これを基に私どもの方からアンケートをいただいて、これを基に、また報告会で申し上げまして、県のほうにまたいろいろ御要望していきたいと考えております。

17番（伊東隆吉君） ありがとうございます。大変重要なアンケートじゃないかと思います。結局、今のバイパスに関しては難しいということは、このバイパスもいいかと、聞かれているようだけれども、実際にはもう無理ということを説明してあります。その中で、新たな道路を造るとすればどこがいいですかというアンケートですよね、確認したいのは。大変前向きで進んでいると思いますので、これをしっかりと住民に理解していただくことが大事だと思います。そして、山側に、もっと先の山側にあるということは、そこにトンネルを掘らざるを得ない。もしくは海岸側に近い今の国道を拡幅するのも含めながら、延長するのか、こういう案だと思いますので、私は大変いいアンケートを取っていると思いますので、このことをですね、区長もそういう話もいろいろされましたので、やはり是非とも早期に、集落の人が安心して、子どもたちも安心していけるという形をね、作っていただきたいということも、やっぱり言うておりますので、やはりできないものはできないということで、理解をしていただかなきゃいけないというのは事実ですので、今回の説明会を26日、25日に持たれたということは、私は大正解だったと理解しておりますので、地区の方からもクレーム一つ来ておりません。むしろ理解して、前向きにやりたいというような話も、漏れ伺っておりますので、今日一般質問で上げますよということも、区長には私は言うてあります、担当にも。ですから、これを起点に、この議会を起点にですね、是非とも集落の将来性を考えながら、是非ともその道路の拡張か、もしくは新たなものかですね、是非とも県のほうと早急に進めて、当然、地区の話を聞いてからですけどもですね、進めて、来年度の予算3月に間に合わないかもしれませんけども、何がしか進めていただいて、やっぱり地区民に朗報を上げていただきたいと思いますので、そういう意味を含めて、これはもう所長の仕事ですよ。部長は側面から応援して、ちゃんと頑張ってもらわんといかんですよ、はい。是非、住用の、元々住用のメンバーとして、是非所長、一言、頑張りますぐらい一言言うてごらん。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） 議員、ありがとうございます、いろいろ御指示いただきまして。最後に、今後は新たなルートの可能性も含め、地元で検討していただいているところでありますが、市としても必要に応じ、集落の会議に参加し助言等を行い、意見をとりまとめてまいりたいと考えておりますので、今後とも御協力、御理解よろしくお願いいたします。

17番（伊東隆吉君） 期待しております。よろしくをお願いいたします。また、市長におかれてもその辺を一つ、よろしく願いいたしたいと思います。

次に、マリンタウンについて伺います。もうこれは昨日も、先だって竹山議員が聞かれて、特段、重複するようですけど、完全なマリンタウンの整備が終わるのはいつかということ。そして、続けて、先に先にそれをぱっとそれ答えてください。

建設部長（保浦正博君） 竹山議員にもお答えいたしましたが、現在、市道の舗装工事を行っております。この後、県道との交差点部の改良を行うんですが、ただいま交通管理者と交差点協議を行っており、整次工事に入ります。完成は本年度末を目指しておりますので、よろしくをお願いいたします。

17番（伊東隆吉君） 現場を通りながら、なかなかずっと見ながらやっておりますが、建設の仕事も若干、見えたり消えたりしているかなと思いますので、いよいよ完成と、埋め立てとしては完成という形ができるんじゃないかと思っておりますので、一つの市民のひとりとしては楽しみにしている案件であります。

次に、これに関して昨年度ですね、分譲、いわゆる公募した結果であります。いろいろその時は、結局は17区画のうちで、結局6区画は売却できたと、いわゆる4業者というような形でされたと思うんですけども、結局11区画残っているという訳ですよ。そういう流れで、今回この再分譲に際し、応募の見直しが検討され、これも昨日、昨日聞かれて、来年の1月に検討委員会を開くということになっておりますが、問題はの中身です。検討委員会の中身に関して、いろいろ前回は私はこの質問等と言いましたが、売れなかったら売れるようにするにはどうしたらいいかというのをですね、あれの応募要件等がいろいろありまして、市に3年間いなくちゃいけないとか何とか、いろいろありますよね、応募要件が。それを全部解消するには、なかなか難しいというのが結果的にできた、最初に応募した人が第2次のあれでは、結果的にはできなかった、対象が外されたということだと思いますのでね、そういう中で、この応募を分譲する用地に関しては、しっかりと新たな形を取らなければいけないんじゃないかと、こう思っておりますが、そのその中身の分譲の中身の応募要項の中身もですね、しっかりと変更しなければいけない。特に、具体的な簡単なことを言えば、本市に籍がない企業体とか個人とかいうものに関しては、今までは厳しいということだったんですけども、3年すればいいということですけども、それもこういうことをやっている、またいけるかどうか分からない。そういうのを含めて、来年の1月に検討委員会ができて、また公募をするにしても、恐らく3月ぐらいになるだろう。そうすると、その公募する前にですけども、今現在、現在、昨年4月に公募して以来ですから、もう1年近く、1年近くありませんが、問い合わせとか、極端に言えば本市以外の本土から、本土企業体とか、そういう問い合わせ等は諸々、何某か入っておりますか。そういう問い合わせ一つが、何か情報としてないですか。

建設部長（保浦正博君） お答えします。まず、ただいま契約しているのは3事業者で5区画でございます。問い合わせはないのかという御質問ですが、確かに島外からホテルとかを含めてですね、問い合わせは参っていると伺っております。以上です。

17番（伊東隆吉君） やはりですね、そういうことも含めて、市長ですね、結局この事業は当然債務負担行為やられております。トータル41億ぐらいだったと思うんですけど、これ、売れなければ負担行為しなくちゃいけません。そういうのは絶対あってはいけないことだと思いますのでね、この応募要件を中身も考えながらやっていただく。個人的にはいろいろ思うことでありますけれども、あの辺の県病院のあの辺から先に、えらい混雑する地域があるようですが、あの辺の先に何か色々、皆さんが必要なお店が、何かあるようだと。道路、行くのにもちゅうて、あれがあつちに来れば良いねという話なんかも、市民がよく言います。だから、そういうのは、今、市民に必要性があるというものが考えられるのであれば、それは市においても、当然、市民の考え方も検討してもいいんじゃないかというふうに思うからですよ。市民が思っていることなどを、これをいつまでも応募要項に固執する必要はないんじゃないかと思います。結果的に、変な企業体を入れる訳じゃない訳です。ちゃんともう断るとなっているわけですから。そういうのも含めて、早くあそこを完成させていきたいのは、夢のある街にしないと、なかなかできない。実現できないというふうに思いますのでね、部長ね、やっぱりこういうことを考えながら、検討委員会は担当はもちろん開発公社かもしれませんが、あくまでそういう形で朗報ができるような、みんな呼び込むという形でいきたいと思います。そしてなお、もう一つ、前回は住宅地は売ってませんでした、住宅地は今後どうするんですか。

建設部長（保浦正博君） 住宅用地につきましても、今回の2次公募で対象となると伺っております。それで、竹山議員にもお答えしたんですが、1月を目途に開催されます土地処分検討委員会においては、今、伊東議員がおっしゃられたように、売れる土地、売る努力ということを中心にですね、検討、議論されると思っております。以上です。

17番（伊東隆吉君） やはりまちづくり、大変難しいんですけども、このトンネル、末広・港土地区画整理事業、そしてその末広・港土地区画整理事業に関しては、もうやがて完成に近い。若干、合併特例債の延長によって、少し若干債権は伸びるかもしれませんが、いろいろ含めて、そこに昨日もいろいろ議論出ていましたけれども、いんぐ一館ができたり、できたりはする、そのいろいろ含めて、その後、マリントウンに流れるという、これができなければ、奄美の名瀬の街は完成じゃないんです。そういうのを含めて、トータルのなまちづくりは夢がなくちゃいけません。せめて、あと5・6年後ぐらい、10年後には景観整備、もう今できております。これも考えながら、しっかりしたまちづくりを造っていかねばいけないと思いますので、次年度、いろんな形の中で総合計画もやらなければいけない、そういう一つの市町村計画はいろんな形で変わってくる。新たな展開が令和3年から始まるというふうに、私個人的には認識しておりますので、だから、次年度のいろんな計画、10年後の奄美市を幾つか夢見たまちづくり、これに関して頑張っていたきたいと思いますので、しっかりと、部長、お願いしますね。よろしくお願いします。

最後の質問に移ります。観光行政なんですけど、これも幾度となく私しております。奄美観光、一般社団法人であります法人格であるあまみ大島観光物産連盟と、いわゆる任意団体である奄美大島観光協会、これの一元化、もう再三再四伺っておりますが、一応話を進めましょうというふうになっているようですが、結果的にはどうなっていますか。お伺いします。

商工観光部長（武下義広君） それではお答えいたします。議員御案内のあまみ大島観光物産連盟は、奄美大島における地域DMOとしての様々な事業を実施しております。また、奄美大島観光協会につきましては、ホテル事業者を中心に、これまで築き上げたネットワークを活用して、旅行会社などと連携した団体旅行の誘致など、どちらも奄美の観光振興にとって重要な取組を担っていただいているところでございます。

しかしながら、名称の似通った二つの団体が奄美大島の観光組織として混在している状況は、観光客をはじめ、島外から見ても分かりづらい状況となっております。これらのことを踏まえ、平成29年度から両組織の今後の在り方について話し合いの場を設けてきており、今年度も両者による協議が行われたとお聞きしておりますが、奄美大島観光協会からは会費の負担により事業を展開し相応の予算を持っており、すぐには一元化をすることは難しい旨を伺っているところでございます。

しかしながら、来年には世界自然遺産登録が期待され、これまで以上に奄美の認知度、注目度が向上し、入込客の増加が見込まれることから、両組織間において持続的な観光振興をけん引していく組織の在り方につながる協議が進められていくことを期待しておりますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

17番（伊東隆吉君） 部長も認識されておられるようにね、もう本島で観光協会、観光物産連盟あって、どこに行ったらいいというのは当然です、当然です。先だって、前の質疑、一般質問のとき言いましたけど、観光協会という任意団体のホームページ、過去はそれが前に載っておったのが、最近見てみると、これはいつのまにかトップから消えている可能性がある。そして、観光物産連盟のほうに確認をいたしましたところ、その観光物産連盟の中の事務局の中に観光協会の電話が、何か知りませんが、いろいろやりとりがしているように、いわば業務は一元化されているような雰囲気と言われたような気がします。これは境田君が言いましたけど。そういう意味では、中身はじゃあ、足並みは揃えつつある

のかという思いもあるけれども、私はそこで、そうであれば、この観光協会というのはですね、元々しっかりとした組織であって、普通は、これは元々名瀬の方の行政の中に名瀬市観光協会というのがあるんです。この観光協会というのは、実質的には事務局は数名から構成され、専任の職員のほか、これは市役所からの出向職員が構成される。いわば市が絡まなければいけないんです。あくまでこれが全体とは言いませんけれども、そういう流れがこの観光協会という一つのものですので、私はこの観光協会の名前は、名前だけの問題なのか、いわば私はこの予算もですね、今言われているように、物産連盟を絡めながら、この観光協会にも市の予算が行っているんですよ。こういうことも一つの流れにあるんじゃないか。なおかつ、申し上げたいのは、この観光協会の会員がまたこっちにもおり、二つ金を出さないかんのです。それは金持っているところはいいでしょう。やっぱり一本化して、市としてのいろんな思い、やっぱりこの観光の行政、観光の業者としてもいろんな思いを絡めて、一本として発行するという形にしたい。今、観光協会の役員が観光連盟の役員にもなっているわけですよ。これは、そもそもできた何年前から、皆さん、早めにこういう思いをしてくださいねというのは、もう安易におっしゃって、この理事会で決めたことだというふうに認識しておりますので、これはですね、是非、本市にとって本当に大変重要な問題だと私は思っておりますので、是非ともよろしくお願ひしたいと思います。終わります。

議長（与 勝広君） 以上で、自由民主党 伊東隆吉君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。１０時４５分に再開いたします。（午前１０時３１分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き、一般質問を行います。

公明党 橋口耕太郎君の発言を許可いたします。なお、橋口耕太郎君から一般質問中の資料投影のため書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

８番（橋口耕太郎君） 議場の皆様、市民の皆様、こんにちは。公明党の橋口耕太郎です。質問に入る前に、少々所見を述べたいと思います。

年末恒例の新語流行語大賞が１２月１日に発表されました。皆様、御承知のとおり、大賞は三密になりました。密閉、密集、密接の三つを表した文字です。ノミネートのベストテンのうち新型コロナの影響を反映した言葉が五つも入ってありました。アベノマスク、ＧｏＴｏキャンペーン、アマビエ、オンライン〇〇などです。今、新型コロナは年末年始の帰省移動時期が迫る中、首都圏大都市において第３波と呼ばれる感染拡大が連日報道されております。北海道においては医療現場がひっ迫していることから、自衛隊の看護師へ災害派遣要請も出ています。近隣を見渡しますと、直近ではお隣の徳之島を、県が１０例目のクラスターとして認定をしました。昨日現在で５８人の感染が確認され、島民も不安な日々を過ごしていると思います。奄美市は先月、瀬戸内町からの職場関連で感染者が確認されていますが、それ以降はまだ確認されていません。市内には観光客と思われるレンタカーが走り、最近では団体の観光客も徐々に戻って来ているようです。奄美群島第一の人口規模を持つ本市で感染が広がらないことは、当局をはじめ、関係者の皆様、そして事業所の皆様、そして市民の皆様が徹底した感染症対策をしているからだと思います。そのことに対しまして、感謝と敬意を表したいと思います。また、今まさに医療現場で奮闘しておられる医療従事者、そして関係者の皆様にも改めて感謝と敬意を表します。一日も早く収束することを願っております。

さて、今回の一般質問は、私の政治活動のテーマの一つであります移住・定住促進についてと、市民の皆様からいただいた御意見を基に組み立てをいたしました。私は議員の仕事は大きく三つあり、一つは議会として当局に対し政策を提案・提言し、条例などを作ること。二つ目は、当局に対するチェックを行う事。そして三つ目、私はこれが一番大切なことだと思っておりますが、市民の声をしっかりと当

局へ届けることです。今回の質問 2, 3, 4 は市民の皆様からいただいた声でありますので、当局の皆様よりよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、順次質問をいたします。

質問 1, 移住・定住に関する施策について、まずは人口の全体を把握するため、(1) 本市の人口増減について、自然増減、社会増減の直近の推移について伺います。

以下の質問から発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、早速橋口議員にお答えさせていただきます。人口動態についてでございますが、奄美市の人口増減につきましては、鹿児島県の推計に基づく結果となりますが、まだ本年の数値が公表されていないため、平成 29 年から令和元年における 3 年間についてお答えさせていただきます。

本市の人口増減のうち、出生数から死亡数を引いた、いわゆる自然増減につきましては、平成 29 年がマイナス 255 名、平成 30 年が 289 名マイナスです。令和元年同じくマイナスで 316 名と減少傾向が続いております。一方、転入者から転出者を引いた社会増減につきましては、平成 29 年がマイナス 200 名、平成 30 年がマイナス 253 名、令和元年はプラス 367 名と、昨年 4 月の陸上自衛隊の開設に伴い、増加要因であろうかと思っております。また、いわゆる生産年齢人口、労働の中心を担っている 20 歳から 44 歳の社会増減についても、近年増加に転じているところでございます。以上でございます。

8 番（橋口耕太郎君） 自然増減はマイナス 255、マイナス 289、マイナス 316 と、年々増えている状態ですが、社会増減についてはマイナス 200、マイナス 253、そして昨年 367 と自衛隊の基地が、駐屯地ができたことが非常に貢献しているということでした。

続きまして、(2) 移住・定住人口を増やすための各種支援策について、件数、金額の状況はいかがでしょうか、お願いします。

総務部長（三原裕樹君） それでは、移住・定住人口を増やすための各種施策等の概要と実績についてお答えをいたします。

まず初めに、「定住促進住宅」につきましては、地域の活性化と地域コミュニティの育成を目的として、公共住宅等を改修し、移住者に提供する定住促進住宅として整備をしております。実績といたしましては、長浜定住促進住宅において平成 29 年度は居室を 3 戸改修、平成 30 年度は全戸の雨戸を改修、令和元年度は居室を 3 戸改修いたしました。また、平成 20 年度から令和 2 年度までに名瀬地区で 27 戸、住用地区で 4 戸、笠利地区で 11 戸、計 42 戸の定住促進住宅を整備しております。

次に、「移住定住・住宅購入費助成金」、この助成金につきましては、平成 27 年度から奄美群島外から市内への転入者のための住宅を確保し、奄美市への移住を促進し、地域活性化を図るため、移住者及び移住希望者が新築または中古住宅を購入する際に最大 100 万円を助成するものでございます。実績といたしましては、平成 29 年度が 5 件、平成 30 年度が 9 件、令和元年度が 4 件について助成をしております。

また、「移住定住・住宅リフォーム等助成金」、これにつきましても、平成 27 年度から同様に移住者及び移住希望者が住宅をリフォームする際にかかった費用の 2 分の 1、最大 100 万円までを助成するものでございます。実績といたしましては、平成 29 年度が 4 件、平成 30 年度が 2 件、令和元年度が 11 件について助成をしております。

次に、「空き家バンク」制度、この制度につきましては、奄美市内の「貸したい・売りたい」所有者

と「借りたい・買いたい」移住希望者とマッチングをする制度でありまして、平成27年度から鹿児島県宅建業奄美支部と協定を締結をいたしまして、ホームページ等での空き家バンクの情報収集及び発信をしております。実績といたしましては、空き家バンクの登録物件数が平成29年度2件、平成30年度2件、令和元年度11件の登録がございます。また、移住を希望されている空き家バンク利用登録者数、これにつきましては平成29年度が13件、平成30年度が13件、令和元年度が30件の登録をいただいております。

このような施策に加え、今年度は奄美大島雇用創造協議会と連携をいたしまして、今年令和2年11月28・29日2日間でございますけれども、大阪府豊中市において、同協議会初の取組となる島外実施イベント「奄美大島移住相談会イン大阪」を開催をいたしました。同協議会は、本年5月に発足をし、子育て・シルバー世代、U・Iターン希望者等を「重点的に働きかけを行う求職者」と位置付け、「雇用」拡大の観点から移住を推進しております。今回のイベントでは移住を検討している関西在住者30組36人、2日間合計でございますが、の方に御来場をいただいております。今後も引き続き本市の施策を推進するとともに、移住を中心にあらゆる関係団体とも連携を図りながら移住施策を推進してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

8番（橋口耕太郎君） 分かりました。金額は上限が100万円ということですが、100万円の単位でよかったのでしょうか、それぞれ。それぞれ100万円いっぱいを使っているということでしょうか。分かりました。

令和元年に、R1年に少し空き家バンクの登録であるとか、利用登録数が伸びていますけれども、11件、30件とですね、それまでは1桁、あるいは利用登録者数は13が30になっていますが、これ、お分かりでありましたら要因はどのように分析されていますか。

総務部長（三原裕樹君） 実は移住相談、電話等を含めまして、ここ近年、問い合わせがかなり多くございます。ただ、空き家バンクに関しましては、まずは貸していただける方、その登録がないと、なかなかマッチングができないという現実がございますので、その辺についても周知広報を図ってまいりたいというふうに考えております。

8番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。続きまして、（3）移住・定住人口のそれぞれの計画の目標があると思いますが、それに対する推移は、今どのような状況でしょうか、お願いします。

総務部長（三原裕樹君） 本市の「攻め」の総合戦略におきまして、本市施策を通じた移住者数を令和2年度から令和6年度までの5年間で累計200名、各年度40名を目標にしております。令和2年度の達成状況といたしましては、本市の移住施策を活用して移住された方が11月30日現在でございますけれども、定住促進住宅の入居者が5世帯13名、空き家バンク制度により7世帯14名、住宅リフォーム等助成制度により3世帯8名、計15世帯35名おられます。そのほかにも本市の施策以外で移住された方もおられると思いますけれども、この数値につきましては政策の数値として把握は現在厳しいところでございます。以上でございます。

8番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。昨年度の決算委員会ではですね、こういった移住・定住の施策を通して進めて移住されてきた方の数字が、29年度30名、平成30年度37名、R元年、令和元年で38名、令和2年の9月末で21名という報告がされております。年々30名程度の40名弱ですかね、この制度を利用した移住が行われているということが分かりました。さっき部長がおっしゃったように、こういう制度を通さずに来られている方も当然いらっしゃると思いますが、そこら辺は把握が少し難しいのかなというところで理解をしたいと思います。

続きまして、（４）移住推進課（仮称）の新設の可能性についてですが、奄美市がこの移住・定住に本気で取り組むには、この移住・定住に特化した課の新設が必要ではないかと考えます。ちょっと関東学院大学法学部の牧瀬稔さんという教授の記事を少し紹介したいと思います。新型コロナウイルス感染症の影響で地方移住への関心が高まった、関心が高くなった、やや高くなったという数値は上がっているそうです。マスコミもこの調査を受けて新型コロナウイルス感染症が都市圏に住む人々の地方移住に影響を与えている報道が行っているということです。ただ、この方が言うにはですね、この地方移住が高まったという機運に相乗らずに注意しなくてはいけない視点が三つあって、一つ目が地方の定義が曖昧だということ、地方を浮かべる多くの人が避暑地とか、観光地で有名な沖縄、長野、次に自分のふるさと、三つ目に地方と言っても、今住んでいるところから近い地方という可能性がある。なので、地方移住が高まっていると言っても、単純にその方によって定義が違うということをおっしゃっています。それが地方移住の観点の注意しなければいけない一つの視点。二つ目に、奄美市のように施策を講じて呼び込もうという自治体は、全国に多いです。そのライバル自治体といかに差別化をするかということが重要点。三つ目に、地方に移って来た方が求める環境、そういうものがしっかり整っているかということ、どう克服するのかという課題があるそうです。これまでの質問で、人口増減、施策の成果、目標の推移などを聞きましたと、奄美市でも様々な取組で施策を実施していることは理解しますが、この問題に特化した課をそろそろ新設する必要があるのではないかとということです。

ここで少し、好事例を紹介しますと、愛媛県の西条市、２０１８年度移住者は２８９人、前年の１０６人から約３倍を達成していると。貢献したのが移住体験ツアーで、参加者一人一人特化した完全オーダーメイド型で、しかも交通費、宿泊費は無料。同市の提供する良質な体験ツアーが口コミで広がり、市全体に好影響を与えているそうです。西条市が成功させた要諦は、移住者の移住希望者にしっかり情報を伝えること。この情報を伝えるという当たり前のことがなかなかできていない。情報も対象者により異なります。大学を卒業する就職活動を始める人なら雇用の情報、定年を迎える人なら地域の生活やコミュニティ、日常インフラなどの情報になると。このように細かい作業ターゲットを明確にして、ターゲットが欲する情報を伝える作業は、かなり難しいと思いますので、それを支える下地、つまり特化した課の新設が必要と考えますが、可能性はいかがでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。本市における移住施策につきましては、以前は企画調整課で担当しておりました。平成２８年総務部内にプロジェクト推進課を新設をいたしまして、住用・笠島の両地域総務課、それから住まいや仕事に係る関係各課と連携した取組を推進しているところでございます。また、本市を含めた奄美群島におきましても、広域事務組合を中心に群島一体となった移住施策を推進しております。そのような状況にあって、議員の御質問にございましたターゲットごとに情報を伝えるということは、大変重要であるというふうに認識をしております。そのため、奄美市攻めの総合戦略２０２０におきましても、市町村や集落との連携をはじめ、情報発信の必要性、また移住を促進する施策の方向性について、しっかりと明記をさせていただいたところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、現在、本市では移住というキーワードに関連する部署ごとに、それぞれが専門的な立場から移住希望者に対するきめ細かな対応に現在努めているところでございますけれども、議員御提案の専門部署の創設につきましては、現在の取組の評価、検証などを行いながら研究して参りたいというふうに考えております。

８番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。ちょっと先ほどの西条市のことをもう少し深く掘り下げて説明したいと思うんですが、モニターに画像をお願いいたします。

これ西条市のホームページを画面コピーをして貼ったものですが、お分かりのように２０２０年版住みたい田舎ベストランキング、若者世代部門で全国第１位を獲得しましたと。次の写真をお願いします。ちょっと見えにくいんですが、少しアップをしてもらえますか。はい、これ三つほど何か項目が

ありまして、その一番上ですね、ちょっとぼけてますね。タイトルは至れり尽くせりってレベルじゃない・・・、住みたい田舎ナンバーワン、愛媛西条市には日本一身近な移住コンサルタントがいたというタイトルです。この中身を少し紹介しますね。これは、東京のジェイタウンネットという会社が取材をした記事をホームページに張り付けてあるんですけども、月刊誌田舎暮らしの本、宝島社2月号に掲載された2020年版住みたい田舎ベストランキングで、西条市が10代から30代の若者世代が住みたい田舎部門で全国1位を獲得していたからだ、取材の動機ですね。行ってみると、移住推進課という課があって、そこにいらっしゃる柏木課長という方が迎えて説明をしてくれたと。先ほちょっと話しました一番効果が上がっているのは、無料で体験をさせる1泊2日の移住体験ツアー、これがやはり功を奏しているということで、今は四国ですので、関西圏をターゲットにして、関西圏に向けて特化して行っているそうです。その課長いわくですね、僕は西条市と他の市に多少の違いはあっても、自然環境とかは大体一緒だと思っています。良いところもあれば悪いところもあります。あとはどう見せるか、伝えるかです。だから、観光地などを案内するよりも、人をつなぐことを第一にプランを考えます。例えば、移住希望者がやりたいと考えている仕事をしている人に、直接会ってもらったり、小学生の子どもがいる家庭なら、現役の校長先生や教頭先生にも会ってもらいます。この移住を決めた御夫婦にも取材しているんですけど、御夫婦と小学生2人、保育園1人の5人家族の御家族です。移住しようと思った決め手は、その柏木課長さんの手厚いフォローがあったからと。先輩移住者、先に来ての方とお話をする機会を作って、その課長さんはあえて席を外して、本音で話ができるようにするセットをしたり、生活に関わる訪問先を、その課長さんがその人のニーズに応じて一個一個組み立てていくということをやっているそうです。奥さんのお話では、西条の市役所から車で15分ほどの場所に冒険広場というアスレチック公園があって、子どもたちが楽しんだと。柏木さんが子どもたちは絶対ここが好きだからってスケジュールに入れてくれました。子どもたちも愛媛楽しい、ここに引っ越したいと話をして、そんな子どもたちを見ていたら、決めてもいいかなと思えました、そういう話をされています。

今の部長からも話が合ったように、注目をされているということで、その要因としてはですね、いろいろあると思うんです。世界自然遺産の登録候補地にもなっていますし、ユーチューブの動画などを見ますと、奄美大島のものが結構上がっているんですね。いろんな方が個人撮影をして、どんどん上げて宣伝をしてくださっている。それから、大手不動産業者の大東建託さんが、この間住みよいまちランキングというのを発表されていて、総合で鹿児島県内で奄美市は4位、自然観光部門では1位、九州全体でも奄美市は沖縄の石垣、宮古に次いで九州全体で3位です。ですから、非常に注目されていますし、今非常にチャンスなんじゃないかなというふうに思います。ホームページに貼ったり、周知をしたり、当然、市長があちこち郷友会とか出かけられるときにアピールとかされていらっしゃると思いますけど、今、私が言った西条市のように、待ちじゃなくて攻めるようなオーダーメイド特化した、もうこの人を何としても奄美市に移住させるんだと、そういうような意欲を持った取組をすることが必要なんではないかなというふうに思います。くろうさぎ留学とかですね、あと自衛隊の方が来られて、奄美が良い所だと分かったら、退官後にこっちで家を造ろうとか、また国家公務員の方とかが来て、ああ、良い所だなと思って造ったりとか、そういうことを考える方もいらっしゃると思いますし、奄美市としてもっともっと特化したことをすべきじゃないかなというふうに思って提案をしてみました。

市長、私の話を聞いて感想でもあればお願いしたんですが、市長、よろしいですか、今までの話を聞いて。

市長（朝山 毅君） 観光という裾野の広い産業の中において、自らが住んでいる地域と自然や景観が違うところも観光であり、文化や慣習や風習が違うのも観光資源としての一つの資源であろうと思っております。そういう意味において、自信と誇りを持って我が街をPRするということは、やはりこれは積極的に展開していくことは、大変重要なことである。その任を担っているのが行政の一端であるという

ことでありますが、その中で、最も大切なことは、やはり人が住むということであるので、人柄、島民性、町民性ということが、私は最も大切ではないかと思えます。そういう意味において、人を誘導する、誘致するということについては、一人一人がその意識を持って、自らの地域を誇り、そして相手にも勧誘できるようなものでなければいけないと思えます。そういう意味において、今お話のあった西条市においても、何もPRばかりではないと。やはり来ていただきたい、その誠実なお付き合い、長年暮らしていくであろう土地に、また居住地にするためには、その地域性というものが最も大切ではないかと、見るという視覚の観光、一緒にともに暮らすという触覚の資源観光、やはりこれらが相まってこそ、それぞれの人々がその地域に住みたいと、行きたいという気持ちになるのではないかということであるので、行政がその任の先導をすることは最も大切であります。やはり地域住民一人一人が、またその思いを持ってお迎えするというおもてなしの心ということも、やはり大きな有形無形の観光資源だと思えます。それらのことが相まって、より多くの人に御来島いただき、ましてその延長で住んでいただくという環境が整ってくるのではないかと、奄美市においても自然という視覚の、遊ぶという触れる文化もあるわけであるので、それらを我々ももっとPRしていかなければいけないと、改めて感じているところであります。以上がお話を伺った、すぐに求められましたので、今思ったところであります。御理解ください。

8 番（橋口耕太郎君） 突然のことで、ありがとうございました。市長がおっしゃられたように、奄美には可能性がですね、自然もいっぱいありますし、人もおもてなしの心をいっぱい持っている人もいらっしゃいますので、できればこういった特化したものを作っていただいて、30人、40人といわずですね、100人、200人と来ていただけるようなことをやっていただきたいなということをお願いしまして次の質問に入ります。

質問の2番、農業施策について伺います。（1）イノシシの被害が産業建設委員会や決算委員会等で報告されておりますが、直近の状況はいかがでしょうか。

農林水産部長（栄 広久君） それでは、イノシシの被害状況についてお答えいたします。鳥獣の被害調査につきましては、県への報告のために前年度の被害調査を例年5月に行っております。被害調査につきましては、農家への巡回聞き取り等により算出しております。

直近の被害状況として報告している令和元年度のイノシシの農産物の被害状況につきましては、被害面積が8.85ヘクタール、被害金額として816万2,000円となっております。内訳といたしましては、最も被害が大きかった品目がタンカンでありまして、被害面積が7.82ヘクタール、被害金額が676万2,000円となっております。また、果樹以外にもカボチャをはじめとした野菜類やサツマイモなどの芋類で、被害面積が0.93ヘクタール、被害金額が132万8,000円となっております。今年度のイノシシによる農作物の被害につきましては、捕獲状況や人里での目撃情報が前年度と同様のことから、前年度と同等の被害が発生するものではないかというふうに考えております。以上です。

8 番（橋口耕太郎君） では続きまして、次の（2）そのイノシシの被害対策として、鳥獣被害の観点から、猟友会の皆さんにお願いをしている部分もあると思いますが、猟友会の会員の高齢化、後継者不足が課題として取り上げられていますが、今後の方向性について、どうお考えかお示しいただきたいと思えます。

農林水産部長（栄 広久君） それでは、本市内の猟友会の会員数につきましては、88名でございます。そのうち、70代以上が38名と44パーセントを占めております。猟友会の会員になるためには、毎年7月にある狩猟免許取得講習会の受講、狩猟免許試験に合格した後に猟友会への登録を行うこ

とになります。試験登録料は免許によって異なりますが、講習会受講費が1万円、試験費が5,200円、登録料は猟銃が3万4,300円、わな猟が2万4,500円、猟銃・わな猟両方であれば4万8,300円となっており、登録更新につきましては、毎年9月から3月までとなっております。また、猟銃での狩猟登録の場合には、警察署から鉄砲の所持許可を受けておく必要がございます。鉄砲所持許可申請には、毎年7月に開催されております猟銃等の初心者講習会の受講、射撃教習の修了が必須でございます。猟銃等初心者講習会の受講手数料は6,800円、射撃教習の修了までに係る諸手数料で1万1,300円、それに合わせまして、射撃講習については鹿児島本土に行かなければいけないものですから、県の本土までの交通費、あと宿泊費等が必要となっております。

本市におきましては、高齢化、後継者不足の改善策としてわなの免許取得者に対しまして、狩猟免許講習会への半額助成を行っております。本年度におきましては、19件の助成を行っております。また、有害鳥獣捕獲事業として、イノシシー頭につき1万1,400円、皮膚病の疾患があるイノシシにつきましては1万7,000円の報償費を出しております。今年度の捕獲数につきましては235頭となっております。狩猟免許講習会の受講件数の推移といたしましては、平成30年度が3件でありましたが、令和元年度が12件、令和2年度今年度が36件となっております、受講件数は増加傾向でありますので、今後も引き続き事業の周知について努めてまいりたいと考えております。以上です。

8番（橋口耕太郎君） 講習受講者が昨年度と比べて、30年度が3名、令和2年度が36名と、大幅に増えているようです。全体が88名で、70代以上が38名、44パーセントということですね。先ほどわなの免許の内容によって発生する手数料といたしますか、そういうのが違うということで、結構な金額がしますよね。猟銃に関しては3万4,300円、それから銃の関係でいきますとプラス6,800円、1万1,300円と、鹿児島で実施しないといけないのでその交通費、宿泊費、これは毎年何ですよ。確認いいですか。

農林水産部長（栄 広久君） 先ほど申し上げました試験登録料につきましては、これは3年間で、初回だけというふうになっております。あとそういった講習、警察の方の登録につきましても、3年間というふうになっております。

8番（橋口耕太郎君） 分かりました。私に相談をして来た方は、タンカン農家の方でして、木の根っこを掘って、虫を食べたりすることで、木が影響を受けて実が生らないということがあると。御本人もわなの講習免許の登録に行かれたということですが、ただ、この間猟友会の会長さんともお話をしたんですけど、わなを、箱わななり、くくりわななりを仕掛けて、獲ったのはいいが、その後はですね、やっぱり、ベテランの方というか、熟練した方が対応しないと、非常に危険だということで、農家の方がわなを設置することはできますけど、その後が対応できないという話で、そういったところは知り合いを通してできる方をお願いをしているということでした。会長さんも、そういったところがちょっと課題かなと、後の処理がやっぱり大変だと、銃で撃って、そしてあと解体をして、ばらす作業なんかも大変なので、そういったところが、捕獲した後ですね、対応。それからまた、解体場所もですね、その方が持っていらっしゃる場所でやっているんでしょうけど、できれば、例えばですね、新しくできると畜場の一角に、そういう解体の場所を造ってもらうとか、会長さんのおっしゃることでしたけど、そういった方法を市で調整してもらえないとか、先ほど一定の登録の助成は19件されているというお話でしたけど、そういったところももう少し応援をしてほしいなという声がありました。

全体では分かりましたけれども、今年は増えていますので、来年以降もそういったわなの狩猟免許を取る方が、農家の方が中心なんだろうけども、増えていって、今後、また方向性が見いだせばいいかなと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

次に（3）に入ります。新型コロナ関連の農家に対する交付金、次期作支援交付金について、支給要

件が厳格化をされ、混乱したと聞いております。その後、予算等も増額されたようですが、本市の状況、予算増額後の状況も、分かりましたらお願いいたします。

農林水産部長（栄 広久君） それでは、次期作支援交付金についてお答えいたします。高収益作物次期作支援交付金につきましては、新型コロナの影響を受けた農家に対しまして、次期作における取組を支援する目的で、国の第1次補正予算において措置されたものでございます。内容といたしましては、令和2年2月から4月の間に野菜、花き、果樹、茶の出荷実績があり、次期作に向けて国の定める取組を行う生産者に対し、次期作の面積に対し交付金を支給するものであります。交付額は10アール当たり5万5,000円で、施設花きにつきましては10アール当たり80万円となっております。本市は、国の通知を受けて、市政だより及びホームページの方で事業案内をし、奄美市担い手育成総合支援協議会が事業主体となりまして受付を行ったところ、24戸の農家から1,974万5,000円の申請があったところでございます。しかしながら、10月12日に国におきまして大幅な運用の見直しが行われました。見直し内容につきましては、1点目に次期作の全作付面積が対象だったものが、売上が減少した品目の作付面積に変更、2点目としまして、交付額に上限がなかったものが、前作と今作を比較して減収した額を上限に交付金を支払うことになりました。減収していない農家につきましては、対象外となりました。3点目に、売上の減収額等を確認するために、前年作、今年作の売上等を記載した書類の追加提出が必要というものであります。

この運用の見直しをしまして、本市としましては申請者全員に文書で通知するとともに、説明会を開催したところでございます。その結果、交付予定額が大きく減額するとともに、15名の農家が申請を取り下げ、申請額は1,235万1,600円の減額となりました。当初と異なる制度運用になり、生産者に対しては交付対象となくなったり、交付金の減額や申請に当たり追加書類の提出で多くの書類が必要となるなど、多大な御迷惑をおかけしたところでございます。

しかしながらまた、10月の12日の運用見直し以前に本交付金を見込んで機械や資材に対し投資を行うなど、次期作に向けて積極的な取組を行った生産者に対しまして、影響が生じないよう追加の支援措置を講じることが、10月30日に農林水産省から発表されました。

内容としましては、当初の申請額を上限に次期作に向けて新たに機械を整備したり、資材等を購入した経費を補助するというものでございます。この追加の支援措置を受け、当初の申請者全員へ文書にて通知するとともに、個別に訪問し説明するなど対応し、現在、追加措置の申請を受付しているところであります。高収益作物次期作支援交付金については、当初24戸1,974万5,000円であった申請でございますが、運用見直しにおきまして9戸739万3,400円の申請となり、その後の追加措置で8戸183万円の申請があり、合計で922万3,400円の申請見込みとなっております。

高収益作物次期作支援交付金につきましては、運用見直しにより混乱を招き、多大な御迷惑と御面倒をおかけしているところでございますが、次期作に向けて積極的に投資し、生産性の向上を図るなど前向きに取り組む農家の経営に影響が生じることがないように、国のほうで措置されていくものと考えております。以上です。

8番（橋口耕太郎君） 確認ですけれども、最初24戸1,974万5,000円の申請で、運用見直しが入ったため15戸、金額で1,235万1,600円が減額をしたと。しかし、改めてまた見直しがあつて、追加で更にまた提出をした9戸733万3,400円と8戸183万円が新たにまた申請をされているということですね。合計で922万、確認です、すみません、もう一回。

農林水産部長（栄 広久君） 当初が24戸で1,900万で、運用見直しで9戸の739万3,400円の申請、最終的には15戸で922万3,400円の申請見込みというふうになっています。以上です。

8 番（橋口耕太郎君） 当初 24 戸でしたけど、15 戸の 922 万円がまた新たに、はい、分かりました、すみません、最終的に乗ったということですね、分かりました。ということは、最初の 24 戸をとりあえず金額は若干減ったかもしれませんが、概ね救うことができたということによろしいですね。分かりました。これは国がちょっと、最初の制度設計が甘いとかですね、ちょっといろんなことがあって、見込みが甘かったということで、農家からはですね、政府にだまされたとか、そういった厳しい御意見もあったのは事実ですし、私が相談を受けた方も、申請を一回上げて、取り下げたということでしたので、今回、質問に入れさせていただきました。結果的には多少金額は減りましたが、全戸に対してということで、拾えたということで考えてよろしいですね。

農林水産部長（栄 広久君） 24 戸のうち、やはり 9 戸程度は減っておりますので、投資をしていなかったとか、書類的に難しいという農家の方については取り下げたという形になっております。以上です。

8 番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。投資がなかった方は乗らないと、見直しても乗らないので、そういう方はできなかったけれども、投資をしている方は拾うことができたということで、はい、ありがとうございます。これに対しても、農家の方が、ちょっとコロナに関連してない部分も、次期作ですので、あったので、この間お話したときには当局の方も、これ、本当に出るのかなというね、気持ちもあったというふうにお伺いしています。ただ、国の制度ですので、その要件に合えば当然申請ができる訳で、申請をした後に、やっぱりこれはこうでしたというふうになれば、当然怒りもある訳ですので、そういったところが今回のケースだったのかなというふうに思いますが、いずれにしても、またそういった国の制度が変わったり、運用が見直された場合には、しっかりと農家さんにですね、影響がないようにしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。質問 3、介護保険制度について、介護保険制度が 2000 年、平成 12 年にスタートして、今年でちょうど 20 年になりました。当時の言葉で措置から契約へという言葉が記憶に残っています。介護保険制度は、皆さん御承知のとおり、3 年ごとに制度が見直され、現在は第 7 期介護保険事業計画が実行中であります。今は来期に向けていろいろな作業を進めていることと思います。これまで様々な改定が行われて、保険料も段階的に引き上げられ、現在、奄美市は 9 段階の区分をされていまして、平均世帯で月額 6,600 円となっています。年額 7 万 9,200 円ですね。保険料は 1 年分を 8 期で納付するために、1 回の負担が割高になるのが、個人的にはあまり納得がいかないところで、何とか 1 年にならせないのかなとは思っております。7 万 9,200 円を 8 で割ると 9,000 幾らになって、掛ける 2 倍分が、約 2 万円が年金から天引きを一気にされますので、やっぱり高いというイメージは拭えないのかなと思いますが、これは国の制度でもありますし、仕方のない部分なのかなと思いますが、個人的には何とか均せないのかなというふうには思っています。

前置きはこれぐらいにしまして質問に入りますけれども、（1）要支援、要介護認定者数の推移について、第 7 期計画までの推移はいかがでしょうか。お願いします。

保健福祉部長（山下能久君） 御質問の第 7 期計画期間における要支援、要介護認定者数の推移についてお答えいたします。

まず、要介護、要支援認定者数の総数につきましては、平成 30 年度末が 2,867 名、令和元年度末が 2,880 名、令和 2 年度 8 月末時点で 2,915 名となっており、年々緩やかに増加しております。区分別では、平成 30 年度末から令和 2 年度まで順に申し上げますと、要支援 1 が 447 名、439 名、427 名、要支援 2 は 507 名、487 名、497 名、要介護 1 は 482 名、484 名、496 名、要介護 2 は 400 名、461 名、454 名、要介護 3 は 341 名、356 名、370 名、要介護 4 は

415名、410名、426名、要介護5は275名、243名、245名とそれぞれ推移しております。

8番（橋口耕太郎君） ちなみに制度が始まった当初、平成12年、2000年の同じ数字がお分かりでしたら、答弁をお願いします。

保健福祉部長（山下能久君） 御質問の介護保険制度が始まった平成12年度の要介護認定者数につきましては、平成22年の奄美豪雨災害で旧住用村の資料が紛失したことにより、合併前の旧3市町村の合計額を示すことができませんので、奄美市政が施行開始いたしました平成18年度の数値をお答えいたします。

まず、平成18年度これは高齢化率となりますが、総人口4万9,698名に対し、高齢者人口は1万1,732名で、高齢化率23.6パーセントになります。令和2年11月末現在では、総人口4万2,626名に対し高齢者人口1万3,650名で、高齢化率は32パーセントとなっております。この14年で総人口が7,000名余り減少しているのに対し、高齢者人口は1,900名以上、高齢化率は約8.4パーセント増加しており、本市におきましても全国同様に高齢化が進んでいる状況となっております。

次に、要介護認定者数ですが、平成18年度の総数は2,944名で、区分別では要支援1が675名、要支援2が328名、要介護1が517名、要介護2が396名、要介護3が341名、要介護4が303名、要介護5が384名となっております。

先ほどお答えしました令和2年8月末現在の要介護認定者数と比較しますと、要支援1で248名減少していることもあり、総数も29名の減少となっております。以上でございます。

8番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。総数はでも18年度と比較をして29名ということで、認定者数の推移としては横ばいというふうに理解したいと思います。

次に、質問の（2）要介護認定の際に判定会が開かれまして、1次判定と2次判定と段階を踏んで要介護、要支援の認定がされる訳ですけれども、介護度が改善された被保険者数はどの程度いらっしゃいますか。お願いします。

保健福祉部長（山下能久君） 介護度が改善されました被保険者数について、お答えいたします。前回の介護度が改善された被保険者数は、平成30年度が認定総数3,030件に対し263件、令和元年度が認定総数3,280件に対し287件、割合的には1割弱となっております。

8番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。1割弱ということですね。これは最近思うんですけれども、要支援、要介護の認定期間が被保険者の状態によって、通常1年なんですけれども、2年もあれば3年もあるというのが見受けられますけれども、この根拠のようなものがあればお示しいただきたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 認定期間の設定につきましては、平成30年3月に「認定審査会の簡素化」の方針が国から通知され、同年4月から最長3年の設定が可能となっておりますが、個々の認定期間の設定につきましては、各認定審査会の判断に委ねられているところでございます。

喜界町を含む6市町村で構成する奄美大島地区介護保険一部事務組合におきましては、認定期間を基本1年以内としておりますが、先ほどの「認定審査会の簡素化」の方針が国から通知された際に、実質2次判定を省略する「認定審査会の簡素化」は実施せず、「簡素化の対象者」が認定審査会で前回の介護度と変更がなかった場合に、状態が安定している目安として、認定有効期間の延長を検討する方針が

決まった経緯がございます。この「簡素化の対象者」である場合に限り、1年を超えて最長3年の認定期間が設定される場合がございます。この「簡素化の対象者」には六つの要件がございます。1点目は第1号被保険者であること、2点目は更新申請であること、3点目は前回の介護度と変更がないこと、4点目は現在の認定期間が1年以上であること、5点目は要支援2、要介護1の場合に状態が安定していること、6点目は1次判定の結果、一つ上位区分の変更の可能性が少ないことでございます。この「簡素化の対象者」の認定期間が必ずしも1年を超えて設定されるわけではございません。1年以内の認定期間が設定されることもございます。この簡素化の対象者じゃない方、例えば新規申請者や区分変更申請者、前回の介護度と変更がある方などは、必然的に1年以内の認定期間が設定されることになっております。以上です。

8番（橋口耕太郎君） 基本的には判定会の判定がある中で1年、今さっきの6点の要件を満たした状態で判定していくということですね。分かりました。

次に、（3）介護保険における住宅改修費の申請件数と支払実績について、どのように推移しているかお願いいたします。

保健福祉部長（山下能久君） 第7期計画期間中に利用されました介護保険住宅改修サービスの申請件数と支払い実績についてお答えいたします。

まず、申請件数でございますが、平成30年度が306件、令和元年度は303件、令和2年度につきましては11月末時点で208件となっております。支払実績につきましては、平成30年度が1,845万6,628円、令和元年度が1,679万3,311円、令和2年度11月末時点が1,094万4,139円となっております。利用件数及び支払実績額、どちらも減少傾向にあり、令和2年度末の実績見込みにつきましても、令和元年度から減少する見込みとなっております。

8番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。今回、なぜこのような質問をしたかと言いますとですね、ケアマネージャーさんからの声をちょっと拾ったんですけれども、先ほど部長が言われた要介護の判定があった時に、改善されたということは、要支援2が要支援1になったり、要介護1が要支援2になったりすることなんですけど、介護保険の目的からいくと自立支援ですので良いことなんですけれども、利用者にとっては月に1回、デイサービスに週に2回行けたところが1回になったり、利用ができなくなってしまうということで、生活のペースが崩れる、違ってくということで影響があると。認定調査は認定調査員がしっかり判定をしてされていらっしゃると思いますけど、えっ、どうしてというケースも中にはあると思います。先ほど200件ぐらい改善された案件があるということでしたけれども、認定調査員は1日で調査をします。でもケアマネージャーは年間を通してずっとその方を見ていらっしゃると思いますので、もちろん経験豊富な方がやられていると思いますけれども、そういったことで、ちょっとそのギャップがあることも多少あるのかなと思って質問させていただきました。

住宅改修についても、同じように先ほどの結果では年々減少傾向にあるということなんですけど、その中身が詳しく知りたくて質問させていただきました。部長、何か言葉があればお願いします。

保健福祉部長（山下能久君） また、支援が必要となりました高齢者の生活を支えるために、ケアマネージャーの果たす役割につきましては、大変重要なものと認識しております。また、介護保険の保険者といたしまして、日々尽力されておりますケアマネージャーへの支援につきましても、大変必要なものと感じているところでございます。議員が御案内ございました介護認定に必要な情報が認定調査員に伝わるように、現在でも日々の状況を把握しているケアマネージャーから情報提供をいただいているところでございます。この情報提供以外にも立ち会い等が必要な場合には、担当するケアマネージャーに積極的に関わっていただくよう、進めていきたいと考えております。以上でございます。

8 番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。すみません、最後の質問になります。ぎりぎりで申し訳ございませんが、1, 2, 3, 同時に伺いたいと思います。写真をお願いします。

センターラインが消えております、これは三太郎トンネル手前のバイパスです。次お願いします。これは和瀬のバイパスです。次お願いします。これは永田町交差点手前の横断歩道です。次お願いします。これは和光トンネルのセンターライン消えていたんですけど、通告の日に線が引いてありました。以上です。次です。これは和光トンネルの横断歩道です。これ2番の有屋町交差点の部分です。これは時差式にさせていただきたいということです。これが城トンネル手前の危険表示ですけど、もう少し危険だということを認識していただきたい、表示をお願いしたいということです。お願いします。

建設部長（保浦正博君） じゃあお答えします。まず、道路等の白線につきましては、鹿児島県に確認したところ、限られた予算の中、緊急性を考慮しながら計画的に補修を行っているとの回答でございました。続きまして、時差式信号機につきましては、交通管理者の方に確認したところ、交差点所において1ポイントで改善で解消されるものではなく、周辺の状況等を把握し、全体的に安心・安全な交通の在り方について判断すべきものであるとの回答を得ました。よろしく願いいたします。

8 番（橋口耕太郎君） 以上で終わります。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、公明党 橋口耕太郎君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分再開いたします。（午前11時45分）

————— ○ —————

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

6 番（崎田信正君） 皆さん、こんにちは。失礼。日本共産党の崎田信正です。菅政権が発足して3か月が経過しようとしておりますけれども、私は9月議会では、どなたが総理大臣になろうとも、新しい総理には国民の利益と日本の平和を願い、立憲主義に基づく国会運営がされることを強く願っているところだと申し上げました。しかし、その願いは全く届くことはありませんでした。今、菅政権の下で新型コロナウイルスの無為無策ぶりが顕わになり、安倍政権時代の官房長官として対応した桜を見る会は、新たな段階に入り、そして、日本学術会議の会員6名の任命を拒否するという問題です。本来学術会議が基準に基づいて推薦した人を、理由も示さず拒否するなどということは、あってはならないことであります。戦前、治安維持法により思想弾圧により蟹工船の作者として知られる小林多喜二が警察に捕えられ、拷問で虐殺された歴史があり、特定秘密保護法や共謀罪法など、戦前を思わせる動きには、民主主義を守る立場から、決して妥協してはならない問題だと考えております。だからこそ、中国の人権問題についても、自民党よりも厳しく抗議を行い、3日には香港の民主活動家に実刑判決が言い渡されたことに、香港の野蛮な弾圧の即時中止を求めるとして、中国指導部に強く抗議をしております。今回の学術会議問題の本質は、理由を示さず任命を拒否すれば、その政権の意に添わないものは排除されるとの萎縮が起き、自由な学問研究に障害が生まれます。学術会議の自主性を破壊することは、学問の自由の破壊ではないでしょうか。日本国憲法第23条は、学問の自由はこれを保証すると明記しております。なぜこの条項があるのかといえば、戦前の日本が特定の学問を異端視し、排斥、弾圧することで戦争に踏み込んでいった歴史があったからであります。国会で論戦がありましたけれども、野党の質問にまともに答えることができず、答弁は支離滅裂なことばかりで、これからの日本の前途に大きな不安を感じさせるものであります。

それでは、通告に従って順次質問をさせていただきます。

まず、令和3年度の予算編成についてです。1月28日の南海日日新聞に市税8,000万円増と
の見出しの記事がありました。これは、新聞報道にあったように、コロナ前の奄美市に経済状況を反映
したものであります。しかし、令和2年度は誰もが経験したことのない新型コロナウイルスの影響によ
り、市民生活はもとより、経済活動も大変な影響を受けることになりました。この状況で、市長をはじめ
職員、そして企業、事業所と一般市民のコロナ対策が今のところ功を奏しているのだと思いますけれ
ども、奄美大島ではコロナ感染者の報告はあるものの、まだクラスターは発生しておらず、関係各位の
日夜の奮闘に、まず敬意を表したいと思います。このまま最少の影響でこの難局が収束することを願う
ばかりであります。また、奄美の自然を守り、特にアマミノクロウサギをはじめ、多様な生物が生息
し、奄美だけの希少種などが評価された世界自然遺産登録は、またも延長となる事態を迎えましたけれ
ども、登録されることにより自然を守ることが第一となり、更には観光業にも大きな期待が寄せられて
いるところであります。しかし、クルーズ船の寄港も4月19日に入港予定だったパシフィックビーナ
スが中止となり、それ以後の寄港予定は全てが中止、来年3月16日寄港予定の飛鳥Ⅱの中止も決まっ
ております。このような状況の中で、来年度の予算編成に向けて知恵を絞っているところかと思いま
すけれども、来年度の予算編成に当たって、これまで以上にこの現実をより正確に把握をし、コロナ収束
の見通しや世界の動向など、先行きの分析が必要かと思えます。昨日の関議員の質問もありましたけれ
ども、予算編成に当たっての留意点は何かについて、まず伺いをいたします。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、崎田議員にお答えいたします。先日の関議員と重複するところもござい
ますが、答弁をいたします。

議員がお話のとおり、新型コロナの影響は、市民生活、事業所の経済活動、そして医療福祉の現場対
応など、地域全体において多大な影響を及ぼしております。こうした地域の実情や寄せられる御意見を
踏まえまして、市といたしましてはこれまでに相当額の予算を計上し、あらゆる対策を講じているとこ
ろでございます。このような中において、本市の自主財源の根幹をなす今年度の市税は、新型コロナの
影響により、減免措置や徴収猶予の申し出は受けておりますものの、固定資産税などの増額を見込み、
今議会に増額の補正予算を計上いたしているところであります。しかしながら、議員がお話のとおり、
新型コロナの影響を直接受ける市税等は、大幅な減収が見込まれます。また、普通交付税においても1
本算定が始まることとなりますので、歳入は大変厳しい状況が想定されております。いずれにいたしま
しても、引き続き今後の財政を見据えた確実な財源確保に努めるとともに、限られた財源の中で安定し
た行政サービスの継続と、地域経済に寄与する投資、そして新型コロナへの更なる対策などもしっか
りと捉えた予算編成に取り組んで参りたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

6番（崎田信正君） ありがとうございます。市長の方から地方交付税の1本算定という答弁がありま
したけれども、これは奄美市は合併して新年度で16年目を迎えることとなります。地方交付税は合併
後10年間は合併特例を受けていたわけですが、その5年間で縮減をされました。新年度から今言われ
た1本化ですけれども、その影響額はどうなるのか、伺いをいたします。

総務部長（三原裕樹君） 来年度、令和3年度からは1本算定となります。その影響額につきましては、
今年度の算定額から試算をいたしますと、約9,000万程度の減額を見込んでいるところでございま
す。

6番（崎田信正君） 合併当時から比べて人口はかなり減っているのですが、その影響額も、その分、当初

言われていたよりは減ってはいますけれども、それでも9,000万円減ということになります。また、経済活動の落ち込みによって、市長も言われましたけれども、税収もマイナスが予想されますが、どの程度影響があると思込まれているのか。また、地方交付税は基準財政需用額と基準財政収入額の差額が交付されるものと思っておりますけれども、コロナ禍であっても、コロナでいろいろあってもですね、市民サービスを維持、及び市民生活の改善を目指して充実させることが必要かとおもいます。だから基準財政需用額というのは、減ることはないのではないかと思いますけれども、その見込みはどうされているのか、お伺いをいたします。

更に、基準財政収入額は減ることが予想されますけれども、減れば当然、こういう状況であっても国からの地方交付税に反映をされるというふうに思いますけれども、それでいいのか、御見解をお伺いいたします。

総務部長（三原裕樹君） まず、市税についてでございますけれども、新型コロナの影響がいつまで続くのか、未だ収束も見通せない中でございますので、具体的な影響額というものを予測することはできません。現在の状況からいたしましても、令和3年度は大幅な減収を見込んでいます。また、普通交付税につきましては、議員御案内のとおり、基準財政需用額と基準財政収入額の差額を基に算定されることになります。ただ、基準財政収入額につきましては、各自治体の実際の決算額を基に算定されるものではございませんで、前年度の課税実績等に国の地方財政計画の伸び率を反映し算定されますことから、市税減収分が当該年度に補填されるというのではなくて、翌年度以降の基準財政収入額において調整をされるというふうになりますので、よろしくお願いいたします。

6番（崎田信正君） これから予算編成の佳境に入ってきますし、3月も予算委員会がありますけれども、市民サービスを守ることに本当に万全の対策を取る必要があるなど、令和3年度の収入は、地方交付税は令和2年度の関係で算定されるということになれば、そんなに増えないのかな、じゃあ、交付税もね、減る状況ですから、それでも市民生活をしっかり守っていただくようお願いしたいというふうに思います。

市長の言葉にもありましたけれども、地方税の猶予による一時的な減収に対する支援策として、充当率100パーセントの猶予特例債が創設されたと聞きます。この活用についてと、また、法人税割などの減収を補填する減収補填債は民間より低金利の公的資金を確保するもので、その理由についてと、そして、特別減収対策企業債というのがあるようですけれども、公営の病院とか、それから市の交通機関とか、そういうのが対象というふうになっているということらしいんですが、奄美市ではじゃあ、対象になるのが有るのか無いのか、そこまでお示しいただきたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） まず、減収補填制度についてでございますけれども、制度としての対象にはなり得るというふうには思いますけれども、猶予特例債や減収補填債の適用は市税等の徴収猶予額、それから減収見込額により判断されることとなりまして、あくまでも単年度の減収相当分を借入れ、それを後年度に公債費として平準化するものでございます。

制度の活用につきましては、減収による影響額の大きさ、それから各年度の歳入歳出の全体の財政計画などを勘案しながら必要に応じて検討してまいりたいというふうに思っております。

また、特別減収対策企業債、これにつきましては、公営企業に対する制度でございますので、このことについても同様にコロナに伴う減収を見極め検討することになるというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

6番（崎田信正君） ありがとうございます。財政の問題というのは、一夜漬けではなかなか理解できないということがあって、また新しい言葉を初めて聞くような言葉もあるので、これについてはこれか

ら私自身も勉強するのと同時に、予算委員会も来年の3月ですけれども、それまでしっかり勉強したいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、環境問題についてですが、6月、9月議会に続いて今回も住用町戸玉集落周辺の採石場関連についての質問ということになりますので、よろしくお願いします。

それで、6月議会で表明されました、11月16日付けですね、戸玉集落の区長より業者に対して公害防止協定書に基づく質問書も提出をされたようです。奄美市も交えた業者と住民との話し合いの場の設定はどうなっているかについて伺いたいと思いますが、これは6月議会で表明されました事業者と集落での話し合いの場は、現時点ではまだ実現していないと聞いております。9月議会で問題の解決の糸口は、話し合いの場から生まれるとの思いは、同じだということになりましたので、現地の皆さんの平穏な生活を取り戻すためには、早期の話し合いの場が必要かと思えます。碎石問題では、今回の問題以前から長い年月が経過しておりますから、それだけ難しい問題だと思いますけれども、そこで生活をされている方は一生の問題になるわけで、また、業者の方も決してこのような現状を望まれているとは思いませんけれども、それだけに、一日も早く解決の糸口にたどり着くことが必要かと思えますが、今後の見通しですね、どうなっていくのか、お伺いをいたします。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） お答えいたします。これまでも答弁しておりますとおり、本件につきましては、集落と事業者が話し合うことで解決策を見出すことが最善であると認識しております。しかしながら、話し合いの場の設定につきましては、長年にわたる相互の考え方の相違などにより、その場を設定することに時間を要しております。先日の荒田議員からの御質問にもございましたが、平成27年に堆積した土砂の撤去については、県と事業所の間で法令等に基づく処置がなされております。ただ一方、市といたしましては、先日も答弁申し上げたとおり、現地において目視による調査を実施し、海岸管理者である県に対しまして、海岸管理上の支障の有無等について確認するなどしてまいりたいと考えております。このように、それぞれの立場を考慮しながら調整を続ける中、現時点では話し合いの場の設定には至っておりませんが、本市が仲介となり、文書等によるやりとりを通して意思疎通を図ることについては、双方からの御理解をいただいているところでございます。そのため、現在、文書のやりとりを通じた意思疎通に努めているところでございますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

6番（崎田信正君） 長年の考えの相違によって、未だできていないということですが、だからこそ一日も早く話し合いの場が必要かと思えますので、丁寧に、それと双方の意見を、違いがあるからできないんじゃないくて、その違いをどうするかのための話し合いですから、是非頑張ってくださいと思います。

それと戸玉・市集落の住民の方は、これは県のほうですね、県に説明会の開催を求めておられるわけですが、これも実現をしております。その理由にですね、11月12日付けで大島支庁長より現地の区長さんに文書で回答が行っているんですね。その内容は、現在、奄美市が中部碎石との話し合いを計画されていると聞いておりますと、文書で回答があります。これはちょっとおかしいなと思うのはね、許認可権を持っているのは県ですよ、大島支庁ですよ。そこが説明会をしないで、市が話し合いを計画されているからと、だから、説明会を開かないということに対して、皆さん方はどのように感じておられるのか。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） お答えいたします。御指摘の話し合いの場の設定に関する大島支庁への説明内容についてでございますが、集落からは双方の話し合いの場へ県の参加も求められておりますので、大島支庁に話し合いの場の趣旨を説明することと併せて、参加していただくようお願いしたところでございます。

6番（崎田信正君） 次にですね、4月21日付けで市長名でね、大島支庁長宛てに岩石採取契約の認可申請に対する意見についての回答書が提出をされました。砕石法第33条の4の各事項について、「特になし」、4文字ですよ。 「特になし」と4文字で回答した根拠は何かについてお伺いしたいと思いますけれども、この件につきましては、市長名のこの回答書提出以前の4月8日、市長名で大島支庁に回答したのが4月21日付けですから、その前の4月8日に戸玉集落区長より市長宛てにですね、岩石採取計画の認可申請に対する意見が、これわざわざ臨時集落常会、臨時に集落の常会を開いて、そこで決定した文書として提出をされたわけです。その結論は断固反対なんですね。断固反対で強い意志を表明しているにも関わらず、大島支庁への回答では、砕石認可に関わる事由について、「特になし」の4文字で回答された。少々というか、大変違和感を憶えるわけですが、実際、10月15日に大島支庁長名で認可が結局出されているわけですね。奄美市の意見内容等を踏まえてこのような状況、つまり認可したということになるかと思えますけれども、この内容は他人に危害を及ぼし、公共の福祉に反する事項、「特になし」。公共の用に供する施設を損傷し、公共の福祉に反すると認められる事項、「特になし」。3、農業林業もしくは他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認められる事項に当たらないものと判断、事項はなしということで、どれも当てはまらないというものと判断された。だから認可を許可したということになりますが、この「特になし」と至った回答の根拠について、是非教えていただきたいと思います。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） それではお答えいたします。県からの意見照会の際、採石法第33条の4の各項目に対して、「特になし」と回答した根拠はとの御質問であります。本市からの意見につきましては、第一に許認可権者である県においても、隣接する集落住民からの意見について十分配慮されることを求めた趣旨であることを御理解いただいたと存じます。

その上で、御質問の意見照会についてお答えいたしますと、本市に求められる意見は大きく二つございました。1項目が採石法第33条の4に係る事項、2項目がその他岩石採取に当たっての注意事項等でございます。一つ目の法に係る事項の照会につきましては、更に3項目に分かれております。各項目を申し上げますと、1番目に他人に危害を及ぼし公共の福祉に反する事項、2番目に公共の用の供する施設を損傷し、公共の福祉に反すると認められる事項、3番目に農業、林業若しくは他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認められる事項となっております。また、この各項目に対して意見を出す際には、その根拠、基準等を含め、より具体的に示すことが求められているところです。これらの事項につきましては、当該許可申請が新たな岩石採取場所であること、このため、先ほど申し上げた3項目については、新たな岩石採取場所で、現に発生している事項を具体的な根拠をもって明示することが困難であると判断したことから、議員の御質問にございますとおり、「特になし」と回答した次第でございます。ただし、二つ目のその他岩石採取に当たっての注意事項等に関しましては、地域住民の皆さんの声を伝えるべく、近隣集落の皆様が長年に渡って採石事業に起因する騒音、粉塵及び振動に悩まされていることから、細心の注意を払うよう県において指導を徹底していただくことや、赤土流出対策を講じることなどの意見を記載いたしました。加えて、平成27年に発生した土砂流出のような事故が、再度発生するのではないかと、不安や恐れを抱いて日常生活をしていることなどを踏まえて、「本市といたしましても地域集落住民からの意見については重く受け止め、公共の福祉に反するのではないかと危惧している」との意見も回答させていただいたところでございます。また、意見照会の回答と併せて、参考資料といたしまして集落の皆様の御意見書も県に提出しているところでございます。以上です。

6番（崎田信正君） これ、さっき言われた33条の4の1、2、3の三つの事項についてですね、「特になし」ですが、その後、付帯意見みたいなものを付けたということですよ。これは、集落の人がそう言っているという意見ですよ。市としては、そういった事実は認めないということなんです

か。集落の人はこう言っていますと、だけど市としてはそれは判断していないということになりますか。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） お答えいたします。市といたしましても集落の御意見をいただいたものではございますので、それらの趣旨を意見書として出した次第でございます。

6 番（崎田信正君） それだったら、その 1, 2, 3 のね、事項のところにきちんと事実を記入して、「特になし」ということじゃなくて、これ実際、平成 29 年 8 月 8 日、これは場所はどこか分かりませんが、意見書を同じように出されていてですね、そこには 2 行ですけれども、いろいろ意見、書かれているわけですよ。これだけ問題になっているところに、「特になし」ということでは、あまりにも集落の人の思いを損んでいるのではないかなというふうに思います。とにかく、これからきちんと話し合いを持たれて、その中でもこのことが話題になるかも分かりませんが、早期に解決できる方向で話し合いをまずやると。まずやると言っても、これ、4 月からずっとやって、もう半年以上経っているわけですから、これからまた半年経つのかということになってもいけないので、12 月中に 1 回話をするとか、期限を明確にさせていただきたいと思いますけれども、その目途はあります、いつ頃までにやるから、今こういう準備をしているんだというのがありますか。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） 先ほど申し上げましたけど、集落の方からは業者の方への質問書はいただいております。現在、業者の方からは回答書はまだいただいているんですけど、こちらの方といたしましても早急にまた、日程など調整しながらですね、開催したいと考えております。

6 番（崎田信正君） 期日は明示されませんでしたけれども、早めをお願いしたいと思います。

次に、社会保障制度と福祉政策についてです。国民健康保険制度は都道府県単位に移行して、来年の 3 月で 3 年を経過いたします。国保制度の一番の問題点は、やはり国保税が現行では共済や会社勤めの人たちの健康保険料と比べて、かなり高いというものになっていることです。したがって、引き下げることが緊急に求められますが、全国各地の自治体の中には、国保税の負担軽減のためにいろんな手立てを取っており、均等割の見直しを実施する自治体が増えております。現在、鹿児島県は自治体別に保険税率が定められておりますけれども、都道府県化 1 年目から統一を行ったところもありますので、鹿児島県の今後の見通しについて、どうなっているのかお伺いをいたします。

市民部長（満永亮一君） それではお答えいたします。まず、課題ということでございますが、制度移行後の課題についてですが、市町村国保の財政運営においては、国民健康保険が一般会計年度単位で行う短期保険であることを踏まえ、必要な支出を保険税や県支出金などにより賄い、各年度ごとで収支の均衡を図り、財政運営の健全化を図ることとされております。

国保会計におきましては、これまで長年の間、繰上充用を行ってまいりました累積赤字は、令和元年度の決算におきまして解消となりましたが、財源補てん繰入金につきましては、引き続き繰り入れを行っている状況でございます。奄美市国保といたしましては、県の事業費納付金の推移にも影響されますが、一般会計からの財源補てん繰入金を解消した形で収支の均衡を図らなければならないことが、令和 3 年度以降の課題だと認識しております。

続きまして、保険料水準の統一に係る県の見通しということでございます。厚生労働省が令和 2 年 5 月に国保運営方針策定要領を改訂し、保険料については「市町村ごとの設定が基本」とした原則を削除した上で、新たに「都道府県での保険料水準の統一を目指す」ということを明確化いたしております。具体的にいつまでに、どのような形で保険料水準の統一を図るとは記載されておきませんが、保険者努力支援分の交付金において、国は県に対して保険料水準の統一に対して着手することで交付金額が増額

になるなど、速やかな保険料水準の統一の推進を図っております。また県は、令和3年度から5年度までに、県の国保運営方針において具体的な協議を重ねていくと連絡会議等において述べており、これらのことを踏まえ、将来的に鹿児島県の保険料が統一の方向に向かう可能性がございます。

仮に、保険料が統一されますと、奄美市は令和2年度における事業費納付金から算定されます1人当たりの保険税必要額が県下19市では一番低い結果となっております。これは主に本市の所得水準及び医療費水準が他市に比べ低いことに起因するものと捉えております。奄美市は現状では1人当たり保険税必要額が他市よりも低くなっており、単純に県内の市町村において1人当たり保険税必要額を平準化いたしますと、奄美市国保税が増額になりますことが予想されますので、将来への備えが必要になると考えております。以上です。

6番（崎田信正君） 保険料の統一は、まだ見通し示されませんでした。国の概ね6年以内という目安はあるんじゃないかなと思います。今度で3年ですから、あと3年以内で保険税の統一がされれば、今言われましたように、保険税の値上がり、増税が危惧されるわけですが、元々一般会計から2億5,000万円入っていて、財源減っていますけども、これは赤字補填というか、赤字を国保税の値上げで解消しようということじゃなくて、一般会計からの繰り入れで何とかやっていこうという立場ですよ。つまり、市民の生活実態に依って、市が本当に努力をした結果が、一般会計からの繰り入れですから、これは国の制度が悪いのであって、一般会計から繰り入れるということは、市民の立場から言えば拍手喝采、よく頑張ったと言える内容かと思うんです。ですから、今度保険税が更に統一によって上がるといったときには、当然、一般会計から繰り入れて市民の生活を支えるというのは、大事なことだと思うんですけれども、その辺について、どのように考えておられるのか御見解をお示ください。

市民部長（満永亮一君） それでは、一般会計からの財源補てん繰入金についてでございますが、これまで国保事業特別会計の累積赤字の状況や決算収支の状況、県事業費納付金の推移等から、毎年度検討することとされておりました。その中で、県の国保運営方針では財源補てん繰入金は「解消・削減すべき赤字」と捉えられており、計画的、段階的に解消を図っていくものと整理がなされております。本市といたしましても、県の国保運営方針に則した形で赤字解消計画を策定し、財源補てん繰入金を解消する目標年次を令和5年度と設定いたしております。なお、令和5年度以降に財源補てん繰入金を実施しますと、県の国保運営方針に反する形となりますので、何らかのペナルティーが発生する恐れもございます。そうなりますと、更なる国保財政の悪化につながることも予想されております。保険税の統一による増税や保険税引き下げに対する一般会計からの財源補てん繰入金に関しましては、先ほど説明の中でも申し上げましたが、国・県においても解消すべき赤字であり、今後も赤字に対するペナルティーが更に加速する可能性も懸念されているところでございます。

本市といたしましては、まずはこれまでの「保険税収の確保と徴収率の向上」を更に強化しまして、併せまして基金積立を行うなど、将来への備えが必要だと考えております。基金積立などの備えを行うことで、将来的に安定した国保財政の運営を行い、その上で県事業費納付金の急激な増額などが行われた場合におきましては、一般会計からの財源補てん繰入金を実施するかどうかは、財政部局との協議が必要じゃないかというふうに考えています。

6番（崎田信正君） 一般会計からの繰入でも赤字、それはよく分かるんですよ。ただ何のために一般会計から繰り入れるかといった議論がなくて、国のほうがそれに対してペナルティーをやるということ自体が理不尽な話だなということになります。今、部長の話では、全く否定しなかったですね。財政と相談するというので、否定をしなかったということの評価して、次の質問に移ります。

次に、子ども医療費ですが、中学校卒業まで改善されましたけれども、更に高校卒業までに拡大する

ことや、その子ども医療費も含めて重度心身障害者の医療費助成、あるいはひとり親家庭の医療費助成ですね、まだ窓口無料化になっていませんけれども、これはいつ頃実現するのか、展望があるのか、お伺いをいたします。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、子ども医療費、重度心身障害者の医療費助成、ひとり親家庭の医療費助成などの窓口無料化についてお答えをいたします。子ども医療費及びひとり親家庭の医療費助成の無料化の拡大につきましては、医療機関における窓口負担をなくす、いわゆる現物給付方式なんですけども、住民税非課税世帯について、未就学児から小学生、中学生、高校生まで拡大するという方針を県のほうが示しております。令和3年4月から実施される予定となっております。重度心身障害者の医療費助成については現行どおりの助成方式となっております。以上でございます。

6番（崎田信正君） こちらはまだ展望がないというような状況ですよね。窓口無料化については、重身とかひとり親はまだ展望が見いだせないという状況ですか。

福祉事務所長（永田孝一君） 子ども医療費とひとり親については、非課税世帯については未就学児から高校生まで現物支給を行いたいという方針を県が示していると、重身医療については現行どおりと、償還払いのままということです。

6番（崎田信正君） 非課税世帯に限るというようなことをやってね、全部一緒にやった方が医療機関の方も分かりやすいんじゃないかなと思いますけれども、更なる改善を求めていきたいというふうに思います。

次の後期高齢者医療保険制度についてです。この制度は、平成20年4月から実施をされて、保険料は2年に1回見直しですね。制度の仕組みから見直しの度に値上げされるというのが通例となりました。鹿児島県の発足当時の平成20年度は、均等割は4万5,900円、所得割は8.63パーセントでしたが、令和2年度の見直しで均等割が5万5,100円、所得割は10.38パーセントとなりました。負担増はこの保険料だけではありません。一部負担金、窓口負担ですね、1割ですが、既に現役並みの所得の方は3割となっております。現在1割負担の方を対象に、収入によって2割負担にすることが検討ということですが、200万円の収入で2割負担を導入するというような方向に決まったようでもありますけれども、医療関係者は受診抑制につながると反対を表明しております。この医療保険制度は鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会で議案が審議されると思いますけれども、これ、広域連合議会の議員構成の在り方に非常に問題があるかと思うんですが、その中身について、我々も含めて、あまり知られていないのが現状かなと思います。そうなれば、高齢者の方は年金が生活の支えとなりますけれども、その年金が増えない中、介護保険料が上がり、高齢者医療保険料も上がり、高齢者の生活実態などが本当に正しく把握され、議論をされているのか、心配になるわけですが、どのように我々の実情が反映されていくのか、いるのかお伺いをいたします。

保健福祉部長（山下能久君） それではお答えいたします。後期高齢者医療保険制度の保険料や負担金等について、本市の意見、実情が反映されている場といたしましては、概ね年2回開催の運営委員会監事会と部会がございます。なお、その上に構成市町村長12名からなる運営委員会がございます。監事会につきましては、構成市町村の後期高齢者医療主管課長24名をもって組織され、本市は高齢者福祉課長が委員となっております。また、部会は保険料部会、資格・給付部会、保健事業部会の三つに分かれており、構成全市町村がいずれかの部会に所属することになりますが、今期、本市は保健事業部会に所属しており、担当保健師が委員となっております。流れといたしましては、監事会で協議される議案について、必要に応じて事前に部会で協議し、その報告も含めて幹事会で協議された結果が運営委員

会、議会に報告されることになります。よって、本市でもこの幹事会と部会の中で意見・実情を提案、協議しているところでございます。なお、所属部会について、本市は来年度から保険料部会に所属することになるため、とりわけ低所得者層が約８割を占める本市の地域性を鑑み、保険料の現状維持、保険軽減等に関する意見・実情を反映させていきたいと考えているところでございます。

６番（崎田信正君） それで今、新聞紙上でも問題になっている７５歳以上の方の２割負担の導入ですね、これはどこかで議論される場所があるんですか。

保健福祉部長（山下能久君） 先ほども答弁いたしました、まず一番下の部会に三つの部会がございまして、そのうちの保険料部会の方で議論されることになるということになっております。

６番（崎田信正君） ２割負担については、我々絶対反対だというのはなぜかと言うとね、１割負担で負担率だけを見て低く抑えているような、何というか、イメージがあるんですよ。だけど問題は、収入に対して医療費の負担がどれだけあるのかというのが大事ですよ。私も現役の時は、風邪をひいた、熱を出したで病院に行きますけれども、今は高血圧の薬と、それから動脈硬化の薬を飲んで、毎月１回必ず薬をもらいに行っています。つまり、７０歳、７５歳以上になると、病院に行く回数、また疾病を持つ率が高くなるわけですよ。そうすると、１割負担だということけれども、病院に行く回数が増えれば、額と言えば現役の皆さん方よりは多く出しているんじゃないかなと思いますね。それは収入に対する割合は現役の方よりも医療費がたくさん出ているということになりますから、３割と１割で１割は低いから２割にしろという議論は、全く生活実態を見ない、非常に何と言いますかね、実態を見ない議論だと思います。ですから、日本医師会の中川俊男会長も、この２割負担のことについては、更なる受診控えを生じさせかねない、高齢者に追い打ちをかけるべきではないと。コロナ禍がありますから。それと１割から倍にする議論、２倍にする議論をすること自体が、そもそも問題だというふうに日本医師会の会長もおっしゃっているわけですね。ですから、そういった実態を是非高齢者医療議会の中でも、大いに議論されてですね、国に対して言うべきことは、意見も言えるわけでしょう、国に対して。だから、そういったことをしっかりやっていただきたい。ここはほとんど一般的には目に見えないところですよ、後期高齢者で広域でやっていますから。だから、そこにどう意見が反映されるのかというのが、非常に心配になってくるわけですから、しっかりそういった実態、それから市民の生活を見て、高齢者の生活を見て、医療費が収入に占めるどれぐらいの割合になっているのかということを基に議論をしていただきたいというふうに申し上げて、次の介護保険に移りたいと思います。

介護保険の第８期介護保険事業計画についてですが、これは保険あって介護なしとならないように、保険料の引き下げ、利用者の負担軽減、職員の処遇改善が必要だと思いますけれども、どうなっているのかということです。介護保険は平成１２年から実施をされ、２０年が経過をしました。国も発足当時から制度には不備があるんだと、これを認めて走りながら改善すると言って来たわけです。当初から保険料負担の重さが問題となりました。発足当時の保険料の全国平均は２，９１１円、第７期の現在は５，８６９円、２倍です。奄美市も旧名瀬市は３，８００円と高い保険料でスタートし、２倍にはなっていないものの現在６，６００円、基準額ですね。額では全国平均を大きく上回っているわけです。同じく旧住用村は３，５００円から１．８８倍、笠利町は３，２００円でしたから、こちらは２倍を超えました。保険料は年金天引きですから、年金が上がらない状況では、これ以上の負担は避けなければなりません、引き下げることが必要だと思います。そのためには、手を尽くして保険料の引き下げを行い、更に保険料区分を現在の標準９段階を多段階にし、低所得者の保険料軽減につなげることが必要です。多くではもう１２とか１４とか、多い所では１８段階になっている所もありますから、また、市独自の減免制度を設けることも必要かと思いますが、御見解をお伺いをいたします。そして、保険料を決めるのに左右する介護給付費の準備基金、あるのかないのか、あればいくらあるのかお伺いをいたしま

す。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。市といたしましても、本市の介護保険料が県内43市町村の中でも上位にあることは認識しております。第8期における介護保険料の設定につきましては、市民生活にできる限り影響が出ないように努めたいと考えているところでございます。このため、今年度開催しております「第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」におきましては、本市における来年度以降の適切な介護サービスの種類及びサービス量の推計のほか、「介護保険事業準備基金」の活用方法につきましても、議論、検討をいただいているところでございます。また、市独自の減免策につきましても、介護保険料の所得区分を多段階にした際の各段階における基準額割合や、その影響について議論、検討をいただいているところでございます。なお、本市の介護保険事業準備基金積立金の令和2年11月末現在の積立額は、2億169万5,697円となっております。

次に、介護サービスを利用した際の自己負担につきましては、本市は社会福祉法人が提供する介護サービス利用時の助成制度である「社会福祉法人等利用者負担軽減制度」と、「特別地域に係る利用者負担軽減措置制度」を活用しております。こちらの軽減制度の実績は、令和元年度で164名いらっしゃいますので、今後も本制度の更なる周知を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

6番（崎田信正君） 時間が押しておりますので、利用料の負担についてもね、独自の減免制度が必要だと思うんですが、このことと、それと処遇改善、介護職員の、市独自の対策は何か検討されているのか、お伺いをいたします。

保健福祉部長（山下能久君） 市独自の軽減につきましては、先ほども答弁いたしましたように、多段階化により保険料の負担の軽減を図る取組を現在議論をしている最中でございます。

次に、介護従事者の処遇改善のための対策につきましては、本市が指定、指導監督の権限を持つ地域密着型サービス事業者等に対し、処遇改善加算の積極的な取得を推奨しております。その結果、令和2年11月末において、従来の介護職員処遇改善加算の取得率は約97パーセントとなっており、昨年10月に創設されました介護職員等特定処遇改善加算についても、取得率は約54パーセントに上がってきております。昨今の深刻な介護人材不足の中、介護人材の確保と定着のためには、介護従事者の処遇改善は必要不可欠なものであると認識しておりますので、まずは加算取得率100パーセントを目指し取り組んでまいりたいと考えております。

6番（崎田信正君） 続いて、要支援1と2が総合事業に移ったことから、サービスの低下を心配したんですけれども、こちらのところは今、問題はないということですが、要介護1、2、要介護からも総合事業に移そうという動きがあるようなんですけれども、これについて御見解があればお伺いをいたします。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。この件につきましては、国のほうで議論をされておりましたが、導入の予定はないと聞いているところでございます。

6番（崎田信正君） 予定されていたけれども導入の予定はないということは、やっとなにかんからですよ、というふうに理解していいかと思っておりますけれども。

次は、特別障害者手当についてお伺いをいたします。年末調整確定申告を準備する時期になりますけれども、以前は障害者手帳がなくても要介護度が高ければ特別障害者控除の対象になるというふうに取り上げましたけれども、今回は手当の方です。精神や身体に極めて重い障害があり、常時特別な介護を必要とする人、在宅で20歳以上となっておりますけれども、障害者で在宅との条件を狭く捉えて、申請していないケースがもしあればですね、是非周知徹底をお願いしたいと思うんですが、違ってれば

指摘をしていただきたいと思います。障害者手帳がなくても要介護4や5の高齢者も申請できるグループホームや在宅型の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に入居しても可能だということですが、これは間違いないかお伺いをいたします。

福祉事務所長（永田孝一君） お答えいたします。特別障害者手当は日常生活で常時特別な介護が必要ということで、重い障害を重複して持っている方に対する手当です。御質問の手帳がなくても申請ができるかということにつきましては、医者や診断書により判断されますので、手帳はなくても申請は可能です。グループホーム等が対象となるかということにつきましては、規定の中で入院が3か月以上していること、それから老人福祉法による施設にいる場合とかは対象外ですけれども、グループホーム等は在宅扱いとなりますので、支給対象となります。以上です。

6番（崎田信正君） 現在、支給されている人は何人で、支給漏れになっている可能性の人がいるのかどうか、その辺の感じはどうですか。

福祉事務所長（永田孝一君） 令和元年度の実績で72名の方が受給しております。支給漏れがあるかどうかは、これはもう申請していただかないと支給ができないものなので、その把握はできておりません。以上です。

6番（崎田信正君） 次に、障害者医療費の助成についてですが、身障手帳の1級、2級は払い戻しがありますけれども、3級はありませんが、それと精神障害者の方もありますけれども、これの方の助成はできないのか、お伺いをいたします。

福祉事務所長（永田孝一君） 精神障害者の医療費の助成につきましては、自立支援医療といいまして、精神の通院のみなんですけれども、それによって助成がございます。入院がございません、通院の場合に所得に応じた助成があるということです。以上です。

6番（崎田信正君） 最後は答弁は貰えないかも知れませんが、今、思っていることです。教育問題なんです。安倍政権になってからですね、国会国政の場で嘘や改ざん、それから隠ぺいなどという言葉が頻繁に使われるようになりました。日常化していると言っても過言じゃないかと思いますが、これらの言葉が飛び交う事象があるということになりますけれども、そのようなことが指摘されれば、真実を述べ、事の真相を明らかにし、そこに間違いがあればですね、速やかに正していくということが社会生活で大切なことで当たり前だと思いますけれども、今教育に携わる人の意見を聞いたかったんですが、2、1、0となりましたので、次回に回します。

議長（与 勝広君） 以上で日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。14時45分に再開いたします。（午後2時29分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後2時45分）
引き続き、一般質問を行います。
チャレンジ奄美 安田壮平君の発言を許可いたします。

7番（安田壮平君） 皆様、こんにちは。チャレンジ奄美の安田壮平です。今回の一般質問、私たちチャレンジ奄美が毎日トリを勤めました。本日も私がトリを勤めます。トリオでトリを勤めます。そもそも、トリを務めるという言葉の語源は、落語や講談など演芸の世界で最後に登場する主任格の真打が、

その日の収入を全部取り、他の出演者に分けていたことに由来するそうです。今回の三日間にわたる一般質問において、市民の皆様にとって有益な情報がたくさん示されました。この情報を市内の隅々にまでしっかりとお伝えすることを念じて、締めくくりとなる質問をさせていただきます。

さて、新型コロナについては、同僚議員の皆様がおっしゃったとおり、先が見えにくい状態が続いています。第3波到来の中、奮闘されている医療従事者の皆様に感謝するとともに、比較的低位に感染を抑え込めている本市の状況に鑑み、介護、保育、教育、行政をはじめ、この地域で暮らす全ての方々に敬意を表し、ともに頑張っていきたいと、お互いにエールを送りたい気持ちです。明けない夜はない、必ず朝は来る。人類は新型コロナを克服する。そう信じてお互いに感染防止に万全を期しましょう。万が一自分が感染したとしても、ガイドラインに添って行動し、また周りの方が感染したとしても、情報の詮索に走らずに、温かく見守りましょう。新型コロナに関する新たな知見も大分蓄積されてきました。正しく恐れて賢く行動する。経済活動も十分に注意しながら行っていく。慌ただしい年の瀬となりますが、粘り強く頑張っていきましょう。

それでは、通告に添って質問をいたします。

まず、本市のビジョン、今年度策定予定の新総合計画について、現行の総合計画におけるまちづくりの将来目標の達成状況はいかがかということですが、人口、交流人口、総生産額について、直近の達成状況をお示してください。

以下の質問からは発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

総務部長（三原裕樹君） それではお答えいたします。議員御案内のとおり、平成22年に策定をいたしました奄美市総合計画の基本構想における「まちづくりの将来目標」としまして、人口、交流人口、総生産の3点を掲げております。

1点目の人口につきましては、他市町村からの通勤・通学者等を含めた令和2年の昼間人口といたしまして5万人を目標としておりましたが、直近となる平成27年国勢調査を基にした人口で申し上げますと、4万4,707名と算出をしております。2点目の交流人口につきましては、奄美大島における令和2年の入込客数として45万人を目標としておりますが、直近となる令和元年度におきましては、53万349人となっております。既に交流人口につきましては目標を達成しております。このことは、奄振交付金を活用した航路・航空路運賃軽減事業などにより観光来訪客が飛躍的に増加したことが要因かと考えております。それから3点目の総生産額につきましては、令和2年度この目標値が1,400億円というのを目標にしておりました。直近では平成29年度の数値となりますが、1,198億5,600円となっており、目標には達してない状況でございますが、この総生産額につきましては、県において目標値を設定した時点における数値の修正がなされておまして、修正前が1,350億800万、これから遡りまして平成19年度の総生産額の修正額が1,232億8,700万円となっておりますので、これと最新の実績値を比較をしますと、34億3,100万円の減少となっている状況でございます。以上でございます。

7番（安田壮平君） 承知しました。三つの目標について示していただきました。特に、交流人口に関しては文句なしに目標を到達できたということであります。若干、人口と総生産額については、目標と少しですね、及ばないところもあったかなというふうに存じております。これは本当、10年間かけていろいろな政策をやりながら達成を目指していくという、本当に大事な大きな目標であるというふうに存じておりますが、この指標によっては数年遅れで発表されるものもあります。例えばこの人口、昼間人口という数値ですね、これは国勢調査に基づく数値なので、5年に1回出されるということなので、変化のスピードが早い現代社会において、よりリアルタイムで把握できる指標で代替することも大切な

というふうにも感じるんですが、それについては見解はいかがでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） 御指摘の件につきましては、大変悩ましい状況でございますが、先ほど答弁させていただきました本市の総合計画の基本構想における数値目標のうち、人口につきましては、先ほども申し上げましたが国勢調査を根拠としております。そのようなことから、最新のデータが平成27年ということになりまして、また、総生産額につきましては、県の統計協会が実施をしております市町村民所得推計、これを根拠としております。こちらの最新値が平成29年というふうになっております。このように、最新データの発表が数年遅れることに関しましては、国勢調査につきましては、先ほどありましたように5年に1度の実施であること、また、所得推計のような毎年の調査にあっても、統計の処理上、数値の算出に年単位の時間を要するというふうな事情があるものでございます。議員御指摘のとおり、最新の数値をなるべく早く把握できる指標を用いることは、より現状に即した施策展開を図る上で重要なことと認識をいたしております。その一方で、比較をできる指標といたしましては、地域における現状・課題、その解決策として実施する施策によって得られる効果、これらをより正確に把握できる、その数値といたしまして、ある程度統一された国・県の指標、これを設定することも重要であるというふうに考えております。目標値に関しましては、今後、効果測定のスピード感を図るため、代わることでできる指標の研究を進めながら、数値目標の設定、効果検証に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

7番（安田壮平君） 是非その点については、前向きにいろいろ調査研究していただけたらなというふうに思います。オンライン化、デジタル化、こういったデータをデジタル化することによって、より実態に即して、そしてスピード感を持って地域の経済状況なども分析することができる、そういう時代になりつつありますので、是非行政の方でも、その点、アンテナをしっかりと張っていただいてですね、進めていただきたいと。例えばなんですが、似たようなもので言えば、昼間人口という意味では、経済センサスなどを使って産業別の事業者数、これは法人の数なんですけれども、そこからまた働く人の数を何とか導き出せないとかですね。通学者数は高校に聞けば分かりますので出せるんじゃないか。あるいはまた、総生産額に類似するものとしては、納税額とか、あるいはまた納税義務者数、そういったものから類推することもできるんじゃないかなと思いますし、実際に市内ではもう既にされているんじゃないかなというふうに思います。大きな将来目標があって、更にその下にですね、より詳細な様々な数値目標があって、その中に使われているんじゃないかと思うんですが、是非、今後の新しい総合計画を考えていく上でも、そういった視点も取り入れていただきたいということを要望いたします。

次に、現行の後期基本計画においては、子育て支援分野への取組が厚みを増したと感じていますが、今後もこの方向性を維持すると考えてよいでしょうか。具体的に言えば、この後期基本計画において計画目標という中に新しく前期にはなかったものとして、新しく「結婚組数」、「毎年の出生数」、「待機児童数」などが入った訳ですが、これを今後も堅持するという事で考えてよいでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） 子育て支援分野に関する指標についてでございますけれども、議員から御案内のありました後期基本計画のほか、昨年度改訂いたしました「奄美市攻めの総合戦略2020」、ここにおいても基本目標として「子育てに適した島」を掲げ、具体的な数値目標として「毎年の出生数」、「待機児童数」を掲げ、具体的な取組を進めているところでございます。子育て支援分野における施策に関しましては、人口減少時代においても一定程度の人口を維持するために、本市においても当然取り組むべき重要な分野の一つと位置付けております。このようなことから、今後もこれらを堅持しながら、先ほど申し上げた総合戦略や、昨年度策定をいたしました子ども子育て支援事業計画との整合を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

7 番（安田壮平君） 承知しました。答弁を聞いて安心しました。まさにおっしゃったとおり、地方創生総合戦略においても、昨年度策定されたばかりですが、新しいものを策定されたばかりですが、しっかり明記されていますし、そしてまた、市長選挙公約においても昨日の閣議員の質疑でもありましたが、家族と子ども応援プランということでですね、しっかり明記されていますので、ここは本当にこの数年来、地方創生始まって数年来、奄美市においても着実に力を入れてきた分野でありますので、やっぱりこの方向性をしっかり継続していただきたいと、確かに財政負担、その遣り繰りが大変だとはお察ししますが、是非継続していただきたいというふうに考えております。

それに続いてなんですが、これに関連してですが、先ほどの崎田議員の質問でもありましたが、県が来年度より子どもの医療費の窓口無料化、住民税非課税世帯が対象となりますが、窓口無料化、いわゆる現物給付を高校生まで拡充することになりましたが、本市においてもこの子ども医療費助成事業の高校生への拡充について、見解はいかがでしょうか。もし実施の可能性がある場合は、拡充分の予算額や財源確保等をどのように考えているのか、お示し願います。

市長（朝山 毅君） それでは、早速安田議員にお答えいたします。先ほどの崎田議員の答弁とも重複する部分もありますが、御理解いただきたい。子ども医療費助成事業は、子どもの病気の早期発見、早期治療、健康保持と増進を図ることを目的に、子どもに係る医療費の保険適用となる自己負担分を全額支給いたしております。このうち未就学児の医療費につきましては、県の補助を受けております。そして助成を受けて実施をいたしておりますが、小学生・中学生につきましては、市独自の事業として平成28年度に小学校卒業まで、平成30年度に中学校卒業までに拡充をいたしております。また、経済的理由から受診を控えることによる病気の重篤化を防ぐため、住民税非課税世帯の未就学児を対象に、医療機関等での窓口負担をなくす現物給付方式につきましても、県と連携して平成30年10月より実施いたしているところであります。

御案内のとおり、県は令和3年4月から住民税非課税世帯を対象とする現物給付方式を小学生・中学生・高校生まで拡充し、医療費助成の50パーセントを県が負担する新たな方針を示しております。なお、ひとり親医療費助成事業において無償となっている高校生につきましては、既に助成を行っているところであります。子ども医療費助成事業につきましては、市単独の予算など、長期的な財源の確保が前提となることから、高校生の医療費助成については、財政状況を勘案しながら検討しているところでありますので、今しばらく時間をいただきたいと思います。

7 番（安田壮平君） 市長、御答弁ありがとうございます。検討中ということで、私の捉え方としては前向きに検討していただいているんだろうなというふうにお察しいたします。この件については、これまでも他の会派を含めてですね、議会からも高校生までというような要望も度々させていただいておりますし、また、お隣、大和村などではもう既に高校生までが対象になっているということで、確かにその子育て支援に関してはですね、自治体間競争あって、それぞれに本当にしっかり財源確保をしながら、でもやっぱりちゃんと次世代育成、次世代づくりのために取り組んでいる事業だなというふうに思いますので、また、年度末に向けまして奄美市の御英断、御決断を期待して、楽しみに待ちたいと思います。

それでは続いて次の質問に移りますが、内閣府が進める結婚新生活支援事業、これを導入することについての見解はということですが、先ほども申しました現行の後期基本計画の中に、計画目標として「結婚組数」というものがあります。これを達成するための事業の選択肢の一つとして、このような国が推奨する事業があります。地方創生の流れの中でですね、特にまた今、菅政権の中で不妊治療への保険適用や待機児童の解消など、少子化対策の一環として、あるいはまた地域経済活性化の一環として、この結婚新生活支援事業、各自治体に進めているということですが、出会い創出や結婚支援のための事業実施が厳しい中、経済難を理由に結婚に踏み出せないカップルを後押しするためには有用

と考えますが、見解はいかがでしょうか。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、新結婚生活支援事業についてお答えいたします。議員御案内のとおり、内閣府で実施しております地域少子化対策重点推進交付金の結婚新生活支援事業は、結婚に伴う経済的負担を軽減するために、34歳以下で世帯所得が340万円未満の新規に婚姻した世帯に対して、住宅取得費用や住宅賃借費用、引っ越し費用を上限30万円まで自治体が支援したのに対して、国が2分の1を補助するということになっております。これが現行制度です。現在、鹿児島県下では7市町が実施をしているというところでございます。

御指摘のとおり、経済的な余裕がない傾向にある若者世代が、少しでも経済的不安を和らげ、結婚という新しいステージへ進むための一助となるであろうと思われまふ。まずは実施している自治体の効果等の検証を行いながら、本市においても有用かどうかを検討してまいりたいと思ひますので、しばらく研究させていただきたいと思ひております。御理解をよろしくお祈ひします。

7番（安田壮平君） 了解いたしました。この事業についてですね、そもそもなんですけれども、奄美市としても結婚支援というのをこれまでも取り組んできて、出会いの創出、縁結び事業とかですね、そういうのをなされてきて、今年度はコロナ禍もあって、なかなかそういったイベント的なものもできない状況だったかと思ひます。昨年度策定された地方創生総合戦略の中にも、結婚支援として赤い糸探しのお手伝いというような事業も明記されておりますが、まだ具体化はされていないという状況で、どのように若い世代といいますか、結婚をして家庭を持ってというような世代の方々を応援できるんだろうというふうに考えた時のですね、一つ有効な方策じゃないかなというふうに思ひます。もちろん今、人生観の多様化、価値観の多様化もあって、法律婚だけが必ずしも結婚じゃないと、事実婚というやり方もあるという考え方も、勿論ありはするんですけども、然は然りながら、また自治体の目標としてですね、あるいは国の目標として、同じ方向性を目指す方々を応援するというのも一つ大事なのかなと、特にまた、昨今はコロナ禍で結婚式を挙げられないといったカップルも多数いる中でですね、行政が、あるいは地域が応援していこうと、新しい新居の家賃であったり、引っ越し費用に充てていただくための経済的なサポートというかですね、後押しをしようというようなことでありますので、これは是非奄美市の様々な結婚支援に向けた取組の中で、国も推奨している非常に有効な地点の一つになり得るんじゃないかと思ひますので、是非ここは前向きに検討していただきたいと思ひます。ちなみに、本年度までと来年度以降ですね、先ほど申しました菅政権の方で地方創生、力を入れて取り組むその一環として、大分制度も拡充されるようなんですけども、その点についての情報は何かお持ちでしょうか。

福祉事務所長（永田孝一君） 来年に向けての資料が出されておまして、年齢がまず広がります。34歳以下であったのが、39歳以下になる。それから、所得制限が340万以下だったのが400万未満になる。新規に結婚した世帯というのは変わりません。それから、補助の上限が30万だったのが60万になるということで、かなり拡充した内容にはなるということをお聞ひしております。以上です。

7番（安田壮平君） ありがとうございます。国の補助率ももしかしたら上がるかもしれないということでもありますので、非常に自治体にとってもですね、大きな取組になるのかなと思ひます。既に、全国で281市町村なので、全国の6分の1程度の市町村が実施をされているということなんですけれども、何と申すか、詳細な部分については、各市町村ごとに個別で決められるんじゃないかなというふうにも察しておまして、例えば、今は奄美市に住んでいなくても、結婚を機に奄美市に在住する、そういった方々も対象になり得る、そういう制度設計をしている自治体もありました。なので、その点もですね、奄美市のこれまでの政策、様々な政策を組み合わせ、しっかり目標を達成していく上でも活用できる制度ではないかと思ひますので、是非前向きな検討を要望させていただきます。

続きまして、大きな2番、withコロナにおける新常態です。市税の収入状況についてであります。市民税（個人分・法人分）と固定資産税について、前年度同時期と比較した際の調定額、収入済額、徴収率の状況はということですが、今回の補正予算案では、前年度の好況を反映して、市税歳入の増額が見込まれていますが、今年度の新型コロナの影響を把握するために、上記三つの直近の状況についてお示しください。

市民部長（満永亮一君） それではお答えいたします。まず、調定額でございますが、前年同時期と比較しまして、個人住民税は7,241万8,700円の増額で16億3,860万6,600円、法人市民税が2,639万4,400円の減額で1億5,943万3,900円、固定資産税が883万9,500円の増額で16億2,322万3,000円となっております。収入済額につきましては、個人市民税が4,050万430円の増額、法人市民税が2,639万4,400円の減額、固定資産税が3,063万2,466円の減額となっております。10月末現在の徴収率につきましては、軽自動車税、市たばこ税を含め、全体で61.07パーセントでございます。前年比でマイナスの0.2パーセントとなっております。これは固定資産税の徴収率が若干落ち込んでいることが影響していると思われます。軽自動車税、たばこ税を含めた全体の調定額、収納済額ともに増加はしておりますが、法人市民税の調定減、固定資産税の徴収率の低下といった現状がございますので、今後も新型コロナの影響等、状況把握に努め、徴収の強化を図っていきたいと思っております。

7番（安田壮平君） はい、承知しました。ありがとうございます。補正予算など見たら、コロナ禍前ですね、状況が反映されて、まだ今年度に関しては、それほど市の歳入についてはそこまで大きな影響はないのではないかという安心感がある一方で、やっぱり多面的に様々な数値を見てみないとですね、やっぱりそこはそうすなりとまた安心するわけにもいかないなというふうにも思いましたので、質問させていただきました。徴収率で昨年度同時期と比較をしても、マイナス0.2パーセントということですので、それほど大きな落ち込みではないというふうにも感じるんですが、やっぱり予断を許さないなというふうに思います。自民党奄美さん会派ですね、方々が本当に汗をかいてアンケートを詰められて、市民の実感、肌感覚に基づく数値を集められたりしてですね、私も感銘を受けましたし、やっぱりこういった状況もですね、本当にいろいろと見ていかないと、時々刻々そういう経済の状況、家計の状況などは変わっていくものですし、しっかり把握しながら、また議会としても様々な提案などさせていただければというふうに感じております。

ちなみに関連質問としてですが、今回の補正予算案で市民税個人分については、給与所得者の増加などにより、その調定額、予算額が増加したということでしたが、市民税法人分の1,000万円の減額については、どのように要因を分析していますでしょうか。

市民部長（満永亮一君） 今年度の法人市民税の税収見込みににつきましては、上半期の収納実績に過年度の収納実績から下半期の収納額を推計した数値を加えて算定しております。前年度までの収納実績との比較から1,000万円の減額要因は、新型コロナウイルス感染症の影響による企業収益の悪化が主な要因と考えております。上半期の業種別の法人市民税収納実績を見ますと、減額が多い業種は運輸業、不動産・物品賃貸業、医療福祉業、卸売・小売業となっております。法人市民税は決算から2か月後に申告納付されますので、詳細な税収の見込みや分析につきましては、年度末にならなければ判断できないところでございますが、早い時期に新型コロナウイルス感染症が収束しまして、企業収益が回復することを願っているところでございます。

7番（安田壮平君） はい、承知しました。企業の決算期、民間通してそれぞれですので、早いところではこういった影響も出ているということでありましたので、予断は許さないなと感じております。

続いて②なのですが、市税の徴収猶予・減免についての相談、申請状況はということですが、猶予については先日ですね、多田議員の質問などでも把握しましたので、これについては割愛をさせていただきます。ただですね、この猶予とか減免制度に関しては、市税のこういった制度に関しては、コロナに限らず災害とか、突発的な収入減少など、そういった既存の制度内で対応できるというようなことですが、その制度、どのような場合に猶予とか減免が適用されるのか、その制度について御説明をお願いいたします。

市民部長（満永亮一君） それでは、徴収猶予について、まず説明したいと思います。市税の徴収猶予制度とは、コロナの影響により令和2年2月以降の任意の期間において、前年と比較して概ね20パーセント以上の収入減となり、一時的に納税を行うことが困難な者に対し、担保不要で最長1年間の徴収猶予を行うものであり、その間の延滞金も免除するというものが徴収猶予となっております。続きまして、市民税の減免についてですが、減免につきましては、奄美市税条例及び奄美市税減免に関する規則に基づき減免を行っております。所得減少による減免の基準は、今年の合計所得の見積金額が前年中の合計所得金額の50パーセント以下に減収すると認められ、前年中の合計所得が400万円以下であることが要件とされております。減免の割合は前年中の合計所得金額と今年の合計所得金額の減少割合によって、全額免除から8分の1免除まで4段階あります。全額免除は前年中の合計所得金額が200万円以下で、かつ今年の合計所得金額が前年の30パーセント以下の場合、8分の1の免除は前年中の合計所得金額が400万円以下で、かつ今年の合計所得金額が前年の30パーセントを超え、50パーセント以下の場合となります。これが減免と徴収猶予の概要です。

7番（安田壮平君） はい、ありがとうございます。これはコロナに限らず様々な事態に対応できる制度が既にあるということで、現状においては最新の情報では、まずは猶予してもらっていると、全部で47件、1,063万円余りということでありまして、恐らく、その所得が基準ということですので、確定申告を終えた後に、実際に減免になるかどうかが決まるのだらうというふうに思います。なので、12月終わって1月、2月、3月、そういった時期にはですね、いろいろ決まっていくかと思いますので、その点においても、また担当課の皆様においてはしっかりと、丁寧な対応をお願いしたいと存じます。

特に、そのコロナに限定した市民税等の免除というのはないということでもよろしいのでしょうか。

市民部長（満永亮一君） 市民税の減免についてなんですけど、令和2年の11月末現在で、生活保護、災害、所得減少を理由とした22件の減免申請がありますが、そのうち9件が新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少を理由としております。

7番（安田壮平君） はい、分かりました。コロナを理由としたものもあるということで、了解しました。

続いて③来年度の中小企業等への固定資産税軽減措置について、概要はいかがかということですが、これは国のほうで示されているものとして、新型コロナウイルスに対応した、これに特化した措置について、対象となる、対象や手続方法など、概要をお示してください。

市民部長（満永亮一君） それでは、来年度の中小企業等への固定資産の減免について、概要をお答えいたします。この減免措置については、国の施策となり、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している中小企業等に対し、令和3年度における固定資産税の1年分に限り、事業用家屋や償却資産に係る固定資産について税の軽減を行う特例措置となります。対象となる中小企業等についてですが、基本的には資本金の額、または出資金の額が1億円以下の法人、ほかに資本または出資を有しな

い法人または個人で、従業員が1,000人以下の場合が対象となります。

次に、軽減措置の割合についてでございますが、軽減措置の割合については、令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年同時期と比べ30パーセント以上50パーセント未満減少している場合は2分の1の軽減となり、50パーセント以上減少している場合は全額を軽減することとなります。

申請についてですが、11月の広報紙や奄美市のホームページでも御案内しておりますが、申請時期は来年の1月4日から2月の1日までとなっております、必須条件であります認定経営革新等支援機関が確認印を押印した申告書及び関連する書類を税務課まで提出していただくことになっております。提出していただいた申告書等を確認した上で、令和3年度の固定資産税の軽減を行うこととしております。

以上が固定資産税軽減の特例措置に関する概要となります。以上です。

7番（安田壮平君） 詳細な説明をありがとうございます。この固定資産税の軽減措置については、確か今年の5月ぐらい、もうかなり早い時期で国のほうで示されていたというふうに認識をしていて、もういよいよ来月からですね、手続きが始まるということで、申請期間も1か月足らずということなので、しっかりと周知広報をしていただきたいなというふうに考えております。特に、最後の方で言われた認定経営機関ですかね、税理士とか、そういった専門の方々の認定というか、必要だということなんだと思いますが、しっかりとですね、周知広報をお願いしたいと思います。

仮定の話で恐縮なんですけど、これは締め切りを過ぎた場合の救済措置みたいなものは、何かあるのでしょうか。

市民部長（満永亮一君） まだシステムは始まっていないので、ちょっと確認しておきます。はい、すみません。

7番（安田壮平君） すみません、ちょっと関連質問でしたけれども、是非その点ですね、遺漏なく提出していただけるような取組をお願いしたいと存じます。

それでは、次に移ります。前回に続いて農林水産物等輸送コスト支援事業（加工品・原材料）についてお伺いします。食品加工業、特に黒糖焼酎の原材料への輸送コスト支援実現に向けてなんですけど、鹿児島県酒造組合奄美支部のアンケートによると、群島内全25社中24社の合計で、直近1年間の輸送費が焼酎ビン約4,000万円、段ボール約1,870万円、原料米、米約960万円、原料黒糖約560万円という結果です。更なる精査が必要ではありますけど、本事業の対象としてほしいという関係者の方々の強いニーズがあります。組合支部独自で大島支庁への要望などを行うそうですが、本市としてどのような協力、後押しができそうでしょうか。見解をお願いいたします。

商工観光部長（武下義広君） それではお答えいたします。議員御案内のとおり、黒糖焼酎をはじめとする加工品に係る原材料の移入につきましては、昨年より拡充となった輸送コスト支援の対象外となっていることから、県酒造組合奄美支部において各蔵元へアンケートを実施し、制度拡充に係る鹿児島県への要望書提出の準備を進めていると伺っているところでございます。

本市におきましては、先の9月議会においても答弁いたしましたとおり、まずは限られた予算枠の中での既存の支援メニューの安定的な運用に努めながら、拡充する支援の内容を踏まえ、業界団体と連携を密にし、情報収集に努めるとともに、事業制度の見直しについても国・県、更には群島12市町村とも調整を図ってまいりますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

7番（安田壮平君） 是非、強力な連携を取っていただいてですね、何としてでも、例えば来年度からこれを実現するとか、そういうスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。昨年度から、確

かにこの加工品原材料も支援の対象になったわけなんですけれども、私も県庁、本庁にですね、昨年度の実績、聞いてみました。全体の実績を聞いてみました。そしたら、農林水産物を含めた全体の実績が、総事業費が約5.9億円、そのうち加工品が3,700万円だったということです。この3,700万円の中には黒糖焼酎も含まれれば、その他の加工品も含まれているということで、全体から見れば1割いかない状況であると。それでもやっぱりこれが確保されたというのは、とても大きな一歩だというふうに感じております。ただ、加工品は3,700万円だったということですが、原材料の部分ですね、今は原材料は加工品の原材料じゃなくて、農林水産物の原材料に限定されているわけですが、原材料の昨年の実績は把握してないというようなですね、ことで、何でしょうね、農林水産物と一緒に合算しての状態しか分からないということでしたので、恐らくは3,700万円以下であると。奄美市の例を取れば、昨年度は0であったということです。ほかの町村もですね、ここは活用という点では苦慮しているんじゃないかなというふうに感じた次第で、まだまだ制度上の改善の余地があるんじゃないかなというふうに感じました。大変僭越な言い方ではありますが、そういうふうに感じました。一方で、実際に黒糖焼酎も加工品として対象になったんですが、これをコンテナ輸送に限られるため、これを使えない蔵元もたくさんあるということで、非常に不公平感もあるわけなんです。これがもし、黒糖焼酎の原材料について適用されるのであれば、例えば焼酎ビンとか、段ボールとかに適用されるのであれば、それはもう業界としてやっぱり全体ですね、力を入れて取り組んでいきたいというふうになるかと思います。もちろん、今既にコンテナ輸送で使っている企業は、選択制にするとしてもですね、どちらかしか使えないとするとしても、使えない企業は資材に使えるということです。是非これは地元からですね、地元の業界と一緒に、地元の自治体と一緒に、どんどん国のほうに提言、提案を進めていっていただきたいというふうに思います。改めて部長、いかがでしょうか。

商工観光部長（武下義広君） 今議員から御説明のあったようにですね、加工品の原材料については、今対象外ということになっている状況です。そのような中で、業界の方からそういう要望も出ているということでございますので、ただ、その中には、まずそのような制度のですね、今から新規に拡充するという部分もありますので、それにはしっかりと県、また12市町村としっかりと連携を取って、協議をして進めていきたいなというふうに考えています。以上です。

7番（安田壮平君） 是非、奄美の特産品といえば、何と言っても大島紬、そして黒糖焼酎、そしてまたタンカンとか島豚とか、いろいろあると思いますけれども、やっぱりツートップの一つである黒糖焼酎のですね、更なる、またいろいろ配慮しないといけないところも多々あるかと思いますが、是非熱い思いを持って取り組んでいただきますよう要望して、次に移ります。

ワーケーションについてです。地方やリゾート地などで仕事をしながら休暇を過ごすワーケーション、ワークとバケーションの造語であります。組み合わせた言葉であります。これはいわばデジタル化、オフィスを離れて仕事をするテレワークの一つとも言えるわけなんです。今この全国で注目を集めるワーケーションは、地域の関係人口創出にも有効であると考えます。様々な事業施策の集合体がワーケーションにつながると考えますが、これまでの本市の取組で、これにつながる主なものとして何があるのか。また今後、この増加を目指してどのような施策の方向性を考えているのかお示してください。

商工観光部長（武下義広君） それではお答えいたします。議員御案内のとおり、ワーケーションとは仕事（ワーク）と休暇（バケーション）の組み合わせた造語であり、テレワークの活用等により観光地やリゾート地など、普段の職場と異なる場所で働きながら休暇を取る過ごし方の総称でございます。

新型コロナの感染収束が見通せない現状の中、大都市圏の企業を中心に在宅勤務のテレワークやリモートワークが広がりをを見せており、コロナ禍における感染リスク回避策として、旅行をしながら仕事が

できるワーケーションについても、新たな働き方、多様な働き方の一つとして注目が集まっているところでございます。

ワーケーションにつながる本市の取組についてでございますが、まずは必要となるネット環境については、市内全域において光ブロードバンド環境の整備を完了し、公共施設におけるW i - F i 環境も整えてきているところでございます。また、ワークスペース等のハード整備の確保としまして、I C T プラザかさりにおけるコワーキングスペースの活用に加え、「I C T 及びフリーランス等産業支援拠点施設整備事業」として、今年度は産業支援センターの2階部分に新たに施設の整備を行うなど、既存の施設を活用した環境の整備も進めているところでございます。更に、市内の宿泊施設、観光施設においてもW i - F i 環境への整備も進んでおり、ワーケーションでも有効に活用できるものと考えているところでございます。今後、世界自然遺産登録に向けた取組や、離島観光ブーム、L C C の就航などで奄美の認知度が高まる中、これらの蓄積してきた資産を有効に活用していくためにも、「ワーケーションできる島」として宣伝・広報にも力を入れていくことが重要であると考えております。新たな切り口であるワーケーションについて、多くの自治体が力を入れようとしている中、本市としましても選ばれるワーケーションの実現地に向けて、ソフト、ハード両面から取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

7 番（安田壮平君） はい、ありがとうございました。本当に奄美市がですね、これまでI C T、情報通信産業の活性化として取り組んできたことがですね、一つのこのワーケーションに結びついていく。必ずしもワーケーションに特化する必要はないんですけれども、これまでの成果の総合としてですね、ワーケーションにも向いている、フリーランスにも最も働きやすいし、かつまたワーケーションにも向いている、そういう島づくりを目指していけると。方向性としては一緒だというふうに思っていますので、是非力を入れていただきたいと思います。

広域事務組合の方でもワーケーション事業をやっているということで、旅費などの助成もですね、今年度は取り組んでいるということでもありますので、それも朗報だなというふうに思いますし、また、市のインキュベーションマネージャー、勝さんのですね、勝さんが開発したワーケーションの採点スコアシステムによればですね、一番大事なのは、10項目、評価項目10項目あるんですが、一番大事なのは観光地としてのロケーションであると、これは奄美には、奄美大島は非常に点数が高いと、2番目がW i - F i 速度、これは施設のですね、だから、これは宿泊施設等への支援というものも、また考えられるんじゃないかなと、まだ設置していない、もしくはちょっとスピードが遅いとか、そういうところへの支援というものも、また本市としても考えられるんじゃないかなと思います。三つ目が意外なんです、子どもの預け施設が身近にあるというのがですね、重要でして、重要なようでした、それを考えると、やっぱりこれ、全庁的にかどうかですね、観光だけでなく、観光担当だけでなくですね、そういった福祉とも連携をしながら進めていく必要があるのかなというふうに感じています。是非、今後も周知広報のI C T プラザかサりのコワーキングスペースがあるというのを知らなかったというような声も聞かれたりしますので、是非その周知広報も徹底していただきたいですし、例えば、大浜のタラソなどにもですね、ひとスペース、そういうワーケーション向けのですね、仕事をしながらタラソも味わえる、そういうコラボレーションも考えられるんじゃないかなというふうに思いますので、是非様々な取組、展開をですね、期待したいと思います。

ワーケーションに関して、最後、長崎県壱岐市の、ちょっとこれは一歩進んだ取組を紹介させていただきますが、事業創造型ワーケーションということで、来島前にオンラインなどで壱岐市のことについて勉強会を開催し、参加する方々にですね、壱岐市において地域課題解決のための事業アイデアを募集するということで、参加者は壱岐市に滞在している間に人口減少、若年世代の島外流出、漁業など一次産業沈滞化など、市が抱える課題の解決につながる事業計画を策定してもらう。市が事業化を後押しし、企業や会社を起こすことや雇用拡大につなげるということでありまして、これは全国的にまだ珍し

い取組のようです。もちろん、移住を促すというだけでなく、遠隔にいても、要はこの地域のこと、例えば奄美市のこともいろいろ手助けをいただくこともできるわけですから、こういったワーケーションの在り方もですね、旅費などを助成する代わりに地域の課題を考えてもうらう。実際に事業計画を作ってもら。そういうこともですね、今後の参考になるんじゃないかというふうに思いますので、是非いろいろと調査研究、そして実践を考えていただきたいと要望をさせていただきます。

最後、交通政策名瀬港新旅客ターミナルビル整備についてであります。この整備については、整備はもちろん県が進める事業であるんですが、最新の事業概要、規模、機能、スケジュール等と進捗状況をお示しください。また、マリンタウンと連動したまちづくり、あるいはマリンタウンと連動したターミナルづくりや、その周辺整備を考える上で、本市としてどのように関わっているのか。あるいは市民や観光客など、利用者目線での提言がきちんとしてできているのか、見解をお示しください。

建設部長（保浦正博君） それでは、名瀬港新ターミナルビルについてお答えします。名瀬港新ターミナルビルにつきましては、鹿児島県に伺ったところ、位置については市街地側と長浜地区側の両岸壁を使用できる中央部付近とし、詳細、スケジュール等も含めまして、詳細については港湾関係者や利用者等との協議を行うとのことでございました。市としまして、平成30年10月から開催されました「名瀬港新ターミナルビル設計検討連絡会」に参画し、みなとづくりとまちづくりの連携、また利用者、使用者の利便性向上の観点から意見を述べさせていただいたところでございます。以上です。

7番（安田壮平君） ありがとうございます。この件については、昨年も竹山議員が取り上げられて、何と言うか、進捗のペースが遅いなというのをですね、感じたものですから、気になって取り上げさせていただいたんですけども、やっぱりいろいろ利用する事業者の方々の様々な意見とかを取り入れて、ちょっと時間をかけてやっているというような状況だろうなというふうに察しをします。ただ、今、その場所については、位置についてはお示しがあったわけなんですけれども、要は倉庫、二つの倉庫、一つは今使われているターミナルビルと1階が倉庫、もう一つは倉庫として使われている建物の間ということだったんですが、敷地的に見るとどうしても今のターミナルビルよりもですね、面積的に狭くなるんじゃないかなと、そういう意味では、ちょっと上に高く造らないといけないんじゃないかなというふうにも思うんですが、その点については、何か情報ありますか。

建設部長（保浦正博君） 今、議員から御質問のあったことにつきましてもですね、今、港湾関係者とか、利用者等との、県のほうが協議を進めているところだと伺っております。今後、奄美市としてもそういう場に参画できる機会が設けられたらですね、しっかりと奄美市としての意見を述べたいと考えております。以上です。

7番（安田壮平君） はい、分かりました。ちょっと詳細な点についてですね、確認の意味でお尋ねさせていただきますが、例えばなんですけれども、今度できる新しい旅客ターミナルビルは、ウォーターフロントの最たる施設と言いますか、奄美の海の玄関口になることは間違いないわけで、そして向こう40年、50年使う施設でありますので、やっぱりしっかりしたものをですね、造っていただきたい。そしてまた、海の玄関口にふさわしいシンボリックなものを造っていただきたいというふうに思うわけなんです。その機能として、例えば1階にバスやタクシーの乗り場、ターミナルがあるとか、2階に飲食、お土産、観光案内所、チケット販売、荷物一時預かり、施設管理事務所、あるいはまた授乳室とか、そういう母子にですね、配慮のあるスペースを造る。もしこれが更に3階、4階となる、できるのであればですね、展望の良いカフェとか、あるいはまた見送りに使えるベランダとかですね、ビアガーデンとかにも使えるような、あるいはまた多目的スペース、イベント、あるいは写真の展示などでも使えるようなものとか、一時休憩所、シャワーや休憩室があるような、そういう人々が集まる、利用が多

い、今みたいと言ったら失礼かもしれませんが、朝と夜だけわあっと混んで、それ以外は閑散として
いるようなのではなくてですね、やっぱり皆が集まり、集い、にぎわいが生まれるような、マリンタウ
ンの近くでもありますので、そういう稼げる施設、収益性のある施設、それを目指していくことが、ま
た長く維持していく上でもですね、大事じゃないかなというふうに思うんですが、その辺の議論とい
うのはいかがなんでしょうか。

建設部長（保浦正博君） 今議員が御指摘のとおり、海の玄関口でもございます。先ほど申し上げました
とおり、みなとづくりとまちづくりの連携としてからのですね、そういうふうな利便性の高い施設にな
ってほしいと考えております。ただ、今、県のほうで詳細な設計を進めているところと承知しておりま
すので、また情報が入りましたら提供させていただきたいと考えております。

7番（安田壮平君） はい、分かりました。是非そこで、そこを利用する方々、そこで働く人たちを一番
に考えた施設というものをですね、目指していただきたいと思いますし、地元住民や観光客が集う公共
施設というものをですね、目指していつていただきたい。もちろん事業主体は県なんですけど、やっぱり
奄美市においても本当に大事な施設になりますので、しっかりと声を挙げていつていただきたいと思
います。シンボリックな建物ということでですね、例えば3階建て、4階建てとかになるのであれば、
奄美と言え、やっぱりハブですから、ハブタワーのようなですね、いわば交通の中心という意味も含
めて、そういった外観も、何かぱっと見た瞬間、奄美に来たなと思っていただけるようなものにしてい
ただきたいです。また、今後はクルーズ船のお客さんもですね、使えるような施設にもなるだろう
と、その動線上にあるわけですので。その意味でも、やっぱり奄美市としてしっかりと声を挙げていく
必要があるんじゃないかなと思いますので、是非、その議論の場、積極的にむしろ奄美市のほうからど
んどん提案要望していただいて、みんなに愛される施設を造っていただきたい。そしてその後の、その
後ろのマリンタウンとも連動した、そういった施設を造っていただくよう要望いたしまして、私の質問
を終わります。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上でチャレンジ奄美 安田壮平君の一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

議案等調査のため、明日12月12日から14日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日12日から14日までを休会といたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

12月15日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時45分）

第 4 回 定 例 会
令和 2 年 12 月 15 日
(第 5 日 目)

12月15日(5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 正 野 卓 矢 君
3 番 永 田 清 裕 君
5 番 荒 田 幸 司 君
7 番 安 田 壮 平 君
9 番 栄 ヤ ス エ 君
11 番 松 山 さ お り 君
13 番 西 公 郎 君
15 番 奥 輝 人 君
17 番 伊 東 隆 吉 君
20 番 竹 山 耕 平 君

2 番 弓 削 洋 平 君
4 番 奥 晃 郎 君
6 番 崎 田 信 正 君
8 番 橋 口 耕 太 郎 君
10 番 大 迫 勝 史 君
12 番 林 山 克 巳 君
14 番 関 誠 之 君
16 番 川 口 幸 義 君
19 番 与 勝 広 君
22 番 多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

18 番 元 野 景 一 君

21 番 橋 口 和 仁 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長 朝 山 毅 君

副 市 長 東 美 佐 夫 君

教 育 長 要 田 憲 雄 君

住用総合支所事務長 弓 削 洋 一 君

笠利総合支所事務長 濱 田 洋 一 郎 君

総 務 部 長 三 原 裕 樹 君

企 画 調 整 課 長 國 分 正 大 君

財 政 課 長 永 田 公 洋 君

市 民 部 長 満 永 亮 一 君

税 務 課 長 藤 原 俊 輔 君

保 健 福 祉 部 長 山 下 能 久 君

福 祉 事 務 所 長 永 田 孝 一 君

健 康 増 進 課 長 徳 永 明 子 君

商 工 観 光 部 長 武 下 義 広 君

紬 観 光 課 長 島 袋 修 君

農 林 水 産 部 長 栄 広 久 君

建 設 部 長 保 浦 正 博 君

都 市 整 備 課 長 竹 元 康 晴 君

土 木 課 長 平 山 光 二 君

上 下 水 道 部 長 藤 山 浩 俊 君

水 道 課 長 吉 郁 也 君

教 育 部 長 福 長 敏 文 君

12月15日(5日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田 賢一郎 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	重 信 竜 昇 君
主幹兼議事係長	伊 集 院 正 君	議 事 係 主 査	堀 健 太 郎 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は１９名であります。会議は成立いたしました。（午前９時３０分）

これから、本日の会議を開きます。

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第２号のとおりであります。

日程第１，議案第８３号 令和２年度奄美市一般会計補正予算（第９号）についてから，議案第１０８号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてまでの２６件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました議案２６件に対する質疑に入ります。

通告がありましたので，社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

１４番（関 誠之君） 市民の皆さん，議場の皆さん，おはようございます。私は社会民主党，社民党の関 誠之でございます。

さっそく議案第８３号，令和２年度奄美市一般会計補正予算（９号）について，質疑をさせていただきます。

まず，最初に１２ページ１５款２項１目１節総務管理費補助金７億４，８０４万４，０００円の財源充当先についてお答えをいただきたいと思います。関連して，１３ページの四つの基金繰入金の現在高と今回充当した財源についてお示しをいただきたいと思います。

二つ目，１３ページ，１７款２項１目１節不動産売払収入５，０１５万５，０００円について。まず，場所と件数，面積，土地売買代金と平米当たりの単価をお示してください。

（３）１５ページ２２款１項３目３節庁舎等整備事業債２，４５０万円について。庁舎整備等事業の全体事業費と財源内訳を示すとともに，合併特例債の現況と５年間延長されることでの今後の財政支出計画についてお答えをいただきたいと思います。

四つ目，１５ページ，２２款１項４目４節急傾斜地崩壊対策負担金２，３２０万円の充当先はどこになるのか，お示してください。

５番目，１７ページ，２款１項１３目庁舎建設事業について。まず，一つ目に１２節委託料の工事監理業務１，３２３万１，０００円の算出根拠についてお示しをいただきたいと思います。同節委託料の庁舎整備業務４万円の内容をお答えください。

二つ目，１４節工事請負費９，５００万円の算出根拠と変更内容についてお答えをいただきたいと思います。

三つ目は，建築主体，電気・機械設備工事の現契約額と変更契約額があれば，お示しをいただきたいと思います。

（６）１７ページ，２款１項１７目１１節役務費２８３万３，０００円と１２節委託料改修業務２４万２，０００円の健康管理システム改修業務。クレジット収納業務の事業内容をお示しをいただきたいと思います。

（７）２２ページ，４款３項１目水道事業の１８節負担金１０４万１，０００円，２３節４，７００万円を水道事業に拠出する根拠と理由をお答えください。

八つ目，２４ページ，７款１項４目１８節本場大島紬購入等助成金の現況について，お示しをいただきたいと思います。また，今回の補正２００万円で１，２００万円になりますけれども，助成金の上限があるのかどうか，お伺いをいたします。

（９）２７ページ，８款５項１目２４節積立金２，０００万円と３目２７節４２１万９，０００円，土地開発基金の財源と現在高，使途目的についてお答えをいただきたいと思います。

最後（１０）３７ページ，地方債の当該年度中，起債見込額は財政規律である３６億円の範囲を超え

ていないか、お示しをいただきたいと思います。

次に、議案９５号 奄美市市町村建設計画の変更について、質疑をいたします。まず、新市の財政計画について。一つ目は地方交付税が令和３年度から毎年度伸びを示していますけれども、その根拠は何であるのか。一本算定になって、かなり落ちてくるということを予算の方針にも書いてありましたけれども、なぜ令和３年度から毎年伸びを示していくのか。根拠をお伺いいたします。

二つ目、令和３年度、地方債が極端に減少しているが、実施計画と符合しているのかどうか。私どもは実施計画が見えておりませんし、配付もされておりますから、その符合をしているのかどうかということについて、お伺いをいたします。

３番目、令和２年度の人件費５２２万１，０００円をピークに、減少する理由をお示しいただきたいと思います。維持補修費は令和元年度決算で２億５，３００万円であるが、令和２年度より２億４，２００万円と一定額になっておりますけれども、減少する理由を、根拠をお示しいただきたいと思います。

五つ目は、公債費が最終年度、令和７年度には５３億７，９００万円に達しますけれども、このときの経常収支比率の予想はどのようにされているのか、お伺いいたします。

六つ目は、積立金が令和２年度より各年度、約１１億円の減少になっているが、積算根拠をお示しく下さい。

七つ目は、投資的経費が令和３年度には３９億５，０００万円と約１９億円減になり、令和４年度には５１億８，５００万と対前年度１２億３，５００万円増える要因はなんであるのか、お答えください。

最後になりますけれども、令和２年度の次年度繰越金が０で、次年度以降は２億円と定額である積算の根拠をお示しをいただきたいと思います。以上です。よろしくお願いをいたします。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

財政課長（永田公洋君） おはようございます。それでは、財政課の所管します質問にお答えいたします。

まず、１の１の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、交付決定を受けました第２次配分の交付限度額を計上しており、これまでのコロナ対策事業の財源としておりました財政調整基金の財源更生を行うものでございます。

次に、四つの基金の現在高と充当事業についてお答えいたします。財政調整基金につきましては、コロナ対応臨時交付金の７億４，８０４万４，０００円から、今回の補正で計上するコロナ対策事業の一般財源４０８万９，０００円を差し引いた７億４，３９５万５，０００円を減額計上しておりまして、今年度末の現在高見込み額は３１億８，９８６万７，０００円を予定しております。地域振興基金は紡ぐきよらの郷事業づくり事業や魅力ある学校づくり事業などの中止により、計１，０２９万６，０００円を減額計上し、今年度末の現在高見込み額は１４億１，３７５万１，０００円を予定しております。次に、庁舎整備基金は事業財源の地方債の組替により、充当率の差額分１６６万９，０００円を減額計上し、今年度末の現在高見込み額は１７億８，４３０万９，０００円を予定しております。ふるさと応援基金も、ふるさと納税を活用した小川村交流事業などの中止により、計２１２万１，０００円を減額計上し、今年度末の現在高見込み額は３億２，６９２万円を予定しております。

次に、（３）の庁舎建設事業費の全体事業費と財源内訳についてお答えをいたします。全体事業費は今回の補正を加えまして、７６億５，０００万円ほどを見込んでおります。財源内訳といたしましては、合併特例債５１億４，０００万円、緊急防災減災事業債１７億９，０００万円、庁舎整備基金６億７，０００万円が主な財源でございます。合併於特例債の現況と今後の支出計画についてでございますが、合併特例債の発行可能額は１６１億９，１３０万円であり、そのうち、今年度の令和２年度までの

発行見込額は157億4,510万円となっております。令和3年度以降は4億4,620万円の発行を見込んでおり、末広・港土地区画整理事業や都市再生整備事業などへの活用を予定しております。

次に、(5)の1,12節の委託料のうち、工事監理業務につきましては、市民広場・立体駐車場整備工事の工期を4か月延長する予定でございまして、本工事の延長に伴い、工事管理業務も延長が必要となることから、期間の延長、変更内容等を踏まえ、受注業者の見積もりを参考に変更見込み額を計上いたしております。庁舎整備業務につきましては、今回の人事院勧告に伴う人件費の減額分を委託料へ振り替えるものであります。

次に、2の14節の工事請負費につきましては、工事实績や今後の変更見込み等を踏まえ、受注業者からの見積もり資料を参考に算出したしております。工事は未だ継続中ではありますが、現時点での主な変更内容で申し上げますと、工事延長に伴う諸経費、労務単価の改定、そして、設計変更や追加工事に伴う見込み額を計上いたしております。

次に、3の建築、電気、機械設備、それぞれの契約額につきましては、建築本体工事が11億8,800万円。電気工事が5,005万円。機械設備が4,202万円となっております。総額で申し上げますと、12億8,007万円でございます。なお、変更契約につきましては、未だ工事は継続中でありまので、今後の実施見込み等も含め、変更内容を十分に精査しながら確定することといたしております。今回の補正予算は、現時点での変更見込みの予算枠として計上いたしております。

それでは、(9)の質問の土地開発基金についてお答えをいたします。土地開発基金は、同基金条例に基づき、公共に必要な土地を取得するために定額運用される基金でございます。基金としましては、現金と土地により財産を保有しており、総額は5億8,256万33円でございます。そのうち、現金が8,963万250円。土地としまして、4億9,309万9,103円となっております。なお、今回の土地開発基金への繰出金につきましては、後ほど建設部よりも答弁ありますが、末広・港土地区画整理事業区域内の土地を同基金により、平成23年度に先行取得していたことから、今回の売却によって、取得土地相当分の金額を基金へ戻すものでございます。繰出金の財源は土地の売却代金でございます。

次に、10の地方債についてでございますが、一般会計補正予算書37ページの合計欄に記載しております、当該年度中起債見込額65億630万円には、令和元年度から令和2年度への繰越事業に係る起債見込額も含まれておりますので、その繰越額を差し引いた令和2年度の起債見込額は48億3,560万円となります。なお、この起債見込額から本庁舎や市民交流センターなどの特殊要因を除いた一般会計の本年度の起債見込額は23億850万円となっております。続きまして、特別会計につきましては、令和元年度から令和2年度への繰越事業に係る起債見込額は2,530万円となっておりますが、令和2年度の起債見込額はございません。また、企業会計の今年度の起債見込額は12億6,180万円でございます。令和元年度からの繰越事業に係る起債見込額を差し引いた令和2年度の起債見込額は7億1,050万円となります。従いまして、今年度の全会計の起債見込額は30億1,900万円でございます。財政規律として設定しております36億円の枠内となっております。以上でございます。

都市整備課長（竹元康晴君） おはようございます。私のほうからは2点ほどお答えさせていただきます。

(2) 13ページ、17款2項1目1節不動産売払い収入5,015万5,000円について、場所と件数、面積、土地売買代金と平米当たりの単価をお示しくださいということについてお答えします。今回、末広・港土地区画整理事業区域内の3画地を売却しております。一つ目ですが、港町の臨港道路に面する214.62平米、約65坪になりますが、の画地を3,260万円で売却しております。坪単価が約50万円となっております。二つ目は、末広・港線に面する66.24平米、約20坪の画地を1,255万5,000円で売却しております。坪単価は約62万円となっております。三つ目は、港町の市道に面する55.01平米、約16坪の画地を500万円で売却しております。坪単価が

約30万円となっております。

続きまして、(9)27ページ、8款5項1目24節積立金2,000万円の財源と現在高、使途目的についてお答えします。積立金2,000万円については、今回の不動産売払い収入の一部を財源として、まちづくり整備基金へ積み立てるものです。まちづくり整備基金の現在高は475万81円で、商店街の集客施設の補助や、商店街に対する保証料補助などに基金を活用しております。以上です。

土木課長（平山光二君） (4)急傾斜地崩壊対策負担金2,320万円の充当先についてでございます。県の行う急傾斜地崩壊対策事業の負担金につきましては、起債の見直しに伴い、2節緊急自然災害防止対策事業債から負担金分2,250万円全額を減額し、県の事業費確定に伴う増額分70万円を加えた2,320万円を4節自然災害防止事業債に計上いたしております。以上でございます。

健康増進課長（徳永明子君） 健康増進課から1の(6)11節役務費と12節委託料のうち、健康管理システム改修業務についてお答えいたします。

役務費28万3,000円及び委託料として計上いたしました健康管理システム改修業務24万2,000円は、いずれも新型コロナウイルスのワクチン接種に係る体制整備として計上した予算でございます。現在、新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、国におきまして、ワクチン接種の実施に向けて調整を行っているところであり、接種時期や接種対象など詳しいことは示されていない状況です。しかしながら、実施が可能となった場合に、速やかに住民に対する接種を行うことができるよう、今年度中の準備として、接種体制の確保を行うよう、通知されております。

本市におきましても、ワクチン接種が円滑に行われるために必要な準備として、今回の補正予算を計上いたしました。まず、役務費として計上いたしましたデータプリントサービス利用料28万3,000円につきましては、市町村の役割として、接種対象者に対し「接種券」及び「接種の案内」を送付することとされております。そのため、国から示された様式を基にした接種券とチラシの印刷、それを個別に封筒へ封入するという一連の通知作業に係る予算を計上しております。なお、現段階で接種対象が示されておられませんので、全市民を想定した予算になっております。

次に、委託料として計上いたしました24万2,000円につきましては、現在、予防接種の管理を行っております「健康管理システム」に新型コロナワクチン接種を加えることを目的とした改修費用でございます。以上です。

税務課長（藤原俊輔君） それでは、1の(6)クレジット収納業務の事業内容について、お答えいたします。12月補正に計上しました216万円につきましては、令和3年4月から開始を予定しておりますクレジット収納に関するシステムの初期導入費用でございます。この事業につきましては、収納方法の選択肢を増やし、市民の利便性向上を図ることはもちろんでございますが、昨今のコロナ禍における感染症対策として、人と人との接触を避け、新生活様式に対応できる非対面型納付方法の導入ということも目的としております。利用できる科目につきましても、市税をはじめ、国民健康保険税、介護保険料、水道使用料や給食費、保育料など、市の公金について幅広く、16科目にわたり利用できる設計となっております。但し、この12節では上下水道使用料を除いた15科目の業務委託料となっております。

今回、導入するクレジット収納は、これまでのコンビニ収納やスマホ決済で利用しておりましたバーコード付き納付書をそのまま利用できるものであり、市のシステム改修費、改修期間とも極力負担を抑えたものとなっております。また、納付手順・方法につきましても、既に導入済みのスマホ決済とほぼ変わりなく利用できますので、市民及び納税者におきましても、違和感なく利用できるものと考えております。市民及び納税者への周知につきましても、市のホームページや広報紙でのお知らせに加え、当初、納付書発送時にチラシを同封し、利用方法等に関しても分かりやすく周知を図り、納期内納付の推

進，収納率向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

水道課長（吉 郁也君） （７）２２ページ，４款３項１目水道事業費の１８節負担金１０４万１，０００円につきましては，先ほど答弁のありましたクレジット収納を水道料金，下水道等使用料についても，市税等と同様に導入する予定としており，本市における新型コロナ感染拡大防止策の一環として行うことから，導入初期費用の一般会計負担分を計上するものでございます。

同じく，２３節出資金４，７００万円につきましては，笠利東部地区再編推進事業の建設改良費に対して，水道事業会計へ出資するものです。この財源として，歳入に一般会計出資債を同額計上しております。一般会計から水道事業への出資が可能な建設改良事業の条件は国が定めており，一般会計出資債については，地方交付税による財政措置があるため，この制度の活用により，市の財政負担の軽減を図るものでございます。以上です。

細観光課長（島袋 修君） おはようございます。それでは，１の（８）本場奄美大島紬購入費等助成金についてお答えいたします。本年１１月末現在の状況といたしましては，申請件数５５件，助成額７７万５千４００円となっております。当該事業につきましては，当初予算で１，０００万円を計上し，今回，補正予算で２００万円を追加計上しております。当助成金の上限につきましては，１，５００万円を想定しているところであります。以上です。

議長（与 勝広君） 答弁漏れはありませんね，はい。

財政課長（永田公洋君） 引き続きまして，２番目の議案の９５号を，すいません，申し上げます前に，先ほどの答弁の中で１点だけ修正をさせていただきたいと存じます。１番最初に各基金の残高を申し上げましたが，最後のふるさと応援基金につきましては，先ほど，すいません，３２億円と申し上げましたけれども，今年度末の現在高見込み額は３億２，６９２万円と修正をさせていただきたいと思います。

それでは，２番目の議案９５号 市町村建設計画の変更について，順にお答えをいたします。

はじめに，今回掲載しております財政計画につきましては，令和元年度の財政計画を基に策定したものでありますので，今般のコロナ感染症の影響については，加味されておられませんことを申し添えた上で，答弁をさせていただきます。

地方交付税が令和３年度から毎年伸びていることにつきましては，これまでに実施いたしました本庁舎や給食センター，小・中学校の冷房設備整備などの大型事業の償還が開始されることに伴い，普通交付税の算入基礎に公債費が反映されることとなりますので，地方交付税も伸びるものと想定しております。特に大型事業の実施に当たりましては，普通交付税への算入率の高い有利な起債の活用を努めておりますので，大型事業の償還が増加することにより，普通交付税も増える試算をしているところでございます。

次に，２の令和３年度から地方債が大きく減少している要因につきましては，本庁舎整備事業や市民交流センターといった大型事業の事業費ピークが令和元年度から今年度の令和２年度までであったものによるものでございます。

次に，３の令和２年度の人件費をピークに減少する理由につきましては，過去数年間の人件費の推移に基づきまして，その減少率によって試算しているためでございます。

次に，４の維持補修費につきましては，これまでは２億円前後で推移しておりますが，本財政計画は令和元年度決算前での試算でありましたので，令和２年度の当初予算額と同額にてシミュレーションをしているところでございます。

次に，５の令和７年度の経常収支比率の予想についてでございますが，議員も御承知のとおり，経常収支比率は市税や交付税等の経常的に収入される財源と，人件費，扶助費，公債費等の経常的に支出さ

れる経費の、それぞれ一般財源から算定いたします。歳入はシミュレーションの中で概算の予測はできますが、歳出はそれぞれの経費において、補助金がどの程度充当されるのか、一般財源がどの程度になるのか、将来的に各年度ごとを予想することは相当の時間と労力を要するものでございます。ついては、財政計画においては、経常収支比率は試算しておりませんが、今般の扶助費や公債費の伸びによりまして、上昇傾向にあるものと考えております。

次に、6の積立金につきましては、各年度の財源の有効活用や事業の効率的な実施により発生します剰余金などを中心に、補正予算におきまして、公共施設整備事業基金や地域振興基金に積み立てているところでございます。つきましては、将来における積立金の予測を算定することは厳しい状況でありますので、財政計画におきましては、これらを加味せずに、減債基金やふるさと応援基金などのルール分と利子などを計上しているために、減少する推移となっております。

次に、7の投資的経費の増減についてでございますが、令和2年度予算までに本庁舎や市民交流センターなどの大型事業が完了し、令和3年度は事業費の減少によるものでございます。令和4年度以降は、新たに消防庁舎や子育て保健複合施設の整備が計画されておりますので、その計画を反映し、財政計画を試算しているところでございます。

最後に、8の繰越金についてでございますが、市町村建設計画にお示ししております財政計画につきましては、令和元年度までの決算額、令和2年度は当初予算額。そのため、令和2年度は未だ繰越額が確定していないために「0」としております。令和3年度以降につきましては、直近の令和元年度の決算額や、今般の厳しい予算編成等を踏まえまして、確実に確保したい額としまして2億円を定額として策定しているものでございます。以上でございます。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。少し多岐にわたって質問させていただきましたので、あとはですね、委員会もございますから、詳しいのはその辺にお譲りをしたいと思っておりますが、まず、（5）番の庁舎建設についてでありますけれども、これから算出をして、見積書を取って、それを精査をして確定をしていくという段取りはよく分かりますけれども、予算が一応ここに出ておる訳ですよ。本庁舎で9,500万円。委託料で工事監理の1,323万1,000円というふうに具体的に数字が出ておりますので、この具体的な数字はある意味積み上げて出てきたものだというふうに、掴みであるわけではないと思いますから、その辺のところ、もっとちょっと丁寧に説明をしていただきたいというのと、聞くところによりますと、これ平成30年度の庁舎建設でありました間接費、8,000万円、7,999万2,000円が入ったんだろうと思いますけれども、それもこの中に入っているやに聞いておりますが、その辺のことについて、少し説明をいただきたいというのが二つ目であります。それと、この全体の、その平成30年度の第4回定例会では、全体事業費が60億円ぐらいで済むというような答弁をされているわけですが、現在、この1期工事、2期工事やっておりますが、そこも含めてですね、庁舎全体の工事が総額どれぐらいになっているのか。かなり、70億円を超しているという答弁もありましたから、その辺のところをはっきりしておかなければいけないのかなというふうに思いますので、それぞれの事情があるから増えてきたのは、それは容認をいたしますけれども、それに対してはきちとした説明をいただきたいということが1点であります。

それとですね、先ほど私、少し市町村計画のところで人件費について、ちょっと読み誤ったというか、1,000円という単位でしたので、恐らく52億2,100万円というのが正しい数字でありまして、そこを、先ほど答弁がありましたけれども、人件費というのは、かなりこれ大きな額であるわけですから、それが減少するということは、その採用の職員が少なくなるというふうに見てしまいがちなんですよ。その辺を含めて、再度答弁をいただきたい。それと、維持管理、これから先、非常に大事な箱物をかなり造ってききましたので、この辺の維持管理費というのは、本当にシビアに見ておかないと、将来にわたってこれが財政を圧迫してくる可能性が出てくるわけですよ。そういう意味から、元年度は2億5,300万円。2年度より2億4,200万円と減って計上をしているということが、果

たしてこれから先の財政計画の上でどうなるのだろうという思いがありまして、この④については質問させていただきましたので、その辺含めて、答弁いただきたいというふうに思います。

それと、先ほど積立金のことは11億円ということで、積立金ですから、幾らなるかというのは、その場の決算次第もありますので、その辺は11億円ということで、低めに見積もっておくというのは、それはそれでいいんじゃないかというふうに思いますので、11億円の減少、この根拠については、先ほどの説明で了といたします。

それと、投資的経費ですけれども、幾ら今年度で大型事業が終息をしていくということでもありますけれども、39億5,000万円というのは、今までのこの市政の中では、数字的にはない訳でありまして、大体40億円余りが投資的経費の平均ですから、そういうものを含めて、私どもは先ほど言いましたとおり、実施計画を持ちませんので、そのチェックのしようがありませんけれども、そういうことを含めてですね、この令和3年度の39億5,000万円。1月になれば大体の数字が出て、私たちも分かるんだろうと思いますが、そういった市町村計画において、この39億5,000万円の、もう少し説明をしていただきたいというふうに思います。

あとは、概ね了解をいたしましたので、よろしくお願いいたします。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

財政課長（永田公洋君） それでは、庁舎建設のほうからお答えをいたします。本庁舎の整備につきまして、今議会にて工事請負費、それから、委託料を補正と計上させております。その積み上げにつきましては、先ほども申し上げましたが、工期の延長に伴う諸経費。それから、年度が跨ぐと制度改正による単価の、労務単価の見直し。それから、設計変更、追加工事もございますので、それを基に、現在、受注業者からこの程度の、今、概算がありますということを基にされております。申し上げました、先ほど御質問にありました間接費、これにつきましても、本庁舎の建設と同じように、技術員のやっぱり現時点の確保が厳しいということで、島外からの技術員がこちらに派遣されて施工しております。但し、まだ工事がこれから数か月間続きますので、あくまでも見込み額ということで、今、把握できる額として予算を計上させていただきました。

次に、全体の額ですが、現時点で、さっき変更等々も見込みまして、先ほども申し上げましたとおり、全体事業費としまして76億5,000万円ほどを見込んでいるところでございます。

続きまして、財政計画についてでございますが、人件費につきましては、人数は定員適正化計画に則って、退職等を踏まえ、新規の採用というもので対応しております。ですので、人員の大幅な削減ではございませんで、やはり職員の年齢構成、例えば退職される方に見合う新規採用の職員としますと、給料の体系も変わり、増減ございますので、それに伴う減少ということで御理解をいただきたいと思います。

次に、維持補修費につきましてでございます。これにつきましては、確かに各種施設で毎年の老朽化、経過年数によって補修費というのは、実際にどんどん増えているのは現状でございます。但し、各将来の年度でどの程度補修費が見込めるかというのが、なかなか掴みとしましてもちょっと厳しいものでございますので、現在の、一番直近の現状ということで、今年度の予算額を一応固定という形で、将来の予測を立てているところでございます。

続きまして、投資的経費でございますが、確かにこれまで、今年度までは市民交流センター等、大型事業が続いてまいりまして、投資的経費のピークを迎えているところでございます。来年度につきましては、ただ大型事業のちょうど隙間になるということがございまして、ただ、これまで進めてきた大型事業につきましては、単年度で数10億円の事業とかもございまして、令和3年度につきましては、その事業の隙間になると。また、4年度以降に、また、いろんな事業を展開していくということでの、年度間の増減でございますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

14番（関 誠之君） 課長の答弁で、間接費の設計変更もあり得るということだと、いうことですね。そこで、少し確認だけしておきますので、答えられたら答えていただきたいと思います。これ、平成30年度にフジタなんとかジョイントで、先ほども申し上げました8,000万円の予算が出まして、恐らく契約が7,999万2,000円ぐらいの契約変更になったということで、これは間接費の場合は、大体上限があって、上限というのは8,000万円なら8,000万円あって、その対応額は1億数千万円と、それを超える部分だというふうに聞いておりますが、そういう中で、一つ目はですね、これ、入札公告及び説明書に、本工事が地域外からの労働者確保に関する間接費の設計変更の対象工事であることを記載することとなっているわけですね。これが1点。二つ目は、特記仕様書の中に、本工事が地域外からの労働者確保に要する間接経費の設計変更の対象工事であることを記載するものとする、これはもう、義務ですね。というようなことが、これ、国土交通省も含めた、そのときの、平成25年の2月6日、国技建第7号で、平成24年度補正予算等の執行にかかわる積算方法等に関する試行というのが出ておりまして、このあと、恐らくこういった書類のが出ていると思われまして、それと今、言ったのは2点目。最後になりますけれども、そういう、まだ最終じゃないから分からないと言われればもうそれまでですけれども、この工事が地域外からの労働者確保に関する間接経費の設計変更に当たるのか当たらないのかということは、どういう根拠でやるのか。その算定について、少し確認をしておきたいと思っておりますので、お答えに、もし用意があればお答えしていただけて、なければですね、あともってまた、いろんな機会があると思っておりますので、しっかり今のことについて、答えていただきたいと思います。

そういうことで、もう一つは、やはり大きな工事をしますと、先ほど言っていたしましたが、大体30年度の本工事、この本体工事が終わる頃には総事業費は60億円ぐらいで終わるんじゃないかというふうに予想しましたが、今、76億5,000万円ぐらいになるのではないかということです。その辺のこの16億円も増えてきた主な要因があれば、その辺を含めて、もし市長に、今、議論をいたしました中で、市長の見解があればお聞かせをいただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

財政課長（永田公洋君） 変更の内容につきましては、間接費も含めまして、ちょっとお答えをさせていただきます。先ほどありましたように、我々も国の制度、指針等に基づきまして、契約の中身の、市としての制度も設けてありますので、それに基づきまして、それに基づいて、該当する項目は変更の契約の対象とするということにしております。間接費のことがありましたが、これにつきましても、当然、変更設計の対象となりまして、実際にどの程度の人がどの期間、島外から来ているかというのは、全て日報、いわゆる宿泊の領収、それから、交通費等々を提出していただきまして、その中身を適正に制度に則ったものかどうかということを十分に精査した上で、設計の変更を行うことにしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、全体事業費につきましては、この間接費の問題。やっぱり島外から技術者が来るというのは、相当の経費を要しております。それと、やっぱり事業を進める上で、やっぱり設計の内容、当時のやっぱり設計の実際の見積もり単価と現在の単価であると、やっぱり社会情勢の変化によりまして、特にこういう大きな建物になりますと、元々の資材の単価が大きいでありますので、大きく変動を受けます。それと、やっぱり庁舎を整備するに当たって新たに加えたほうがいい設備等々も発生しておりますので、その辺りで事業費が膨らんできているところでありますので、御理解を賜りたいと思っております。以上です。

（発言する者あり）

議長（与 勝広君） 答えられたら答えてください。

財政課長（永田公洋君） 先ほど申し上げましたとおり、市でもその制度をつくっておりますので、それに則って契約に記載しております。以上です。

議長（与 勝広君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第91号、議案第95号及び議案第83号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第9号）中、関係事項につきましての3件は、これを総務企画委員会に、議案第84号から議案第88号、議案第97号から議案第101号、議案第106号及び議案第83号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第9号）中の関係事項についての12件は、これを文教厚生委員会に、議案第89号、議案第90号、議案第92号から議案第94号、議案第96号、議案第102号から議案第105号、議案第107号、議案第108号及び議案第83号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第9号）中、関係事項についての13件は、これを産業建設委員会に、それぞれ付託いたします。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので、御報告いたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査及び報告書整理のため、明日16日から23日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日16日から23日までを休会とすることに決定いたしました。

12月24日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前10時21分）

第 4 回 定 例 会
令和 2 年 12 月 24 日
(第 6 日 目)

12月24日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
7 番	安 田 壮 平 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	松 山 さ お り 君	12 番	林 山 克 巳 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	奥 輝 人 君
16 番	川 口 幸 義 君	17 番	伊 東 隆 吉 君
19 番	与 勝 広 君	20 番	竹 山 耕 平 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

13 番	西 公 郎 君	18 番	元 野 景 一 君
21 番	橋 口 和 仁 君		

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	弓 削 洋 一 君
笠利総合支所事務 所 長	濱 田 洋 一 郎 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
市 民 部 長	満 永 亮 一 君	保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君
福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君	福 祉 政 策 課 長	寿 山 一 昭 君
商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君	農 林 水 産 部 長	栄 広 久 君
建 設 部 長	保 浦 正 博 君	上 下 水 道 部 長	藤 山 浩 俊 君
教 育 部 長	福 長 敏 文 君		

12月24日(6日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 前田 賢一郎 君

議会事務局次長兼
調査係長事務取扱

重 信 竜 昇 君

主幹兼議事係長 伊 集 院 正 君

主幹兼庶務係長

池 田 忠 徳 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の会議はお手元に配付してあります議事日程第3号のとおりであります。

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります。日程第1，議案第83号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第9号）についてから、議案第108号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規定の変更についてまでの26件を一括して議題といたします。

本案に関する委員長の審査報告を求めます。

最初に、文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員会委員長（竹山耕平君） おはようございます。御報告申し上げます。

文教厚生委員会は12月16日の1日間開会し、当委員会に付託されました議案第83号から議案第88号及び議案第97号から議案第101号並びに議案第106号の12件について、慎重かつ丁寧に審査いたしました。

12件の議案につきましては、お手元に配付してあります文教厚生委員会審査報告書のとおり、全て全会一致で可決すべきものと決しました。

以下、主な審査内容について御報告いたします。

はじめに、議案第83号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第9号）中、3款民生費及び4款衛生費並びに2款総務費中の関係事項について補足説明があり、その主なものとして、3款1項2目障害者福祉費、扶助費の5億4,618万6,000円のうち、委託介護、共同生活援助及び就労継続支援B型等の増額分による介護給付等事業費3億7,951万8,000円と、放課後等デイサービス及び児童発達支援等の増額による障害児給付等事業費の1億6,666万8,000円。次に、3款2項3目保育所費の保育所等給付費負担金5,160万6,000円と8目地域型保育費の保育所等給付費負担金4,070万4,000円は、民間の認可保育所や地域型保育事業所への運営費として給付するもので、ともに国の基準単価の改正に見込んだことによるもの。次に、2款総務費中、関係事項分に、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費を計上し、今後も各施設に必要な対策資材、ハンドソープやアルコール消毒液などの消耗品を購入する費用に203万2,000円。また、今後、国内でのコロナワクチン接種を見越した全市民対象分のチラシや接種券を送付するための体制整備として、データプリントサービス利用料283万3,000円や健康管理システム等改修業務委託料24万2,000円などであります。

委員より、保育所等給付金の増額分について質疑があり、国の基準単価の改正が12月末に示される予定。令和元年度の改定率が1パーセントだったことから、同様額分を見込んだの計上であること。また、介護給付等事業費についての質疑に対し、事業のサービス内容は17事業あること。増額分の要因の主なものとして、委託介護、生活介護、共同生活援助、就労支援B型ということであります。また、入院患者の推移については、総合支援法には病院施設から地域へという大きな目的があり、県のデータによると、平成10年に9,597名。令和元年では8,435名となっており、市独自で調べたレセプト上での数字では、平成28年度に88名、平成30年度には44名と、44名の減となっている。生活保護受給者においては、平成28年度は189名、平成30年度には180名と、9名が地域に行っているという状況であること。

ほかにも、コロナワクチン接種の体制や病後児保育事業等について、質疑がございましたが、この際、省略をいたします。

次に、10款教育費及び2款総務費中関係事項について補足説明があり、主なものとして、10款1項2目学校振興費中の学校教具費購入費10万円は、市内の会社から住用町の教育行政に役立ててほし

いという指定寄附金10万円が寄附され、住用町内の各学校へチヂンを購入したということでございます。また、2項小学校費のうち、現在、大規模改修工事が行われている小宿小学校の外壁補修箇所の増加に伴う工事請負費1,080万円を追加補正するもの。そのほかに、教育行政に係る各種行事やイベント等の中止に伴う各目の減少額の計上。また、2款総務費中の関係事項分に、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費を計上し、新年1月3日に開催予定でした成人式に係る成人式映像配信業務委託料35万2,000円と機材購入費8万3,000円につきましては、当初、式典を開催しながら同時にオンライン配信を行う計画であったが、今回のように中止が決定したあとにつきましても、式典に代わるものとして、市長・議長の祝福メッセージや実行委員会及び成人者等のメッセージ動画をネット配信するための準備を進めていくということでもあります。

議員より、小宿小学校の追加工事の工事内容について質疑があり、実際に工事を進める中、足場を4階まで組んで点検を実施した結果、老朽化が予想以上に激しく、当初予定していたアンカーが1,200本から8,800本増加し、計1万本必要となった。これは、当初は目視でのひび割れや危険箇所等の確認を行い、設計を組み立てて金額を算出するが、実際に足場を組んで査定を見直したところ、危険箇所の増加が認められたために、今回の追加補正となったということでもあります。

また、成人式に係る事業についての質疑に対して、基本的にはユーチューブによる配信であること。市が持っているユーチューブでの権利があり、それを活用したネット配信を計画している。また、島外で活躍する島出身のアーティストからのメッセージ配信も計画しているということです。また、中止という結果を含め、これまでに関係する美容、理容や写真店などをはじめ、団体業界とも連携を図り、協議してきたということでもあります。

ほかにも、新型コロナウイルス感染症対策事業、市民球場のファールポールに係る実施設計業務、市民交流センター建設に係る補正予算等の中身についても質疑がございましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第97号 財産の取得について審査を行いました。GIGAスクール構想実現に伴い、市内小・中学校の情報機器を購入するもので、契約の相手方は市内に支社を持つリコージャパン株式会社。契約金額は2億1,912万円。契約の方法は随意契約です。

委員より、契約書において、納品後10日以内に検査を行うとあるが、予定する3,984台の検査が可能なのか、また、学校に設置し、教員指導などを含め実際に授業に導入されるまでの流れ等についての質疑に対し、検査については、納入された際のその都度の納品検査、検収をしているということ。教員の指導方法に関しては、機器のマニュアル等が製品の配送までには学校に配布され、事前に配布され、機器の納入後には使用できる状態であること。実際の稼働は4月以降を見込んでいるということでもあります。

また、これまでの当初計画を含めた全体的な状況と契約内容についての質疑に対して、当初計画においては、令和2年3月補正にて小学校5年生、6年生と中学校1年生の分を予算を計上。その後の今年6月に国からの依頼もあったことから、他の学年分の予算を6月議会に計上している。契約内容については、今回のように全国的な展開が図られる中、単一市町村による小規模な案件では、応札する業者がないという想定も考えられ、国のほうからも大規模な購入が発生することから、都道府県単位でまとめてプロポーザルを実施されるよう示され、奄美市も県のプロポーザルに参加したということです。また、今回の県が行うプロポーザルの内容については、まず、国のほうから補助の対象となる機種として三つのメーカーが示され、県が主体となるプロポーザルを行い、金額要件も兼ねて決定されました。その後の購入に関しては、各自治体において契約を結ぶ流れとなり、地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により、今回の随意契約に至ったということでもあります。ちなみに、タブレットの機種はアップル社のアイパッドであります。

次に、議案第84号 令和2年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について審査を行いました。

特に質疑はございませんでした。

次に、議案第85号 令和2年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）について、審査を行いました。

補足説明の主なものは、1款1項1目の委託料85万2,000円と備品購入費77万5,000円は、来年3月から開始されるマイナンバーカードを健康保険証として活用したオンライン資格確認の導入に係る経費であります。ほかに、新型コロナウイルス感染症の感染予防策を講じる病院、診療所、薬局に対する補助金等が計上されています。

委員より、オンラインシステム感染予防対策費について質疑があり、令和元年の法改正により、令和3年3月、オンライン資格確認が開始される。マイナンバーカードを利用するメリットとして、医療機関や薬局において、直ちに医療保険資格の確認ができ、過誤請求の減少が期待されたり、転職時においても、資格情報を登録することで、新たな保険証を待たずに受診できるようになるということでございます。

また、備品購入については、マスクや防護服、消毒品、パーテーションのほかに、顔探知の温度計等が計上されているということでもあります。

次に、議案第86号 令和2年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、審査を行いました。

補足説明後、委員より、地域支援事業中の高齢者元気度アップポイント事業について質疑があり、令和元年度の実績では一らしゃ券への交換は1,423名、購入額が272万2,000円。今年度についても、当初の見込みより増加が見込まれるための、今回の補正予算の計上でございます。

次に、議案第87号 奄美市訪問看護特別会計補正予算（第2号）について、審査を行いました。

主なものとしては、新型コロナウイルス感染症対策事業費70万円。病院や診療所、訪問看護ステーション等に対して感染症拡大防止に係る経費を計上。

質疑はございませんでした。

次に、議案第88号 令和2年度奄美市と畜場会計、失礼いたしました、次に、議案第88号 令和2年度奄美市と畜場特別会計補正予算（第2号）について、審査を行いました。

質疑はございませんでした。

次に、議案第98号 奄美市母子生活支援施設ひまわり寮の指定管理者の指定の期間の変更についてから、議案第106号 奄美市名瀬公民館及び分館の指定管理者の指定の期間の変更についてまでの5件を一括して審査をいたしました。

当局から補足説明があり、5件の指定期間については、今年度末で期限を迎えること。しかし、現況のコロナ禍の中、例年同様更新手続きを進めた場合、民間事業者等の応募が困難となることも想定される。総務省からも、今年度の手続きについては柔軟な対応を検討するよう、事務連絡があることから、今年度末で指定管理期間満了となる施設については、現指定管理者のまま、指定期間を1年間延長し、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであるということでございます。

委員より、今回のコロナ禍の中、競合する相手が出てこないかもしれないという点も含めて、期間の変更に至った理由についての質疑に対し、9月の議会全員協議会における説明後、現在の指定管理者とも協議を重ねた結果、今回の上程に至っているということでもあります。また、総務省からは柔軟な対応という通知であったが、コロナ禍の影響が今後も先行きが見えないということもあり、1年という経緯を見守りながら、今後、公募ができるようであれば、通常の手続きに戻すことを踏まえ、1年間という期間が設定されたということでもあります。

そのほかにも、名瀬公民館と、現在建設中である市民交流センター建設後における管理のあり方、直営管理から指定管理に移行するまでの期間の丁寧な進め方についても、質疑と要望がございました。

以上で、文教厚生委員会の審査報告を終わります。

なお、御質疑等ございましたら、ほかの委員の協力を得てお答えいたします。よろしくお願いいたします。

ます。

議長（与 勝広君） 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員会委員長（橋口耕太郎君） おはようございます。御報告申し上げます。

産業建設委員会は12月17日の1日間開会し、議案第83号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第9号）中関係事項についてから、議案第89号、議案第90号、議案第92号から94号、議案第96号、議案第102号から108号までの合計13件の議案を慎重かつ丁寧に審査をいたしました。

審査結果については、皆様のお手元に配付してあります審査報告書のとおり、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、主な質疑について御報告申し上げます。

はじめに、議案第83号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第9号）中、関係事項について当局より補足説明があり、委員より、水道料金はほかの市税と比べ、納付方法が違っていたが、現行の納付方法について、どのような種類があるか。また、クレジット収納システム構築に関して、水道課分は新型コロナ対策と違う一般財源になっている理由について質疑があり、昨年、コンビニ収納が3月1日からスタートした。現状では、市税と同様に各種コンビニエンスストア、スマホ決済で収納できるようになった。また、今回のクレジットカードの収納は新型コロナ防止策の一環として導入することを全庁的に決定した。財源については、国のコロナの交付金。また、財政調整基金と方法は2種類あり、ほかの事業執行を見て、最終的な判断になるとのこと。

複数の委員より、農業振興費、イノシシ対策について、2種類ある補助金の違い、捕獲種類別の頭数、罠の設置場所、食害、目撃情報の現状などについて質疑があり、当局より、まず鳥獣被害対策実践事業は国による10分の10の事業で、この中身に関しては、有害鳥獣を捕獲したイノシシに対する必要経費に関する助成金で、今回はこの助成金を使い、箱罠を12基設置する予定。次に、有害鳥獣捕獲事業費補助金は市単独事業で、有害鳥獣を捕まえた際の報奨金的な意味合いで支給しているもの。捕獲種類別では、令和2年度220頭のうち、銃による捕獲が137頭、罠による捕獲が83頭となっている。罠の設置場所は猟友会が設置し、安全性を考慮して、山の奥に設置している。笠利で今年度は目撃、食害、掘り起こしについて、21件の情報を把握。現在、これまで4か所に罠を設置したが、まだ捕獲に至っていない。今後は農家へ罠を貸し出し、なるべく繁殖しないように、また、早めに捕獲できるように取り組んでいく。昨年度が12件の目撃情報で、昨年より増えている。作物はサトウキビの食害が今年度、手花部集落の1か所で確認でき、被害は数本の咀嚼でさほど多くはないとのこと。

複数の委員より、商工費、本場奄美大島紬購入等助成金の内訳と、今後の見通しなどについて質疑があり、当局より、令和2年度購入費助成の内訳は、11月末現在で55件。一般の方23件、成人式が30件、洋服に仕立てた方が2件となっている。例年と比べ、成人式用に仕立てる方がかなり多くなっているとのこと。

また、複数の委員より、大島紬の生産反数、それと、生産額について。また、現在の反物の在庫などについて質疑があり、当局より、令和元年の生産反数は3,671反、生産金額は3億997万5,000円。平成30年が3,862反で若干減っている状況。また、市場の在庫は把握していないが、紬組合の在庫は令和元年で874点。販売組合は804点となっているとのこと。

紬購入費助成については、紬の香るまちづくりで市民の皆様に紬を着ていただく機会として制度を実施している。この購入費助成は平成28年度から5年間、本場奄美大島紬の産地再生計画というものを計画し策定。購入費助成も産地再生計画の令和3年度までだが、最終年度において継続するかどうかの検討の協議があると思っているとのこと。

委員より、商工費の工事請負費1,700万円の減額について、完成の予定と、この予算額で確実に執行できるのかとの質疑があり、当局より、柳橋の架け替え工事は県の工事で遅延しているという情報

は聞いているが、令和3年度中を目標にしていると確認している。今回の1,700万円の減額は、新年度予算へ計上し、これ以上の増額はないと考えている。

委員より、まちづくり整備の積立金と土地開発基金の現状について質疑があり、当局より、まちづくり整備基金へ、今回、補正で2,000万円を積み立て、この基金は末広・港土地区画整理事業の円滑な事業推進のために設立されたもので、目的は商店街への補助等に使用されている。今回の補正の積み立てで残高は2,475万81円となる。土地開発基金は、末広・港地区の中で購買された土地のうちの一部が、土地開発基金に属する土地で、売上金のうち421万8,400円を土地開発基金に戻すものとのこと。

委員より、空港管理費について、ほぼ県委託金で賄われていると思うが、今回の一般財源の支出の理由について質疑があり、当局より、例年であれば県からの委託金で毎年業務を行っている。今年度に関し、市が要望した1億1,599万9,000円に対して、県の内示額が1億6,700万円、失礼しました、1億676万5,000円という差があり、また、空港の消防職員を1名増やしたため補正したが、市から一般財源が出る形になった。今後、鹿児島県に委託料の一般財源繰入がないよう、予算確保に向け、離島行政懇談会などで強く要望していきたいとのこと。

委員より、工事請負費で国の補助金の減額内示、トータル4,325万1,000円の減ということになっている。公共工事がいろいろな形で国も減額を迫ってくると思うが、今後、どういう状況になるかとの質疑があり、当局より、県の道路維持課に予算の減額について確認したが、奄振枠全体として極端に減っている状況ではない。ただ、その奄振枠の中の調整として、今回、減額になったのではないか。原因については教えていただけなかったが、市からの要望については満額確保するようにしていきたいという答えをいただいているとのこと。

委員より、工事請負費の赤木名・笠利線について、1,328万6,000円が増加となっているが、これは当初予算と比べて、なぜ増加となったのか。その理由と、また、進捗状況について質疑があり、当局より、今回の増額補正は国の内示補正で要求した額より多く予算がつき、内示額の調整をするもの。内容は、今後、進めていく笠利線の工事の前倒しで、特別な新規、あるいは資材の高騰とかではない。進捗状況は3期工事として、令和元年まで880メートルを計画。残る880メートルの土質調査、法面、詳細設計の結果を基に、令和元年から令和10年までと事業を延伸し、約10年間の事業費は、約8億5,000万円で、事業費ベースでの進捗は1期、2期工事を全部含め62.7パーセントとなっているとのこと。

そのほか、若干の質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第89号 令和2年度奄美市水道事業会計補正予算（第2号）について、当局より補足説明があり、委員より、固定資産売却損について、損失として差額が出た理由について質疑があり、当局より、この土地は平成元年に購入。当時の奄美市名瀬の住宅地の地価公示価格と今年の価格を比較したら、約18パーセントぐらい下落をしていて、土地の下落による損失が約125万。諸々の構造物の撤去費用が約85万。合計約205万円の損失であったが、入札により184万に抑えられたとのこと。

そのほか、有利起債の活用などについての質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

次に、議案第90号 令和2年度奄美市下水道事業会計補正予算（第2号）について、当局から補足説明がありましたが、委員からは特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第94号 奄美市公共下水道施設条例の一部を改正する条例の制定について、当局から補足説明がありましたが、委員からは特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第93号 奄美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、当局から補足説明があり、委員から、4月1日から供用開始だが、入居に向けた手続き、進捗についてと、移住者が申し込む場合の連帯保証人について質疑があり、当局より、年明けの1月から正規に申し込み受付を開始する。また、あらゆる媒介を使って広報していきたいと考えている。既に2件ほど問い合わせはある。また、移住者の連帯保証人は令和元年末の条例改正で法人での保証という形もできるようになった。金銭

を払って法人に連帯保証していただくこともできるので、気軽に相談いただきたいとのこと。

そのほかには、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第96号 奄美市道路線の廃止及び認定について、当局より補足説明があり、若干の質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第92号 奄美市観光公園条例の一部を改正する条例の制定について、当局より補足説明があり、若干の質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第108号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について、当局より補足説明がありましたが、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第102号 奄美市ひと・もの・交流プラザの指定管理者の指定期間の変更についてから議案第105号 奄美市都市公園の指定管理者の指定の期間の変更について及び議案第107号 あやまる岬観光公園の指定管理者の指定の期間の変更についてまで、一括として議題とし、当局より補足説明があり、委員より、コロナ警戒レベルが上がった場合の閉館の判断について、市当局が決めるのか、指定管理者側が決めるのかについて質疑があり、当局より、まず市においてはコロナウイルス対策本部の会議を設置し、その中で、市が保有する施設の全体的な扱いについて協議することとなっている。指定管理者の都合、考えもあるため、市の方針と指定管理者の皆様の意見も聞きながら、閉館などの判断をしていくということになるとのこと。

そのほか、若干の質疑がありましたが、この際、省略いたします。

以上で、産業建設委員会の報告を終わりますが、御質疑がございましたら、他の委員の協力を得てお答えいたします。よろしくお願いいたします。

議長（与 勝広君） 次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員会委員長（川口幸義君） おはようございます。それでは、総務企画委員会に付託されました3件について、去る12月18日を1日限りとし、丁寧に審査した結果、報告いたします。

議案83号、議案91号及び議案95号について、これらの議案3件につきましては、お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおり、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

議案83号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第9号）中関係事項について、当局から、13目庁舎建設事業費、12節委託料の工事監理業務1、323万1,000円について、本工事の工期を4か月延長することに伴う監理業務委託の延長見込額を計上している。14節工事請負費9,500万円について、市民広場・立体駐車場整備工事の工期延長に伴う経費、労務単価の改定、設計変更や追加に伴う経費や間接費の見込み額を計上していると補足説明がありました。

当局から、税務課の所管する主な事項について、1款市税・個人分・所得割1,000万円の増額については、当初予算において、過去5年間の納税義務者所得割額の伸び率や令和元年度の実績などを勘案して、個人分は16億1,555万4,000円を見込んでおりましたが、今年は10月末までの所得割の実績当初見込みを上回ったために増額補正とした。主な原因としては、納税義務者数及び給与所得が増加したことによる特別徴収額の伸びによるものであるとのこと。

次に、2目法人分、1節現年課税分の法人税割1,000万円の減額については、当初予算において、法人分は2億6,119万4,000円を見込んでおりましたが、上半期の実績と下半期の予測を合計した結果、当初の見込みを下回ることが予測されたため、減額補正とする。業種としては、運輸、郵便業、不動産、物品、賃貸業、医療福祉業、卸・小売業において、前年度と比べて税額が減少している。これはコロナウイルス感染症の影響による企業収益の悪化が主な原因であることを分析しているとのこと。

次に、2款1項17目新型コロナウイルス感染症緊急対策事業、12節委託料のうち、クレジット収納業務2

16万円については、令和3年度から実施するクレジット収納業務に対応するためのシステム改修等の初期導入費用であるなどの補足説明がありました。

委員から、市民広場と立体駐車場の工期が遅れた原因について質疑があり、当局から、市民広場と立体駐車場の中での立体駐車について、国土交通大臣から認定を受けた立体駐車場を施工できるメーカー、その中から、実際に採用するメーカーを受注者側が選定する。その後、詳細な設計を行う工法をとっており、それにより、詳細の設計、図面の作図、建築確認申請の手続き、申請期間での審査など、その受注後にその交付を行うことになる。よって、その通常と違う特殊な工法をとっているもので、当初、我々が予定した工期よりも申請の手続きなど審査等に期間を要することになり、当初の段階から現場の着工が4か月ほど遅れたことが原因であるなどの答弁がありました。

委員から、クレジット収納1件当たりの市の負担額について質疑があり、当局より、1件当たりの市の負担はコンビニ収納とスマホ決済に関しては税抜きで57円。今回、導入する口座振替とクレジット収納においては、市の負担は税抜きで10円になっていると補足説明がありました。

よって、議案83号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第9号）中、関係事項については、これを原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他にも、委員から質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

それでは、次に、議案91号 名瀬市大島郡住用村及び同郡笠利町の配置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例の制定について及び議案95号 奄美市市町村建設計画の変更についての2件の議案を一括して審査の補足説明がありました。

当局から、議案91号は今年度末が期限となっている、地域自治区の設置期間を5年間延長するため、所要の規定を整備するものであります。議案95号については、合併特例債を発行できる期間が5年間延長されていることに伴い、本市においても引き続き合併特例債を活用可能とするために、所要の変更をしようとする。合併特例債の活用期間については、熊本地震などの全国的に相次ぐ大規模災害や全国的な建設需要の増大を勘案し、合併特例債発行期限を、東日本大震災被災者市町村では25年間、それ以外の市町村では20年間に延長する改定特例法が平成30年度に成立していると。このことを受け、本市においても5年間の期間延長を行うとともに、市町村建設計画の策定に対して、地域の声を反映させる地域自治区の設置期間についても、併せて5年間延長しようとする補足説明がありました。

これに関して、委員から特段の質疑はありませんでした。

以上で、審査報告を終わりますが、御質問がございましたら、他の委員の協力を得てお答えいたします。よろしくお願いします。

議長（与 勝広君） これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

本議案に関する委員長の報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

ただいまの26件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 83 号から議案第 108 号までの 26 件は、いずれも原案のとおり可決されました。

○

議長（与 勝広君） 日程第 2、陳情第 7 号 奄美駐屯地への電子部隊配備に反対する決議を求める陳情についてを議題といたします。

総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員会委員長（川口幸義君） それでは、総務企画委員会に付託されました陳情につきまして、その審査の結果について御報告いたします。

総務企画委員会に付託されました陳情第 7 号 奄美駐屯地への電子部隊配備に反対する決議を求める陳情について、その結果はお手元に配付してある総務企画委員会審査報告書のとおりであります。

以下、その審査の経過について御報告いたします。

陳情第 7 号の陳情者は、奄美市名瀬和光町、戦争のための自衛隊配備に反対する奄美ネット代表城村典文さんです。

陳情事項は奄美駐屯地への電子部隊配備反対の決議をすることです。

委員から、この電子部隊の配備態勢を整えること自体が抑止力となり、事前の防止となり得るとの意見がありました。また、委員から、抑止力という言葉が出ていたが、電子部隊の配置だけで終わらず、日米共同基地化に進まないか不安に思う。平和外交への道を奄美市議会からも、発信してもよいのかなと思うという意見がありました。

この陳情につきましては、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上をもちまして、総務企画委員会に付託されました陳情の審査内容の報告を終わります。

なお、御質問がございましたら、他の委員の協力を得てお答えいたしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

議長（与 勝広君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

通告がありましたので、日本共産党 荒田幸司君の発言を許可いたします。

5 番（荒田幸司君） おはようございます。日本共産党の荒田幸司です。私は陳情第 7 号 奄美駐屯地への電子戦部隊に反対する決議を求める陳情について、採択を求める立場で討論に参加します。

さて、南西諸島における軍事基地建設の総仕上げとも言われる米軍空母艦載機の離着陸訓練 FCLP の移転先として防衛省が進めている西之表市馬毛島への自衛隊基地建設計画。その第一歩となるボーリング調査が 12 月 21 日から始まりました。西之表市の八板俊輔市長は、10 月に失うものが大きいと反対を表明。11 月には、岸信夫防衛大臣と面会をし、ボーリング調査を含め、計画を進めないでほしいと訴えています。また、八板市長は市ホームページで騒音被害や環境汚染に懸念を示し、軍事上の標的となり、地域の安全が脅かされる。一度基地を容認すると、米軍は自由に行動でき、国内法で歯止めがかけれない状態が、沖縄をはじめ日本各地で起きている。基地に頼った地域振興に対しても、一度踏み入れれば引き返せなくなるとも述べています。今回の陳情の趣旨に、地对空ミサイル用のレーダーの強力な電磁波に電子戦部隊が放射する電磁波が加わることで、健康被害が起こる危険性が増すことの不

安や、有事の際に戦場と化す可能性が高まることの訴えが述べられています。奄美の軍事基地化と馬毛島問題は、期を一にする事案と考えられます。さて、平和の問題を語るときに、武力による抑止力で平和を維持していくのか。話し合いによる外交努力で平和を維持していくのか、分かります。私は憲法9条を生かし、話し合いによる外交努力で平和を維持していくことを選択するものです。政府は南西諸島の防衛力強化を進める理由として、中国の海洋進出、特に尖閣諸島問題を挙げています。1972年、昭和47年、中国との国交正常化交渉を終えた直後に、当時の田中角栄首相と周恩来首相は尖閣諸島の領有権については、日中双方が棚上げを確認しました。ところが、2012年、当時東京都知事であった石原慎太郎氏が突然尖閣諸島の購入計画を発表しました。最終的には時の内閣が尖閣諸島を国有化したことにより、中国の尖閣諸島周辺における領海、領空侵犯が飛躍的に増加しています。時を同じくして、2012年、第2次安倍内閣が発足して以降、中国の海洋進出や北朝鮮のミサイルの脅威を理由として、戦争できる国づくりが加速をしました。具体的には、悪法とも言える特定秘密保護法や安全保障関連法という名の戦争法、テロ等準備罪、通称共謀罪が国会の数の力で強硬成立した法整備は進みました。以上のような状況を見たときに、今の日本は安倍前首相が望んだ戦前帰郷にベクトルが確実に向けられていると感じております。安倍政治を忠実に継承した菅内閣も同じ方向に進んでいます。この二つの内閣には、9条を守り生かす平和外交の選択肢はないように感じられます。核兵器禁止条約に背を向け続けるのは、その際たるものではないでしょうか。菅首相による日本学術会議新会員6名の任命拒否問題は異論を許さない政権の体質を見事に表しています。任命拒否された6名は、安倍政権下の悪法に反対を表明してきた研究者たちです。異論を許さない社会は戦争への道につながるのではないのでしょうか。また、武力による抑止力は際限がなくなり、行きつく先は人間同士の殺し合いに行きつくと考えられます。アジアの人々、2,000万人、日本人310万人以上が犠牲となったと言われる先の大戦の轍を再び繰り返す道を選ぶのでしょうか。それは、今を生きる私たちの肩にかかっています。電子戦部隊は敵基地攻撃に連動しています。電子戦部隊の受け入れは、菅政権が進める戦争できる国づくりに加担することにつながるのではないのでしょうか。沖縄本島をはじめ、宮古島、石垣島、そして、西之表市馬毛島から軍事基地いらないの声が力強く上がっております。その声に応じ、奄美市議会もこれ以上の基地強化は許さないの声を上げていただくことをお願いし、討論を終わります。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

この採決は起立表決に代わり、電子表決により行います。

本件に関する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

この際、念のため申し上げます。委員会が不採択のときは、本会議において、改めて採否をお諮りすることになっておりますので、表決に当たっては御注意願います。

お諮りいたします。

本件を賛成とする諸君は賛成のボタンを、反対とする諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

押し忘れ、ありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

（電子表決開票）

賛成少数であります。よって、陳情第7号は不採択とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

10時35分に再開いたします。（午前10時19分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前10時35分）

日程第3、議案第109号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。ただいま上程されました議案第109号の提案理由を御説明いたします。

議案第109号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第10号）につきましては、国の新型コロナ対策事業を年内に執行するため、追加計上するものでございます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費におきまして、ひとり親世帯を支援するひとり親世帯臨時特別給付金事業に要する経費として3,369万6,000円を追加計上いたしております。

歳入におきましては、歳出と同額を国庫支出金に計上いたしております。

今回の補正で3,369万6,000円を追加することにより、令和2年度奄美市一般会計予算の総額は410億3,677万7,000円となります。

以上をもちまして、議案第109号の提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（与 勝広君） これから、本案に対する質疑に入ります。

なお、議案に対する質疑でありますので、所見等は述べないよう、お願いいたします。

通告がありましたので、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。議案第109号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第10号）について、質疑をさせていただきます。

その前に、字句の訂正をお願いいたします。（2）のところ、議案第54号6月補正、予算8,158万円が計上したというふうに訂正をお願いいたし、もう一つは（2）のその下の①、児童扶養手当、「扶養」を入れていただきたいというのと、③の後段のほうに、児童手当とありますが、「児童扶養手当」ということと、④が、議案54号6月補正、予算8,158万円の執行額の実績をお示しく下さいということで、訂正をいただきたいと。最後ですけれども、（6）の①と②となっておりますが、②、③の対象者というふうに訂正をいただきたいと思います。

それでは、さっそく質疑に入らせていただきます。

（1）専決9号、6月補正でも、市単独でひとり親世帯への臨時特別給付金8,158万円が計上されておりました。また、6月補正予算、議案54号でも、国庫補助が計上されておりましたが、国が再度計上したことをどのように捉えているのかの見解をお聞かせいただきたいと思います。なぜ2度も3度もこういった同じような給付金が出てくるのかということでございます。

（2）先ほど申し上げました議案第54号、6月補正予算、補正予算の8,158万円が計上したひとり親世帯への臨時特別給付金というのがありますけれども、その実績について、以下によりお示しをいただきたいと思います。

①は、令和2年6月分の児童扶養手当が支給された方の数。うち、給付金が支給された方の数。

②は、公的年金を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当支給が全額停止されている方の数。

うち、給付金が支給された数は幾らなのか、お示しをいただきたいと思います。

③は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方々と同じ水準になっている方の数。うち、給付金が支給された方の数をお示してください。

④は、議案54号、6月補正予算8,158万円の執行額の実績、金額・世帯等があればお示しをしていただきたいと思います。

⑤は②・③は申請による給付金の支給額となっていましたけれども、対象者に対してどのような広報がなされ、どのような支援等がなされたのかをお伺いをいたします。

(3) 6月補正予算の執行における反省点。先ほど言った申請者と、何もしなくても行政が支給をするというようなふうに分かれておりますけれども、そういった方々、かなり支給に差があったような気がしますけれども、そういった対象者に対してどのような広報がなされて、どのような支援等がなされたのかをお伺いをいたします。

(3) 先ほど申し上げました6月補正予算の執行における反省点から、今回の給付に生かすべきことがあればお示しをいただきたいと思います。

(4) 12月の再給付手続き等について、申請方法や受付期間等を御説明をいただきたいと思います。年内にということも新聞報道等ではありましたが、そういったところも含めてですね、よろしくお願いしたいと思います。

(5) は、対象者686世帯、第2子以降の児童が412人の予定であり、総支給額が4,666万円。今回の予算は3,341万円で、1,325万円ぐらいの差がありますけれども、この差、数値の根拠と年内支給を目指すとしておりますけれども、その辺も含めて、お示しをいただきたいと思います。

(6) 最後になりますけれども、(2)の②と③の対象者の把握はどのような手段で行うのかをお示しをいただきたいと思います。以上です。よろしくお願いをいたします。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

福祉政策課長（寿山一昭君） おはようございます。それでは、関議員の質問にお答えいたします。

1の1番の件ですが、ひとり親世帯への臨時特別給付金についてお答えをいたします。まず、議員御案内のとおり、5月1日付の専決9号にて、ひとり親世帯への臨時特別給付金3,365万円を計上しております。これは、本市独自で実施したもので、国による1人10万円の特別定額給付金の支給がされる中、経済的に厳しい生活状況の中で子育てと仕事を1人で担う奄美市民のひとり親家庭に対しては、さらなる支援が必要であると判断し、国の制度がない中でしたが、市独自の政策として速やかな経済的支援を行うために、児童扶養手当受給世帯に対して1世帯5万円を支給したものでございます。その後、国の第2次補正予算において、ひとり親世帯については、新型コロナ感染拡大の中で、お金や仕事、暮らしなどの課題を抱え、生活に困窮している場合もあるとの理由で、収入の少ないひとり親世帯への臨時特別給付金の支給が決定し、本市においては7月1日付の議案第54号にて、8,158万円の補正予算を計上し、国事業として、ひとり親世帯臨時特別給付金の支給を行ったところでございます。

今回、第109号で計上する事務費を含めたひとり親世帯臨時特別給付金3,369万6,000円の補正予算については、国の第3次補正予算を受けてのもので、これはひとり親家庭が元々経済的基盤が弱く、厳しい生活状況である中、未だ新型コロナウイルス感染症の影響が続き、依然として生活実態が厳しい状況が長期化していることを踏まえ、前回の国の制度を基にして、同様に国事業として給付金を再支給するものでございます。ひとり親世帯への支援については、市独自の支援も含め3回目となりますが、未だ新型コロナの影響の収束が見えない中で、生活困窮のリスクも高く、経済的負担も大きいひとり親世帯に対する支援は必要なものであると考えております。

次に、（２）の①についてでございます。国の事業の「ひとり親世帯臨時特別給付金」事業についての御説明をいたします。本事業におきましては、児童扶養手当の受給者を対象とする「基本給付」と、その内、新型コロナの影響により収入が減少している方へ追加して給付する「追加給付」がございます。実績につきましては、令和２年１２月１１日時点のものととなります。令和２年６月分の児童扶養手当の支給対象者は、６５６世帯でございます。その全ての世帯に対し、基本給付の支給をいたしました。また、追加給付につきましては、児童扶養手当の現況届時に個別に申請の有無を確認し、２１２世帯に支給いたしました。

②についてでございます。公的年金を受給しており、児童扶養手当が全額支給停止等されている世帯につきましては、３６世帯でございます。この内、給付金、基本給付は１５世帯に支給してございます。また、追加給付につきましては、基本給付申請時に個別に申請の有無を確認した上で、７世帯に支給いたしました。

③です。所得超過等により、児童扶養手当の支給がされていない世帯につきましては、５３世帯でございます。この内、新型コロナにより家計が急変したことで、給付対象となる基本給付は１５世帯に支給いたしました。また、追加給付につきましては、家計が急変された世帯は支給対象外となっております。

④でございます。１２月１１日現在、基本給付が６８６世帯、追加給付が２１９世帯で、受給延べ世帯数は９０５世帯となっており、支給総額は５，７６１万円となっております。

⑤です。公的年金を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方や、新型コロナの影響で家計が急変した方への周知・広報につきましては、児童扶養手当の認定において、全停止等の認定を受けた世帯だけではなく、ひとり親家庭医療費助成制度を利用している世帯などから、対象となるひとり親世帯の把握ができることから、ひとり親世帯臨時特別給付金の案内文書を個別に発送し、制度の周知を図っているところでございます。今後、市のホームページや広報紙などにより、制度の周知を図ってまいります。

（３）番です。６月補正予算の執行におきましては、適切に執行されているところでございますが、現在、予算残額が２，３８１万５，０００円。執行率としましては７０．６９パーセントと執行残がある状況です。この状況につきましては、本給付の性質上、申請があった際は早急に支給を行う必要があったことから、新型コロナの影響により収入が減少している世帯に追加して給付する追加給付の対象者を基本給付対象者の約９割程度というふうに見込んで予算計上しておりましたが、実績としましては約５割以下の申請に留まったことによるものでございます。今回の補正につきましては、現在の実績を基に、精度を高めた必要額を計上してございますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

（４）番です。再支給の申請方法につきまして、御説明をいたします。再支給につきましては、１２月１１日時点でひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付の支給決定している世帯に対しては、申請不要として取り扱い、本議会予算成立後に年内支給に向けて支給事務を進めてまいりたいと考えております。１２月１２日以降にひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付の支給決定される世帯に対しましては、基本給付申請時に併せて再支給の手続きを行い、基本給付と併せて早期に支給したいと考えております。なお、受付期間につきましては、前回のひとり親世帯臨時特別給付金の受付期間同様、令和３年２月２６日までとなっております。

（５）番、議員御案内のとおり、年内支給予定世帯数は６８６世帯、第２子以降の児童数４１２人で、総支給額は４，６６６万円となっております。この数値の根拠といたしましては、先ほど答弁いたしましたとおり、１２月１１日時点において、ひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付の支給を決定しているものでございます。なお、１２月１２日以降のひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付支給決定につきましては、随時支給を行ってまいります。今回、３，３４１万円を計上しておりますが、この補正額につきましては、前回の追加給付の対象世帯が想定よりも申請が少なかったことにより、予算執行残があることから、今後の支出見込みを改めて精査した上で、必要額を計上させていただいたところでございますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

6 番です。公的年金を受給しており、令和 2 年 6 月分の児童扶養手当が全額停止されている世帯及び所得超過で全額停止されている、新型コロナの影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている世帯の把握につきましては、そもそも児童扶養手当の認定において、全額停止等の認定を受けた世帯は担当のほうで把握しております。このほか、高額所得などの理由により児童扶養手当の認定を受けずに、ひとり親家庭医療費助成制度を利用している世帯もあることから、そちらから対象者をリストアップすることで、対象世帯を把握しております。答弁は以上です。

14 番（関 誠之君） はい、御丁寧な答弁をありがとうございます。この質問の趣旨はですね、先ほども申し上げましたけれども、ひとり親世帯のコロナが続いているということで、かなり厳しいだろうということで、その給付をするのは非常に歓迎をいたすことでありますけれども、そのものが、先ほど答弁がありましたとおり、8,458 万円の予算を組んで、5,761 万円、率にして 70.69 パーセントということでありますから、非常にこれ難しいことだと思います、この対象者、いわゆる児童扶養手当を支給されている中での、人たちはすぐコンピューターで出せば何とかなるんでしょうけれども、この書いてあります、(2)の②と③の対象の方々ですね、これが先ほど努力をしているようでしたけれども、本当に十分にと言いますか、100 パーセント行き渡っているかどうかということも含めて、今後の支給については、もっと前回の反省を踏まえながら、1 人でも多くの方がですね、しっかりと給付が受けられるようにということを願っております。

そこで、質問ですけれども、そういう中で前回申請をしなかったけれども、給付の対象者になる方が出てくるかもしれません。そういった人たちというのは、前回貰えなかった部分と今回の部分が貰えるようになるのかというのが 1 点であります。それで、あとこの、やはり対象者の、2 と 3 の対象者の把握、これがなかなか難しいんですけれども、再度どのような形で行うのかということが 2 点目。3 点目はですね、先ほど 12 月の再給付について、申請方法、受付期間等を示していただきましたけれども、この方々、先ほどいった非常に把握の難しい人たちに、もう一歩前に進んでですね、広報のあり方、やり方を少し知恵があったら教えていただきたいというふうに思います。3 点、よろしく願いをいたします。

福祉政策課長（寿山一昭君） 質問は三つあったと思いますが、一つ目に関しましては、前回、申請をしていない方に対しても、前回分に重ねて、また、今回分も支給できるかというような内容であったかと思いますが、前回、申請していない方でも、前回分と、また、今回の分と、両方とも貰えるものでございます。改めて申請をしていただければ、両方とも貰えるものでございます。

あと、対象者の把握についてという、2 番、3 番、年金を給付している方ですね、公的年金を給付している方で貰っていない方、あと、収入等が多いために児童扶養手当を貰っていない方々への周知、公報という内容だと思うんですけれども、先ほど言いました、児童扶養手当認定の申請をする際には、公的年金を貰っている方にしても、収入が多い方に関しても、基本的には申請をしていただきまして、児童扶養手当が貰えるようになるのか、そうでないのかというふうに、その時点で分かりますので、当初のその申請の段階で、児童扶養手当は該当にならないとなった方もこちらのほうで把握しております。児童扶養手当は支給されていないですけれども、この方はひとり親ですというような内容を把握しているということなんですけれども、そういう内容を把握しておりますので、直接、そういう方々に対しては、また、文書でもって、児童扶養手当を貰っていないんですけれども、ひとり親であることは把握していますので、その方々に文書でもって連絡しているという状況があります。また、ひとり親医療費助成事業を受けている方も、児童扶養手当は貰っていないんですけれども、ひとり親医療費助成事業を使っている方もいますので、そういった名簿等を活用して、1 人でも残さないように、児童扶養手当を貰っていない方への案内と言いますか、広報もやっております。

三つ目に関して、今回の再支給ということで、家計が急変した方々なども含めて、広報を周知徹底す

るように、1人でも残さないようにということであると思うんですけども、また、今までと、やり方としては、なかなか新たなやり方が難しいんですが、同じように、また、広報紙を活用したりとか、また、もう市のホームページを活用したりとか、あるいは新聞を活用したりとか、いろんな方法でもって、対象者には呼び掛けていきたいと思います。また、最初に言ったように、もうその文書でお知らせする、各個人にお知らせするという事はありつつですが、また、可能な限りの広報の手段を使いまして、やっていきたいと考えております。以上です。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。是非ですね、予算は先ほど申し上げたとおり、まだ2,300万円余りと今回の予算もありますから、しっかりと対象者には給付をしていただきたいというふうに思いますが、最後になりますけれども、1回目の給付を受けている人は、もう申請をしないでいい訳ですね。そういうことも含めて、課長ですね、12月年内、支給を頑張るという決意も含めて、見解をお聞かせいただきたいと思います。以上です。

福祉政策課長（寿山一昭君） はい。確認があったと思いますが、前回貰っている方に関して、特に申請手続きも必要なく、こちらから支給することができます。そして、今年、年内ですね、年内の支給、28日までと言いますか、年内の支給は必ずできるように、段取りはやっておりますので、年内支給をやっていきます。

（「頑張ってください」と呼ぶ者あり）

議長（与 勝広君） はい、ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから、本案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第109号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第10号）については、原案のとおり可決されました。

○

議長（与 勝広君） 日程第4、発議第8号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

9番（栄 ヤスエ君） おはようございます。発議第8号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書案の朗読して説明に変えさせていただきます。

日本産科・婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子

どもは5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。これは、実に16人に1人が体外受精で生まれたことになる。また、晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4,893件と過去最高となった。

国においては、2004年度から年1回、10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は1回当たり数十万円の費用がかかり、何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大及び所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。そこで、政府におかれては、不妊治療を行う人々が今後も安心して治療に取り組むことができるよう、以下の事項について早急に取り組むことを強く求めます。

一つ、不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないよう、十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」、さらには「男性に対する治療」についても、その対象として検討すること。

二つ目、不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など、既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。

三つ目、不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなどの不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。

4番目、不育症への保険適用や事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。

以下、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（与 勝広君） これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、発議第8号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

○

議長（与 勝広君） 日程第 5，議員辞職についてを議題といたします。
辞職願を朗読させます。

議会事務局次長（重信竜昇君） 辞職願を朗読いたします。令和 2 年 1 2 月 1 8 日，奄美市議会議長 与
勝広殿。奄美市議会議員橋口和仁。

辞職願。

今般，一身上の都合により，令和 2 年 1 2 月 3 1 日をもって議員を辞職したいので，許可されますよ
う願い出ます。

以上でございます。

議長（与 勝広君） お諮りいたします。

橋口和仁君の議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，橋口和仁君の議員の辞職を許可することに決定いたしました。

○

議長（与 勝広君） 日程第 6，議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第 1 6 6 条の規定に基づき，お手元に配付のとおり，議員の諸君を鹿児島県市議会議員研修
会及び議会報告会に派遣いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，議員を派遣することに決定いたしました。

なお，派遣の内容に変更が生じた場合は，議長に一任願います。

○

議長（与 勝広君） 日程第 7，閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長からお手元に配付してあります文書表のとおり，閉会中の継続審査及び調査の申し出
がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり，これを閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，申し出のとおり，これを閉会中の継続審査及び調査とすることに決しました。

以上で，本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって，令和 2 年第 4 回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前 1 1 時 1 0 分）

○

以上，本会議の次第を記載し，相違なかったことを認め，ここに署名する。

奄美市議会議長 与 勝広

奄美市議会議員 安田 壮平

奄美市議会議員 関 誠之

奄美市議会議員 奥 輝人

(別 紙)

一般会計決算等審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 110 条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第 67 号	令和元年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの

令和 2 年 12 月 8 日

一般会計決算等審査特別委員会委員長 橋口 耕太郎

奄美市議会議長 与 勝広 殿

特別会計決算等審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第68号	令和元年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(2)	議案第69号	令和元年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(3)	議案第70号	令和元年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(4)	議案第71号	令和元年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(5)	議案第72号	令和元年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(6)	議案第73号	令和元年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(7)	議案第74号	令和元年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(8)	議案第75号	令和元年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(9)	議案第76号	令和元年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(10)	議案第77号	令和元年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(11)	議案第78号	令和元年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	原案可決すべきもの及び認定すべきもの

令和2年12月8日

特別会計決算等審査特別委員会委員長 奥 輝人

奄美市議会議長 与 勝広 殿

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件 名	審査の結果
(1)	議案第83号	令和2年度奄美市一般会計補正予算（第9号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第84号	令和2年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について	原案可決すべきもの
(3)	議案第85号	令和2年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）について	原案可決すべきもの
(4)	議案第86号	令和2年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決すべきもの
(5)	議案第87号	令和2年度奄美市訪問看護特別会計補正予算（第2号）について	原案可決すべきもの
(6)	議案第88号	令和2年度奄美市と畜場特別会計補正予算（第2号）について	原案可決すべきもの
(7)	議案第97号	財産の取得について	原案可決すべきもの
(8)	議案第98号	奄美市立母子生活支援施設ひまわり寮の指定管理者の指定の期間の変更について	原案可決すべきもの
(9)	議案第99号	奄美市軽費老人ホーム奄美市立たかもり寮の指定管理者の指定の期間の変更について	原案可決すべきもの
(10)	議案第100号	奄美市名瀬運動公園、奄美市名瀬総合体育館及び奄美市名瀬古見方多目的広場の指定管理者の指定の期間の変更について	原案可決すべきもの
(11)	議案第101号	太陽が丘総合運動公園、奄美市笠利B＆G海洋センター及び奄美市笠利農村環境改善センターの指定管理者の指定の期間の変更について	原案可決すべきもの
(12)	議案第106号	奄美市名瀬公民館及び分館の指定管理者の指定の期間の変更について	原案可決すべきもの

令和2年12月24日

文教厚生委員長 竹山 耕平

奄美市議会議長 与 勝広 殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件 名	審査の結果
(1)	議案第83号	令和2年度奄美市一般会計補正予算(第9号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第89号	令和2年度奄美市水道事業特別会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第90号	令和2年度奄美市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(4)	議案第92号	奄美市観光公園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(5)	議案第93号	奄美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(6)	議案第94号	奄美市公共下水道施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(7)	議案第96号	奄美市道路線の廃止及び認定について	原案可決すべきもの
(8)	議案第102号	奄美市ひと・もの交流プラザの指定管理者の指定の期間の変更について	原案可決すべきもの
(9)	議案第103号	奄美市健康体験交流施設の指定管理者の指定の期間の変更について	原案可決すべきもの
(10)	議案第104号	奄美市奄美大島選果場の指定管理者の指定の期間の変更について	原案可決すべきもの
(11)	議案第105号	奄美市都市公園の指定管理者の指定の期間の変更について	原案可決すべきもの
(12)	議案第107号	あやまる岬観光公園の指定管理者の指定の期間の変更について	原案可決すべきもの
(13)	議案第108号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について	原案可決すべきもの

令和2年12月24日

産業建設委員長 橋口 耕太郎

奄美市議会議長 与 勝広 殿

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第83号	令和2年度奄美市一般会計補正予算(第9号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第91号	名瀬市, 大島郡住用村及び同郡笠利町の廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第95号	奄美市市町村建設計画の変更について	原案可決すべきもの
(4)	陳情第7号	奄美駐屯地への電子部隊配備に反対する決議を求める陳情	不採択とすべきもの

令和2年12月24日

総務企画委員長 川口 幸義

奄美市議会議長 与 勝広 殿

令和2年12月24日

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び奄美市議会会議規則第166条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1 鹿児島県市議会議員研修会について

- (1) 派遣目的 奄美市議会基本条例第15条の規定に基づき、議員研修参加により議員の資質の向上を図るため
- (2) 派遣場所 鹿児島市
- (3) 派遣期間 令和3年1月14日（木）～1月15日（金）
- (4) 派遣議員 本市議会議員全員

2 議会報告会について

- (1) 派遣目的 奄美市議会基本条例第7条の規定に基づく議会報告会開催のため
- (2) 派遣場所 奄美市内3地区3か所（名瀬地区・住用地区・笠利地区）
- (3) 派遣期間 令和3年2月10日（水）
- (4) 派遣議員 本市議会議員全員

令和2年12月24日

奄美市議会議長 与 勝広 殿

議会運営委員長 伊東 隆吉

閉会中の継続審査の申出について

議会運営委員会は、下記案件について、なお検討を要するため、閉会中も継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定によって申し出ます。

記

○ 議会運営委員会

- 1 議会運営に関する事項について
- 2 議長の諮問する事項について

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたことになる。また晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4893件と過去最高となった。

国においては2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大および所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

そこで、政府におかれては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことが出来るよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」さらには「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること。
- 2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。

- 3 不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
- 4 不育症への保険適用や、事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。

以上，地方自治法第 99 条の規定に基づき，意見書を提出する。

令和 2 年 1 2 月 2 4 日

奄 美 市 議 会